

平成 16 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成16年
小樽市議会 第2回定例会 会期及び会議日程

会期 6月7日～6月23日(17日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
6月 7日 (月)	提案説明	
8日 (火)	休 会	
9日 (水)	〃	
10日 (木)	〃	
11日 (金)	会派代表質問	
12日 (土)	休 会	
13日 (日)	〃	
14日 (月)	会派代表質問	
15日 (火)	一般質問	
16日 (水)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
17日 (木)	〃	〃 (総務・厚生所管)
18日 (金)	〃	〃 (総括質疑)
19日 (土)	〃	
20日 (日)	〃	
21日 (月)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
22日 (火)	〃	
23日 (水)	討論・採決等	

平成16年
小樽市議会
第2回定例会会議録目次

○ 6月7日（月曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 陳情の取下げ.....	3
1 日程第3 議案第1号ないし第17号並びに報告第1号及び第2号.....	3
○市長提案説明（議1～16、報1、2）.....	3
○提案説明（議17 若見議員）.....	5
採 決（議1）.....	6
1 日程第4 休会の決定.....	6
1 散 会.....	6

○ 6月11日（金曜日） 第2日目

1 出席議員.....	9
1 欠席議員.....	9
1 出席説明員.....	9
1 議事参与事務局職員.....	10
1 開 議.....	11
1 会議録署名議員の指名.....	11
1 日程第1 議案第2号ないし第17号並びに報告第1号及び第2号.....	11
○会派代表質問 菊地議員.....	11
○会派代表質問 成田議員.....	25
1 散 会.....	38

○ 6月14日（月曜日） 第3日目

1 出席議員.....	39
1 欠席議員.....	39
1 出席説明員.....	39
1 議事参与事務局職員.....	40
1 開 議.....	41
1 会議録署名議員の指名.....	41
1 日程第1 議案第2号ないし第17号並びに報告第1号及び第2号.....	41
○ 会派代表質問 秋山議員.....	41
○ 会派代表質問 山口議員.....	50
1 散 会.....	60

○ 6月15日（火曜日） 第4日目

1 出席議員.....	61
1 欠席議員.....	61
1 出席説明員.....	61
1 議事参与事務局職員.....	62
1 開 議.....	63
1 会議録署名議員の指名.....	63
1 日程第1 議案第2号ないし第18号並びに報告第1号及び第2号.....	63
○ 市長提案説明（議18）.....	63
○ 一般質問 武井議員.....	63
○ 一般質問 森井議員.....	75
○ 一般質問 高橋議員.....	80
○ 一般質問 新谷議員.....	90
○ 一般質問 上野議員.....	106
○ 一般質問 大橋議員.....	109
○ 一般質問 井川議員.....	112
予算特別委員会設置・付託.....	119
常任委員会付託.....	119
1 日程第2 陳情.....	119
予算特別委員会付託.....	119
常任委員会付託.....	119

付託替え.....	119
1 日程第3 休会の決定.....	119
1 散 会.....	119
○ 6月23日（水曜日） 第5日目	
1 出席議員.....	121
1 欠席議員.....	121
1 出席説明員.....	121
1 議事参与事務局職員.....	122
1 開 議.....	123
1 会議録署名議員の指名.....	123
1 日程第1 議案第2号ないし第18号並びに報告第1号及び第2号並びに請願、陳情及び 調査.....	123
予算特別委員長報告.....	123
議案第2号・第18号修正案の趣旨説明（菊地議員）.....	126
○ 討 論 古沢議員.....	127
○ 討 論 佐々木（茂）議員.....	128
○ 討 論 森井議員.....	129
○ 討 論 高橋議員.....	129
○ 討 論 山口議員.....	130
採 決.....	131
総務常任委員長報告.....	132
○ 討 論 菊地議員.....	133
○ 討 論 佐々木（勝）議員.....	134
採 決.....	135
経常常任委員長報告.....	136
採 決.....	136
厚生常任委員長報告.....	137
○ 討 論 新谷議員.....	138
○ 討 論 斎藤（博）議員.....	140
採 決.....	141
建設常任委員長報告.....	142
○ 討 論 新谷議員.....	143
採 決.....	143
1 日程第2 議案第19号.....	144
○ 市長提案説明（議19）.....	144

採 決.....	144
1 日程第3 「意見書案第1号ないし第16号」.....	144
○提案説明 (意1～5 菊地議員).....	144
○提案説明 (意6 山口議員).....	146
○討 論 武井議員.....	146
○討 論 古沢議員.....	147
採 決.....	148
1 閉 会.....	149

議事事件一覧表

議案

議案	議案	第1号	平成16年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第2号	平成16年度小樽市一般会計補正予算
＜修正案＞	修正案	第2号	平成16年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案＞
議案	議案	第3号	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	議案	第4号	小樽市地方港湾審議会条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第5号	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第6号	小樽市こども発達支援センター条例案
議案	議案	第7号	小樽市老人医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第8号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
＜修正案＞	修正案	第8号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案に対する修正案＞
議案	議案	第9号	小樽市道路占用条例及び小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第10号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第11号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第12号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第13号	公の施設の指定管理者の指定について
議案	議案	第14号	不動産の処分について
議案	議案	第15号	工事請負契約について[廃棄物最終処分場浸出水処理施設増設工事]
議案	議案	第16号	町の区域の新設及び変更について
議案	議案	第17号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案	第18号	工事請負契約について[公営住宅建替工事]
議案	議案	第19号	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選任について

報告

報告	報告	第1号	専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する条例）
報告	報告	第2号	専決処分報告（損害賠償額について）

意見書案

意見書案	意見書案	第1号	平成16年度の北海道最低賃金引き上げ・改善を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第2号	憲法の平和的民主的原則を擁護する意見書（案）
意見書案	意見書案	第3号	障害者等医療費助成制度凍結に関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第4号	介護保険等の福祉充実に関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第5号	米英軍によるイラク捕虜虐待問題の全容解明に関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第6号	2004年度の北海道地域最低賃金引き上げ・改善を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第7号	北方領土問題の解決促進に関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第8号	緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第9号	寒冷地手当見直しに関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第10号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第11号	各種イベントにおける「ごみゼロ・省エネ化促進法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第12号	介護予防対策の拡充を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第13号	若年者雇用政策の拡充を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第14号	30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書（案）
意見書案	意見書案	第15号	季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第16号	認可外保育所の保育料を消費税非課税扱いとすることを求める意見書（案）

陳情

陳情	陳情	第42号	重度心身障害者医療給付事業の存続・拡充方について
陳情	陳情	第43号	「重度心身障害者医療費助成制度」の見直しの撤回と制度の充実方について
陳情	陳情	第44号	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方について
陳情	陳情	第45号	「保育所運営費の一般財源化及び施設整備費の削減」に関する意見書提出方について
陳情	陳情	第46号	「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直し、すべての学校で30人以下学級を実現するとともに、小樽市内の高等学校の間口維持を求める意見書提出方について
陳情	陳情	第47号	「教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書」の採択方について

陳 情 第 48 号	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を 求める意見書の提出方について
陳 情 第 49 号	放課後児童クラブの有料化に反対し、内容の充実要請方について

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

菊地議員（６月１１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

１ 年金について

- （１）強行採決された年金法
- （２）小樽市での国民年金加入者数
- （３）年金掛け金の納入状況
- （４）改正年金法による影響は

２ 医療費助成制度の見直し撤回を

- （１）北海道の動向を見極めないでの提案は性急すぎないか
- （２）市独自の助成の引下げは撤回を

３ 「日経ビジネス」５月３１日号の記事に関連して

４ 「骨太の方針」第４弾と三つの問題

５ 焼却炉・リサイクルプラザの維持管理費の適正化について

- （１）維持管理費の上限保障値の根拠
- （２）プラントメーカー寄りの不当な価格設定にならないか

６ 有事法制について

- （１）有事法制は戦争法という認識を持つか
- （２）有事法制化と憲法の精神
- （３）自治体が負わされる役務とは
- （４）平和希求の流れと日本のすすむべき道

７ 子どもたちの健やかな発達を保障する社会の形成を

- （１）長崎佐世保の事件をどうとらえるか
- （２）市民道德の確立を憲法・教育基本法の精神で
- （３）インターネット教育でも人間性教育に配慮を～小樽での方針は
- （４）有害図書の自販機設置不許可条例制定を
- （５）子ども権利条例の制定を

８ その他

成田議員（６月１１日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

１ 財政問題について

２ 行政改革について

３ 道州制について

４ 海洋開発について

- 5 まちづくりについて
- 6 中小企業振興について
- 7 若年雇用について
- 8 高齢者の生きがいについて
- 9 次世代育成対策について
- 10 福祉医療助成について
- 11 教師の意識改革について
- 12 その他

秋山議員（６月１４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 15年度決算見込みについて
- 2 国際規格ISO9001の認証について
- 3 介護予防について
- 4 乳がん・子宮がんについて
- 5 子どもサイエンス教室について
- 6 小樽市文化芸術振興に関して
- 7 その他

山口議員（６月１４日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政健全化の見通し
- 2 義務教育国庫負担金の税源移譲に対する態度は
- 3 行政と市民とのパートナーシップ確立について
- 4 市民参加型教育、学習支援ボランティアについて
- 5 自治基本条例について
- 6 緑の基本計画のアクションプランは
- 7 観光のハード面での側面支援の必要性和宿泊、滞在型観光への方策
- 8 その他

○ 一般質問

武井議員（６月１５日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

１ 家庭ごみ有料化について

（１）廃棄物減量等推進審議会はごみの減量化策として有料化の外にどんな方策を示したか

（２）不法投棄対策としてパトロールによる監視・指導の強化をあげているがパトロール職員を増員するのか、監視指導強化の具体的内容を示せ

（３）市の役割としてごみ減量化の意識啓発の具体的取組を

（４）資源ごみリサイクルとしてリングブル収集に取り組み

（５）ごみ減量化の基本方針策定の比較年次を平成１４年度にした理由を。

むしろ１３年度にするべきでないか

（６）ごみステーションの現地指導は終わったのか

（７）ごみ有料化による「市民サービスの向上」で冬期間収集困難地区で出しやすい対策の具体的な施策を示せ

（８）梅ヶ枝山手線住民にはどうしようとしているか

（９）手数料の減免についての検討内容を

（１０）有料化収入を初年度で三億六千万円一人一年２，４００円の根拠を

（１１）減量政策が徹底し収入減になったら手数料を値上げするのか

（１２）収入減は市民サービスの低下にならないか

２ 不法投棄について

（１）監視員の巡回経路に私の指摘した四地区が入っているか

（２）上赤岩通線に投棄された廃油の精査をしたか。その結果も含め

（３）不正軽油製造対策についての市の考え方は

（４）監視員が不法投棄を特定できた事例はあったか。件数も含めて

（５）立入調査をした事実はいかが

（６）不法投棄対策の妙案はあるか

高い柵をつくれ

監視員の雇用期間や巡回時間を検討せよ

（７）不法投棄者と出会って状況報告をした例はあったか

（８）携帯電話は公用物か

３ 介護保険について

（１）市内の介護保険サービス事業所は増加しているか 片寄っていないか

（２）デイサービスの温泉利用施設の料金は他の事業所と変わらないのか

（３）療養型医療施設で入所料に格差があるが実情・原因・サービス内容を示せ

（４）国が示した基準と実定員の関係を示せ

（５）待機者の実態はいかが

（６）要支援者への保険給付実態の苦情は市が積極的に調査すべきだ

- (7) 介護保険給付費に占める市の負担分を示せ
- (8) 介護士の不足対策はあるか
- (9) デイサービス従事者の労働条件について関係者と話し合うべきだ
- 4 ふれあいパスの四月以降利用者の実態はどうか
- 5 中高一貫教育について
- (1) 中高一貫教育が進む現在「ゆとり教育」は市教委の目指す教育に逆行しないか
- (2) 後志圏には計画がないからといって見守っているだけで良いのか
- 6 パークゴルフ場設置で本市の西地区への検討候補地としてと場跡地の検討をした結論は出たか
- 7 菁園中学校の校庭の芝生化に対する関係者の意見はいかが
- 8 その他

森井議員（ 6 月 1 5 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市民傍聴について
- 2 知的財産を生かすために
- 3 環境整備について
- 4 I T 教育について
- 5 その他

高橋議員（ 6 月 1 5 日 3 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 情報化の推進について
- (1) デジタルデバイト（情報格差）について
- (2) 行政の情報化（メールモニター）について
- (3) G I S（地理情報システム）について
- (4) 情報教育の今後の在り方について
- 2 少子化対策について
- (1) アンケート調査について
- (2) 母子保健医療体制について
- (3) 小児救急について
- 3 ごみ問題について
- (1) 今後のリサイクル施策について
- (2) ボイ捨て、不法投棄について
- (3) 有料化の基本的な考え方について
- 4 その他

新谷議員（６月１５日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 家庭ごみ有料化の問題
- ２ 市民のための公共事業拡大
- ３ 市立小樽病院での救急体制を早急に
- ４ 公立高校間口削減問題
- ５ その他

上野議員（６月１５日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 新しい財政健全化計画についてと１６年度財政方針の進みぐあい
- ２ 介護老人保健施設と小樽市社会福祉施設等整備審査委員について
- ３ 家庭ごみ減量化について
- ４ 小樽発札幌行き朝の通勤電車の快速化と最終電車の増便について
- ５ 教育委員について
 - （１）教育委員長が再び委員になることについて
 - （２）教育委員の長期委員就任について
 - （３）２１世紀レインボープランにおける教育委員の人選について
- ６ その他

大橋議員（６月１５日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 自治基本条例について（市民参加条例、まちづくり基本条例）
- ２ 常設型住民投票制について
- ３ 赤井川村との将来構想について
- ４ 家庭ごみ有料化に伴う施策について
 - （１）資源物常時回収ステーションによる市民の直接持込み
 - （２）集積場への不法持込みの監視の必要性
- ５ その他

井川議員（６月１５日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 道州制特区に向けた地域振興について

- 2 市税収入増に結びつく今後の施策について
- 3 介護保険制度の見直しについて
- 4 港湾問題について
- 5 ごみの減量化について
- 6 高齢者が安心して生活できる福祉施策について
- 7 銭函海浜地区の観光振興について
- 8 その他

平成16年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第1日目

平成16年6月7日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院院長	小軽米文仁
消防長	相沢雄司	事務局	中塚茂

監査委員長 旭 一 夫

総務部総務課長 長 瀬 幸 一

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事務局 長 松 川 明 充

事務局次長 法 邑 秀 弥

庶務係 長 三 浦 波 人

議事係 長 中 崎 岳 史

調査係 長 大 門 義 雄

書 記 渡 辺 美 和

書 記 北 出 晃 也

書 記 山 田 慶 司

書 記 島 谷 和 大

書 記 松 原 美千子

書 記 橋 場 敬 浩

開会 午後 1時00分

- 議長（中畑恒雄）** これより、平成16年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、森井秀明議員、小前真智子議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月23日までの17日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、平成16年第1回定例会において継続審査と決定しております陳情第5号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第5号の取下げを許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

日程第3「議案第1号ないし第17号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第16号並びに報告第1号及び第2号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

- 市長（山田勝磨）** ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第3号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしたしましては、一般会計では、改正ソーラス条約が7月1日から施行されることに伴うふ頭施設管理などの関係経費を計上いたしました。また、医療助成制度について道施策の制度改正に準じた改正及び市の単独施策のほか、7月1日からこども発達支援センターを新たに開設し、さくら学園の管理を民間委託することに伴う所要の補正を計上し、商店街アメニティ機能マップ作成事業など10件の緊急地域雇用創出特別対策推進事業費を計上したほか、北しりべし廃棄物処理広域連合に焼却施設等の建設に係る用地を売却することに伴う所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源としたしましては、それぞれ歳出に対応する道支出金、財産収入、寄付金、基金繰入金、諸収入及び市債を計上し、あわせて平成16年度税制改正に伴う個人市民税の均等割の税率変更に係る所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億9,671万4,000円の増となり、財政規模は685億807万円となりました。

また、債務負担行為の補正につきましては、さくら学園の管理を民間委託することに伴う委託料を計上い

たしました。

次に、特別会計につきましては、老人保健事業で平成15年度における支払基金交付金が超過交付となることから、平成16年度で精算するための所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第4号から議案第16号までについて、説明申し上げます。

議案第4号地方港湾審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾部の組織改正に伴う改正その他所要の改正を行うものであります。

議案第5号知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案につきましては、さくら学園の指定管理者に係る指定期間の特例を設けるものであります。

議案第6号子ども発達支援センター条例案につきましては、子ども発達支援室及び幼児ことばの教室における事業並びにさくら学園が行っている児童発達相談業務を統合し、新たに、子ども発達支援センターを開設するものであります。

議案第7号老人医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、老人医療助成制度について、市が単独で実施する助成を廃止するとともに、道が定める補助制度に準じた改正を行うものであります。

議案第8号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、福祉医療助成制度について、対象者を拡大し、自己負担額を設けるなどの制度の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号道路占用条例及び都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等を改正するものであります。

議案第12号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、防火対象物における喫煙所に関する基準及び劇場等における客席形態の基準を改めるものであります。

議案第13号公の施設の指定管理者の指定につきまして、さくら学園の指定管理者として、社会福祉法人後志報恩会を指定するものであります。

議案第14号不動産の処分につきましては、桃内2丁目111番2所在の土地5万2,826平方メートルを、1億196万2,140円をもって北しりべし廃棄物処理広域連合に売払処分するものであります。

議案第15号工事請負契約につきましては、廃棄物最終処分場浸出水処理施設増設工事の請負契約を、契約金額2億9,379万円をもってクボタ・今岡・小杉共同企業体と締結するものであります。

議案第16号町の区域の新設及び変更につきましては、新たに望洋台4丁目を新設し、朝里川温泉1丁目の一部を望洋台3丁目に変更するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正する条例を平成16年3月31日に専決処分したものであります。

その主な内容は、個人市民税の均等割及び所得割の非課税基準を引き下げ、及び均等割の税率を2,500円から3,000円に改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

報告第2号につきましては、平成16年3月19日に発生したごみ収集車による家屋衝突事故に係る損害賠償額について、平成16年4月28日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 7番、若見智代議員。

（7番 若見智代議員登壇）（拍手）

○7番（若見智代議員） 冒頭、この場所をおかりいたしまして、体調を崩し、お休みをいただいておりますが、元気に復帰したことを、高いところからですが、報告させていただきます。皆さんには本当にご心配をおかけいたしました。

早速、日本共産党を代表しまして、議案第17号小樽市非核港湾条例案の提案理由の説明をいたします。

条例案は、小樽港に入港する外国艦船に対して、非核証明書を提出しない限り港湾施設の使用を認めないという内容です。

広島、長崎にアメリカによって世界初の原爆が投下されてから59年目を迎えます。1945年、昭和20年8月6日午前8時15分に、広島に世界で初めての原爆投下がされました。当時の人口42万人中、敗戦の12月末までにとうとい命を落とした方は14万人、5年後の戦後初めての国勢調査では原爆による死者は20万人と記録されております。また、長崎には、8月9日午前11時2分、再び原爆が投下され、当時の人口27万人中、同年12月末までの死者は7万人、5年後の同調査では14万人と記録されております。このことだけからしても、原爆投下による被害のすさまじさは表現のしようがないものがあります。爆心地から1キロメートル以内では、8割から9割のとうとい命が奪われ、また、逃げ延びた方や救援に駆けつけた方々も次々と倒れ、ほどなく命が奪われました。以後、生き残った方々も被爆者として、また、白血病やがんなど病氣と闘い、不安を抱えながらの生活に半世紀以上たった今も苦しみ続けております。

このような残虐な兵器をアメリカは日本になぜ投下したのか、その研究がされてきました。今日、明らかになっていることは、当時のアメリカ軍の司令部は、こぞって原爆投下には賛成せず、日本はまだ降伏こそしていないが、既に戦争に敗北しており、原爆投下は不必要と主張していた中心幹部がいたことも明らかになっております。それにもかかわらず、どうして日本に原爆が投下されたかということですが、本当の理由は原爆の威力を当時のソ連に見せつけ、戦後の国際政治を有利に展開しようとしたことであつたというのが研究の結果です。

広島、長崎への原爆投下は、非人道的兵器の使用と国民への無差別爆撃を禁じた国際法違反の人類、社会に対する犯罪です。核兵器と人類は共存できません。しかも、アメリカは、広島、長崎への原爆投下後も、戦後何回となく朝鮮戦争を皮切りに核兵器使用発言や使用検討が明らかにされ、その都度、反核、平和を願う世界の多くの方々の声の高まりによって使用が阻止されてきました。

最近でも、アメリカのブッシュ大統領は、アフガニスタンに対してテロ報復戦争で核兵器使用も辞さないと言明し、全世界から強い抗議を受けております。だからこそ核兵器搭載可能艦船に対して、本市が港湾施設使用を断ることは当然なことであり、世界の核兵器使用禁止を求める平和の声にこたえることも当然のことではないでしょうか。

我が党の非核港湾条例案は、このような歴史に根差した意義あるものです。何度も説明をしてきましたが、我が国の港湾への外国艦船の入港を認めるかどうかは、政府の専権事項です。政府から入港について照会があった外国艦船に対し、港湾管理者として小樽港の港湾使用を認めるかどうかの許認可権を行使することは別問題です。

我が党の非核港湾条例案は、非核証明書を提出しない艦船に対しては、港湾管理者として施設使用を認めないというものです。戦後、港湾施設使用の許認可権を港湾管理者にゆだねた最大の理由は、政府の意のままに地方の港湾も戦争遂行に利用された苦い教訓から、再びこの過ちを繰り返さない保障として、港湾施設使用は港湾管理者の権限とされたものです。この基本に照らせば、政府の意図がどうあろうと、港湾管理者である市長がどういう態度をとるかは別問題です。

外務省は、地方公共団体の権能の行使は、国の寄港の同意に関する決意に地方公共団体が関与し、また、これを制約することになるので、港湾の適正な管理・運営を図る観点から、港湾管理者としての地位に基づく権能の範囲を逸脱しているとの方針に、地方公共団体は逆らってはならないと言わんばかりの、とんでもない見解を明らかにしております。こんな不当な見解に従っていたら、地方公共団体としての独立性や役割も自立も放棄してしまうことになります。この間、小樽市独自で全道の他都市に先駆けて、核兵器廃絶平和都市宣言を市議会で満場一致で採択していることに照らしても、非核証明書の提出をすべての外国艦船に求めるのは当然のことと考えます。

以上で、提案説明を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） ただいま上程中の案件のうち、議案第1号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月8日から6月10日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 森 井 秀 明

議 員 小 前 真 智 子

平成16年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第2日目

平成16年6月11日

出席議員（31名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久未恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院事務局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 旭 一 夫
事 務 局 長
財政部財政課長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に井川浩子議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第17号並びに報告第1号及び第2号」を議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 第2回定例会に当たり、日本共産党を代表して質問いたします。

初めに、6月3日、参議院で強行採決された年金改正法について、何点かお尋ねします。

国民の7割が今国会での成立に反対をしていました。にもかかわらず、衆議院での強行採決、参議院厚生労働委員会では、共産党、社民党、西川きよし氏の質問を封じての強行採決です。なぜ多くの国民は反対をしていたのか。国会審議の中で、次々と改正法案の国民いじめの内容が明らかになってきたからです。

一つには保険料です。この先、2017年度まで、毎年自動的に引き上げられる保険料は、国民年金で上限1万6,900円と政府は説明していました。しかし、賃金上昇に応じ、実際には2万円から3万円台になることを政府も認めています。一方、厚生年金の給付については、現役世代の収入の50パーセント確保はモデル世代の受給開始時のみ、2045年には40.5パーセントに、共働き世帯で31.7パーセント、独身男性では29パーセントまで下落するというのが真相でした。市長は、国民の反対を押し切って採決された今度の年金法について、どのように認識されていますか。

全国的には、年金加入者の37.2パーセントが保険料を未納していると言われています。今度の改正法では、新たな未納者が生まれるだけではないですか。小樽市民にとっても、事は重大です。小樽市の年金加入者数、納入状況についてお知らせください。小樽市民の生活に与える影響について、考えをお示しください。

次に、老人医療・福祉医療助成制度について、お尋ねします。

北海道の老人医療・福祉医療助成制度の見直しは、重度障害者世帯、一人親世帯、乳幼児を育てている家庭に、さらなる追い打ちをかけるものです。

まず、市長は、このたびの北海道の助成制度見直しについて、どのように考えておられるか、お伺いします。

道の福祉医療助成制度の見直しには、北海道の医療費助成を考える連絡会が、重度障害者医療費1割負担導入の撤回を求めて、知事と道議会に署名を提出するなど運動を続けています。撤回要求で、障害者や難病連が続けている運動への賛同は、169団体へと大きく広がっています。障害者にとっては、命にかかわる重大な出来事にほかならないからです。日常的に濃厚な医療を一生必要とする重度の心身障害者には、通院だけでも年間14万円の医療費、交通費などを含めた負担は、生きていくこと自体を困難にするものです。小樽市においては、この制度利用者の何人が1割負担の対象になりますか、お伺いします。

あわせて、老人医療の見直しによって対象外になる人、一人親世帯の通院1割負担、3割負担の対象者、乳幼児医療費1割自己負担対象者は何人になりますか、お答えください。

道の制度見直しを受け、それぞれの自治体では、その対応に差が出ています。小樽市は、早速、道の制度

に横並び、あわせて市独自の制度まで改悪しようというのがその姿勢です。我が党は、道の改悪に追隨して、高齢者、重度障害者や一人親世帯に多額の負担の強化を押しつける内容の予算の減額補正には断固反対の立場で、以下何点かお尋ねします。

平成16年第1回定例道議会予算特別委員会での附帯意見、あるいは委員の質問に対する副知事答弁でも、今後の市町村における議論の動向や見直しに伴う影響など、実態の把握に努め、必要な対策を講ずることとされています。北海道としては、多くの抗議や要請、陳情の声を無視できず、患者負担軽減の検討委員会をつくり、代替案の検討を始めています。北海道がどのような対応策を出してくるか、その動向を見ながら対応を考えるとという市町村もある中で、いち早く今議会に制度の見直しを提案してきたのはなぜでしょうか。

市町村における議論の動向を見てと言っているのですから、自治体の長としては、住民の立場から道に対し、10月からの制度改悪を凍結するよう強い態度で臨んでいただきたいと思います。いかがですか。

問題だと思うのは、市の独自施策にまで踏み込んで改悪をしようとしていることです。例えば、一人親世帯への医療助成、通院補助の改悪です。乳幼児の医療費助成です。母子世帯の生活実態がどのようなものであるか、今年、厚生労働省が母子家庭の生活白書を発表しました。白書で見ますと、8割が生活の苦しさを訴えていますし、平均収入は243万円、一般家庭の40.4パーセントにすぎません。小樽市の母子世帯の実態はどうなっていますか。調査したものがあれば、お知らせください。

政府としても、これらの生活実態を考慮して、母子家庭支援の特別措置法を設けています。にもかかわらず、小樽市の一人親世帯への自己負担導入は、母子家庭支援に逆行するものです。一人親世帯にとっては、子どもの健康はもとより、親の健康を保持できることが自立に向けての最小限の保障です。お金がないために、医療機関にかかることができない、そのような生活不安を与えることは、自立に向けた気概を奪うことになりませんか。

乳幼児医療費の問題です。

少子化の傾向はおさまるところか、ますます深刻さを増しています。何よりも子どもを生み育てることに喜びを見いだす環境になっていないことが、事の深刻さを招いています。そのような中で、せめて医療費の心配なく子育てをとの声に、年々その制度の拡充を推し進めてきた積極的施策です。人口増対策としても一定の効果を上げてきたとは考えられませんか。この制度も道施策に右倣えです。小樽市の子育て世帯にとっては、制度の後退です。一部現行制度の後退を招くような見直しは撤回し、就学前までは医療費の心配をせずに子育てができる制度に拡充すべきです。市は、今度の医療費制度の見直しで、今定例会の補正で約4,500万円、通年ベースに直しますと、およそ1億4,000万円の財政効果を上げようとしています。市長は、市民が何でも行政に頼るかのようなことを週刊日経ビジネス誌上で語っていますが、障害を持つ人、一人親世帯で子どもを育てる人、低所得のお年寄り世帯、社会的に弱い立場にある人たちが、人として生きていく施策を行政に求めることまで、一刀両断の下に切り捨てるおつもりですか。地方自治体の役割とは、いったいどのようなところにあるのでしょうか。生きていくことさえ危ぶまれる市民に、このように言わしめる今度の福祉の見直しは、住民の福祉増進に努める地方公共団体の役割を投げ捨てるものではないですか。市長の見解を伺います。

重ねて、障害を持つ人たちが希望を失うような制度の見直しは凍結を求める意見を、道に上げていただくよう求めます。

道の対応策が、一定のめどがつくまでは、小樽市として制度の拡充を図るように、予算措置を含めて要請

するものです。市長の見解をお聞かせください。

次に、週刊誌、日経ビジネス 5 月31日号掲載の記事に関してお聞きします。

「国よ自治体倒産の危機を知れ」と題して、山田市長が登場しています。見開き 4 ページ、約5,000字にも及ぶもので、まるでせきを切ったように縦横無尽に語っています。

そこでまず、取材を受けるに至った経緯と掲載されたご自身の記事についての感想をお聞かせください。

この掲載記事については、答弁をいただいてから、改めて幾つかお尋ねすることになると思いますが、マイカル、ＯＢＣの滞納問題に関しては、当議会と市長との関係においては、決して看過することができない重大問題です。市長はこの記事の中で、「マイカル小樽の影響は大きい。税金も払ってもらえていません。滞納額は年間 4 億7,000万円から 4 億8,000万円、2 年で10億円ですよ」このように述べています。たいへん驚きました。これまでの市長の態度は、再三の質問に対しても守秘義務があって答えられない、このように一貫していたのではないのでしょうか。一昨年、ＯＢＣの社長が当議会の求めに応じて、自社の納税状況を公表しましたが、その直後の第 3 回定例会においてさえ、我が党の北野議員に対して、社長が言うのは自由だが、我々が言うのはやはり問題があるので申し上げられない、このように態度を鮮明にして、答弁を避けられたのではないのでしょうか。今回の雑誌掲載記事のように、具体的に法人名が特定でき、その滞納金額についても、事もあろうに公務員の長である市長が公表してしまう。これまでの市長の態度、立場から見て、一瞬、目を疑いました。不見識のそしりを免れないどころか、当議会に対する背信行為であり、長として侵してはならない義務違反ではないのでしょうか。明確にお答えください。

次に、骨太の方針第 4 弾に関連して伺います。

政府は、2005 年予算編成や、今後の小泉改革の指針となる経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針の第 4 弾を決定しました。新たな飛躍の段階を迎えつつあると小泉構造改革の成果を誇っていますが、果たしてそのように実感を持って、この方針を受け止めることができるのでしょうか、市長の見解を次の三つの問題で伺います。

まず、景気の問題です。

構造改革の成果で景気が回復してきたと自画自賛しています。確かに、アメリカや中国のおう盛な海外需要を背景にして、自動車、電気などをはじめ、大企業の収益は大きく伸びています。史上空前の利益をおう歌する企業も少なくはありません。設備投資、研究開発減税を 1 兆円も行い、リストラを税制面からも積極的に推進するために、産業再生法の認定対象も拡大するなど、こうした大企業の利益拡大を後押ししてきたのが小泉内閣、自公政権です。しかし、どうでしょうか。本年初めの企業の経常利益は、前年同期比24パーセントも増加していますが、これに比べて、人件費の伸び率はわずかに2.3パーセントと低迷したままでした。政府が自慢する失業率の低下も、パート、アルバイト、派遣など、不安定雇用が拡大しているのが実情です。大手銀行には、公的資金をつぎ込む一方、小泉内閣になってから銀行の中小企業融資は、約54兆円も減少しています。先日の北海道新聞は、後志管内の中小企業の自主廃業がハイペースで進んでいることを報じています。その要因として、全道数値を大きく上回って販売不振が挙げられていました。長引く景気低迷、先行きの不透明感を色濃く示していると思います。景気は果たして回復しているのでしょうか。小樽市内の経済動向から見ても、大いに問題です。市長の見解をぜひお聞かせください。

また、この方針第 4 弾は、社会保障制度、税制改革など、2006 年度以内の重点強化期間に抜本的に検討、結論を得るとしています。この方針が踏まえられている自民・公明両党の税制改正大綱は、2007 年度に消

費税を含む税制改革を実現するとしているのですから、この方針第4弾は消費税増税への道筋を示したものになりました。社会保障関係費を、今年度、さらに来年度も削減し、国民には社会保障か消費税かの選択を迫る方針にもなっています。消費税導入のときも、5パーセントへの増税のときも、年金などの社会保障財源のために口実にされました。しかし、消費税が導入されて以降、社会保障は改悪の連続です。しかも、国民の暮らし、中小企業の営業を直撃して景気を悪化させてきたのではないのでしょうか。こうした消費税の増税方針ともいえる問題について、市長のお考えをぜひお聞かせください。

三位一体改革の問題についても大変です。国と地方財政の三位一体改革は、多くの自治体を震かんさせつつ、強引に初年度の決着を見ました。道内、首長アンケートでは、三位一体改革否定派が85パーセントにも達し、小泉構造改革路線に極めて強い不満を示しています。市長自身、お尋ねしました日経ビジネス誌上で「三位一体改革の方向が見えてこない。どこまで削られるか不安がある」と述べていますが、当市の財政健全化に向けても、この問題は避けて通れません。ところが、骨太の方針第4弾の地方財政改革は、一つには、国庫補助負担金の廃止・縮減、二つに地方交付税縮小、三つに地方への税源移譲を三位一体で進めるとし、今回2005年度から2006年度に行う国庫補助負担金の削減規模を3兆円程度、国から地方自治体への税源移譲は、おおむね3兆円規模と明示していますが、改革の全体像は年内に決定するとしているように、依然として不透明です。初年度を見ても、全国で削られた合計は3兆9,000億円で、増えた地方への税源はわずかに4,500億円にすぎません。このままでは、国の財政赤字が自治体に押しつけられて、真の自立どころか地方切捨てになってしまうかといへん心配です。市長の見解をお聞かせください。あわせて、市の財政健全化計画策定の見通しについてもお聞かせください。

次に、焼却炉について財政問題との関連から何点かお聞きします。

5月27日の北しりべし廃棄物処理広域連合議会において、焼却炉とリサイクルプラザを日立造船株式会社に受注させることが決定しました。北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却炉、リサイクルプラザは、連合の設定した予定価格の64.5パーセントで日立造船が落札しました。財政難の折、落札価格が予定価格より大幅に下回ったことは歓迎すべきだと、そのような見解も見受けられます。果たして、額面どおり喜んでいいのかどうか、我が党は今後の管理運営費も含めて総合的に検討しなければならないと考えています。我が党は、管理運営費が不当に高く見積もられるのではないかという心配をしています。なぜならば、入札に参加した七つのプラントメーカーから、焼却炉、リサイクルプラザの管理運営費が向こう15年間で幾らになるか、確約書なるものを提出させていますが、上限額に対し、広域連合は焼却炉では50億円、リサイクルプラザでは11億円との注文をつけています。この上限額については、プラントメーカーが示した中位の額を上限保証値としたとのことです。全国的には、焼却炉の入札額は安くして落札し、この落ち込み額を10年、15年の管理運営費で回収するというのがプラントメーカーの方針だというのが常識です。このようなとき、プラントメーカーの提出した管理運営費の中位の額を上限値としたとはいえ、管理運営費で元を回収しようというプラントメーカーの意図が阻止できることになるのかは、甚だ疑問です。中位の額を上限保証値にした根拠について、説明してください。この疑問が解消されない限り、焼却炉の入札価格が予定価格の64.5パーセントだから、財政に貢献したということにはなりません。

次は、焼却炉とリサイクルプラザの運転管理形態についてです。

広域連合には、財団法人日本環境衛生センターから、今年3月に二つの報告書が出されています。一つ目の運転管理報告書の中の施設運営の組織体制では、焼却炉、リサイクルプラザの管理運営は、1社に全面委

託が望ましいとの見解です。二つ目の維持管理方法の検討報告書では、維持管理費の高騰化を抑制するための発注方法を4通り示し、それぞれのメリット、デメリットを示した上で、発注者が設定した維持管理費をベースに発注するのが望ましいとの見解です。この報告書の結論を重視するとなれば、日立造船の子会社あるいは傍系会社が焼却と灰溶融の二つの施設の維持管理ばかりではなく、リサイクルプラザの維持管理も請け負う可能性が極めて高くなるのではないのでしょうか。このことは、報告書の中で示されている、建設するプラントメーカーが維持管理を行った場合のメリット、建設するプラントメーカー以外の会社が維持管理を行った場合のデメリット、それぞれの指摘からも明白ではありませんか。そうであればこそ、維持管理費が不当に高いものになるのではないかと心配が出てくるのです。果たして、二つ目の報告書にある発注者が設定した維持管理費をベースに発注することで、維持管理費の不当な価格を抑えることになるのか、先ほど指摘したプラントメーカー提出の維持管理費の中位を上限値にすることが、プラントメーカーベースの価格設定ですから、維持管理費の不当な価格設定にならないという保証をお示しください。本市の財政問題に深くかわかることです。市長の見解を求めます。

平和の問題、有事関連法についてお聞きします。

今国会に提案されています米軍支援法をはじめとする有事関連7法案と日米物品役務提供協定は、昨年成立した武力攻撃事態法の枠組みに沿って、日本が米軍の戦争を支援し、共同して軍事行動を遂行する体制をつくり上げるものだととらえていますが、市長はどのように感じていますか、見解をお聞かせください。

1999年、アメリカが海外で引き起こす戦争へ、戦後初めて自衛隊、国民を動員することを定めた周辺事態法が成立しました。昨年、成立した武力攻撃事態法では、日本が攻撃を受けていない状況、すなわち武力攻撃予測事態から自衛隊は行動を開始し、国民を動員できるしくみがつくられました。今度はさらに踏み込み、米軍支援の法制などを整備し、アメリカの戦争への国民動員体制を完成させようとしているのです。日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する、戦争放棄を国際社会に約束した憲法を持つ国で、このような戦争法が着々と準備されています。市長は、平成14年第2回定例会において、昨年、成立した有事関連法案に対する見解を尋ねられ、「日本国憲法の理念を生かして審議されることを望む」そのように答弁されています。着々と進められている有事法制の状況で、なおかつ日本国憲法が精神が遵守されると言いきれませんが、お伺いします。

有事法制と地方自治の関連で質問します。

特定公共施設利用法案は、港湾、飛行場、道路、電波、空域、海域について、米軍や自衛隊に優先利用を求めるものになっています。小樽港について、国の要請を港湾管理者である市長が拒否した場合、この法案第9条で首相が国土交通省に指示して、強権的に使用できるようになっています。このように米軍への戦争支援を無限に拡大し、自治体公共施設を軍事優先に動員していく体制づくりに、市長は同意されるのでしょうか、お伺いします。

2001年9月11日、ニューヨークの世界貿易センタービルを襲ったテロに端を発したアフガニスタン攻撃、そして今なお泥沼化するイラク戦争から何を学ぶべきでしょうか。国際テロの驚異はいまだにならず、アメリカではイラク戦争の大義が改めて問われ、ベトナム戦争の二の舞を指摘する声が日に日に大きくなっています。国際社会の平和を求める声、運動はどう推進しているのか。2003年10月7日、ASEAN共和宣言では、軍事同盟でない安全保障共同体を目指す東南アジア友好協力条約は国連憲章に基づき、各国の主権を

尊重し、武力の行使を放棄し、紛争を平和的に解決する報告をうたう共同宣言が採択されました。欧州連合共通外交安全保障政策では、国連を強化して、その責任を全面的に果たせるようにし、効果的に行動できるようにすることは欧州の優先課題と明記、2000年5月国連ミレニアム・フォーラム平和・安全保障及び軍縮テーマグループ最終報告では、すべての国が日本国憲法第9条に述べられる戦争放棄の原則を自国の憲法において採択する。このようにA S E A N欧州連合でも国連憲章に基づき、対話と交渉、相互交流によってさまざまな問題を解決する流れが確実に広がっているのです。日本は、日米軍事同盟を強化するのではなく、憲法第9条を生かして、こうした流れをアジアと世界で広げる先頭にこそ立つべきだと考えます。市長の見解をお聞かせください。

質問の最後になります。

子どもたちの健やかな成長を保障する社会の形成について、お聞きします。

過日、長崎県佐世保市の小学校で、6年生女児が同級生をカッターナイフで殺害するという驚がく的な事件が起きました。事故現場が小学校で加害者、被害者がともに小学生という国内初の事件は、我が国の子どもたちが心身の健やかな成長を阻害されている様相を突きつけられました。子どもたちが、毎日大人にははかり知ることができない深い悩みの中で生活していることをうかがわせる事件ではないかと考えます。「どうしてこの子が」会見に当たった児童相談所の職員が様に驚きの声を発するほど、外見の生活様相からは、およそ想像もできない心のやみが背景にあったのではと推測される今度のような事件は、佐世保という地域に限定されたものではなく、全国どこで起きてても不思議はないと指摘する声さえあります。教育長はどのように考えられていますか。

事件が起こるたびに低年齢化、凶悪化が問題視され、再発防止が課題になるにもかかわらず、さらに深刻な事件が起こってしまう事実は、日本社会のモラルの危機が子どもたちに鋭く現れていることを示しています。国連からも極度に競争的な教育制度のため、子どもたちが発達のゆがみにさらされていると批判されるほどの競争と管理の教育が、日本の子どもたちの成長と発達を妨げています。まずは、一人一人の人間を大切にするために、市民道徳の基準の確立が求められます。我が党は、侵略戦争の反省からつくられ、平和や民主主義の原則を確立した憲法や教育基本法が、市民道徳を確立する土台になると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

インターネット上でのコミュニケーションが、一つの引き金になったとの見方もあります。ネットとのかわりを含めた子どもの人間関係の在り方で対策を考えていますが、お答えください。

今度の事件でも、テレビドラマの影響が示唆されています。メディアでの暴力や性の表現が、子どもに野放しになっている点についても、大きな立ち遅れが目立ちます。子どもを守るという社会のルールのは確立は、各分野で急がなければなりません。小樽市にも有害図書の自動販売機が設置されています。有害雑誌の自動販売機の設置を認めない条例の制定は、その第一歩だと思いますが、いかがですか。

子どもは周りから愛され、自分の悩みを受け止められる経験の中で安心していき、他人への思いやりをばぐくみます。子どもたちの声に耳を傾け、社会に参加する権利を認める社会をつくるべきです。子どもの権利条約で保障された意見表明権や社会参加の保障を重視した条例の制定を検討していただきたいと思います。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 菊地議員のご質問にお答えいたします。

最初に、年金について、何点かご質問がありました。

初めに、年金制度の改正についてでございますが、今回の年金制度の改正は、少子高齢化の進展や経済情勢の見通しなどを踏まえ、将来世代の保険料負担をできるだけ抑制するなど、世代間の給付と負担の公平を図るため、見直しが行われたものと考えております。この改正につきましては、さまざまな意見や議論があることは承知しておりますが、年金制度を将来にわたって安定した制度にするためには、早急な見直しに着手することが必要であったものと考えております。しかしながら、まだ多くの課題もあることから、改正法の附則に明記されておりますように、公的年金制度の必要な見直しについて、国民の理解が得られるよう、さらに議論を深めていってもらいたいと考えております。

次に、小樽市の国民年金加入者数と納入状況であります。平成14年度末の小樽市の国民年金加入者数は2万2,488人であり、保険料の納付率は60.2パーセントとなっております。

次に、市民生活への影響であります。今回の改正においては、長期にわたる段階的な保険料の引上げや、給付水準の見直しなどにより、急激な負担増などにはならないよう配慮されているものと考えております。しかしながら、個々の世帯の状況によって違いもあるかと思いますが、影響を受ける世帯もあるのではないかと考えております。

次に、医療助成制度の見直しについてのお尋ねであります。初めにこのたびの北海道の医療助成制度の見直しについてであります。少子化による子育て支援の拡大が求められている一方で、高齢化や国の医療保健制度改正による医療助成事業費が増大したことから、北海道医療給付事業の抜本的な見直しをしたものであり、将来にわたって制度の安定的な運営を図っていくためには、やむをえないものと考えております。

次に、医療助成制度の見直しによる重度心身障害者の1割負担となる対象人数であります。平成16年度予算ベースで申し上げますと、1,304人を見込んでおります。また、老人医療の助成対象外になる方は、道老で243人、市老で120人を見込んでおります。一人親世帯では、親の通院1割負担が1,054人、通院3割負担が451人を見込んでおります。さらに、乳幼児医療では1割負担が2,432人と見込んでおります。

次に、医療助成制度の見直しを今議会に提案した理由であります。小樽市に対し、北海道より平成16年4月1日付けで、平成16年度北海道医療給付事業補助要綱の改正通知があったこと、老人医療助成制度改正の実施時期が8月1日であることから、最終リミットとなる今議会に提案したものであります。なお、道議会では、事業の執行に当たっては、今後の市町村における議論の動向や見直しに伴う対象者への影響などの実態把握に努め、必要な対策を講ずるべきであるとの附帯意見が付されたところでありますが、この件については、北海道からは制度本体の再度の見直しは行わない方針であり、必要な対策については、本事業とは別に障害者等の保健福祉施策の充実といった観点から、検討を進めるとの通知を受けております。

次に、北海道に対する申入れであります。北海道としては、少子化による子育て支援の拡大や医療助成事業費が増大していることなどから、将来にわたって医療助成制度の安定的な運営を図るために必要な見直しを行ったものであり、やむをえない措置でありますので、北海道に対し、凍結を申し入れる考えはありません。

次に、小樽市における母子家庭の生活状況であります。市独自では調査を実施しておりませんが、北海道民生児童委員連盟が昨年6月から7月にかけて行った一人親家庭の生活の意識調査によりますと、全道3,341世帯を対象に3,157世帯から回答があり、収入状況では年収200万円未満が約55パーセント、200万円から300万円未満が32パーセントとなっております。

次に、このたびの福祉の見直しについてであります。母子家庭等については、親の通院助成を市の独自施策として実施しておりますが、人口10万人以上の市では、小樽市を含めて3市であり、全道平均を基本と考えていることから、廃止を検討したところであります。母子家庭の生活実態などから、市民税非課税世帯につきましては、3割負担の影響に配慮して1割負担としたものであります。また、乳幼児や障害者につきましても、市民税非課税世帯や3歳未満児は、初診時のみの一部負担とするなど、配慮しているところであります。なお、乳幼児における対象年齢の拡大など配慮しており、平成12年度からの道の補助率の見直しによる市の負担も増加している経過もあり、小樽市における医療助成制度を将来にわたって安定的に運営を図る必要から、改正をしようとしたものであります。

次に、北海道への意見についてであります。先ほどもお答えいたしました。将来とも制度の安定的な運営のためには、やむをえない措置であります。しかし、道ではこの制度とは別に、障害者等に対する福祉施策の充実が別途検討することであり、当市としても、道の検討結果を受けて対応したいと考えております。したがって、それまでの間の予算措置については、考えておりません。

次に、日経ビジネスに掲載された私へのインタビュー記事についてであります。今年の3月上旬に同誌編集部の記者より取材の申込みがあったものであり、内容につきましては、19億円の赤字予算という事態に陥ってしまった背景や今後の国からの支援についてのほか、市の将来像や再建に向けた意気込みなどについて聞きたいというものであり、第1回定例会終了後の3月22日に取材に応じたものであります。感想ということでございますが、私といたしましては、現在、小樽市が置かれている財政状況は、バブル崩壊後の景気の低迷、扶助費の増大、国の三位一体改革による影響など、多くの自治体にとって共通の問題もあるわけですが、本市の持つ固有の特殊な事情もありますので、そういう状況を広く理解してほしいとの思いで、インタビューに応じたわけですが、読んだ方には、本市の置かれている状況について、一定の理解はいただけたものと思っております。

次に、守秘義務にかかわってのご質問であります。首長については、地方公務員法などの法的な守秘義務は課せられておりません。しかし、首長は住民あるいは住民全体の不利益になるようなことは避けなければならないわけで、一定の制約はあるものと考えております。これまでの議会对応なども、その考えの下に行ってきたところであります。

今回の件についてであります。インタビューの中で、小樽市がなぜ19億円の赤字予算を組まなければならなかったのか、ここまでひっ迫してきた要因は何だったのかを正確に理解してもらう必要があり、滞納の件につきましても、それを一つとして、私の判断で話をしたものであります。

次に、「骨太の方針」第4弾に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、全国の景気動向であります。日本銀行の本年5月の金融経済月報によりますと、国内の景気は輸出が大幅に増加し、設備投資も回復を続けていることなどから、全体として緩やかな回復を続けており、国内需要も底堅さを増しているとしております。先行きについては、景気は当面緩やかな回復を続ける中で、前向きな循環が次第に強まっていくと見ております。

次に、市内の景気動向であります。本年6月の日本銀行札幌支店の金融経済概況によりますと、住宅投資が前年を上回っているものの、公共投資が減少しているほか、設備投資も低調に推移しており、また個人消費は大型小売店の売上が前年を下回っているほか、家電販売や乗用車販売も引き続き低調であり、観光客の入り込みも道外ツアー客の減少から前年を下回るなど、管内の景気は引き続き厳しい状況にあるとしております。一方、新設住宅着工戸数が貸家の増加を主因に、3か月連続で前年を上回るなどの明るい傾向もありますが、依然として個人消費の冷え込みや、公共投資の減少などから、本市の景気はいまだ回復を実感できる状況には至っていないものと考えております。

次に、消費税の増税方針とのお話でございますが、今後の少子高齢化社会において、社会保障制度を持続可能で国民が信頼できるものとして確立することは、たいへん重要かつ基本的な課題であり、それを支える財源としての国民負担の問題は、切り離して論ずることはできないものと認識しており、幅広い議論と国民の理解の下に、検討される必要があると考えております。

次に、このたび示された三位一体の改革であります。地方が強く求めていた税源移譲の額について、一定の明示がされたことは、一歩前進で評価したいと考えております。また、一方で、国庫補助負担金改革の具体案を地方がまとめるという要請も受けたところであります。都市部と地方、都道府県と市町村など、それぞれ個別の事情の違いはありますが、地方6団体が協力して、よりよい方向で課題解決ができるよう、地方も努力しなければならないものと考えております。また、改革の全体像と工程表を早期に明示することも求めておりましたが、「平成16年秋に明らかにし、年内に決定する」となっておりますので、税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革の制度全体の具体的な姿と見通しができるだけ早い時期に示されるよう、引き続き要請してまいりたいと考えております。

特に、平成16年度に大幅な削減がなされた地方交付税につきましては、引き続き「地方歳出を見直し、抑制する」とされておりますが、地方交付税は地方の固有財源であり、税源の偏在による地方公共団体間の財政力格差の是正と、一定の行政水準の維持のためには不可欠であり、その財源調整、財源保障機能が堅持されるとともに、総額が確保され、地方の実情を踏まえ、地方の財政運営に支障を来さないものとなる必要があると考えております。

また、新しい財政健全化計画の見通しであります。三位一体の改革の全体像と工程表の明示時期が今年の秋とされましたことから、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税制度がどうなるのか、また本市にどのような影響があるのか、その動向を見定めた上で、収支の見通しを立て、計画を策定する必要がありますので、策定期限は秋以降にならざるをえないものと考えております。

次に、焼却施設、リサイクルプラザの維持管理について何点かご質問がありましたが、初めに維持管理費の上限保証値についてであります。維持管理費の上限保証値を設定したのは、施設稼働後の維持管理費が膨大な金額になった場合、自治体の財政負担が大きくなりますので、これに歯止めをかけるためであります。上限保証値の設定の方法は、維持管理費である電気、水道、燃料、薬剤等の用途及び使用料の確認や点検補修の内容及び費用の精査を行うとともに、7社の維持管理費を比較、検討した上で、7社の平均値、上下カットの平均、中央値をそれぞれ算出し、最終的に全国都市清掃会議から7社の維持管理費に差異がある場合は、中位の額を上限保証値として採用することが妥当であるとの指導を受けましたので、中央値を上限保証値としたものであります。

次に、維持管理費がメーカー寄りの不当な価格設定にならないかということですが、プラントメー

カーに確約させた上限保証値を踏まえ、現在、運転管理体制の在り方について検討中ではありますが、維持・管理を委託するに当たっては、各種用役費、点検補償費等をさらに精査し、維持管理費全体の詳細をじゅうぶん把握した上で、経費の積算を行うことから、適正な価格で発注することができるものと考えております。

次に、有事法制について幾つかお尋ねがありましたが、まず初めに、今国会に提案されております有事関連7法案等に対する考え方についてであります。これらは万一我が国が外国から攻撃を受けたとき、又は攻撃を受けるおそれがあるときに、国民の生命と安全を守るための法整備であると考えております。

次に、有事法制化と憲法の問題であります。今回の有事関連7法案等は、あくまでも我が国が外国から攻撃を受けたとき、又は攻撃を受けるおそれがあるときに、国民の生命と安全を守るための法整備であり、憲法の基本である平和主義の精神は遵守されているものと考えております。

次に、特定公共施設利用法案であります。これは先ほどお答えいたしました。万一我が国が外国から攻撃を受けたとき、又は受けるおそれがあるときに、国民の生命と安全を守るための法整備の一つであり、港湾施設等の利用に関し、その総合的な調整を図り、対処措置の的確かつ迅速な実施を図るためのものであると聞いております。

次に、平和希求の流れと日本の進むべき道であります。我が国は戦後一貫して憲法の平和主義を基本に、世界の恒久平和と安全の確保のため、対話と交渉による外交を推進してきたものと認識しており、今後とも引き続き、国連などを通じた平和外交を推進していくものと考えております。

次に、長崎県の小学校6年生の事件に関連して、市民道徳の基準の確立が求められているとのご意見ですが、私もこの事件については、たいへん驚いております。私といたしましても、平和を希求する人間の育成などの基本理念は、子どもたちの成長にとってたいへんに重要なことであり、その理念が市民の意識の中で醸成され、子どもを取り巻く環境が健全なものとなっていくことが大切であると考えております。

次に、有害図書の自販機に関する条例の制定であります。北海道青少年保護育成条例において、図書類の自販機の設置の届出が義務づけられており、また、有害図書類を自販機に収納することが禁止されております。仮に、有害図書が収納されている場合は、知事が撤去等、必要な措置を命ずることができることとなっております。有害図書の問題が道内各市町村共通の課題となっていることから、道条例が制定されており、条例には罰則の規定もあるなど、一定の強制力を有した内容となっていることから、今後とも道条例をよりどころとして、より実効性を高めるために、立入検査などによる監視体制と指導の強化に、いっそう努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条例の制定であります。平成14年9月に庁内関係部による「子どもの権利連絡会議」を開催し、その後本年1月に市の呼びかけで銭函、奥沢など五つの地区の子どもを守る会や、地域子ども会育成連絡協議会、人権擁護委員協議会、PTA連合会などの関係団体が、子どもの権利について認識を深めるための懇談会などを開催したところであります。この中では、子どもの権利尊重等についての市民の意識づくりを進めていくことが、まず重要ではないかとの意見が多く出されたことから、今後も啓発活動など、具体的な施策の展開を進めるとともに、他都市の状況を把握するなど、関係者の共通の認識と理解が得られるよう、引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 菊地議員のご質問にお答えします。

まず、長崎県佐世保市の事件についてですが、子どもが安心して生活する場であるはずの学校において、このような事件が発生したことは、たいへん痛ましいことであり、まことに衝撃的なことであります。心身に大きな変化の生まれる思春期は、気持ちが不安定になりがちであります。自立への歩みを始める大切な時期であります。学校と家庭、地域社会が協力することにより、日常生活の中で子どもたちに友人同士、さまざまな自然体験や社会体験を深める機会を与え、みずから自覚し、子ども自身が自立する心を育てていくよう努めてまいります。

次に、ネットとのかかわりを含めた子どもの人間関係の在り方についてですが、インターネットが普及し、子どもたちにとってネット上の会話、チャットが身近な存在になりつつあります。その中で、便利さの裏に隠れた怖さについて、対応が必要であると考えます。学校のコンピュータ教室においては、ホームページを閲覧するに当たり、制限を加えるフィルタリングソフトを設けております。また、友人同士の付き合いの在り方、思いやりや励ましについて、家庭でのかかわり方が大切であると考えており、6月9日の小学校長会議で保護者への啓発について、話をいたしております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

○8番(菊地葉子議員) 何点か再質問します。

医療費の助成制度の問題についてなのですが、重度障害者の自己負担導入、年金が300万円の重度障害の方です。心臓疾患で毎月確実に1万2,000円の通院費がかかります。年間でいったら14万4,000円。病院の行き帰りは、交通費もかかるわけです。なおかつ、それに国保料、介護保険料の負担です。この方は、何を切り詰めるかといったら、やはり食事しかない。でも、心臓疾患だから、ある程度栄養もつけなくてははいけない。今度の制度の見直しは、とても厳しいというふうにおっしゃっています。

一人親世帯についてですが、やはり健康が一番大事だと思います。風邪を引いたとか、ちょっとした疲れのうちに受診して健康を取り戻す、そういう予防策がしっかりとられて、先行き長い健康が維持されるわけです。10万都市の中では3都市が通院に対しても助成をしている。そういう積極的な施策の横並びに、他都市並みというふうにして切り捨てるべきではないと思います。

今度の医療費の助成制度見直しで、通年ベースでは事業費の1億6,000万円の財政効果を上げようとしているわけなのですが、これらの人たちが、例えば重度の方で現行助成を受けている方の70パーセントが非課税、母子についても70パーセントが非課税というそういう立場にある人たちが、この金額をこれから自分たちで払っていかなければならないということになるわけです。逆の見方をしますと、小樽市の納税義務者6万人が、この1億6,000万円、年間1人2,600円弱をみんなで協力し合えば、この制度は維持できる金額なのです。そういう助け合いで社会保障制度が実現していったら、生活の安心が保障されるのだとするならば、市の独自施策としても、最大限この制度は残すべきだと思いますが、回答いただきたいと思います。

それと、週刊誌日経ビジネスに関連してです。

市長は、地方税法上も、それから地方公務員法上も守秘義務違反を問われるという立場の身分でないことは確かですが、地方公務員法上の職員や、あるいは地方税法上の徴税吏員のいずれにあっても、それを管理・監督する立場にあることは間違いありません。徴税に従事する吏員を委任するその中身は、知りえた情報についても守秘義務を含めて守るという、守秘義務を含めて委任する立場にあるわけですから、職員が侵してはならない守秘義務に対しては、当然、市長の職でも守るべきだと思います。問題なのは、再三議会の中

では、これは守秘義務だから答えられないという立場を、一貫してきたわけなのですから、議会の中でも財政問題にかかわって、共産党としてもずっと聞いてきているわけです。今回、雑誌のインタビューに答えるときには、小樽市が19億円の赤字財政になった、そのことについてきちんと認識してもらいたいから、自分の判断でお話したというふうに言っていますけれども、同じ市の財政について、市民に負託された議場というところでいろいろやりとりしていることに関しては、守秘義務だから答えられないと言いながら、一方で雑誌のインタビューにはこういうふうに答える。それは、議会に対する背信行為ではないかということとを、改めてお聞きしたいと思います。

もう一つは、この雑誌の中で話されている内容にも少し立ち入って質問したいと思います。この雑誌の中で市長は、財政危機の3大要因ということで、次の3点をあげています。一つには、市長は特殊要因として位置づけていますけれども、政令保健所を有している。市立病院が二つもある。港についても小樽本港と石狩湾新港、港を二つも持っている人口10万台の都市は、全国を探してもないというふうにおっしゃっています。

二つ目には、市税の収入源と三位一体改革の影響。今度の改革では、差引き12億4,100万円のマイナスだと、三位一体改革をやるなら、しっかりと税源移譲をしてほしい。政府に対してこういうふうに主張しています。これは、当然の意見だと私も思います。

これらの要因に加えて、三つ目にバブル期のツケについても言及しています。箱物行政でふるしきを広げすぎた。長期的な展望の中で事業選択をしてほしかった。マイカル小樽は売場面積が9万8,000平方メートル、とにかく施設が大きすぎる。端から端まで500メートルぐらいあります、このように述べています。市長の正直な心情が表れているというふうに読み取れました。それであれば、なおさら石狩湾新港やマイカル小樽、これら過大な計画や無謀な事業を、国の景気対策をうのみにして推し進めてきた歴代市政やご自身の責任についても、明確に述べる必要があったのではないかと、このように感じますが、この点についてはいかがでしょうか。

有事法制と自治体のかかわりについて、1点だけ。

1975年以来、非核証明書を提出しない外国艦船の入港を拒否している神戸方式について、国会でこの法案とのかかわりで我が党が取り上げています。有事に米軍が非核証明書なしで神戸港に入りたい場合、特定公共施設利用法案の第9条が適用される、このことは政府も認めています。こういう形で港湾の地方自治の形がい化が進められようとしている。その中でも、なおかつ憲法が精神が遵守されているというふうに市長はお考えでしょうか。

子どもの権利条例についてですが、奈井江町で経験があります。確かに、条例さえつくればいいということにはならないわけなのですが、子どもの権利条約の中で、生きる権利、それから育つ権利、守られる権利だとか、参加する権利、こういった子どもの権利を保障するために、行政とそれから町民、そして子どもが協力して、こういうまちづくり、それから意識づくりを進めていくということを考えたときに、やはり条例できちんと子どもを保護していくと、そういう立場に立つところから、意識づくりのさまざまな行動が出てくるのではないかとこのように考えます。ぜひ奈井江町や、これから札幌市の上田市長は公約の中でも子ども権利条例をつくるというふうに言っていますので、具体化されてくると思うのですが、そういう前例に倣って、積極的にこの問題を考えていっていただきたいというふうに思います。以上について、お答えをお願いします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） 再質問にお答えいたします。

初めに、医療費の関係ですけれども、今、いろいろ具体例を挙げてお話になりました。確かに、いろいろな状況の方がいらっしゃると思いますけれども、そんな中で、今回の改正に当たりましては、今の市の財政状況を考えて、昨年の11月以来、話をしてまいりました。道議会の第1回定例会で制度の改正が決まりましたから、それにあわせて今回改正をさせてもらいましたけれども、市としても低所得者対策ということで、市民税非課税世帯、課税世帯と、こんなことで区分けをさせてもらって、対応しているということでございますので、ひとつご理解を願いたいと思います。

それから、記事の問題ですけれども、守秘義務の関係、先ほども話しましたとおり、首長には法的な守秘義務はないわけですが、それで先ほど話しましたけれども、住民あるいはまた住民全体に不利益になるようなことは、やはり首長としても避けるべきだということですから、そういう精神を踏まえてやってきました。今まで答えてきました。しかし、そのときに答えてきた状況と、今回のこの19億円の赤字の状況ということで、ちょっと状況が変わってきましたので、そんなこともあったものですから、これはお話しすべきだという判断をしたわけです。ですから、当時の話とまた状況が違ったということだけ、ひとつご理解願いたいと思いますし。

（発言する者あり）

それから、保健所の問題とか港の問題とか病院の問題という話がありましたけれども、一つは2月の段階で国に要請に行きました。国の方は、何を見るかという、すぐ類似団体の市と比較して見るわけです。小樽市さん、何ですか、この職員の数は。よそのまちから比べたらすごく多いですよと、そういう話にすぐ来るのです。ですから、これは相当詳しく言っていけないと、なかなか理解してもらえないなということがありました。それが率直な国に行つての感想です。したがって、これは一定程度詳しく話をしていけないと、理解は得られないなというふうに思ったものですから、今回の取材については、一しゃ千里に私がしゃべったわけではなくて、向こうから相当突っ込んで質問があったものですから、一問一答の一問の部分は全部省いて、私が言ったことを全部記事にしたという、そういう構成になっていますから、そんなことで話したわけです。したがって、現状を話したということでございまして、ここまでに至った経緯を話したということだけでございまして、それ以外の別に他意はないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、有事法制の関係で、港湾が形がい化するのではないかなという話がありましたけれども、先ほども話しましたけれども、本来、今回の有事関連法案というのは、外国から日本が襲われたときにどうするのかという、日本自身の対応なのです。ですから、住民の生命なり、安全を守るためにどうするかという法の整備ですから、これはやはり進めていくべきものだ、私自身もそう思いますし、そんなことはぜひないことを祈っていますけれども、万が一、そういうことがあった場合には、どう住民を守るのだということでもありますから、その点で私はこの有事関連法案については賛成したいと思っています。

それから、子どもの権利条例の関係は、先ほども答えましたとおり、皆さん方の意見としては、まずは啓発活動をしましょうと。そして、もっと我々としても勉強しましょうと。その上でみんながこれはやはり権利条例をつくるべきだという話になった段階で、では、やりましょうかということですので、それはご理解

をお願いします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

○8番（菊地葉子議員） 医療費の問題、その他については、これからの予算特別委員会、常任委員会の中でも再度質問していきたいと思います。

一つだけ、日経ビジネスの件でお伺いします。

市長は、19億円という赤字財政をとらざるをえなかったという特殊事情があったというふうにおっしゃっていますけれども、市の財政問題については、赤字再建団体に転がり込むのではないかと、そこまでひっ迫しているのだということを、再三、そういうところについて、広報とかで市民にも言ってきているわけですね。そういう財政問題について、しっかり論議しなければいけない、やらなければならない議会の場で、守秘義務を貫き通してきたその態度とはころっと姿勢を変えた。それは、本来なら口外できないことでも、ここまでひっ迫した市の財政問題にかかわることは、あえて背信行為であっても話そうという、そういうふうな姿勢を転換された、そういうふうにとらえてよろしいのでしょうか。もし、そうだとしたならば、今後財政問題にかかわる質問については、包み隠さずこの議会の場でもご答弁いただくというふうに解釈してよろしいのかということについて、聞きたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） 小樽は、観光地ということで全国的に知名度が上がっているという中でこの19億円の赤字予算を組んだということで、また注目を浴びたのです。それで、そういう小樽がどうしてこうなったのだという非常にいろいろな人が関心を持っていると。興味を持ったというのですか、注目をしたという、そういう状況の中で、取材に来たわけです。それで、事細かに話をしないとなかなか理解をしてもらえない。特に日経ビジネスは経済記者ですから、普通の役所回りの記者と違うものですから、かなり突っ込んで説明しないと理解してもらえないと。

（「市政記者クラブ、何か言えよ」と呼ぶ者あり。発言する者多し）

そういう状況の中で話をしたということでございます。

それから、態度を変えたとかということですが、先ほども言いましたとおり、市長としての一定の制約はあるというふうに言っていますから、それで従来から守秘義務はあるだろうというふうにお答えしてきました。ただ、状況が北野議員から委員会等で質問があったときと、もう2年半ぐらい前ですから、そういう状況の変化というのがあつたわけです。ですから、私もこれからそういった状況の変化等を見ながら、ケース・バイ・ケースでお話できるものはしていく、できないものはできないと、それははっきりしていきたいというふうに思います。

（「委員会でなくて本会議だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 菊地議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時45分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 10番、成田晃司議員。

（10番 成田晃司議員登壇）（拍手）

○10番（成田晃司議員） 平成16年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して市長、教育長並びに係理事者の皆さんに質問させていただきます。

まず初めに、財政問題について、本市の平成15年度決算見込みについてお伺いします。

平成15年の我が国経済は、世界経済が回復する中で、輸出や生産の緩やかな増加と企業収益の改善により、民需の緩やかな回復が見られ、成長率の見込みや日銀短観などもそれを裏づけるものとなっております。しかし、全国的な景気回復の動きの中、北海道経済は必ずしもそれに連動しているとは言えないのではないのでしょうか。内閣が5月31日に発表した地域経済動向を見ると、道内はやや弱含みと、最低の景気判断で横ばいであり、北海道が5月に発表した経済動向でも、本道経済は変化の動きが弱く、依然厳しい状況が続いているとしております。後志管内にあっても、厳しい状況が続いていると、北海道財務局小樽出張所が5月21日発表の「しりべし経済レポート」でまとめています。そのような厳しい経済情勢と、平成16年度予算で実質的に赤字予算を編成したように、財源調整に充てる基金もない、たいへん厳しい財政状況の中で、平成15年度の本市の決算はどうなるのか、市民も我々議員もたいへん注目していたところでありますが、先日の説明では幸い形式収支では、黒字決算となるということでありました。

そこで伺いますが、市税収入などが予算割れする中で、黒字決算となる要因、また財政調整基金と減債基金の残高の見込みはどうなるのか。そして、その結果を市長はどのように受け止めているのか、お伺いします。

次に、国と地方の財政改革について伺います。

私は、昨年、第2回定例会で、地方財政改革と本市の対応について質問しました。そのとき市長は、財政健全化の取組を強力に進めると、本市の財政改革への決意を述べられるとともに、国と地方の財政改革については、単に国の歳出削減のためでなく、国と地方の役割分担や、地方間格差に配慮したバランスのとれた税源配分が必要との認識を示されました。あれから丸1年、6月4日に閣議決定された「骨太の方針2004」には、「三位一体の改革」の全体像を秋に明らかにし、年内に決定する税源移譲については、首相の税源移譲額の明示の指示を盛り込み、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲と個人住民税所得割のフラット化、地方交付税の抑制、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保が明記されましたが、この「骨太の方針2004」で示された「三位一体の改革」に対する市長の見解と、それを受け止めての財政健全化計画の見直しをどう考えておられるか、伺います。

次に、行政改革についてお伺いします。

本年度の人事異動は、部局の統合を含む機構改革もあり、比較的大きなものとなりました。一部にグループ制の導入もあり、このことにより、行政効果については、今後、注視してまいりたいと考えておりますが、市の職員総数はどのように推移したか、改めてお示しください。

また、職員の採用については、原則退職者不補充の方針の下で、医療技術や配置数が決められている消防署員や保育士以外採用を見送っておりますが、平成15年度、16年度の医師、看護師以外の職種の採用状況をお示しください。

また、事務職員については、2か年全く採用がなかったわけですが、過去5か年の退職者数と採用者数の推移をあわせてお示しください。

小樽市は、財政的に極めて厳しい危機的状況にあります。職員体制については、このままで参りますと、10年先あるいは20年先に、市の組織を支える中核職員の配置などにひずみが生じないかと危ぐされるわけですが、将来展望を含め、市長の見解をお伺いします。

また、正職員数は削減されていますが、臨時職員、嘱託職員はかなりの人数がいると思いますが、現況をお示しください。

厳しい財政状況の中で、臨時職員、嘱託職員に対しても、市職員としての自覚と自己責任のある市民の奉仕者としての意識改革が必要だと思われそうですが、いかがでしょうか。

また、嘱託職員について、その業務を見直し、例えば人材派遣会社などに業務委託をするなど、嘱託職員数の削減を検討するとともに、雇用の場を拡大してはどうかと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

次に、道州制特区に向けた本市の対応についてお伺いします。

北海道知事は、平成16年5月28日に、国に対して道州制特区に向け提案され、現在、地域経済の低迷や雇用情勢の悪化、危機的な地方財政など、たいへん厳しい状況に直面し、こうした困難を乗り越え、希望に満ちた新しい北海道へ向かって着実に進展を固めるため、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を打ち上げ、新しい自治フロンティアとして位置づけられていると聞いておりますが、道州制に関する取組、総合的な推進事項、推進プランなどについての市長のお考えをお伺いします。

また、道州制の推進において、北海道との連携と協力体制が必要と思われそうですが、市長のお考えをお示しください。

次に、海洋開発の推進について、お伺いします。

21世紀は、海洋の世紀と言われております。海洋は、食糧資源としての生物資源や、石油などの鉱物資源などを無限に内蔵しているばかりではなく、潮流や波など、尽きることのない自然エネルギーが存在しており、人類の生存基盤を支えていると言えます。四方を海に囲まれ、豊富な海洋生物資源など海の恵みを受け発展してきた我が国は、陸上には鉱物資源はほとんど有していないものの、海洋にはまだ利用されていない鉱物資源が相当量残されていると思われそうです。こうした資源やエネルギーの開発利用などを通じて、今後、国際社会に貢献すべきと考えております。本市においても、日本海に面し、古くから漁業や港湾活動など海洋の恩恵を受けておりますが、本市に設置されております道立地質調査所海洋地学部との協力などを仰ぎながら、海洋を適切に管理し、恵まれた資源の保全や開発、利用に取り組んでいく必要があるものと思います。

そこで、まずお伺いいたしますが、本市としても長期的な視点に立って海洋開発を推進していく必要があると思いますが、市長はどのようにお考えなのかお示しください。

次に、海洋エネルギーの利用についてお伺いします。

近年、循環型社会の実現や地球環境の保全の観点から、再生可能なエネルギー資源の利用を推進することが重要となっております。太陽光やバイオマスなど、いわゆる自然エネルギー利用の可否は、地域特性に左右されるものですが、本市は日本海に面する立地特性によって、海洋エネルギーの利用が可能と考えられます。海洋には風力、波力、潮力などのエネルギーが広く分布しており、既に風況が地上に比べて良好な洋上での風力発電所の建設が実現しておりますし、波の上下動を利用して波力発電や、海水の温度差を利用した海水温度差発電など、海洋エネルギーの調査や研究も進められております。本市として、こうした海洋エネル

ギーの利用について取り組むことが可能ではないかと思いますが、市長のご見解をお示してください。

次に、まちづくりについて伺います。

小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」では、本市の将来都市像を市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目指し、未来と歴史が調和した安心・快適・躍動のまちとしています。私は、まちづくりの基本は、都市計画にあると考えますが、また都市計画については、社会情勢の変化などを踏まえ、適切に見直しを行い、活力あるだれもが安心して暮らしやすいまちづくりを目指すべきと考えますが、まず、小樽市における都市計画の見直しの経過及び基本的な考え方について、お聞かせください。

まちづくりに関しては、「市民と歩む21世紀プラン」の「うるおい 生活・快適プラン」の生活環境や「にぎわい 都市・形成プラン」の都市基盤などでその方向性が示されておりますが、この21世紀プランと昨年作成された「小樽市都市計画マスタープラン」の関係についてお答えください。

まちづくりを推進するためには、郊外、中心市街地、それぞれの地域の特性を生かし、地域に根差したバランスのとれたまちづくりを進めることが必要であり、この実現のためには、住民参加が基本であると考えていますが、いかがでしょうか。

また、このような観点から、今後、「小樽市都市計画マスタープラン」をどのように推進していこうとしているのか、お答えください。

具体的に、まちづくりを推進していくためには、道路整備や住宅供給は大きな要素であると考えております。まず、道路整備についてであります。小樽市においては、現在、60路線が都市計画決定されていると聞いておりますが、この中には建設途中や建設されていない道路も多数あるようですが、都市計画決定された道路の整備状況や今後の見通しについて、お聞かせください。

また、都市公園につきましても、現在の整備状況や今後の見通しについても、お聞かせください。

この項の最後に、住宅についてであります。今後、本年度「住宅マスタープラン」の見直し作業を行い、時代のニーズに適合した新たな「住宅マスタープラン」を策定するとお聞きしておりますが、策定体制と今後のスケジュールについてお答えください。

次に、中小企業振興について、何点かお尋ねします。

日本銀行の本年5月発表によりますと、全体として緩やかな改善を続けており、先行きについては景気は当面緩やかな回復を続ける中で、前向きの循環が次第に強まっていくと見ています。一方、道内では個人消費は天候要因などから低調に推移し、公共投資や民間設備投資も減少を続けており、雇用環境は引き続き厳しい状況にあるとしております。後志地区においても、公共投資の減少と設備投資も低調であり、さらに観光客の入り込みも前年を下回り、雇用環境も厳しい状況にあるとしております。このように、全国的に見ますと、多くの関係者の皆さんの努力によりまして、一部の地域においては、多少は景気の回復が見られるようになったと言われておりますが、小樽市ではまだまだ実感が持てない厳しい状況が続いていると思われる。このような中であって、本市は昨年6月に市長が2期目の市政執行に当たり、公約にしておりました地域経済活性化会議を発足させ、産学官が連携して民間活力を最大限に引き出す地場産業の振興や、新たな産業の創出を図るため、振興策など協議が続けられ、先般5月28日、提言書がまとめられました。その中で、当面策として、観光機能を活用しての地域経済の振興策が具体化されており、香港マーケットリサーチ事業、地場産品の販路拡大事業など、官民挙げて実践されており、その結果を大いに期待しているところであります。

そこでお聞きしますが、本年4月に本市において、民間による産学官連携の協議会が国の地域雇用機会増大促進支援事業を採択したとお伺いしました。その事業は、中小企業振興予算が削減を余儀なくされている本市の厳しい財政事情の中であって、国の制度を有効に活用しつつ、産学官が連携した民間活力による中小企業振興の重要な取組になるのではと考えますが、まず、この事業制度の概要についてお伺いします。

次に、この制度で採択された件数、主な地域名、また小樽でのこの制度に基づいた主な事業と小樽市のかかわりをお示してください。

さらに、事業を推進することにより見込まれる効果や、今後の発展方向などについて、現時点のわかる範囲でお答えください。

次に、若年雇用の問題と、その政策対応についてお伺いします。

若年の就業構造の変化は、いろいろな観点から見ても、失業者やパート、アルバイトの増加によって経済社会にさまざまな問題が生じ、それにどう対応していけばよいのか検討する必要があると思いますが、市長はいろいろな雇用対策事業を展開しているようですが、今後どう進めるのか、お伺いします。

最初に、新卒フリーターが増加している問題については、学校と企業が連携した人材育成のシステムを適用し、学生の就業意欲や能力を向上する必要がある、また適切な職業選択が可能となるよう、在学中の早い段階で職業の自己適正に関する正しい認識や理解を深めるための機会を提供していくべきであると思います。さらに、企業の求める人材の高度化や、即戦力化に対応して、高校や大学における教育の在り方を見直す必要があると思われます。例えば、企業人を高校や大学に派遣するなど、企業現場と学生の接触の場をつくるなど、新卒者だけではなく若年の雇用問題を、若年の意識や取り巻く環境の変化を中長期的な働き方を含め、主体的に適切に職業を選択できるよう、早急に対策を実施していく方向性を行政システムの中で考えてはどうかと思います。例えば、イギリスにおける若年向けのニューディール政策のような中長期失業対策の事業として、今後進むであろう北海道の道州制の政策に参入させてもらうよう働きかけてはどうでしょうか。市長のご所見をお聞きします。

また、今後、若年者のフリーターが増加し、職業能力を蓄積できない人が増えれば、日本経済の成長に損害となり、経済社会も不安定になり、若年犯罪が増える可能性が生まれ、パートやアルバイトなどでは、収入が少なく、結婚したくても世帯が持てない、子どもを産んでも育てることができない現状が多く見られ、今後の社会環境の中で、さまざまな形で悪い影響が出てくると思いますので、若年の就業環境を改善することが必要と思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、高齢者の生きがいと地域づくりについて、お伺いします。

我が国は世界一の長寿国であり、社会全体に占める高齢者の割合は、今後増加していくことが見込まれます。現代社会の高齢者人口の増加の要因としては、食や住環境などの変化や保健医療制度の充実、さらには医療技術の急激な進歩などがあると思われます。しかし、一方で、長寿社会が進むにつれ、課題も多くなってまいります。特に、現代社会は職業生活、家庭生活ともに忙しさを増してきており、さらに家族を取り巻く環境においても、核家族化や地域とのつながりの希薄さ、独居家庭の増加など、さまざまな課題が生まれています。このような中、高齢者の方々においては、介護などのお世話にならずに、生き生きと過ごすため、就業意欲や社会貢献活動などへの参加意欲を持っているにもかかわらず、その意欲がなかなか生かされていないのが現実ではないでしょうか。高齢者の自立と多様な生活様式を確立することの重要性は、この間も折に触れ指摘されてきているわけですが、特に定年退職後や子どもの独立後、高齢者のみの世帯となることで、

老後の長い期間を単に余生として過ごすのではなく、「第2の現役期」として生きがいを持ち、生きがい実現の手段として、これまでのノウハウを生かした就労やボランティア活動への参加、また地域におけるさまざまな世代との交流など、社会参加活動が社会的な連携を図る意識を高めていくものと思います。こうした元気な高齢期を改めて「第2の現役期」として据え直し、高齢者のさまざまな希望に沿った形で、社会とのかかわりを高齢者みずからが主体的に持ち続けることで、その多彩な活力を生かすことが可能となり、みずから大きな生きがいを見いだすとともに、活力ある新たな高齢社会の創出が図られるのではないのでしょうか。このような観点から、小樽市として高齢者がこれまで培ってきた知識、技術、経験を生かし、積極的に社会参加、地域貢献に役立てることができるようシステムづくりや、それを支える支援体制づくりができないものでしょうか。また、空き店舗の活用や整備の進んでいない公園などを利用した高齢者の活躍の場づくりを通して、高齢者みずからの生きがいづくりへの手助けはできないものでしょうか。

次に、高齢者の就労機会についてですが、定年退職後における臨時的かつ短期的な就業などを希望され、健康で働く意欲のある高齢者がたくさんおります。この方々に対して、地域社会に根差した仕事を提供し、地域社会に新たな活力を生み出すことは、本市の人口構造を見ても重要なことと考えます。このように高齢者雇用、就業に関し、能力、経験を生かした生きがいの持てる働く場所の確保などの施設が必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、高齢者の中には、みずからが生産意欲を持つ方々も多くおられることから、農産物の生産活動や、花づくり、また2次加工など、農地の休耕地などを利用した活躍の場をつくり出せるような行政システムづくりは考えられないものでしょうか、市長のお考えをお示してください。

次に、次世代育成対策についてお伺いします。

我が国では、第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化が進行し、平成14年の出生数は約115万人と第2次ベビーブームのころの約半数にまで減少しております。少子化の要因については、従来から晩婚化、未婚化が指摘されていましたが、平成14年1月に公表された将来推計人口では、夫婦の出生率の低下が新たに明らかになったところであります。国では、これまで人口対策の取組の中でエンゼルプラン、新エンゼルプランの作成など、少子化に対する取組を行ってまいりましたが、一向に少子化に歯止めがかからず、平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が改めて取りまとめられました。また、平成15年7月には、目標を平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10か年とする時限立法で、次世代育成支援対策推進法が制定され、その計画を定める行動計画策定指針が平成15年8月に示されたところであります。この指針では、計画に盛り込むべき項目として、「地域における子育ての支援」をはじめ、7項目が示されており、これらを含めて平成16年度中には策定しなければならない状況と認識しておりますが、まず現状はどうなっているのでしょうか。小樽市としても、広報おたる6月号で計画策定について掲載し、ニーズ調査の結果は市のホームページに掲載予定とのことですが、その結果についてどうであったのか、あわせてお知らせください。

少子化の進行は平均寿命の伸長と相まって、人口に占める高齢者の割合を高め、よりいっそう少子高齢化が進み、小樽市では既に4人に1人が65歳以上の高齢者という状況であります。少子高齢化の進展は年金、医療、福祉など、現役世代によりいっそうの負担がかかり、経済的状況とあわせて、さらに少子化が進むものと心配しているところであります。この対策のためにも、より実効性のある対応が求められている現状ではないのでしょうか。早期に次世代育成のための行動計画を示していただき、子どもを産み、育てやすい環境

づくりが待たれているところであります。少子化に対応する特効薬はないものと考えますが、早期の策定が待たれる行動計画の内容について、どのような方針を持って臨むのか、その方針についてお示しいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、小樽市ばかりでなく、全国でも平成18年度をピークにして人口が減少すると推計されており、少子化対策が今後ますます重要になってくるものと認識しているところであります。

次に、福祉医療助成についてお伺いします。

このたび提案している小樽市福祉医療助成制度並びに老人医療助成制度の改正について、何点かお伺いします。

この制度は、北海道が重度心身障害者や母子家庭等、乳幼児を対象にした医療給付事業を昭和48年に、また老人医療特別給付事業を昭和53年にそれぞれ創設し、北海道医療給付事業を活用して、小樽市と北海道との共同事業として実施しているほか、市の一部上乗せの施策を加えて、医療費の一部を助成することにより、保健の向上を図るとともに、福祉の増進に寄与することを目的として実施してきた制度であり、社会経済情勢の変化あるいは少子高齢化社会の中で対応しながら、今日まで至っております。しかし、北海道においては、北海道医療給付事業の制度を見直し、改正を老人医療特別給付事業が本年8月1日より、重度心身障害者、母子家庭等、乳幼児の各医療給付事業を10月1日実施することとしております。小樽市においても、市の上乗せ施策を見直しをするほか、制度改正された北海道医療給付事業に準拠した見直しを行い、老人医療助成については、本年の8月1日より、また重度心身障害者、母子家庭等、乳幼児の医療助成については、10月1日からそれぞれ実施する方向で提案されております。

そこでお伺いしますが、社会的に弱い立場にある重度心身障害者や、老人、母子家庭等、また疾病にかかりやすい、受診する機会が多い乳幼児を対象に医療助成制度の抜本的な見直しを打ち出しておりますが、今回の見直しに至った背景や、この見直しの基本的な考え方、そして市の財政との関係について、市長のご所見をお聞かせください。

また、少子化対策として、乳幼児の対象年齢を就学前までと、また男女平等参画の観点から母子家庭等に父子家庭も対象として拡大する一方で、対象者に原則1割の自己負担を求めるという、たいへん厳しい内容となっておりますが、この見直しにより受給者への影響など、どのように考えているのか、お伺いいたします。

また、低所得者対策や月額上限の設定など、最大限の配慮をしているようですが、特に重度心身障害者の方々の生活実態というのは非常に厳しいものがあり、また、合併症のある方は、複数の診療科を受診しなければならないケースなど、医療費以外にも見えない経済面ばかりか、精神面でも受給者の負担を増すことになると考えられます。このような実施に伴うさまざまな受給者負担に対し、市としてできる限りの対応が必要であると考えますが、どのように対処していこうと考えているのか、ご見解をお伺いします。

次に、教師の意識改革についてお伺いします。

我が国の教育は、明治維新、第二次世界大戦など幾度かの大きな教育改革を行う中で、国民の教育水準を高め、社会の経済的発展の原動力となるなど、時代の要請に応じて一定の成果を上げてきました。しかし、現在教育に対する信頼が大きく揺らいでいる状況が見られています。長引く経済不況の中で、凶悪犯罪が増加するとともに、モラルの低下が見られ、日本人の美徳とされてきた勤勉、正直、質実剛健などの国民性が失われつつあります。このような心の退廃により、地域社会は危機に直面していると言えます。また、教育

の原点とも言うべき家庭において、家族と一緒に食事をする機会が減るなど、家庭内のコミュニケーション不足や家庭内暴力などが見られます。親に感謝し、親を思いやる心や家庭に互いに愛する心が育ちにくい状況が見られるところです。青少年の間では、自分さえよければいいのだという利己主義的な傾向が広がっています。子どもが人や社会の関係の中で、自分を磨く機会が減少し、他人の心の痛みを理解する心が不足していることと無関係ではありません。また、物やお金など、物質的な豊かさを追求し、経済発展のみにまい進してきたツケが回ってきたとも言えるでしょう。一方では、学校教育においては、心の教育、とりわけ道徳教育がなおざりにされたことに加え、自国に誇りを持った教育がなされなかったことも、大きな原因であると考えます。このようなことから、ふるさとや我が国に誇りを持つとともに、郷土や自分の国を愛する心や、忠誠心、倫理観などの豊かな人間性や社会性をはぐくむ道徳教育の充実が、ますます重要になっています。学校と家庭、地域社会が連携して、三位一体となって豊かな心を持った子どもを育てていただきたいと考えておりますが、教育長のご所見を伺います。

また、「教育は人なり」のとおり、教師の資質、能力に負うところが極めて大きいと言えます。教師が子どもに対しても教育愛、子どもが教師の生き方に寄せる尊敬が教育の基盤となります。子どもたちは、未来を担う大事な人材であり、日常の指導における教師の態度や行動が、子どもに感化、影響を与えるものでなければなりません。そのような責務を自覚する教師の意識改革が重要であると考えます。教育長のご所見をお伺いしまして、以上をもちまして自由民主党の代表質問を終わります。再質問はいたしませんので、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 成田議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成15年度の一般会計の決算見込みであります。平成15年度は財政調整基金や減債基金の残高がわずかである中、市税の減少など、一般財源収入がたいへん厳しい状況で、一時赤字決算も懸念されたわけですが、幸い少雪であったことや、財政健全化に取り組む中での節約効果などで、不用額が出たことなどから、何とか形式収支では黒字を確保できる見込みとなりました。しかし、これは企業会計から8億円を借入れ、下水道事業への繰出金を削減するなど、財政上のやりくりをした上でありますので、実態としては大きな赤字体質であることには変わりはなく、決して楽観できる状況ではないことを強く認識しております。平成16年度が19億円の赤字予算であることをあわせて考えますと、これまで進めてきた行財政改革の歩みをとめることなく、財政再建団体転落回避のため、全力で取り組んでいかなければならないと考えております。また、財政調整基金と減債基金であります。平成15年度は両基金を取り崩さずに決算ができる見込みですので、今定例会補正後で財政調整基金が約7,300万円、減債基金が約2億9,700万円、合わせて約3億7,000万円の残高を見込んでおります。

次に、いわゆる「骨太の方針2004」で示された「三位一体の改革」についての見解ですが、地方が強く求めていた税源移譲の額について、一定の明示がされたことは一歩前進で評価したいと考えております。また、一方で国庫補助負担金改革の具体案を地方がまとめるという要請も受けました。都市部と地方、都道府県と市町村など、それぞれ個別の事情の違いはありますが、地方6団体が協力してよりよい方向で課題解決がで

きるよう、地方も努力しなければならないものと考えております。また、改革の全体像と工程表を早期に明示することも求めておりましたが、「平成16年秋に明らかにし、年内に決定する」となっておりますので、税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革の制度全体の具体的な姿と見通しができるだけ早い時期に示されるよう、引き続き要請してまいりたいと考えております。

特に、平成16年度に大幅な削減がなされた地方交付税につきましては、引き続き「地方歳出を見直し、抑制する」とされておりますが、地方交付税は地方の固有財源であり、税源の偏在による地方公共団体間の財政力格差の是正と、一定の行政水準の維持のためには不可欠であり、その財源調整、財源保障機能が堅持されるとともに、総額が確保され、地方の実情を踏まえ、地方の財政運営に支障を来さないものとなる必要があると考えております。

また、新しい財政健全化計画の見直しであります、「三位一体の改革」の全体像と工程表の明示時期が今年の秋とされましたことから、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税制度がどうなるのか、また本市にどのような影響があるのか、その動向を見定めた上で、収支の見通しを立て、計画を策定する必要がありますので、策定期間は秋以降にならざるをえないと考えております。

次に、行政改革に関連してお尋ねですが、まず職員体制であります、最初に職員総数の推移につきましては、第1次、第2次行政改革の期間で申し上げますと、平成8年4月1日現在2,409人、平成15年4月1日現在2,120人であり、289人の減となっております。なお、今年度は平成16年4月1日現在2,061人でありましたので、さらに59人の減となっております。

次に、平成15年度、16年度の医師、看護師以外の新規採用の状況であります、平成15年度は保育士3名、消防職員2名、薬剤師1名、保健師1名、医療相談員1名を採用し、平成16年度は保育士5名、消防職員4名、薬剤師1名を採用しております。

次に、事務職員であります、退職者数の5か年の推移につきましては、平成11年度16名、平成12年度22名、平成13年度26名、平成14年度24名、平成15年度27名で合計115名となっており、新規採用につきましては、平成12年度7名、平成13年度14名、平成14年度21名の合計42名となっております。職員体制の将来展望であります、職員の採用については、これまでも必要最小限度の採用に努め、平成15年度、16年度においては、事務・事業の見直しや組織・機構の改編などにより、原則退職者不補充で対応してまいりました。現在、職員の年齢構成上、30歳以下の職員数が極めて少ない状況になっており、将来的に市役所の中核を担う職員の不足が懸念されることから、今後、一定程度的新規採用が必要になるものと考えております。

次に、臨時職員と嘱託員の状況であります、平成16年5月1日現在で臨時職員176名、嘱託員653名となっております。職員の意識改革につきましては、公務に携わる者として、全体の奉仕者としての立場は正規職員と何ら違いがありませんので、財政状況や市民対応の仕方などについて、所属を通じて啓発に努めているところであります。

次に、嘱託員の削減についてであります、嘱託員は職種や勤務条件など多種多様であり、非常勤の特別職としてそれぞれ固有の業務についてもらっているわけですが、所属において日常的な業務を見直す中で、削減に努めたいと考えております。また、嘱託員の業務に限らず、市の業務すべてについて、業務の性格や費用対効果を勘案して、民間委託した方が効率的に処理できる業務については、委託をしてまいりたいと考えております。

次に、道州制についてのお尋ねですが、初めに北海道における道州制に関する取組等についてであ

りますが、道州制とは国の役割を重点化し、それ以外の機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していくものであります。北海道は、経済、生活、文化、住民意識の面で、一定の完結性と独自性を有しており、道州制の実現に向けて先導的、モデル的な役割を果たすにふさわしい地域ということから、道州制特区に向けた提案を行ったところであります。その内容につきましては、地域主権型社会の確立と個性豊かな地域づくりの観点から、国の地方支分部局との機能等統合などの総合的な推進に関する提案や、子育て環境充実プランや、地域雇用環境創造プランなど、九つの道州制推進プランからなるテーマごとの取組に関する提案がなされたものであります。

このことから市といたしましても、このたびの北海道の道州制特区の提案に対しては、地方分権の推進や個性豊かな地域の発展という観点から、実現について期待を寄せるとともに、今後の動向を見極めてまいりたいと考えております。

次に、道州制の推進において、北海道との連携、協力体制が必要ではないかとのお尋ねであります。道州制の導入に向けては、国、都道府県、市町村の関係をこれまでの中央主導の縦割りの画一的な行政システムから、住民主導の個性的な総合的な行政システムへの転換を図る地方分権の流れを、より確かなものとしていくため、地方への権限移譲の有力な受皿となりうる新たな自治の形として、重要な取組となるものと考えております。その意味からも、今後北海道と協議をしながら、道州と市町村との役割分担を明確にするとともに、主体性を持った行政運営ができるよう、北海道との連携、協力体制の構築を図っていかなければならないと考えております。

次に、海洋開発についてであります。まず海洋開発の推進について、海洋には無限の資源やエネルギーが内包されており、特に四方を海に囲まれた我が国にとっては、海洋からの多くの恩恵を受けていることから、海洋資源や海洋環境の開発、保全は大切なことと考えております。市といたしましては、これまでも産卵床の設置など、基盤整備を通じて海洋生物資源の保全に努めるとともに、平成6年度からは小学生を対象にマリンスクールを開催し、道立地質研究所などの協力もいただきながら、海洋に関する知識と理解を深めてもらっており、今後とも海洋開発への取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、海洋エネルギーの利用についてであります。二酸化炭素の排出量の削減など、地球環境の保全のため、海洋エネルギーを含めた自然エネルギーの利用には、真剣に取り組んでいく必要があると思います。石狩湾新港地域では、これまでの発電事業者による調査結果から、風力発電に適した風況が確認されており、今後とも発電事業者とともに、臨海部における風力発電の導入について、検討を重ねてまいりたいと考えております。

しかしながら、多くの海洋エネルギーにつきましては、いまだ実用段階にはないことから、将来的に本市にとって利用が可能となる海洋エネルギーについて、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについてのお尋ねであります。初めに都市計画の見直しの経過と基本的な考え方についてであります。本市においては都市計画の基礎となる「整備開発及び保全の方針」を昭和45年に決定して以来、これまでに5回の見直しを行ってきており、市街化区域の面積は当初決定の3,400ヘクタールから、石狩湾新港地域を含め、現在は4,243ヘクタールと、843ヘクタールの拡大を行ってきております。見直しに当たっては、良好な住宅地や工業地の確保を進めるとともに、用途地域の指定により、快適な住環境、生産環境の保全を図ってきたところであります。また、平成15年4月に、平成4年の都市計画法の改正により制度化された、都市計画の総合的な方針や目標となる小樽市都市計画マスタープランを、市民の参加をいた

きながら策定したところであります。今後とも少子高齢化の進展や、厳しい財政状況などの社会情勢の変化をじゅうぶん見据え、時代の流れに適合した都市計画となるよう、道路や用途地域などの決定、見直しに努めてまいりたいと考えております。

次に、21世紀プランと都市計画マスタープランとの関係であります。21世紀プランでは、将来都市像の実現に向けた中長期的な市政の展開方向や、主要施策を指針として明らかにしております。一方、都市計画マスタープランは、21世紀プランにおける土地利用、都市基盤整備など、都市づくりの分野において、その骨格となる都市計画の基本方針であります。このことから、都市計画マスタープランは、21世紀プランと「小樽市緑の基本計画」、「小樽市住宅マスタープラン」などの個別計画との中間に位置づけられているものであります。

次に、住民参加のまちづくりであります。まちづくりにつきましては、行政が住民のニーズに応じて、一方的にサービスを提供するものではなく、市民と行政が意見の交換をじゅうぶん行い、相互理解の下に協働して臨んでいくことが、重要であると考えております。また、小樽市都市計画マスタープランの推進につきましては、まちづくりに関する情報の発信や収集、関係機関などとの連携、さらには市民が主体となったまちづくり活動への支援や協力に努めるなど、市民と行政が合意形成を図りながら役割分担し、一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路の整備状況であります。小樽市内では60路線、延長149キロメートルの道路が都市計画決定されており、平成14年度末の都市計画道路の整備率は59.9パーセントで、全国平均の52.6パーセントより若干高く、全道平均の70.8パーセントと比較すると、低い整備水準となっております。これは、小樽市には急な坂が多く、地形的な問題から多くの建設費を要することや、古くから市街地が形成され、整備に当たっては建物の移転数が多くなり、事業費が増大するなどの要因があるものと考えております。いずれにいたしましても、市民や関係機関と連携しながら、都市計画の変更なども含め、今後とも円滑な道路交通の確保のために、必要な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市公園であります。本市ではこれまで比較的大きな公園として朝里川公園などの整備を行ってきたところでありますが、平成14年度末現在の1人当たりの公園面積は、8.7平方メートルで全国平均の8.5平方メートルとほぼ同程度の水準であるものの、全道平均の30.0平方メートルに比べると、低い水準となっております。本年3月に小樽市の都市緑化のマスタープランとなる「小樽市緑の基本計画」を策定したところであり、その中では庁内関係部局が連携するとともに、市民との協働により、計画の基本理念である、「市民とはぐくむ緑あふれるゆとりあるまち小樽」の実現に、努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅マスタープランの策定体制とスケジュールであります。計画の策定に当たりましては、市民各層の意見を反映するため、民間の方々からなる住宅計画策定委員会を設置するとともに、そのワーキンググループとして、庁内の課長職から成る庁内検討委員会を設置いたします。また、スケジュールにつきましては、現在、各種資料により住宅事情についての分析を行っておりますが、今後市民の皆さんの意向調査を実施し、実態の把握を行います。8月には計画の基本的な枠組みを住宅計画策定委員会で議論をいただき、その後、12月までに計画内容の検討を行ってまいります。12月には原案の取りまとめを行い、来年1月に予定しておりますパブリックコメントを踏まえて、2月には計画案について住宅行政審議会に諮問し、最終的には3月に住宅マスタープランの策定を完了したいと考えております。

次に、中小企業振興についてであります。まず地域雇用機会増大促進支援事業の制度概要であります。

雇用機会が相当程度不足している地域において、産業振興に伴う雇用面での諸課題を解決するため、自治体、大学や経済団体等が協力連携して、協議会を設立し、これまでそれぞれが実施してきた産業振興の取組や、今後実施予定の産業施策にプラスとなりうる事業の推進に対し、厚生労働省が支援する制度であります。その内容は、人材や企業の誘致、さらには地元企業の中核的な人材の育成や確保など、雇用機会の増大効果を高める事業が対象となっております。また、事業費につきましては、全額厚生労働省が負担することとなっております。4月28日、「小樽まち育て運営協議会」と厚生労働省との間で、業務委託契約を締結したところであります。

次に、採択された件数や主な地域名であります。第1次選定として全国で18件、うち道内は小樽を含め、釧路や岩見沢など5件が採択されております。事業内容であります。先般、産学官の連携の下、立ち上げました「小樽まち育て運営協議会」が事業主体となりまして、雇用や人材ニーズなどの情報発信支援サイトの構築事業をはじめ、地場企業の後継者や幹部職員のための企業経営、雇用労務の研修会、観光関連企業等の従業員が、外国人観光客に対応するための外国語研修会、誘致立地企業の雇用創出懇談会の開催などを実施する予定となっております。なお、小樽市は、構成員の一員として、小樽商科大学、小樽商工会議所や北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部などと連携・協力し、地元企業の皆さんに対し、より効果的な事業を企画・実践してまいりたいと考えております。

次に、事業推進により見込まれる効果であります。雇用創出の目標として、新規雇用が20名、休職者、離職者採用が20名、新規企業の立ち上げが5社10名、誘致企業が3社30名としております。また、今後の発展方向につきましては、この事業は平成16年度に新設された制度であり、18年度までの3年間継続されると聞いております。市といたしましても、本事業が本市の地場産業の振興に有効な事業支援メニューであると考えておりますので、「小樽まち育て運営協議会」の皆さんとじゅうぶんに連携・協力し、事業の着実な推進に努めるとともに、次年度以降につきましても、事業の継続が可能となりますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若年者雇用についてであります。まず若年者に対する雇用対策事業につきましては、フリーターが増加している問題も含め、これからの地域社会を維持するためには、若者の流出を防止し、地元定着を図ることが重要であり、そのためには就労の場の確保が欠かせないものと認識しております。市といたしましては、若年労働者の就職促進と地元定着を図るため、国や道の施策をじゅうぶん活用するとともに、従来から実施している新規学卒者等を対象に、企業が仕事について説明するジョブガイダンスの開催、また企業見学会やインターンシップ事業などの強化・拡充を図るほか、ハローワーク小樽や北海道と連携して、市内企業に若年者の採用をお願いするなど、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、イギリスにおけるニューディール政策を、北海道の道州制の施策に参入させるよう働きかけてはとの提言であります。イギリスのニューディール政策は1998年4月から職業訓練、就職促進を目的に若年失業者等を対象に開始され、2002年12月までに若年失業者向けプログラムに参加した延べ人数は、約91万人に上り、約41万人が就職し、そのうち約33万人が継続的な職を得たとされております。その背景にある考え方は、従前の労働者保護的な施策に頼るのではなく、働くことにより社会の枠組みに参加させることが、失業者の自立を促し、かつ若年失業者の就労意欲を高めて、失業の長期化を予防しようとするものであると言われております。道州制への働きかけにつきましては、先般、道州制北海道モデル事業計画案が示され、道州制導入に向けた先行実施のテーマとして、経済再建に向けた産業・雇用政策の推進という項目があります。

で、ご提言の趣旨につきましても、今後具体的に協議が進められるものと考えております。

次に、若年者の就業環境であります。ハローワーク小樽管内の新規学卒者のうち、就職を希望しているものは、本年4月30日現在443人で、そのうち就職者数は398人であり、就職率は89.8パーセントで、前年同期に比べ、5.1ポイントの減となっており、厳しい状況が続いております。また、管内企業への就職者数は、186人で、前年同期比58人、前々年同期比22人の減少であり、その要因として長引く景気の低迷による管内の求人数の減少が大きいものと認識しております。残念ながら、厳しい経済環境の中で、地元企業の雇用吸収力が低下しており、即効性のある対策は難しいものでありますが、今後とも国や道の施策をじゅうぶん活用するとともに、若年者の地元定着に向けた雇用対策を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生きがいと地域づくりであります。小樽市は北海道の主要10市の中で最も早く高齢化率が25パーセントを超え、全国に先駆けて高齢社会を迎えており、高齢者が培ってきた知識、技術、経験を生かし、活力ある高齢社会を創出していくことが重要であると考えております。これら高齢者の能力を活用するとともに積極的に社会参加、地域貢献できるシステムづくりは重要であり、生涯学習や仲間との交流を目的とした老壮大学のほか、公園清掃やさらには交通安全啓発をはじめ、高齢者と子どもとの交流や独居高齢者宅への友愛訪問など、老人クラブ活動の一環として実施している活動が、このシステムの一つに位置づけできるものと考えており、市としても支援しているところであります。また、配食サービスをはじめ、地域でのボランティア活動や町内会活動などの中核として活躍されている高齢者も多く、蘭島地域では高齢者が地域で安心して暮らせるよう、小地域ネットワーク活動を社会福祉協議会の事業として取り組んでおります。さらに今年度から、高齢者を地域で支え合う事業をサポートするための地域住民グループ支援事業をスタートさせたところであり、今後も高齢者が地域で貢献できるシステムづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、空き店舗などを活用した高齢者の生きがいづくりについてであります。本年5月に国の全国都市再生モデル調査の募集に対し、高齢者の生きがいづくりを推進するために、空き店舗を活用した「世代間を超えた交流空間づくりの実験」や、「新たな高齢社会の在り方についての懇談会の開催」などを、モデル調査として応募したところであります。なお、選考結果については、6月末ごろまでにわかると聞いておりますが、今回の応募を契機に、高齢者が元気に暮らせるまちづくりの推進について、庁内関係部局が連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の就労機会についてですが、現在、本市においては高齢者が働くことを通じて社会参加をし、みずからの生きがいと健康増進を図ることを目的に、昭和57年に創設しました小樽市シルバー人材センターがあります。平成15年度末では、会員が690名、市民の皆さんから依頼を受けて行った植木のせん定や大工仕事、清掃業務などの受注件数が3,656件あり、高齢者の就業の場として幅広く活用されており、市といたしましても、高齢者の生きがい対策として、引き続き支援しているところであります。また、昨年6月に産業会館から市庁舎4階に移設しました高齢者職業相談室の相談件数は、平成13年度2,314件、平成14年度4,023件、15年度7,133件と大幅に増加しており、一方就職件数は平成13年度108件、平成14年度196件、平成15年度239件と増となっており、一定の成果が上がっております。市といたしましても、市内事業所に対し、雇用延長、再雇用制度の啓発に努めるとともに、国の高齢者等共同就業機会創出助成金制度など、高齢者雇用に向けた各種支援制度の活用について、関係機関と連携して周知を図りながら、高齢者の働く場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、休耕地等を利用した活躍の場を提供する行政システムづくりであります。市といたしましては、昭和60年から「おたる自然の村市民体験農園」を開設しており、高齢者をはじめとする多くの皆さんに利用いただいております。これは、自然の中で野菜づくりや土に触れることなどにより、心が豊かにはぐくまれ、さらにレクリエーションと実益を兼ねることが評価されているものと考えております。今後とも市民体験農園の充実を図ることにより、高齢者の皆さんが活躍できる場の提供に努めてまいります。

次に、次世代育成支援対策であります。ご指摘のとおり、地域行動計画はすべての自治体において、平成16年度中に策定が義務づけられております。本市におきましては、昨年11月庁内に、行動計画策定会議を設置し、これまで計画策定にかかわるニーズ調査を実施したところであります。また、福祉・教育の関係者や子育て現役世代の方々を委員に、次世代育成支援行動計画市民協議会を今月末には立ち上げ、市民の意見や要望を取り入れながら、年度内の計画策定を進めてまいります。

次に、ニーズ調査であります。PTA連合会や幼稚園、保育園の協力もいただきながら、ゼロ歳から小学6年生までの児童1,770名を抽出し、その保護者の方に記入をいただきました。回収率は67.7パーセント、1,198通の回答をいただいております。調査は、従来の育児と仕事の両立支援に加え、育児相談や子育てサークルなど、専業主婦家庭を含めた地域の子育て支援全般についても、調査したところであります。現在、その集計作業を進めておりますので、今議会会期中には集計結果をお示ししたいと考えております。

次に、計画策定に向けての方針であります。国の指針においては、地域での子育て支援のほか、母性や乳幼児の健康増進、教育環境の整備など、多岐にわたる計画内容に関する事項が示されており、基本的にはその項目に即した検討を進めてまいります。また、平成11年度からスタートしております小樽市エンゼルプランの中間総括を行うほか、ニーズ調査の結果や市民協議会での議論を踏まえ、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して産み育てることができる環境づくりを念頭に、具体的な計画を策定したいと考えております。

次に、福祉医療助成制度並びに老人医療助成制度であります。今回の見直しに至った背景は、少子化による子育て支援の拡大が求められている一方で、高齢化や国の医療保険制度改革による医療助成事業費が増大したことから、北海道において、将来にわたって制度の安定的な運営を図っていく必要から、北海道医療給付事業の抜本的な見直しをしたところであり、本市としても財政状況が厳しいことから、市の上乗せ事業を継続実施していくことは困難なため、北海道の制度内容に準拠して見直しをしたものであります。

見直しの基本的な考え方ですが、市の上乗せ施策については、全道主要都市並みの水準を基本に見直しを図ることとしたものであります。また、市の財政との関係につきましては、道の補助率が平成12年度に改正され、それまでの10分の6から毎年10分の0.2減らされ、平成16年度10分の5になっており、これだけでも毎年約2,000万円ずつ市の負担が増えてきた経過もあり、小樽市としても将来的に制度の安定的な運営を図る必要から、改正しようとするものであります。

次に、見直しによる受給者への影響についてですが、特に影響が懸念される市民税非課税世帯や3歳未満児については初診時のみの一部負担とし、また市民税課税世帯についても原則1割負担ですが、通院は1万2,000円、入院4万200円と月額上限を設定するとともに、この原則1割負担も医療保険制度の中で、自己負担が最も低く設定されております老人保健法に準拠するなど、受給者の影響に配慮しながら、見直しをしたものであります。

次に、重度心身障害者の負担に対する市の対応であります。日常活動が極度に制限される重度身体障害者には、タクシー券利用助成やリフトカーによる移動支援事業などを実施しているところであります。また、

北海道では、人工透析を受けている方などの負担軽減に向けて、更生医療の制度が多く医療機関で利用できるよう、更生医療の指定手続を進めているところであり、市内では7医療機関が指定済みであり、1医療機関が手続中と聞いております。市といたしましても、重度障害者の医療に係る助成制度として、更生医療制度等もあるため、利用者の選択が適切に行われるよう、「広報おたる」や受給者証の更新時期に、通知などで案内をしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 成田議員のご質問にお答えします。

まず、豊かな心の育成についてですが、子どもたちが人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成することが大切であります。家庭において、日常、親子のきずなを深め、心豊かな子どもを育てていくように努力することや、善悪の判断、郷土を愛する心など、子どもの心に響く体験的な活動を大事にするよう願っております。

学校においては、PTAをはじめ、地域の方々との連携を通して、理解や協力を得るとともに、道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間などにおいて、先人の努力に学ぶ学習やボランティア活動、自然体験活動などのいっそうの充実に努めるよう指導してまいります。

次に、教師の意識改革であります。ご指摘のとおり、学校教育の充実、その直接の担い手である教員の資質・能力に負うところが極めて大きいと言えます。そのため、新たに10年経験者研修が昨年度から実施されており、道徳教育の改善・充実にかかわる研修も行われております。また、各学校には校長や教頭が道徳の授業に参加するなどの工夫を通して、校内研修が充実するよう指導し、今後とも教師の意識改革が進むよう努めてまいります。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

閉会 午後 3時56分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 井 川 浩 子

議 員 高 橋 克 幸

平成16年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第3日目

平成16年6月14日

出席議員（31名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久未恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院事務局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 旭 一 夫
事 務 局 長
財政部財政課長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、大橋一弘議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第17号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、6月11日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

○30番（秋山京子議員） 平成16年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問させていただきます。

初めに、15年度決算見込みに関して、お尋ねをいたします。

平成16年度が赤字予算となる中で、平成15年度決算の動向については、市民も議会としても緊張し、注目していたところですが、5月20日行われました市長と町内会長の会合の新聞報道で、決算は黒字との記事があり、市民の中にはほっとされた方も多いのではないかと思います。果たしてこの黒字決算は手放しで喜べるもののでしょうか。小樽市の財政状況の厳しさが、市民の間にじゅうぶんに認識されない状況になってもよいのでしょうか。平成15年度決算が黒字となったことで、危機感が薄れるのではないかと思います。質問いたします。

さきに示された資料によりますと、平成16年5月24日の出納閉鎖前の集計という段階ですが、繰越事業分を除いて考えますと、歳入の予算現額に対する決算見込額は19億4,800万円の減収となりましたが、同じく歳出は不用額19億8,400万円を出すことができたため、3,600万円の黒字決算の見込みとのことですが、実際は他会計からの多額の借入金で財源を調達してのやりくりをした結果でした。そこで、今年5月末現在の一般会計が他の会計などから財源調達した額と借入先、それらの債務の残高をお示してください。

次に、約19億8,000万円の不用額をねん出できた要因と、この約19億円の経費節減効果は16年度も積み上がっていくと予想されていますか、お聞かせ願います。

最後に、6月4日閣議決定された骨太方針第4弾では、「平成18年度までの三位一体改革全体像を秋に明らかにし、年内に決定する」「税源移譲はおおむね3兆円規模を目指し、地方自治体に国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめを要請する」と三位一体改革について進展性のある記述をいたしましたが、市長は、この三位一体の改革について、どのように受け止められておられるのか、お伺いいたします。

次に、国際規格ISO9001の認証について、お伺いいたします。

よりよい行政サービスの実施のために、国際規格ISO9001の認証取得を、鳥取市では市町村合併に先駆けて、市民のニーズを的確にとらえる、サービス品質の向上を数値目標で管理する、業務処理の標準化を図るなどの市民重視の経営の基本的なしくみを整え、迅速性、正確性、公平性、有効性といった視点での行政サービスの品質を高めることを目的として、15年10月1日から品質マネジメントシステムに取り組み、16年3月19日に国際規格ISO9001の認証を取得しております。

同じく3月に認証を取得された大阪府枚方市も、現在、「正確・適切」、「親切・公正」、「迅速・効率的」な業務に取り組み、良質な市民サービスの提供に努めているそうです。枚方市では、初年度の16年度は各課ごとに業務改善への目標を設定、職員の意識改革を促す教育訓練を実施するとともに、各課や市民相談室などに寄せられた窓口業務への苦情や意見について文章化し、記録、管理するそうです。

今、小樽市は市民に応分の負担を求め、役所も大幅な行政改革を実施中であり、市長もみずから市民サービスに関連して、「もう行政だけがまちづくりをする時代ではありません。小樽が本当によいまちになるためには、市民と行政とが協働のまちづくりを進める必要があります」と述べておられます。今、社会環境の変化が激しい企業間では、生き残りと社会の信用を勝ち取る目的を持ち、国際規格 ISO9001を取得するところが増えているそうです。

ISO9001とは、社会環境の変化などによって変わる顧客のニーズに柔軟に対応し、顧客を満足させる品質の製品、サービスを提供したいと考える企業などのマネジメントのしくみづくりには必要かつ有効であると、国際標準化機構が考えた、経営者の責任、資源の運用管理、製品などの実現までのプロセスの管理などの在り方を定めた国際規格です。認証の取得は、組織、企業や自治体の活動がISO9001の規格に適合しているかどうかを、資格を持った第三者登録審査機関によって審査され、合格すると得られます。ISO9001認証取得という形で登録されると、その組織はその登録を維持するために、継続的改善によって顧客の満足度を高めるしくみを運用し、定期的に審査を受けることが求められます。この活動により、顧客重視の信頼できる品質のサービスや製品が保証されます。

日本適合性認定協会によれば、今年4月10日現在で、3万6,000の組織が同規格の認証を受けていて、地方自治体は現在34団体が認証を受けているそうです。市民のニーズを的確にとらえ、市民が納得できる透明感のある、市民重視の経営の基本的なしくみを整え、行政サービスの質の向上を図ることを目的としたISO9001の認証取得に取り組むことを提案いたします。「市役所が変わった」「真剣だ」「一生懸命だ」という姿勢は、確実に市民に伝わると思いますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、介護予防について、お伺いいたします。

現在、介護保険制度の中で最も大きな問題の一つは、要介護認定数が高齢者数の伸びを上回る勢いで増加していることと言われています。介護保険が始まった2000年4月から2003年12月の間に、65歳以上の高齢者数は約12パーセント増加しましたが、要介護者はそれを大きく上回る約70パーセントの増加率を示しているのです。その中でも、特に要支援、要介護1など軽度の認定者の伸びが突出しています。見方を変えると、介護保険制度が広く国民に浸透されたためとも言えますが、認定者の増加は大きな問題を含んでおります。

国のまとめた要介護の認定数の推移を軽度の要支援、要介護1について、年度ごとに見てみますと、まず要支援は、スタート時の2000年4月が29万1,000人、2001年が32万人、2002年が39万8,000人、2003年が56万9,000人、要介護1は、2000年4月が55万1,000人、2001年が70万9,000人、2002年が89万1,000人、2003年が118万人に増加しています。この人数を支援項目ごとの増加率で見ると、要支援が91パーセント増、要介護1が115パーセント、要介護2が55パーセント、要介護3が47パーセント、要介護4が35パーセント、要介護5が54パーセントと、それぞれ増えています。さらに、要介護認定者合計数を見ると、2000年が218万2,000人、2001年が258万2,000人、2002年が302万9,000人、2003年が375万9,000人で、2000年4月から2003年10月末で70パーセントの増加率となっています。この動きは小樽市も例外ではありませんという報道もなされておりました。

最初に、小樽市の介護認定の現状をお伺いいたします。2000年から2004年までの介護保険認定の対象となる高齢者数と、要支援、要介護1から5の項目ごとの数と増加率をお示し願います。

認定者数の増は、介護保険の給付費の増加と保険料にも影響いたします。昨年は保険料の見直しがありましたが、高齢者の伸びがそのまま介護認定の増加という状態で推移すると、国の給付費は2000年度3.2兆円、

2001年度4.1兆円、2002年度4.5兆円、さらに2015年度には12兆円に、2025年度には20兆円と増加すると推計されておりますが、小樽市の給付費の現状はいかがでしょうか。給付費の推移と予測されている給付額をお示し願います。

我が党は、ここ数年、軽度の要介護者、要支援、要介護1の認定数が急増している、また、特に軽度の要介護者の重度化が進んでいる状況から見て、本来、介護保険制度で掲げている介護サービスの目的は、高齢者の生活機能、身体機能の維持・改善であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが大きな要因として、要介護者の増加や悪化を防ぐために、介護予防の充実を図ることが重要であり、関連して疾病予防、健康増進という視点からの取組も重要であるとして、公明党は「健康フロンティア戦略」を策定、来年度予算に反映するよう政府に申入れをしております。健康フロンティア作戦で示している介護予防と少し観点が違うのかと感じましたが、小樽市保健所も介護予防が大切であるとしておられることが今年5月にいただきました「平成15年度版小樽市の保健行政(旧小樽市保健所年報)」の109ページの老人保健業務の(7)訪問指導の項、評価に、「介護保険法施行に伴い、訪問指導は徐々に減少している。今後も介護予防の視点から支援が必要な虚弱高齢者・閉じこもり者、介護に携わる家庭への訪問指導を強化していく必要がある。」と記されております。「小樽市の保健行政」で述べられている介護予防の視点について、お考えをお聞かせください。

今、公明党の推進している施策の一つ、取り組みやすい事例を紹介いたします。各地域においても、介護を必要とする高齢者の増加傾向に対し、要介護度の改善に大きな効果を上げている介護予防事業「パワーリハビリテーション」が注目を集めていて、全国の自治体や老人保健施設で、このパワーリハビリテーションを実施するところが急増しているそうです。スポーツジムなどにあるトレーニングマシンは、筋肉に強い負荷をかけて筋力をアップさせるのが目的ですが、パワーリハビリは加齢とともに使わなくなった筋肉と神経を目覚めさせることが目的で医療用に開発された6種類の専用マシンを使い、理学療法士の指導の下で肩、背、胸、腹、股関節、ひざなどの筋肉を軽い負荷で動かすことにより、立ち上がりや歩行等の運動機能を回復させるのだそうです。

全国の自治体でいち早くパワーリハビリ事業を導入した神奈川県川崎市では、2001年から2003年度までに、55歳から82歳までの54人がトレーニングを受け、トレーニング前の介護度は、要介護3が1人、要介護2が21人、要介護1が23人、要支援が9人だったのが、トレーニング後は、要介護3がゼロに、要介護2が2人、要介護1が22人、要支援が9人になり、残り21人は介護保険サービス対象外の「自立」になるなど、大きな成果を上げているそうです。

また、北海道の江別市では、今年7月から社会福祉法人「ひだまりの丘」に委託して、介護予防のための「高齢者筋力向上トレーニング事業」を始めますが、この事業は国の補助事業の一環で、トレーニングの内容は川崎市と同じ医療用トレーニングマシンで、機器の設備費と運営費を含めた補助額600万円、これを国が2分の1、道と市で4分の1を負担することとなっているそうです。

現在、小樽市は非常に厳しい財政状況下にあります。高齢化に伴う介護認定増と給付費増という現実、さらに数年後の見直し時の保険料増で、市民に負担を強いることのないことを願って、小樽市の発展に頑張ってもらった高齢者の皆様が心豊かにお元気でお過ごしいただけるように、「高齢者筋力向上トレーニング事業」など、介護予防に関して具体的な取組をすべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、乳がん、子宮がん検診について、お伺いいたします。

過日いただきました「平成15年度版小樽市の保健行政」の最後に掲載しています統計のデータによりますと、死亡者の死因別によるトップは悪性新生物、がんで、2位は心疾患、3位は脳血管疾患と、男性、女性ともに同じであり、平成14年10月現在による死亡者数1,607人に対し、悪性新生物、がんで亡くなった人は519人、心疾患289人、脳血管疾患236人、肺炎126人、腎不全48人、不慮の事故、老衰、その他いろいろありますが、がんで亡くなる方が非常に多いことがわかります。さらに、年齢別に見ても、40歳以降、年齢が高くなるほど死亡者数も増えて、がん、心疾患、脳血管疾患で亡くなる方の率も増えております。社会にあっても、家庭にあっても、最も責任ある大事な年齢に多いがん、心疾患、脳血管疾患、いずれも食習慣、喫煙、運動などの生活習慣にその因があると言われておりますが、平成15年3月、「21世紀の健康プラン 健康おたる21」を策定、市民の健康づくりに関して行動指針を発表されました。

最初に、小樽市の「健康おたる21」に基づき、取り組んだ悪性新生物、がん、心疾患、脳血管疾患等に対する課題と現状、対策について、お聞かせ願います。

次に、この悪性新生物、がんで亡くなった方の内訳を見ますと、男性は肺がん、胃がん、肝臓がんの順位となっており、女性は胃がん、肺がん、乳がんの順となっています。死因の上位を占めるこれらのがんは、すべて小樽市で実施しているがん検診を受けていれば早期発見につながるのではと思いますが、検診率はよくありません。がん検診の状況と検診率の上がない理由や課題について、お伺いいたします。

次に、乳がん、子宮けいがん検診について、お伺いいたします。

乳がんのり患率及び死亡率は年々増加しており、今や女性の30人に1人がかかる病気となり、30歳から59歳の女性の死亡原因の第1位となっています。公明党はマンモグラフィ、乳房専用のエックス線撮影装置の対象年齢に関する指針見直し等を求め、全国各地で署名運動を展開し、今年3月5日、395万人の署名簿を添え、坂口厚生労働大臣に申入れを行いました。このたび、厚生労働省はがん検診に関する指針について、乳がん検診にマンモグラフィを導入する対象年齢を50歳から40歳代に引き下げる等の改正を行い、都道府県に通知しております。また、若い女性に増加している子宮けいがんに関しても、検診対象年齢を30歳以上から20歳以上に引き下げるよう改正されています。乳がん検診の対象年齢は30歳以上で、検診については50歳未満は視触診と問診のみとされていましたが、40歳代のり患率の高さが指摘されていたことから、このたびの厚生労働省の改正は、乳がん検診にマンモグラフィを導入する対象年齢を50歳代から40歳代に引き下げ、マンモグラフィと視触診の併用に改正したものです。

小樽市は、乳がんの検診については、既に40歳以上を対象として、40歳以上49歳までの女性に対して、初診の検診であっても将来の比較に備え、基準となるマンモグラフィを実施することが望ましいとしておりますし、身内に乳がん歴等がある場合も、マンモグラフィを行うことが望ましいとしておりまして、マンモグラフィについては国に先んじて実施しています。しかし、小樽市の乳がん検診の対象年齢は40歳以上となっています。保健所の資料でも、乳がんによる死亡者数はここ5年間の平均で20人台で推移していると記されています。

私の身近にも、20歳代の若い女性で、病院に行ったときには既に乳がんはリンパ腺にまで進行し、肩のつけ根まで撤去手術をされた方、1人は40歳前半の独身女性でしたが、入院し、治療療養中の1年半で両方の乳房を失い、足かけ3年目に肺に転移し、この春亡くなっております。それぞれのご両親の落胆し、涙を浮かべて語っておられた姿が脳裏から離れません。

女性の若年死亡原因のトップが乳がんという事実は、若いほどその進行が早いということだと思います。乳

がんのり患率と死亡率の減少のために、がん検診による早期発見と早期治療のためにも、小樽市の乳がんとう子宮けいがんの検診対象年齢の引下げをすべきと思いますが、乳がん、子宮けいがんの検診の対象年齢をそれぞれ10歳引き下げた場合の小樽市の財政負担についてと、検診対象年齢引下げについて、市長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、子どもサイエンス教室について、お伺いいたします。

今年度から、改正学習指導要領で、総合的な学習の時間のいっそうの充実が明示されたそうですが、ある新聞での教育欄に、小学生を対象にサイエンス教室を開いている助教授の「理科離れが言われているが、理科は日本の産業を支える上で重要だし、知識を豊かにする上でも大事です。理科好きにするには、自然現象に触れることに尽きます」という記事が興味を引きました。また、同じ欄に、札幌の女子中学生が総合学習で野鳥と野草の新聞の切り抜きをスクラップし続けるうちに、自然に対するとらえ方が少しずつ変わり、1年後は自然保護という社会や暮らしの在り方を考える芽が育ち始めたとの記事も気になりました。

つい最近の新聞報道に、小樽市立向陽中学校の3年生が修学旅行で訪れる盛岡市内で、総合学習の一環としてフリーマーケットを開くそうですが、それに先駆け、歴史的建造物や観光名所の調査、伝統工芸品づくりを体験し、小樽のよさを伝えたいと実習している写真が載っていました。きっと楽しい有意義な勉強になるだろうと、何となく明るい気持ちになりましたが、小樽市の小中学校で行われている総合的な学習の時間の取組と現状について、お伺いいたします。

千歳市では、昨年からは各学校の児童・生徒が総合的な学習の時間で取り組んだものの中から、一つ、自然、二つ、環境、三つ、動植物などの自然科学の分野を中心に、研究の成果を発表し合いながら情報交換する市内小中学校サイエンス会議を行い、未来を担う小さな科学者たちに期待を寄せているそうです。参加した児童・生徒たちは、それぞれの研究テーマについて、市立図書館やインターネットを活用しての調査や、市の下水処理場の担当者など、専門家の元に足を運んだり、テーマによっては地域の住民にアンケートを実施したりして、その研究成果を千歳科学技術大学の講堂で堂々と発表している姿に頼もしさを覚えますと語っていました。その研究成果の発表の場所を、大学の講堂で行うところにまた意義があるそうですが、小樽市も大学があります。ぜひ総合的な学習の時間での勉強の成果をたたえ、発表し合う場を設けることも、未来への新たな可能性の芽を伸ばす機会となることと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

最後に、小樽市文化・芸術振興に関して、お伺いいたします。

平成13年第4回定例会で、我が党の斉藤陽一良議員が、公明党がリード役を果たして平成13年12月7日、国で制定された「文化芸術振興基本法」の施行に基づき、本市における文化芸術振興条例の制定について、会派代表質問をいたしまして2年半となります。今回は、子どもたちにかかわる教育関係の文化・芸術振興に関して、お伺いしたいと思います。

基本法の成立は、国における文化・芸術の地位を飛躍的に向上し、政府の文化・芸術振興策の柱であった「アーツプラン21」が平成14年度に「新世紀アーツプラン」(文化・芸術創造プラン)となり、文化庁の予算も平成12年度は808億円でしたが、基本法制定により年々増加し、16年度は1,016億円が確保されております。文化・芸術活動への国の支援事業は多岐にわたっており、大別すると、一つ、演劇など最高水準の舞台芸術。歌舞伎、文楽など日本の伝統芸能。落語、浪曲など大衆芸能を含め、芸術団体の後援や国際交流などの支援。二つ、新進芸術家養成のための海外留学や国内研修、発表の場の提供などの支援。三つ、魅力ある日本映画芸術の水準向上、映像の創造、普及、人材育成などへの支援。四つ、子どもたちが本物の芸術に触れる機会

の拡大や文化・芸術体験活動推進への支援などとなっています。この文化芸術振興基本法の成立により、国立の博物館や美術館の常設施設の観覧料金が、小中学生については無料になりました。また、子どもの文化・芸術体験活動推進に関する予算も、平成13年度に約14億9,000万円だったのが、16年度は51億7,000万円と約3.5倍に拡充されていて、よりいっそう子どもたちに本物の文化・芸術に触れる機会が広がっております。

この事業の一つに、子どもたちがより身近に本物の舞台芸能に直接触れる機会を提供する、本物の舞台芸術体験事業があります。この事業は、小中高校の体育館などで行う学校公演と、公立文化会館施設で行う公立施設公演があり、いずれも鑑賞料金は無料となっています。これらの演目も、合唱やオーケストラ、演劇、文楽、能楽、歌舞伎、オペラなどが用意されていて、毎年1回都道府県を通して募集が行われ、審査を踏まえ、文化庁長官が決定しているそうです。そのほかにも伝統文化こども教室事業、学校への芸術家等派遣事業などがありますが、こうした国の事業を通して、小樽市の小中学校の子どもたちは本物の文化・芸術に触れる機会を与えられているのでしょうか。携わる関係者しかわかりませんので、ここ数年の教育関係機関を通して行われた事業内容などをお聞かせください。

また、子どもたちへの文化・芸術振興に関する事業は、年間計画に基づいて実施されているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、北海道にも北海道文化振興条例が平成6年に制定されており、たくさんの事業に毎年予算がついております。小樽市の文化・芸術振興についても、「21世紀プラン」に盛り込まれており、毎年予算化していると思いますが、子どもたちのための関係事業について、現在進めている行政改革や健全化の中で、どのようなのか心配しております。そこで、教育長の率直なお考えをお伺いいたします。

次に、21世紀の文化・芸術大国を目指す公明党の政策、「真に豊かな日本の未来のために」に掲載しています趣旨の中から、小樽市文化芸術振興条例の策定を願い、ここにつづらせていただきます。

人類の歴史とは、何かの競争の上で築かれてきました。あるときは軍事の競争でした。また、政治や経済の競争の時代もありました。戦後日本は右肩上がりの経済成長を追い求めてきましたが、その結果、待ち受けていたものは、バブルの崩壊でした。失われた10年といいますが、それは単なる経済回復に遅れをとった10年だったのでしょうか。経済成長という競争に敗れた後、次に何をしたらよいのかわからず、戸惑いのまま過ぎた10年でした。価値観の喪失、目的観の崩壊、それこそが失われた10年のもう一つの側面でした。こうした大人社会の明確な価値とビジョンの欠陥が、子ども社会の生きる意味の喪失を生み、教育の荒廃の一因となっているのではないのでしょうか。中略。

国の豊かさとは、何によって決まるのでしょうか。経済力で決まると信じていた神話は、既に崩壊してしまいました。ハーバード大学のガルブレイス教授は、21世紀は人材育成の競争の時代になると予言しています。どれだけの人材を育成したかで、国家や未来は決していくというのです。国の豊かさが人間の資質で決まるならば、私たちは21世紀の我が国のあるべき姿の一つが文化大国、文化・芸術大国であると考えます。それは物の豊かさから、心の豊かさへと価値観の転換を促す社会です。一人一人の創造的な感性を結集し、世界に誇れる日本を築くために必要な人間の英知をはぐくむ社会です。ここに、私たちは21世紀の豊かな日本の未来図を描くため、次のような文化・芸術政策を提案いたします。

以上ですが、この文の中にあります21世紀の豊かな日本を、小樽に置き換えまして、小樽市文化芸術振興条例制定を再度提案させていただきました。

最後に、この文化芸術振興条例についてのお考えをお聞かせ願います。

以上、再質問はいたしません。よりよい答弁を期待いたしまして、終わらせていただきます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平成15年度決算見込みについて、何点かお尋ねがありました。

まず、一般会計の財源調整のための借入れであります。平成14年度は土地開発基金から4億円、平成15年度は水道事業会計から6億円、産業廃棄物等処分事業会計から2億円を借入れしました。そのうち平成16年4月に、水道事業会計に2億円を償還しましたので、都合10億円が借入れの残高となっております。なお、平成16年度は、さらに水道事業会計、産業廃棄物等処分事業会計、土地開発基金から、計3億5,000万円を年度末に借り入れる予定をしております。

次に、不用額の要因と経費節減効果であります。現在、決算集計中であり、詳しい分析はされておられません。不用額の要因の主なものとしては、幸い少雪であったことによる除雪費や、財政健全化に取り組む中での節約効果として、管理経費、職員の時間外手当などのほか、支援費などの扶助費、各種貸付金、特別会計への繰出金が予算を下回ったことなどです。

また、これらの経費節減効果が平成16年度に積み上がるかとお尋ねですが、不用額に伴い、特定財源が減収となるものもありますし、除雪費など不確定な要素もありますので、今のところ定かではありませんが、平成16年度予算の執行に当たっては、さきの第1回定例会後に、助役名で平成16年度予算執行方針を出し、予算の有効活用と経費節減に全力で取り組むよう通知したほか、4月の人事異動で新たに配置しました財政健全化担当を中心に、未収金対策、経費節減対策に着手するなど、できることは着実に実行しており、効果を出していきたいと考えております。

次に、いわゆる骨太の方針2004で示された三位一体の改革であります。地方が強く求めていました税源移譲の額について、一定の明示がされたことは、一歩前進で評価したいと考えております。また一方で、国庫補助負担金改革の具体案を地方がまとめるという要請も受けました。都市部と地方、都道府県と市町村など、それぞれ個別の事情の違いはありますが、地方6団体が協力をして、よりよい方向で課題解決ができるよう、地方も努力しなければならないものと考えております。また、改革の全体像と工程表を早期に明示することも求めておりましたが、「平成16年秋に明らかにし、年内に決定する」となっておりますので、税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革の制度全体の具体的な姿と見通しができるだけ早い時期に示されるよう、引き続き要請してまいりたいと考えております。特に、平成16年度に大幅な削減がなされた地方交付税につきましては、「引き続き地方歳出を見直し、抑制する」とされておりますが、地方交付税は地方の固有財源であり、税源の偏在による地方公共団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持のためには不可欠であり、その財源調整、財源保証機能が堅持されるとともに、総額が確保され、地方の実情を踏まえ、地方の財政運営に支障を来さないものとなる必要があると考えております。

次に、ISO9001の認証取得についてであります。このISOは製品やサービスの品質管理や品質保証のためのマネジメントの国際規格として定められたものであり、近年自治体においても、市民を顧客としてとらえ、その満足度を高めるしくみをつくり、行政サービスの向上を図るため、認証を取得するところが増

えており、昨年12月に道内で初めて帯広市が認証を取得いたしました。帯広市では住民票などの証明で、多くの市民が利用する市民部の窓口を対象に認証を得ており、窓口職員の対応のアンケート調査の実施や住民票などの交付時間の測定をするなどして、その結果を業務の見直しに生かし、サービスの向上に取り組んでいると伺っております。この認証取得に当たりましては、庁内体制の整備や取得までの期間、審査にかかる費用などの課題もあると聞いておりますので、現時点での認証取得は難しいものと考えておりますが、市民サービスの向上を図る上での新たな取組方法の一つだと思いますので、今後、他都市の導入事例の調査・研究とあわせて、業務改善を進めたいと考えております。

次に、介護予防について、何点かお尋ねありました。

最初に、本市の介護認定の現状についてであります。高齢者数につきましては、平成12年4月末の3万4,968人に対し、平成16年4月末では3万7,983人でありますので、約8.6パーセント増加しております。また、要介護等認定者数につきましては、平成12年4月末の要支援が477人、要介護1が920人、要介護2が735人、要介護3が469人、要介護4が529人、要介護5が431人の合計3,561人に対し、平成16年4月末では、要支援が1,095人、要介護1が2,178人、要介護2が1,075人、要介護3が908人、要介護4が793人、要介護5が645人の合計6,694人でありますので、平成12年4月末と比較しますと、要支援が約130パーセント、要介護1が約137パーセント、要介護2が約46パーセント、要介護3が約94パーセント、要介護4が約50パーセント、要介護5が約50パーセント、合計では約88パーセントの増加率となっております。

次に、本市の保険給付費の現状についてであります。保険給付費の推移につきましては、平成12年度決算額が約71億7,800万円、平成13年度決算額が約86億6,300万円、平成14年度決算額が約96億7,700万円、平成15年度決算見込額が約96億7,300万円であり、平成16年度当初予算額は109億7,800万円、おおむね介護保険事業計画に沿った予算額となっております。また、計画では平成17年度が約112億2,000万円、平成18年度が113億7,700万円、平成19年度が約115億9,600万円の保険給付費を見込んでおります。

次に、小樽市の保健行政における介護予防の視点から、家庭訪問の強化についてのお尋ねであります。特に支援が必要な方は単身又は高齢世帯の虚弱高齢者や閉じこもりがちの方などが挙げられます。そのために保健師等が家庭訪問を行い、健康管理についての相談や支援を強化しているところであり、今後も介護予防のために、その対象者を広げて指導を行っていききたいと考えております。

次に、介護予防における高齢者筋力向上トレーニング事業などの具体的な取組をすべきとのご指摘ですが、介護予防のための事業としては、現在、小樽市では実施しておりません。しかしながら、昨年度からおたる健康総合大学において、中高年齢者を対象とした自宅で行う筋力トレーニングや施設におけるマシントレーニングを実施しているところであり、今後はさらに内容の充実や介護予防の観点から、対象者の拡大を図っていききたいと考えております。

次に、がん、心疾患、脳血管疾患等に対する課題等についてであります。これらは生活習慣病における三大疾患であり、壮年期からの生活習慣の改善が課題であります。特に心疾患、脳血管疾患など、循環器系疾患が他市に比べ高い傾向が見られるのが現状でありますので、今後も知識の普及や食生活の改善等の情報提供及び健康診断の必要性等について、啓発を行ってまいります。

次に、がん検診の状況と検診率が上がらない理由や課題であります。当市ではがん検診として胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんの検診を委託して実施しているところであります。このがん検診の検診率を全国や全道と比較しますと、小樽市の検診率はがんの種類により差があり、胃がん検診と乳がん検診

については低くなっております。その理由としては、自己の健康管理に対する認識が低いのではないかと考えております。今後、がん検診に対する医学的解析を踏まえ、知識の普及や啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、乳がん、子宮がんの年齢引下げと財政負担であります。乳がんの発生は若年化しており、早期発見と治療のためには検診年齢の引下げは重要であります。そのためには、マンモグラフィの整備が必要であることから、医療機関との調整が必要と考えております。

また、財政負担についてであります。乳がん検診の場合、市からの助成額が約3,800円であり、現在の受診率を当てはめた場合、年齢引下げにより、約100万円必要であります。一方、子宮がん検診の場合は、市からの助成額が約5,500円であり、同様の試算では約215万円が必要で、合計約315万円の予算措置が必要と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 秋山議員のご質問にお答えします。

まず、総合的な学習の時間の取組状況についてですが、この時間はみずから学び、みずから考え、その実践の中から学び方やものの考え方を習得するなど、学習活動が総合的に働くことを目指しております。勝納川近辺の小中学校では、地域に立地する企業の工場の種類や働く人々の様子を調べたり、福祉施設を訪問してお年寄りの生活の様子に触れたり、器楽演奏を聴かせるなど、学校の特色に応じた実践を中心に、身近な環境について、調査・観察などの学習活動に取り組んでおります。このような具体的な活動を通して、総合的な学習の時間のねらいの実現はもとより、小樽に生きてきた人々の知恵を学び、小樽のよさを実感し、小樽のまちで育ったことを大事に大切にしたいという気持ちがはぐくまれていくことを願っております。

また、このような学習の成果をたたえ、校内外で発表し合う場を設けることについてですが、これまで博物館などにおいて、豊倉小学校では昆虫の生態などについて、色内小学校ではキッズベンチャーズ塾の企画について、子どもたちが地域の皆さんの前で発表することを通して、子どもの学習の深まりが増したと伺っております。発表の場の活用など、ご提言いただきましたことにつきましては、各学校が主体的に取り組を進めるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、子どもたちへの文化・芸術の振興についてですが、平成15年度に国の伝統文化こども教室事業として、市内で「いけばな子ども教室」が開催され、小中学校の子どもたちが伝統文化に触れ、体験する機会が得られたところであります。また、教育委員会では、小中学生を対象に、「札幌コンサート」と「能と狂言教室」の2事業を毎年実施しているほか、各小中学校においては、校外学習として年次計画に基づいて、演劇や音楽などの鑑賞を行っており、その他音楽発表会、図工・美術展等を開催しております。今後に向けましても、児童・生徒が身近ですぐれた文化・芸術に触れる機会を設け、美しいものに感動する心が育つよう努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもたちへの文化・芸術についての予算と行政改革についてのお尋ねですが、未来を担う子どもたちへの施策に対する予算は大切と考えており、限られた財源の中でも工夫をしてまいりたいと考えております。行政改革では聖域なき見直しが進められておりますが、教育予算につきましては、市長にじゅうぶん配慮いただいており、苦しい財政状況の中にあっても、教育計画の充実のため、教育委員会としていっそうの努力をいたしたいと考えております。

最後に、文化芸術振興条例の制定についてですが、文化芸術振興基本法が文化・芸術の意義や国民の要望の高まりを背景に、平成13年12月に制定され、心豊かな市民生活や活力ある社会の実現を目指す法の基本理念はじゅうぶん理解しているところであります。国は、平成14年12月に基本方針を策定し、おおむね5年間を目途に文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしており、教育委員会としては、当面、国の動向を注視してまいりたいと考えております。条例制定につきましては、文化・芸術関係の団体の意見を聞くことや、条例制定のための話し合いの場の設定など、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時20分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、各派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口保議員登壇）（拍手）

○17番（山口保議員） 民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

まず財政健全化の問題です。この問題については、今議会におきましても他会派の議員、それぞれ質問をされておりますが、通告をいたしておりますので、私も触れさせていただきます。

財政健全化の課題は、本市を取り巻く暗雲のように、本議会、行政、市民の上に暗い影を落としております。このままでは赤字再建団体になってしまうのではないかという危ぐであります。周知のように、本年度から3か年で40億円の財政効果を生み出せば、何とか乗りきれのではないかと、そのためには市職員、これは臨時及び嘱託職員も例外なく、初年度3パーセント、次年度5パーセント、最終年度7パーセントの賃金の削減、また、退職者の不補充などの人員削減などで20億円、そしてこれまで市が単費で積み上げてきた多くの市民サービスの廃止や減額による事業の見直しなど15億円、残り5億円は何とか収入増で生み出すというものでありました。全市一つになって、ともに痛みを分け合い、何とか財政再建に協力し合おうと、私たち会派も基本的に協力を約束したわけであります。本年度は、人件費で11億1,000万円、市民サービスの見直しなど5億6,000万円、合計16億7,000万円にも上る財政効果を生み出したにもかかわらず、市税収入の8億3,000万円もの落込みや国の三位一体改革によるツケ回しで、けっきょく本市も割を食い、差引き12億4,000万円もの減となりました。その結果、合計20億7,000万円もの収入減となり、財政再建の見通しが全く立たなくなっている状況だとお察し申し上げます。

地方の必死の努力に国が冷や水を浴びせかける、こんな悪代官のような構図がいつまで続くのか、不安でたまりません。折しも今月3日、政府の経済財政諮問会議は、いわゆる骨太の方針第4弾を決定し、三位一体改革の全体像を年内に決定するといいました。平成17年度及び18年度の地方への税源移譲は、おおむね3兆円とするとのことであります。参議院選挙を前にしての首相の思惑もあるのでしょうか、本年度の6,500億円と比べると、少しは期待の持てる額と安どしているところであります。しかし、交付税の扱いが不明瞭な点があるなど、まだどのように変わるのか、油断ができないところであります。また、地方には同時にそれに見合う補助金の削減の具体案を求めてきております。

市長は、さきの定例会で、国の三位一体改革の動向を把握した上で、できるだけ早い時期に新たな財政健

全化計画を策定したい旨、発言をされております。今の時点での見通しは難しいとは思いますが、できる範囲でお示しいただければ幸いです。

また、補助金削減の具体案に対し、全国知事会は昨年、会長私案として義務教育費の国庫負担約2.5兆円を廃止して、税源移譲するよう求めています。仮にそのようなことになると、財政力の弱い北海道や本市などは、これまでの教育水準を維持できなくなることが懸念されております。全額移譲という事態になれば、9都道府県を除いて、他はすべて現状の国庫負担金を下回るものと予想されており、もし義務教育への支出が削減されれば、教育水準の低下は免れず、地域間格差を招くことは必定であります。

さきの第1回定例会において、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書が、本議会において、全会一致で可決されているところでありますが、この件に関し、教育長の態度はいかがでしょうか。また、予想されるこのような事態に対して、どのように対処されるのか、あわせてお示しください。

次に、行政と市民とのパートナーシップの確立の重要性についてであります。

平成15年度から着手されました観光基本計画や地域経済活性化会議、緑の基本計画の策定など、公募市民、関係団体など、市民も交えての討議が重ねられていると聞いております。特に経済部所管の事業は、観光誘致促進協議会が平成7年組織され、平成9年には改組、実質的な官民一体となった観光行政がスタートしたことは記憶に新しいところであります。この間、小樽雪あかりの路、花園飲食街はしご酒大会、天狗山夜景の日、また、本年からは商業労政課の皆さんの努力によって、中央市場ガンガン屋台などの各種イベントの創出、また、観光ガイドマップの作成やホームページの運営、後志地域との広域観光の連携推進、ホスピタリティの啓発、北東アジアからの観光客誘致など、多くのボランティア市民、組織や会員、行政が一体となって取り組まれてきました。また、産業振興行政では小樽職人の会が組織され、体験観光などの一翼が担われてきました。そのことは多くの市民に認知されてきているところであります。このように、市民と行政の協働は大きな力を生み出し、今や観光行政とのかかわりにとどまらず、ここに関係されている多くの市民が、福祉のボランティアや基金を持ち寄っての植樹活動など、幅広く活動を求められるようになりました。

私も多くの活動にかかわらせていただいた中で、高齢の市民ほど、社会貢献の意欲を強く持っておられると感じております。本市の高齢化率が25パーセントを超え、50歳以上の市民の人口が50パーセントと言われる超高齢化社会を迎えようとしている今、そうした高齢者の意欲を福祉や教育、環境行政などに参加いただく努力が必要と考えます。人員削減で職員の皆さんの仕事量が増えていることは承知しておりますけれども、市民の中に溶け込み、そうした中でキーになる人材を見つけ出し、議論をする中で新たな施策を探し出し、市民を組織して、ともに汗を流す、そうした新しい市民参加型行政の在り方を各分野で真剣に議論され、その実現に向けて動き出されるよう、切に要望しておきます。それは、遠回りのように見えますけれども、必ずや市財政向上の一助にもなると確信する次第であります。そうした取組に対する市長のお考えをお示しください。

次に、今話しました市民参加型行政の教育行政における一例について、少し具体的にお示しいたします。

石狩市は、教員志望の大学生など63名の登録者を各学校に派遣し、数学の授業に参加してもらい、理解の進まない生徒に補助的に教えてもらうというスクール・アシスタント・ティーチャーを制度化し、実践しております。1日1,000円の交通費の支給のみのボランティアでの実施と聞いております。

また、岩見沢市は本年度から2年間、文部科学省の学力向上支援事業の指定を受け、市内6校の小中学校で同様の学習支援を始めております。学力向上支援員として、教員OBの方々も参加されていると伺ってお

ります。

先ほど述べさせていただきました市内の多くのボランティアの方々の中には、教員退職者の方も数多くいらっしゃいます。これらの方々に声をかけられ、小樽方式とも言うべき学習支援制度が構築できれば、地域全体での教育への参加の道も開かれてくるものと考えています。先日の長崎の小学校での同級生の女生徒の刺殺事件など、ショッキングな事件が多発する昨今の状況を考えるたびに、地域ぐるみの公教育への取組が急務と考えます。教育長の今後の取組、その検討と見解を求めるものであります。

さて、これまで述べさせていただきましたように、行政のあらゆる分野において、市民参加、市民の協力は不可欠であります。行政の政策にかかわる徹底した情報の開示、市民への周知、そして市民参加による議論、その結果による市民の協力、このこと抜きに厳しい財政環境を乗り越え、効率的な、また実効性のある施策の実現は困難であります。また、う余曲折はあっても、分権への流れは不変であると考えます。これまでのような形式的な民主主義的合意形成の在り方を離れ、何事も市民合意と市民みずからの責任の下で、最良の政策判断を行っていくという市民自治の考え方を、市民も行政も私たち議員もしっかりと身につけなければならないのではないのでしょうか。

本市は小樽運河をめぐる論争、近年では築港跡地再開発、いわゆるマイカル小樽をめぐる論争と、二つの小樽の将来に大きく影響を与えた議論が、決定過程でじゅうぶんになされなかったのではないかと、そういう反省があります。また、中央通拡幅に伴う中心市街地活性化事業においても、地権者や周辺受益者には説明がされても、あくまで行政主導で、市民的議論に付されなかった感が否めなかったのではないかと。駅から港へと通じる本市のシンボルともなるべき街路整備は、もう少し全市的な議論ができなかったのかと、多くの市民が感じておられるところだと思います。

私はこのような観点から、自治基本条例の制定に向けて、本市も準備を進めるべきと考えます。幸いなことに、これまで北海道は自治基本条例制定においては、先駆的な役割を果たしてきました。ご存じのように、二セコ町が平成13年に、全国で最初にまちづくり基本条例を制定し、道も都道府県では最初の行政基本条例を制定しております。札幌市も、札幌市自治基本条例の制定に向けて動き始めております。この札幌市の憲法とも言うべき条例案は、例えば情報の公開と共有、市民参加の権利、参加機会の保障、市民投票制度、政策の評価、市民委員会の設置など、全10章からなるかなりしっかりした構成となっております。このことに対し、本市も検討に入るべきと考えますが、市長の基本的な考え方をお示しください。

次に、緑の基本計画について、お尋ねいたします。昨年2月から始められた本計画の策定は、資料によりますと、庁内での検討会議を中心に行われ、昨年11月と1月に市民懇談会が開かれております。公募市民1名、関係団体23名、策定委員5名、計29名、2回目は一般参加1名、関係団体13名、策定委員3名の17名となっております。計15回の会議のうち、二度だけという市民参加の計画策定は、市民参加の議論というより、説明会などに近い性質のものではなかったかと感じております。その主要施策で、緑豊かでゆとりと潤いのある都市環境を創出していくためには、市街地の大半を占める民有地の緑化を進めることが重要と書かれております。着眼点はたいへん評価すべきだと思いますが、これらの目標を今後、どのように進められていくのか、また、市民との協働作業として、どのように協力を求められていくおつもりなのか、あわせてお示しください。

街路樹の管理においても、落ち葉等の苦情から、やむなく過剰なせん定が行われているという事情もお聞きしております。沿線住民の多くが街路樹に愛着を持たれているなら、1人の苦情も聞き流すこともできる

はずであります。同僚の武井議員も、本市の街路樹のせん定のありようは他の都市と比較しても異様で、観光都市として再検討を要する旨、昨年の議会で発言をされているところであります。本計画を機に、実効性ある施策を講じられるよう、求めるものであります。お考えをお示ください。

また、このことに関連し、市内緑のまちづくり団体が昨年、運河公園敷地内に、桜の苗木30本を関係町会の老人会の皆さんと総勢50名ほどで植樹されました。幹の直径7ないしは8センチ、樹高3.5メートルほどで、事前に重機で直径1メートルほどの穴を掘って、11トンダンプ約2台の土を入れるというたいへん大がかりな植樹作業でありました。手宮地区を桜で元気づけたい、そういうお年寄りの思いが感じられました。また、本年は道によって河川敷地が整備され、遊歩道が設けられました勝納川沿いの市道や河川敷地に桜を植樹して、奥沢水源地まで桜の並木道をつくりたいとの希望をお話しされております。奥沢の町会の皆さんも勝納川を愛され、本年は土木現業所や地先の酒造会社2社と協力され、盛大に勝納川河畔の雪あかりの路を現出されました。こうしたボランティア団体と関係町会、関係企業が協力され、市行政の皆さんや道の方々を手を携え、平成の桜並木が本市の代表的河川である勝納川に生まれるならば、きっすいの小樽の酒造会社2社の魅力も引き出され、新たな市民に親しまれる観光の拠点に変ぼうするものと確信するものであります。市関係行政の皆さんのご支援を切に希望するものであります。

さて、本市観光の課題を、私は昨年の一般質問でも訴えてまいりました。前回は、主に観光の質的課題、特に地域の特産の掘り起こしと創出、地域の風土に根差した食文化の創出、後志圏との連携による地産地消観光への飛躍、そうした地域循環型経済の確立が、本物の観光へと本市の観光を導き、成熟した次のステージへと押し上げるかぎになると申し上げました。

地域経済活性化会議でも、地場産品評価基準調査事業として位置づけられ、今後、小樽ブランド構築に向け、各種調査が行われると聞いております。まずこのことについて、作業手順など、今後、これをどのように具体化されていくおつもりなのか、お示ください。

さて、市長がいつも課題として取り上げておられる本市観光の宿泊滞在型への移行という難題について、私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。平成12年度の本市調査によりますと、日帰り客1人当たりの消費日額は1万5,155円、また、宿泊客の消費日額は3万5,370円となっております。平成15年度の観光入込客数は800万2,000人、そのうち宿泊客数は73万3,800人です。9.1パーセントにすぎません。道外客数221万5,300人、そのうち67パーセントは市内での宿泊をしていただかず、札幌など市外に宿泊されている状況であります。宿泊率を上げることが、いかに市内経済に波及効果をもたらすかは明白であります。本市観光は、宿泊者を引きつけるほど魅力がないのでしょうか。

平成10年小樽観光誘致促進協議会調査研究部会から出された報告書によりますと、堺町を中心とした点の観光から面に広げる必要性が取り上げられ、その後、旧手宮線の一部を活用した雪あかりの路や、天狗山の眺望に着目した天狗山夜景の日、また、花園飲食街におけるはしご酒大会等、次々と企画され、小樽観光を全市に広げるべく、また、夜の魅力を引き出し、宿泊につなげるべく、官民挙げて努力をされてきているところであります。しかし、さまざまなイベントも短期間の効果しか期待できないのは、また、事実であります。ソフト面ではフルエンジンで頑張っている、ハード面が変わっていかなければ、いずれ息切れしかねないのであります。

旧国鉄手宮線は平成13年、中央通から寿司屋通りの間、約6,300平方メートルを本市がJRから取得され、散策路として整備されましたが、まだ残念ながら新たな観光拠点に成長するにはほど遠い状況であります。

私はこの旧国鉄手宮線が交通記念館まで用地取得をされ、散策路として整備され、とりあえず人力車などが往来できるようになればと希望するものであります。交通記念館も、広大な駐車場と広大な敷地を持つ本市の誇る鉄道歴史施設であります。さきの第1回定例会の公明党佐藤議員の質問にもありましたように、近年は入館者も落ち込み、平成8年のスタート当初の資本金3億円が現在約8,600万円にまで減っている現状とお聞きしております。関係者の努力によって、年々の赤字額が減少しているのは聞いておりますけれども、15年度決算では1,600万円の赤字と報告されております。

私はかねてよりこの鉄道歴史遺構が小樽の新たな観光拠点としてそ生させられるのではないかと、幾つかの提案を関係理事者の方々にさせていただいております。一つには、ホームにある客車を大部分寝台車に入れ替え、宿泊施設として生まれ変わらせるというものであります。ＪＲ各社は不要のブルートレインの寝台車をお持ちだと聞いておりますので、幾つかはそれを導入できれば、なお魅力的な宿泊施設になるだろうと思います。新幹線が函館まで延伸されれば、ＪＲ北海道のブルートレインが廃止されることも考えられますし、そのときには食堂車なども導入されたいいでしょう。小中学校の宿泊体験や新たな宿泊のニーズも引き出すものと確信いたします。また、敷地内には意外なほど広い緑地があります。そこは都市型のキャンプサイトとして活用できると考えました。幸い手宮地区には、多くの銭湯や大型入浴施設などがあり、また、市場やスーパーマーケットも数多くあります。また、今は閉館されている札幌側の入り口の建物で、喫茶店などを営業しながら、レンタサイクルの貸出しなどをすれば、手宮地区や北運河一円をキャンパーや宿泊者が周遊するでありましょう。そして、旧手宮線が鉄路を生かした散策路として交通記念館まで整備されれば、先ほど話をした人力車が往来するばかりではなく、馬車やレンタサイクルに乗ったキャンパーや宿泊者や市民が行き交う交流の場になるのではないのでしょうか。館内にはＳＬＤ51のミニチュアが動態保存してあると聞いております。幾つかの問題はあるにせよ、色内川下、臨港線までは走らせることができるのではないかと考えます。また、鉄道ファンに人気がありますＣ62の４分の１サイズの復元模型は、札幌のＪＲ関連会社で約5,000万円で製造可能とお話も伺っております。いずれにせよ、このような構想が実現していけば、私は旧国鉄手宮線の民地や民家が堺町かいわいのようなショップやレストランなどにいずれ変ぼうし、堺町かいわいとは趣の異なる、地域住民と観光客の交流する、本市の新たな観光拠点として生まれ変わる可能性を信じて疑わないものであります。

市財政ひっ迫の折、できもしない夢を長々とするなど、おしかりの言葉をいただきそうではありますが、私はこれを市行政だけに求めようとは考えておりません。これまで本市の観光の多くは、市外の投資で支えられてきたことをもう一度思い起していただきたいのであります。旧手宮線の市の取得地は、先ほど6,300平方メートルと申し上げました。これを本市は約1億4,000万円でＪＲから取得しております。中央通から交通記念館までは、残り約1万6,300平方メートルであります。大まかに概算しますと、約4億円ぐらいで取得できると思います。散策路としての整備は、中央通から寿司屋通まで5,000万円でやっておりますから、3倍と見ても1億5,000万円ということになります。私は第三セクターであります交通記念館に増資を呼びかけ、残りの用地を取得、整備し、先ほど話をしました列車による宿泊施設やキャンプ施設につくり替えてもらう、そして沿線の民地や民家の一部を買収し、モール化する。そうした構想に興味を持っていただけるディベロッパーは必ずいらっしゃると思っております。このようなアイデアは話だけではだめで、きちんと絵にかきおろし、一つ一つ概算見積りをして、どこに出しても耳を傾けていただける、そういう資料にする必要があります。こうした提案について、市長のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

いずれにしても、新たな観光の拠点づくりが、本市観光を宿泊滞在型へ変えうるかぎだと思います。そのような意味で、天狗山の眺望や夜景も大きな可能性をはらんでおります。まだ磨かれていないだけであります。この間、私たちは中央バス観光商事や中央バスとさまざまな意見交換をまいりました。特に、ロープウェイ山頂駅のレストハウスのメニューの見直しや模様がえ、木製テラスの増設など、さまざまな要望を申し上げてきました。関係会社の皆さんも熱心にお聞きいただいて、少しずつ変えようと努力されております。一方で、山ろく駅にある天狗山ハウスは、テナントが本年4月で撤退されました。山ろく駅周辺は、用途地域としてはいまだに調整区域となっております。転用もままならないと伺っております。私たちだけでは力不足で、この地域の用途地域の見直しのお考えはないでしょうか。お伺いいたします。

また、近々、中央バス本社、中央バス観光商事、市観光振興室、市民有志ボランティアなどで、意見交換の場が持たれることになったと聞いております。市長の強力なバックアップをぜひ要望いたしておきます。

さて、本年に入りましてから、港湾を取り巻く情勢は芳しくないものばかりのようであります。苫小牧の食肉検疫港指定問題、改正ソーラス条約に伴う港の保安対策など、難題山積の感があります。突然の港の変容に、市民の方々はさぞびっくりされ、あるいはお怒りになるだろうとお察しいたします。このような港の保安対策強化の押しつけは、財政ひっ迫の本市財政にさらなる財政負担を押しつけるばかりか、港をますます市民から遠ざけるものと危ぐの念を禁じ得ません。アメリカがテロのじゅ縛から解き放たれ、再度ソーラス条約が本来の条約の精神に合致するよう、再改正される日が一日も早く来るよう祈るばかりであります。

第3号ふ頭については、幸い関係行政の方々の配慮や努力で、保税地域に指定されているにもかかわらず、ふ頭基部への監視ゲートやフェンスの設置は免れ、市営31号倉庫と開発1号トラックスケール場倉庫の海側に設置されることとなり、何よりの救いとなりました。第3号ふ頭は、本市の都市軸とも言うべき駅前中央通と駅をつなぐ線上にあり、平成9年に策定されました本市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の中でも、小樽港に関する主要施策の一つとして、交流拠点としての整備が目標とされているところであります。その中で、既存ふ頭の利用調整を図りながら、旅客船ふ頭機能の確保に努め、市民や来訪者にとって心地よい水辺空間を創出するため、歴史的港湾施設としての運河や周辺環境と調和した緑地の整備をすすめると記されております。そして、このような目標が立てられてから、はや8年の歳月が流れようとしているのであります。私は、今日の本市の財政状況や港湾の入り組んだ複雑な利用状況などを考えますと、簡単にこの目標が達成できるものと考えてはおりません。しかし、絡まった糸を一つ一つ解きほぐすような努力なしには、達成はおぼつかないものと考えます。なおいっそうの努力と検討を要望しておきます。

次に、道道臨港線について、お尋ねいたします。さきの第1回定例会の予算特別委員会で、れいめいの会上野議員は道道臨港線の将来の見直しの可能性について、質問されております。私も同様の考えを持っておりますので、この際、述べさせていただきます。浅草橋周辺は小樽観光の中心で、必ず観光客の方々が立ち寄られる人気スポットとなっているために、常に多数の観光客が交差点周辺に滞留しております。本年3月9日には、余市方向から札幌方向に向かう直進車両と、札幌方面から浅草橋に右折する車両が衝突し、浅草橋、札幌側の横断歩道の歩行者だまり近くまで、右折車が横転して乗り上げそうになる、そういう事故が発生していると聞いております。浅草橋から余市方向は、なだらかなカーブになっており、時速60キロメートルを超えるスピードで走行する車も珍しくはありません。そのため、浅草橋周辺でこの種の事故は年に数回はあり、観光客がいつ事故に巻き込まれてもおかしくない状況とお聞きしております。まずこのような状況を把握しておられるのか、何か対策をお持ちなのか、お答えください。

私は中央橋より北側の倉庫など、その再利用が進まず、ひいては北運河も寂れている状況は、この幹線道路のせいだと考えてまいりました。現状の交通量はおおむね3万台から3万7,000台とお聞きしております。人が集まり交流する場所には、本来6車線もの大型幹線道路は似つかわしくないからであります。平成17年、来年には倶知安方面への物流幹線の国道となるべき、赤井川村明治から倶知安に抜ける国道393号が開通する予定と伺っております。また、これにつながる朝里 - 赤井川を貫通する毛無山のトンネル工事の要望も、関係町村から出されていると聞いております。聞くところによると、この件に関しては、小樽市はまだ要望を上げていないとお聞きしております。いずれにしても、仮に将来実現されれば、市内横方向の交通は大きな変化が予想され、道道臨港線の4車線化、両側1車線ずつの緑地帯化や駐車帯が実現できるものと期待しております。このような事例が全国的に見て、あるのかどうか、お知らせください。

以上、多岐にわたり、宿泊率向上の私なりの意見を述べさせていただきました。財政再建の暗い空気が立ちこめている現状にあって、少しでも明るい展望が開かれることを願いながら、私の初の代表質問とさせていただきます。なお、再質問は留保させていただきますが、よりよい回答を得られれば再質問はいたしませんので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 山口議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新しい財政健全化計画の策定期間でありますけれども、いわゆる骨太の方針2004の中で、三位一体の改革の全体像と工程表の明示時期が今年の秋とされましたことから、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税制度、こういったものがどうなるのか、また、本市にどのような影響があるのか、その動向を見定めた上で、収支の見通しを立て、計画を策定する必要がありますので、秋以降にならざるをえないというふうに考えております。

次に、市民と行政とのパートナーシップの関係でありますけれども、私は就任当初から、市民の皆さんと行政との良好なパートナーシップの確立は必要不可欠であるとの思いから、常々職員への周知を図り、各部が行うさまざまな施策の中に反映されてきたものと思っております。また、本市はこの間のまちづくりにおいて、市民相互あるいは市民と行政との対話が積み重ねられてきており、その精神は今もあらゆる分野に受け継がれております。そのようなことから、市民と行政とが知恵を出し合い、一人一人が愛着の持てる住みよいまち小樽を目指して、さらに良好なパートナーシップの下に、市民と協働の市政運営を進めてまいりたいと思っております。

次に、自治基本条例の関係でございますが、地方分権の進展に伴い、これからの自治体運営は従来にも増して、自己決定、自己責任の下で、地域の実情に合った政策を展開していく必要性が高まってまいります。また、現下の厳しい財政環境の下で、各自治体においては、行財政改革が必至であり、従来型の行政運営は通用しない時代となってまいりました。このような状況の中で、本市においても、これまで以上に情報の共有や積極的な市民参加を図り、市民と行政とが協働の心を持つことで、より質の高い政策形成が可能となり、市民主権の市政運営が実現することと思っております。私もこれらの観点から、市民の皆さんの声を大切に、開かれた市政運営の推進を基本姿勢の一つに掲げ、市民と行政との協働のまちづくりを目指している

ところであり、今後、さらに情報共有に努め、市民みずからまちづくりに参加する機運の醸成を図りながら、自治基本条例制定の必要性を含め、検討しなければならないものと考えております。

次に、緑の基本計画について、何点かお尋ねがありました。初めに民有地の緑化や協働の進め方についてですが、大規模な開発に対する緑化の指導、緑の活動団体の育成や支援、利用者の意見を反映した地域に根差した公園づくり、緑のイベントの開催などの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民への協力の求め方ですが、緑の基本計画の基本理念は、「市民とはぐくむ緑あふれるゆとりあるまち小樽」であり、本計画の実現に向けては、市民、事業者、行政がよきパートナーとして合意形成を図りながら、緑のまちづくりについての役割を果たし、協働していくことが重要であると考えております。具体的には、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例、小樽市開発指導要綱などにに基づき、植生の維持又は回復及び緑化の推進に努めるよう指導していくとともに、市民ボランティア組織の育成や市民の緑化活動への支援など、協働していただける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、街路樹のせん定についてですが、街路樹のせん定は道路標識や信号の視界確保、枝による架空線への障害排除、積雪時には落雪や枝折れによる歩行者の事故防止など安全性確保の観点や、さらには病虫害の予防ということから、現在のようなせん定方法により降雪期前に行っているところであります。今後とも樹木やその周辺状況を見ながらせん定作業を行い、都市景観や緑の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の観光課題について、何点かお尋ねありました。

まず、地場産品評価基準調査につきましては、観光関連産業におけるサービスや質の改善、向上を図るため、取扱商品や接客サービスなどについて、小樽ブランド認証制度を確立するための第一歩として進める事業であります。本年度は観光関連産業のうち、特にすし店やガラス工芸品を扱う土産店を対象として、経営者とお客さんの双方から接客サービスなどのヒアリング調査を行い、小樽ブランドを構築するための評価基準づくりをすることとしております。スケジュールとしましては、関係団体や小樽商科大学ビジネス創造センターと連携を図りながら、年内に調査と分析を行い、来年3月末をめどに評価基準づくりを終了する予定であります。なお、来年度以降は、徐々に評価基準の対象業種を広げながら、小樽ブランド認証制度の定着を目指すこととしております。

次に、旧手宮線の活用であります。旧手宮線は歴史的遺産であるとともに市民の貴重な財産であります。平成13年に寿司屋通りから中央通までの540メートルを取得し、既存の鉄道施設を残し、歴史性の保存を重視しながら、オープンスペースとして整備いたしました。結果として、雪あかりの路のイベントや市民、来街者の憩いの場、散歩道として、また、観光客が記念写真を撮るスポットなどとして、有効に活用されております。しかしながら、中央通から手宮までの新たな整備につきましては、市の財政状況もあり、市単独での整備は難しい状況にあると考えておりますが、旧手宮線の活用につきましては、これまでに多くの議論を行ってきた経過もあり、今後、ご提言にありますように、具体的な活用策が提案された場合には、官民での検討は必要であると考えております。

次に、天狗山周辺の市街化調整区域ですが、天狗山は古くから本市のシンボルとして市民や観光客に親しまれており、この地区の活性化は本市の観光振興に寄与するものと考えております。現在、天狗山ロープウェイの山ろく駅周辺については、市街化調整区域であり、新たな開発行為や建築物の建設は規制されておりますので、今後、開発者による具体の開発計画などがあれば、観光振興上の位置づけや土地利用の在

り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、浅草橋周辺の交通事故発生状況であります。小樽警察署に照会しましたところ、昨年、一昨年ともに4件の車両による人身事故があり、そのうち昨年は2件の横断歩行者と車両の接触事故がありましたが、本年は6月9日現在で人身事故は発生しておらず、3月9日の事故も幸い物損事故扱いとなっている旨伺っております。いずれにいたしましても、当該地区は車の交通量及び道路を横断する歩行者が多く、それに伴い交通事故も起きやすい状況にあると認識しており、事故防止対策については、警察など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、車線数を減じた事例についてであります。帯広市において連続立体交差事業に合わせて、既存の4車線道路を2車線にし、電線類の地中化や歩道の拡幅を行った事例があると聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 山口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、義務教育費国庫負担制度についてであります。この制度は三位一体の改革の一環として、さまざまな議論がなされているところであります。義務教育は国民として必要な基礎的、基本的資質を培うものであり、憲法上の要請として、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持、向上を図ることは、国の重要な責務であります。これからも、国、都道府県、市町村は密接に連携、協力を図り、適切な役割分担の下に、それぞれの責任を果たしていくことが求められております。このため、全国都市教育長協議会は、義務教育費国庫負担制度の根幹を堅持することなどを、6月1日から2日にわたり、関係大臣等に要請しております。また、北海道においても、5月22日に札幌厚生年金会館における「未来を拓く北海道の教育！義務教育費国庫負担制度の堅持を求める北海道大会」が開催され、小中校長会、各PTA連合会、市町村教育委員会、職員団体の代表等約1,000人が集まり、国庫負担制度の堅持を決議し、国に働きかけております。今後ともあらゆる機会を通して、国庫負担制度を堅持するよう、国への働きかけをいっそう強化してまいりたいと考えております。

次に、学校支援ボランティアについてですが、教育委員会では生涯学習ボランティア登録制度を設けており、退職された教員の方々も参加していただいております。また、小樽市水泳講習会や小樽市スキー学校の講師としても、子どもたちの指導で活躍をされております。さらに、退職校長会では、通学路における子どもの安全確保にかかわる支援活動を、本年度新たに取り組むと伺っております。長崎県佐世保市での痛ましい事件への言及がありましたが、学校と家庭、地域が連携、協力して、子どもたちの成長を支えていくことは大切なことと受け止めております。今後、学校支援ボランティアにかかわる石狩市、岩見沢市など先進地での取組や課題などについて状況把握に努め、検討してまいります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

○17番（山口保議員） 再質問はやめておこうかなと思いましたが、私は出番がありますので、細かいことは予特でお聞きしますけれども、2点だけお聞きしたいのです。緑の基本計画についてですけれども、これは民有地の緑化を進めると言っているわけですよね。民有地の緑化をするのに、お願いしちゃうだけでは進まないわけですよね。何か具体的な施策、財政的な支援とか、誘導策みたいなものをお考えなのか、その辺のところについてお聞きしたかったわけです。

もう一つ、街路樹のせん定については、小樽は特殊なのです。観光地で、前にも申し上げましたけれども、要するに11月ごろに一番葉が茂る状態になるのです。これは観光客が帰った後ですよ。せん定もほとんどもう枝を切ってしまうというわけです。特に、プラタナスをござらんになればわかりますけれども、直径30センチぐらいのプラタナスがいっぱいあるのです。札幌市なんかには聞きますと、例えば電線がありますけれども、それが邪魔だから上を切るというのではなくて、それを抱え込むようにせん定するような技術指導も行っているそうなのです。基本的にそういうことをきちんと調べて、小樽がやっぱり歩行者のネットワークづくりをしないと、先ほど私がテーマで申し上げました市内への観光客の周遊、そういう面的な広がりを持たないとだめなわけですから、街路樹も立派な観光資源なわけですよ。だから、そういうことを積極的に考えになって、先ほどから私が申し上げておりますけれども、観光部署はソフト面では頑張っているのです。ハードの面がついていないのではないかと、そういうことをずっと感じて、今のような話を申し上げているわけですから、その辺も考慮に入れて、検討されてしかるべきと考えますけれども、この点についても、再度補足して答弁を求めます。

もう一点、教育行政に関してですけれども、ちょっと熱意に欠けるような答弁だったのではないかと思います。これは、例えば検討するというのではなくて、市内のそういう方がいらっしゃれば、私たちが紹介するわけですから、そこと話をして、何か検討委員会でもつくって、どうやろうかということを始めようということをおっしゃってしかるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 建設部参事。

○建設部参事（嶋田和男） 山口議員の再質問に答弁いたします。

私の方から、緑の基本計画の関係でございますけれども、民間団体に対しての支援という点につきまして、今現在小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づいた支援メニューがございます。そういった中で、より多くの緑をする行政の企画でございますので、今後、また、周知方についても、民間の方と議論をした中で、拡大に努めたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 建設部長。

○建設部長（兵藤公雄） 街路樹のせん定について、再質問にお答えいたします。

確かに一部分では議員の言われるところがございまして、ただ、先ほど市長からも答弁させていただきまして、やはり冬期間の大きな問題がございまして、事故だとか、それから、けがだとかということもございまして、現状を見ながらせん定をやっているつもりでございます。言われるように、部分的にはプラタナスが裸ではないかなということも言われておるわけですが、今後につきましては、周辺の状況を見ながらせん定作業をしていきたいと。

もう一つは、今札幌市のお話もございましたけれども、その辺につきましても、状況を聞きながら、今後じゅうぶん注意しながらせん定を進めていきたいと、このように思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 学校支援の制度ですが、私ども市町村教育委員会は各学校に対して支援の教員を派

遣する場合には、道教委に対してその活用についてお願いをする。予算上の措置をいただくということが基本的な形になっております。もう一つは、学校の受入れ態勢がたいへん難しい。ただいま花園小学校では、小樽短大から学生を受け入れまして、教師の隣に補助的な先生としての役割をお願いして、去年1年間実施いたしました。また、小樽商大に留学している外国の方々を自然の村で小中学生と交流させているような、そういうことも行っております。そのほかには、やはり退職の先生方のスキー学校、水泳学校が主体になっておりまして、基本的には校長会はじめ、いわゆる教職の立場にある方々の全体的な受入れの理解と、それからどのような人がいるか、そのことについて相談する余裕があるということであれば、そのことについていろいろお話を伺いたいと思いますが、いろいろあい路がありますので、現状行われていることを軸にお答え申し上げます。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 大 橋 一 弘

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成16年
小樽市議会 第2回定例会会議録 第4日目

平成16年6月15日

出席議員（31名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久未恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院事務局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 長 旭 一 夫
財政部財政課長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、斎藤博行議員をご指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第18号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日、新たに提案されました議案第18号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第18号について、提案理由を説明申し上げます。

公営住宅建替工事オタモイB住宅1号棟の請負契約を、契約金額6億1,425万円をもって、阿部・西條・福島共同企業体と締結するものであります。なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○19番（武井義恵議員） 国民が最も関心を抱いていた年金問題も、拉致家族の帰国問題で幕切れにしたような国会情勢の中で開催されました第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

小樽市は、先日、家庭ごみ減量化・有料化についての基本方針を発表いたしました。このごみ有料化を中心に、まずお尋ねいたします。

小樽市は、平成12年度における本市のごみ処理計画量を、平成14年度との比較で、家庭から出るごみを約26パーセント削減し、資源物を約9.6倍に増やすことを目標といたしました。そのため、平成15年8月に小樽市ごみ減量化推進方針を策定し、同年11月に、小樽市廃棄物減量等推進審議会に、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問をいたしましたのであります。その結果、本年3月12日に同審議会から、減量化の具体的施策と、有料化はごみ減量化の有効な方策の一つであるとの答申を受けて、家庭ごみ減量化・有料化の実施に向けた基本的な考え方を提示するに至ったのであります。同審議会は、ごみ有料化は減量化の有効な方策の一つであると述べておりますが、有料化のほかにどんな減量化策を答申されておられるのでしょうか、お示ください。

次に、小樽市はこの基本的な考え方の中で、市民の役割として「何よりもごみを出さないこと」とありますが、これを強く主張や指導することになりますと、不法投棄が増えるのではないかと危惧いたしておりますが、不法投棄対策としてはパトロールによる監視・指導の強化を挙げております。パトロール職員を増員するお考えなのでしょうか。監視・指導強化を具体的にお答えください。

また、市の役割として、ごみ減量化の意識啓発を行ったり、リサイクルに関する情報を積極的に市民や事業者提供するとあります。これは最も大切なことだとは思いますが、言うはやすく行うは難しのことわざのように、大変な市の役割ですが、具体的な取組の内容をお示ください。

次に、資源ごみのリサイクルの一つとしての提案をいたしたいのであります。それは、缶容器のリングブルをとって区別し、身障者対策に向ける運動を展開してはいかがでしょうか。毎日のように地下室に集めら

れている職員が利用した缶のリングプルはほとんどとられておりません。まず、リサイクルは市職員から範を示すべきだと思いますので、市長のご見解をお示してください。

さらに、小樽市は、ごみの減量化についての基本方針を策定するに当たり、目標の比較年次を平成14年度にした理由を述べてください。平成14年度という年は、燃やすごみ・燃やさないごみの収集量合計では、平成13年度より659トンも多い年になっております。したがって、平成21年度との比較年次は平成13年度の方が適当かと思いますが、いかがでしょうか

また、家庭ごみの減量化についての市の取組の中で、ステーションでの現地指導策が見えないように見受けられますが、現地指導を地域別に区分して行わないのでしょうか。数年前に幾つかの地域で現地指導したように伺っておりますが、あれで終わりなのでしょう。善通寺市などでは、4か年以上も現地指導をやったよう徹底したと伺っておりますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、家庭ごみの有料化で市民サービスの向上として、冬期間の収集困難となっている地区については出しやすいように対処するとありますが、具体的な強化策をお示してください。

いつものことではございますが、梅ヶ枝山手線地区などはいかようにしようとお考えか、対策をお答えください。

また、手数料負担軽減措置については、答申によると「手数料の減免は減量意識を弱めることも考えられるので慎重に検討を」とありますが、具体的な検討内容をお伺いいたします。

次に、有料化による収入を、初年度で3億6,000万円、1人当たり1年に2,400円としておりますが、その根拠をお示してください。

市の徹底したごみを出さない運動が進んで、予定収入が大幅に減となった場合は、処理手数料を値上げすることになるのではないのでしょうか。値上げしなければ、資源物の収集拡大や祝日収集などの市民サービス等が見込みどおりにならないのではと心配いたしております。初年度で計画倒れにならないように願っている一人でございますが、万全な計画をして、早々の値上げなどにならないよう期待いたしております。市長の決意のほどをお伺いいたします。

次に、ごみの不法投棄対策についてお尋ねいたします。

小樽市は、平成14年第1回定例会で不法投棄対策費を計上し、不適正処理監視員として嘱託職員を2名から3名に増員し、週5日間の巡回をさせることが提案され、承認されました。その職務内容と責務についてお尋ねいたしましたところ、同監視員の巡回経路については、環境部管理課において、以前の不法投棄状況を勘案しながら指示しているとの答弁をいただきました。それでは、環境部管理課が状況を勘案した地区に、国道393号と道道小樽環状線とのバイパスである市道軍用線地域、それに市道松山線の冬期間閉鎖するゲート付近地域、さらには市道上赤岩道線の長橋なえぼ公園上部付近及び市道祝津山手線の右側地域などが含まれておりますでしょうか。この地域はいずれも私が再三指摘した地域であります。お答えください。

5月初めに私が巡回したとき、上赤岩道線の指摘した地域に、廃油と思われるドラム缶200キロ相当が投棄されておりました。幸いにも担当課が、私の報告に基づき早急に廃油を抜き取り処分されたと伺っておりますが、廃油の成分を調査されましたでしょうか。たぶん硫酸ピッチではないかと懸念されるのでありますが、調査されておりましたら、その結果をお答えください。

この現象は不景気な現在、トラックの運賃が値切られるため、10台走っていたら8台が不正軽油をもって運行されている全国的な風潮にあると言われております。不正軽油を20キロリットル製造すると、ドラム缶

1 本分の硫酸ピッチが出るとのことであります。したがって、精査をすれば投棄者が特定できるのではと思うのですが、今月に入ってから、原油が値上がりしたためと称して、ガソリンの値上げがそれぞれ通告されてまいりました。この傾向がますます多くなるのではと思いますが、したがってその対策を急がなければならないと考えます。市長の見解を求めます。

次に、監視員の任務に、不法投棄者が特定できるかどうかを調査し、報告することになっておりますが、特定された報告はありましたでしょうか。ありましたら、件数も含めてお答えください。

また、監視員に身分証明書を携行させて立入調査ができる権限が付与されておりますが、権限を行使した事実がありましたら、あわせてお答えください。

なお、先ほど私が指摘しました4地区のごみ収集対策について、今後どう対処するお考えでしょうか。このままでは、市民が捨てる、市が収集して捨てるというイタチごっこの繰り返しにしかならないのではないのでしょうか。市長の妙案をお聞かせください。

私は、これらの地区への投棄は、ごみ有料化となれば、電化製品とともにますます増加するものと思います。したがって、第1段階として、不法投棄を防ぐ方法としては、今、ソーラス条約に基づいて小樽港に立てておりますような高いさくをつけてはいかがでしょうか、考えをお示しください。

次いで、監視員の雇用期間であります。私が指摘した地区などは、冬期・夏期に区別なく多く投棄される場所であるため、雇用期間や巡回時間についても検討しなければならないことなどが、不法投棄を防ぐ第2段階の方法であると思いますので、投棄する人も悪いことをしていると承知していながらやる行為だと思いますので、日中に投棄するような人はまずいないと考えているのであります。水道局が水源地奥に立ててある看板も一つの方法であると思いますが、次第にその効果も無に帰することも時間の問題だと、残念ながら思うのであります。

また、巡回中における不法投棄者と出会って、状況報告を行った例などはあったでしょうか。ありましたら、その状況を説明してください。

なお、携帯電話機は公用のものと思いますが、いかがですか、お答えください。

次に、介護保険関連についてお尋ねいたします。

高齢化が進む小樽市で、要支援と要介護認定者が、介護保険制度を導入した平成12年4月から今年の4月末現在までに6,694人となり、導入時の3,561人に比し、1.9倍に増加していることが明らかになりました。このような情勢の中で、本年1月末現在で、要支援が1,033人、要介護1が2,109人ですが、各介護保険サービス事業所が本年に入ってから相当数建設されて、増加しているとのことを聞き及んでおりますが、ある事業所に偏っていないかどうか、その実態をお聞かせください。

また、市内でデイサービスを行っている事業所の中に、温泉を利用している施設があると同っておりますが、料金は他の事業所と変わりはないのでしょうか。

さらに、現在、11か所の療養型医療施設で入所料金に大きな格差があるとも聞こえてまいりますが、その実情と原因を説明してください。また、サービスにどんな差があるのでしょうか、お答えください。

また、各介護保険施設は、現在、要支援・要介護認定者がともに増加している中で、本年1月末現在、各施設の定員を見ると、療養型医療施設は699名、老人保健施設が400名、特別養護老人ホームが330名となっておりますが、国が示している基準との関係はどのようになっているのでしょうか。さらに、限られた入所施設でありますので、入所希望の待機者はどのくらいいるのでしょうか、実態をお示しください。

次に、要支援者への保険給付の実態についてであります。平成16年1月末現在で、本市の要支援認定者は1,033人ですが、これまでのところ市民や実際にサービスを利用している方から特別な苦情などは寄せられていないので、実態については承知していないと、本年第1回定例会で私に答弁をされておりますが、市は市民から苦情の出るのを待っているのではなく、実態を掌握することに努力を重ねるべきだと思いますので、考え方についてお示ください。

また、要支援・要介護者は65歳以上の人口に占める割合は、本年1月末現在で17.02パーセントと伺っております。道内10万人以上の都市では、旭川市に次いで2番目の高さとのことです。それに伴う介護保険給付費に占める市の負担分についてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、介護サービスでは在宅サービスが大きく伸びていることもあり、すぐれた介護士が不足しているとの声が聞こえてまいります。市としてその対策に良薬はあるのでしょうか、お聞かせください。

また、デイサービスに従事する運転手など職員の労働条件の劣悪さはお聞きしておりますが、運転の無謀さには驚いている一人です。車体には施設の名前も記してあり、一目でどここの施設かわかるのに、無理な追越し、スピード違反、信号無視など、目に余る行為が見られます。市は労働条件も含め、交通安全対策について関係者と話し合いをすべきだと思いますが、対策も含めお答えをいただきたいと存じます。

次に、ふれあいパスのその後についてお尋ねいたします。このふれあいパスも半額の負担になってから2か月余が経過いたしました。利用状況を把握しておられるでしょうか。どの程度の利用減になったか、昨年対比をお示ください。

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

最初に、中高一貫教育について、教育長の見解をお伺いいたします。私はこの問題について、平成15年第2回定例会と平成16年第1回定例会でお尋ねしてまいりました。これに対し、教育長の答弁は、市教委としては学校週5日制とゆとりある教育について、種々の会合で新しい教育課程や週5日制について説明し、児童・生徒や保護者の理解が深められるよう努めてまいりましたとお答えになっております。あわせて道教委は、今後、市町村立中学校と道立高等学校との連携型について、本道の広域性、地域性に配慮し、未設置校の圏域について検討するとしておりました。このようにも述べておまして、さらに後志圏にはまだ計画がないことから、注意深くその推移を見守ってまいりたいとも答弁されております。

しかし、市教委が注意深く見守っているうちに、事態は急速に動いているのであります。道内の私立中学の受験者数が、今年までの10年間で918人であったものが、3,053人に増加しているのであります。この増加傾向を見ると、公立中学校で学習内容を3割削減した新学習指導要領の移行措置期間が始まった2000年度の4年前から増え始め、さらに同要領に基づく指導が始まった2004年度以降著しく増え、今年度の入試では、受験校13校で3,153人が受験していると報じられております。市教委としては現在のゆとり教育はこれでよいと思われるのでしょうか。さらに後志圏にはまだ計画がないので、注意深くその推移を見守るだけでよいのでしょうか。これも含めて、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、パークゴルフ場設置についてお尋ねいたします。この問題は、平成9年第3回定例会と平成15年第2回定例会で取り上げたものであります。その趣旨は、長橋1丁目に市内の篤志家からご寄贈のあった2,661平方メートルの土地がパークゴルフ場設置の条件に適さないのであれば、長橋1丁目のと場跡地を候補地として検討してほしいという質問に対し、教育長は、西部地区に設置をとの要望もあるので、と場跡地についても候補地の一つとして検討したいと考えていると答弁をいただいているのですが、早くもそれから1年が

経過いたしました。検討された結論は出されたのでしょうか。明るい希望を抱いてまいりましたので、希望を砕かない答弁をお願いいたします。

次に、校庭の芝生化についてであります。

文部科学省の助成によって、校庭に芝を植えた道内の小中学校は現在45校に広がっております。しかし、新しい菁園中学校はグラウンドの広さなどの関係上、芝生化は難しいと考えているが、関係の方々のご意見を伺ってみたいと答弁をいただいておりますが、どんな意見が出たのでしょうか、お聞かせください。

以上、再質問を留保して、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 武井議員のご質問にお答えいたします。

ごみの有料化に関連して何点か質問がありましたけれども、初めに廃棄物減量等推進審議会の減量施策についての答申であります。答申では、「ごみ減量化の取組については、市民・事業者・市の三者がよりいっそう連携を強めることにより、効果的に推進していくことが大切と考える」と、こういうふうであり、具体的には市民の役割では、できるだけごみを出さない工夫として、フリーマーケットの利用や不用品交換情報の活用のほか、レジ袋を削減するためのマイバッグでの買物などが挙げられています。

事業者の役割としては、拡大生産者責任、排出者責任の観点から、ごみとまらないような製品、容器等の設計の工夫や循環資源の活用のほか、商品の包装の簡素化などによる発生抑制に努めることなどが挙げられています。

市の役割としては、資源化の拡大を図るためには収集品目の拡大、収集回数の増、資源物回収ボックスの設置、不用家具などのリサイクル、家庭の生ごみのたい肥化促進などがあり、また、次世代を担う子どもたちへの環境教育の重要性や、平成19年度に供用開始となるリサイクルプラザを活用して学習機会の拡充を図ることなどが挙げられています。

次に、不法投棄対策についてであります。有料化に伴い不法投棄の増加が危ぐされることから、現在の監視パトロール車1台を2台とし、監視員も3名から6名に増員し、不法投棄されやすい地区の巡視の徹底や投棄物の発見と投棄者の特定のための調査を強化するとともに、市民からの通報に速やかに対応できるよう体制の充実を図りたいと考えております。

次に、家庭ごみ減量化施策における市の役割であります。家庭ごみを減量化するためには、ごみと資源物の分別徹底など、市民の協力、また、包装の簡素化などの事業者の協力が不可欠であります。このため市としては、広報おたる、ホームページ、ラジオ、町会の回覧板などで周知徹底を図るとともに、商店街、事業者団体などへの説明会の開催などにより、意識啓発を行い、周知することが大切であると考えております。

次に、リングブルのリサイクルであります。平成14年9月に市職員有志がリングブルを回収し、その収益で車いすに交換するネットワークへの参加について呼びかけ、現在リングブルの回収を進めております。現在までに回収されたリングブルの量は約27キログラムであり、車いすと交換するには最低600キログラム以上必要であると聞いており、市を訪れる障害者のためにも有意義なことであることから、改めて庁内メール

などを活用し、職員の協力が得られるよう回収に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量化目標の比較年次を平成14年度とした理由についてであります。本市のごみ減量化推進方針を昨年8月に策定しましたが、この中で平成14年度のごみ処理量と、平成21年度のごみ減量数値を比較したのですが、ごみ量は毎年変動することから、ごみ減量化推進方針では直近年度のごみ数量を基礎としたものであります。また、北しりべし廃棄物処理広域連合が広域化基本計画を策定するに当たり、平成14年度にごみの組成分析を行い、ごみに含まれる資源物の潜在量を調査した上で、平成14年度を初年度としまして、平成21年度を焼却処理施設規模を決める計画目標年次としたことから、本市においても北しりべし廃棄物処理広域連合とごみ処理計画量についての協議を行い、今回お示した基本的な考え方において、平成14年度ごみ処理量との比較で、平成21年度における家庭ごみ減量化目標・資源化目標を設定したところであります。

次に、ごみステーションでの現地指導であります。現地指導はごみ出しルールを守っていただくための有効な方法であることから、これまでも不適正な排出に対しましては、ごみステーション周辺住民の皆さんへ指導文書の配布などを行ってきたほか、ごみの中身から排出者が特定できる場合には、担当職員が直接注意するなどの指導を行ってまいりました。今後においてもよりいっそうの適正排出が必要となることから、ごみ出し指導や地域の環境美化推進にご協力いただける方をそれぞれの町内会などから推薦いただく協力員制度を創設するとともに、市において数年間は、担当職員や車両を増強し、指導を強化していきたいと考えております。

次に、冬期間収集困難地区の対応強化であります。降雪や路面凍結などにより、冬期間のごみ収集が困難となっている地区については、道路などの地理的条件や世帯数、人口構成、収集作業の安全性などを検討しながら、夏期間に準じた方法で排出できるよう、収集態勢を順次強化していきたいと考えております。

なお、梅ヶ枝山手線地区については、今年度から対応を強化することで、地元町会関係者の方々との協議を終えております。

次に、手数料の減免などの検討であります。道内有料化実施市においては、生活保護世帯や低所得者世帯などへの減免、又は軽減措置の取扱いがさまざまであり、本市といたしましては道内他都市の実態を詳しく調査しながら、減量化効果を弱めることのない範囲で、今後、市民との懇談会などでの意見もお聞きしながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、有料化による収入についてであります。平成17年度におきましては、1年間に使用が見込まれる指定ごみ袋の量を有料化手法が類似しております函館市の例を参考に算出し、また、リットル当たりの単価については道内有料化実施市を参考にしながら、減量効果があり、また市民にとって大きな負担とならないと思われる2円程度として手数料収入を算出し、指定ごみ袋とごみ処理券の手数を合わせますと、3億6,000万円程度の手数料収入になるものと見込んだものであります。さらに、年間の1人当たりの負担額については、年間の指定ごみ袋による手数料収入見込みを、平成17年度の予測人口で除して、1人当たり2,400円程度になるものと考えております。

次に、減量化が進んだ場合の処理手数料の値上げと市民サービスの向上施策の確保であります。「基本的な考え方」の中に、有料化の目的の一つとして、市民意識の向上によるごみ減量化の推進を挙げているところから、家庭ごみの減量化が促進されることにより、将来ごみ手数料収入が減少するものと思われませんが、一方でごみ減量化により、収集処理業務に係る支出負担の軽減も見込まれることから、手数料の値上げを行

わなくても市民サービス向上施策の確保を図ることができるものと考えております。

次に、ごみの不法投棄について何点かご質問がありましたが、初めに不法投棄監視員の巡回経路でありますが、ご質問のありました上赤岩道線など4路線及びその周辺については、いずれも夜間人通りが少なく、不法投棄されやすい場所であることから、監視パトロールにおける市内の巡回経路に含め、監視を行っております。

次に、上赤岩道線における不法投棄されたドラム缶の内容物調査であります。処理に当たり、特別産業廃棄物処理業者に委託いたしましたが、この専門業者に確認したところ、内容物はエンジンオイルとシンナーが混合されている廃油であり、硫酸ピッチではないとのことでありました。

次に、硫酸ピッチ対策であります。最近、全国各地で不正軽油の密造の際に発生する硫酸ピッチの不法投棄が多発し、社会的な問題となっております。道内においても先月25日の報道によりますと、昨年9月に、上川管内美深町の町有地に硫酸ピッチの入ったドラム缶が不法投棄されるところを町職員が発見し、未遂に終わったとの事例があり、本市においても他人事ではない問題であると考えております。この対策につきましては、硫酸ピッチを不法投棄させないよう、不法投棄監視パトロールの巡回の強化を図るとともに、庁内関係部局や北海道廃棄物不法処理防止連絡協議会など、関係機関との連携を深め、硫酸ピッチの不法投棄防止に努めていきたいと考えております。

次に、監視パトロールによる不法投棄者の特定であります。市内を監視パトロールすることによる不法投棄物の発見件数としては、平成15年度実績で172件ありましたが、このうち2件について不法投棄者を特定し、廃棄物を投棄者本人に回収させております。また、監視員の立入検査については、不法投棄に対する監視員による立入検査の権限行使は現在のところありませんが、監視パトロールとあわせて行っている野外焼却の指導については、昨年度36件の指導をし、これについては立入検査の権限を行使しております。

次に、上赤岩道線など4地区の不法投棄防止対策であります。高いさくの設置以外に防止策はないのではないかとのご提案であります。市内には4地区に限らず不法投棄されやすい箇所が多数あり、防止策として高いさを設置したとしても、不正を承知で捨てる者は設置さくの前に捨てたり、他の場所を探して捨てることになり、一部の心ない者の不正な行為を防止することは現実的にはなかなか難しいものと思っております。不法投棄については市民啓発が最も大切であると考えており、広報誌やホームページなどを活用して不法投棄の防止を粘り強く訴えていくことが、不法投棄を減少させることにつながるものと考えております。

次に、監視員の雇用期間と巡回時間ですが、嘱託職員である監視員の雇用期間は、降雪量が多い厳冬期はごみの発見が難しく、また、投棄者の特定調査やごみ回収時の作業効率が悪いことなどから、現在4月1日から12月末までの9か月としております。また、巡回時間については、不法投棄の監視パトロールに際し、日中に行われる野外焼却の指導もあわせて行っていること、市民からの通報が日中であること、また、夜間では不法投棄物の発見が難しいことなどから、8時50分から17時20分までとしております。

不法投棄を行う者は、人通りのない夜間に投棄しているケースが大半であります。監視員は2人体制であるとはいえ、夜間において不法行為を承知で投棄する者に対しての指導は、警察の全面的な協力が必要であり、監視員による夜間パトロールは現状では難しいものと考えております。

次に、監視員が巡回中に不法投棄者と出会ったことがあるかということですが、野外焼却を発見し、指導する例を除いて、不法投棄については、投棄現場で投棄者と出会ったということはこれまでにありません。

ん。

なお、携帯電話につきましては、監視員の巡回中に、市民からの不法投棄などの通報や緊急を要する指示がある場合、さらに巡回中のトラブルなどがあった場合などに備えて、公用として携帯させているところがあります。

次に、介護保険に関連してのお尋ねであります。最初に介護サービス事業所がサービスを提供する対象者に要介護度の軽い人だけなど偏っていないかとのご質問であります。サービス利用は利用者とサービス事業所との契約であり、利用申込みに対し、事業所側では、特別な利用がなければサービスの提供をしなければなりません。したがって、要介護認定者の中で要介護度の軽い人の占める割合が高いこともあり、結果的にサービス提供の対象者が要介護度の軽い人である場合が多いものと考えております。

次に、源泉として温泉を利用しているデイサービス事業所についてであります。現在、市内にあります14か所のデイサービス事業所のうち、2か所の事業所が温泉を利用していると聞いております。利用者負担金につきましては、他の事業所と同様に、温泉の利用を理由に介護保険のサービスでは特別な料金は取れないことになっております。

次に、療養型医療施設の利用料金であります。施設の看護職員・介護職員の配置状況や利用者個人の要介護度、初期加算など、各種の加算によって決定されますので、施設サービス費に違いが出てくる上、さらに施設サービス費の1割の利用者負担額が一定の額を超えた場合に、超えた分が払い戻される高額介護サービス費の適用区分、食事の提供の費用に対する1日当たりの定額の食事負担額の区分がそれぞれ3区分ありますので、それによって利用者料金に格差が生じるものであります。また、個人の選択になりますが、日常生活において通常必要となる身の回り品などの費用である日常生活費などにより、利用料金に差が生じるものであります。

次に、施設サービスの国の基準であります。国が示している介護保険上の目安となる参酌標準では、65歳以上の人口に占める割合が特別養護老人ホームでおおむね1.5パーセント、老人保健施設が1.1パーセント、療養型医療施設が0.6パーセントとなっており、これを平成16年5月末の本市の状況に置きかえますと、特養で570人、老人保健施設で418人、療養型医療施設で228人となります。また、各施設の待機者であります。平成16年3月末で特養が722人となっており、また、各施設の重複が考えられますが、老人保健施設で151人、療養型医療施設で61人となっております。

次に、要支援者のサービス利用の実態であります。国自身が制度導入に当たって、利用者の自由な選択で多様なサービスを総合的に受けられるとしてPRしてきており、また、保険制度の支給限度基準内の利用でありますので苦情はほとんどありませんし、実態といいましても、不正請求でもなければ把握は難しい面があります。

ただ、支給限度基準内であっても、過剰サービスは利用者本人にとっても決していいものではありません。現在、国では制度の見直しをしていますが、この中でも重度化を遅らせる目的の介護サービスが、かえって重度化を早めているのではないかと意見があり、要支援などの軽度の場合は、介護予防のメニューを導入するなどの検討をしていると聞いておりますので、それらの経過なども注視してまいりたいと考えております。

次に、本市の介護給付費についてであります。平成16年度当初予算で給付費総額は109億7,800万円となっており、このうち12.5パーセント、13億7,225万円が市の負担となっております。

次に、介護士についてであります。質の高い介護を目指すためには知識と経験が必要であり、この4月に、市内の訪問介護事業所が連絡協議会を立ち上げておりますので、この中で人材養成等を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、デイサービスに従事する職員の労働条件や交通安全対策であります。基本的には各事業者や運転手個人の意識や責任であります。事業者が集まる機会等に、それらの労働関係法規の遵守や交通安全教育の徹底など、働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスの利用状況であります。バス事業者が本年の4月に調査した利用状況では、昨年6月調査時と比較して、平日の利用で約40パーセント減、土日の利用で約33パーセント減となっております。ただ、年度の変わり目と制度変更直後の更新時期でもあり、昨年同月との比較になっていないなど、流動的な要素が含まれておりますので、さらに調査を進める予定となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 武井議員のご質問にお答えします。

まず、ゆとり教育についてですが、昨年12月、文部科学省は、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、ゆとり教育を機軸に置くものの、教育計画の見直しによる確かな学力を育成し、生きる力をはぐくむねらいのいっそうの実現を図るため、学習指導要領の一部を改正したところです。市教委としては、保護者の学力低下などへの懸念や、私立中学校の受験者が増加している状況などを踏まえ、各学校におけるそれぞれの教育計画についていっそうの工夫・改善を促し、子どもたちが学習に積極的に参加し、学力向上が促進されるよう指導してまいります。

次に、中高一貫教育校についてですが、道教委は平成19年度に、登別市に一体型の中高一貫教育校の設置を計画しておりますが、それ以外に連携型を、地元の高校へ進学する割合が高く、近隣の市町村との間で生徒の出入りが比較的小さい郡部で導入を検討するとしており、今年度導入したえりも高校、えりも中学校を含め、これまで5校となりました。道教委としては、今後さらに連携型や併設型など、中高一貫教育校を計画したいとしておりますので、後志管内で早期に設置されるよう管内教育長会議などで提案し、道教委に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、パークゴルフ場についてであります。パークゴルフ協会のコース基準では、18ホールとしておよそ1万2,000平方メートル以上の面積が必要とされております。と場跡地につきましては、平たん地の面積が約5,300平方メートルであり、周囲の形状も山林の傾斜地や沢地であることなどから、コースに必要な面積の確保は難しいものと考えております。しかし、市民要望の強い西部地区へのパークゴルフ場の設置については、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、校庭の芝生化についてであります。校庭を芝生化している学校を有する道内の市町村教育委員会に状況と意見を伺ったところであります。これによりますと、グラウンド面積を大きく有しており、サッカーや野球をする面は土で、その周辺を芝生化している学校がほとんどであります。芝の維持管理が大変だと聞いております。なお、菁園中学校のグラウンド整備を今年度行うこととしておりますが、グラウンドの広さの関係もあり、150平方メートルとわずかですが、芝を植える予定としております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

○19番（武井義恵議員） 二、三、再質問させていただきたいと思います。

まず、ごみの減量化として、有料化のほかにはどんな策があるかという質問をいたしました。これに対して市長はいろいろ申してくれましたが、マイバッグの問題が出ました。これは、よそでもそうなのですが、マイバッグなどを利用して、包装紙だとかそういうものは要らないと、こういうふうにしますと、ポイントが何か、利用者に対してプラスになるような策を講じられているやに伺っていますが、市長からマイバッグを利用する方策も一つだという答えがありましたけれども、そういうようなことなども、それをしたことによって利用者にプラスになるような施策を考えておられるのかどうか、それをまず1点お聞かせください。

それから、二つ目ですが、リングプルのリサイクルの問題です。27キロほど職員の方々が努力されて回収されたということでございます。確かにこの車いす1台が600キロ、ドラム缶およそ1杯だということは聞いています。したがってこれを、私、今質問の中で言ったのですが、あそここのところに缶がたいへん多く出ています。ところが、とった後があまり見当たらないのです。だから、それらの団体は今でもずっと続いているのかどうか。続いているとすればああいうとられていない缶があるのかどうかという疑問も残るわけございまして、それらの会は今でも存続しているのかどうか、していた場合にどのようなシステムになってやっているのか、わかっていたらお聞かせください。

それから、ごみステーションの現地指導の問題です。これについては、町内会などの協力員をお願いしたいと、こういうような答弁でございました。私は、これは市も今、人員削減しているさなかですから、現地指導を職員にあたれということは大変だと思います。私は善通寺市などの例も出しましたが、あそこは職員で現地指導をやっているそうです。平均は4年間だそうです。遅れているところは6年間もかかったと伺っています。したがって、これらは確かに町内会の協力員というのも一つの方法とは存じますが、やはり職員が現地できちんとしないと、町内の担当者によって規則の解釈の仕方にいろいろと差が出てくるのではないかなという感じがいたします。これらも先進都市の言葉を参考にした意見なのでございますけれども、そういうものをなくするためには、一定の職員が指導しないと差異が出ると、こういうことを聞いておりますので、それではこの町内会の協力員をする場合は、一堂に集めて講習などをやって、それからさせるのか、どのような活用の仕方をするのか、考え方を示してください。

それから、市民がごみを出しやすいような施策をするということについて伺いました。それについて具体的に梅ヶ枝山手線などはどうするのですかと、こう聞いているのですけれども、今、町内会とも相談をしているということですが、以前の私との約束の中では、山下総務部長が、前の環境部の担当ですけれども、今の4か所に出してあるごみを当面練習も含めて1か所に集めて、それを業者がバス通りまで持っておろすと、こういうことをテスト的にやってみたいということでした。それはテストをやりましたかと言ったらやったと、こういう答えをいただきました。今、この町内会で約束して、出しやすいような方策を考えているようですが、やはりこういうシートに乗せて下まで引っ張っておろすというやり方を考えているのか、それから今4か所に出しているわけですが、ステーションを節約とは言いませんけれども、例えば4か所を2か所にするとか、3か所にするとか減らそうとしているのか、それとも出しやすくするのでしたら、4か所を5か所、6か所と増やすようにしているのか、どのような出しやすい策を町内会と相談なさっているのかお聞かせください。

それから、不法投棄の立入検査の問題です。36件ほど指導した経緯があるやの答弁がございました。これは、とりあえずそういう人たちが見つかった場合にどういう処置をしようとするのか。その後始末、その人

たちが、要するに1件でも2件でも、あるいは何件でもいいのですが、見つかったら、その人たちに二度と不法投棄させないためにはどうのことをしようとしているのか、そのことをお聞かせください。

それから、教育委員会にはパークゴルフ場の問題です。これは1万2,000平方メートル必要なので、18ホールをつくれば足りないと、だからこれは検討外、あとは国有地だというような言い方をしておりましたが、その場所は5,300平方メートルだと。私は、別に18ホールをつくらなくても、半分でも、ハーフでもいいのです。ですから、9ホールでもけっこうだと思っているので、それにはちょうど合うわけなので、そういうことなども含めて検討してはどうかと、こういうことをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 環境部長。

○環境部長（安達栄次郎） それでは、ごみの問題につきまして、私の方から答弁させていただきます。

初めに、マイバッグ運動、これに関連したポイントカードの採用施策ということでございますけれども、私の聞いているところによりますと、既に市内の幾つかのスーパーマーケットで、このポイントカード制度を採用して、市民の皆さんにレジ袋の削減の協力をいただいているというところがあると聞いております。そういったことで、これらにつきましては、いわゆるスーパーの営業上との関連、そういったこともありますので、市として特にこのポイントカードについての助成ということではなくて、その事業者に対し、自主的な活動としてぜひ取り組んでいただけるように、今後とも働きかけてまいりたいと思っております。

それから、リングブルの件でございますけれども、これにつきましては平成14年9月に、職員の有志によりこの会が立ち上げられたというふうにも聞いております。しかし、約2年間たっていく中で、今の状態というのは、若干この運動が停滞をしているというふうにも考えてございますので、また改めまして、今、武井議員ご指摘のように、地下にこのリングブルがついたものがそのまま放置されることがないような形で、この活動にもう一度積極的に取り組んでいただけるよう働きかけをしてまいりたいと思っております。

それから、ごみステーションの現地指導の点についてでございますけれども、これにつきましては、確かにこの「基本的な考え方」の中で地元の町内会の皆さん方にご協力をいただいて、地域の環境美化協力員制度を創設するというところでございますけれども、これとあわせまして、市といたしましては現在、廃棄物事業所に指導員を配置しておりますけれども、こういった指導員の倍増、あるいはまた、指導車両の増強といったことを今考えてございまして、これといわゆる地域の環境美化協力員との連携の中で、ごみステーションへの適正な排出あるいは管理、こういったことを指導してまいらなければならないのではないかとということでございます。したがって、単に地域だけに任せ放しにするのではなく、市としても適切な対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、市民がごみを出しやすいという、先ほどの冬期対策との関連かというふうに思いますけれども、これにつきましては、既に議員がご指摘の地域の皆様方と市はじゅうぶん話し合いを行っておりまして、今年の冬から、ここについてのごみの持ち出しといったことを実施したいと思っております。具体的には現在のごみステーション、この中にはやはり雪捨て場などの関係がありまして、そのまま使えるごみステーションではないこともありますので、例えばそのごみステーションの位置を、集めやすい場所に移していただくなど、そのようなことで、市民の皆さんが夏期間等に準じて同じように出せるような状況をまずつくりまして、そしてその上でそのごみステーションを、シートなどを活用して、ごみの収集車が収集できるところまで持ち

出すと、こういった措置をとりたいというふうに考えてございます。

それから、5点目の不法投棄の件でございますけれども、現在のところ、不法投棄中の犯人と監視員が実際には出合ったということはございません。ですけれども、私どもといたしましては、その状況にもよりまされども、やはりもし注意ができるのであれば、まずその場で注意をする。あるいはまた、例えば写真などを撮るだとか、あるいはすぐに市の管理課の方に通報をいただいて指導を仰いでほしいと、こういったことをしなければならないだろうと思っております。また、犯人が特定できた場合におきましては、その特定した者に対して具体的な事情を聞くだとか、あるいはすぐ投棄したものを片づけると、こういったことを具体的には指導してまいりたい。しかし、それにもかかわらず、その投棄者が市の指導に従わない場合には、今度は現実に警察などへ通報しながら、厳しい対応をしていかなければならないのではないか、このように考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

市民レクリエーションのために9ホール程度のご提言がございましたので、持ち帰りまして、さらに検討させていただきたいと思えます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

○19番（武井義恵議員） 1点だけ、再々質問いたします。

不法投棄と監視員の問題です。私は、これはイタチごっこにならないかと非常に思いますが、たいへん難しい問題だとは思っています。しかし、これは何とかしなければならない。私は、投棄する人も悪いと思って投棄していると思うのです。ですから、日中投棄する人もいないでしょうし、できるだけ人の目を盗んで捨てる方々がいると思うのです。したがって、それらを防ぐためにはどうするかといいますと、今の監視員の監視する時間の問題、巡回する時間の問題は、市長の方では12月末までだとできないというお答えですけれども、このところ、今の6名体制を3名体制に冬期間はするかどうか、それは別にしても、やはりそういう重点地区については、冬期間であっても、私は国道393号のあのバイパスのところは冬に行って監視したいといいますか、見てきたわけですが、冬でもいくらでも見える場所です。今言ったところは全部冬でも見える場所です。車が通れる場所です。ですから、冬期間もできるだけ数は減らしたにしても、監視員に働いていただかなければ、私はこれはなかなか防ぐことはできないのではないかなと思うので、その監視員の雇用期間といいますか、その巡視期間といいますか、それについてお答え願いたいと思えます。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 不法投棄の問題ですけれども、監視員を増やせばじゅうぶんかという、なかなかそういうわけにもいかない非常に難しい問題だと思います。昨年、豊倉小学校の児童が学校の周辺に看板をつくってくれたんですね。大切な自然を壊さないでくれと、ここにはごみを捨てないでくださいという看板を立ててくれた。その状況を見てきまして、確かに道路わきからわざわざ川の底まで投棄してしまうのです。あれは、また投棄したごみを拾ってくる方も大変なのです。ですから、この不法投棄の問題というのは監視

員だけの問題ではない、また、時間の問題だけではない、非常に困難な問題だと思います。これをどうするかというのはなかなかすぐ解決策はないと思いますけれども、とにかくいずれにしましても不法投棄が増えるということが予想されますので、この問題について庁内でゆっくり検討させてもらいたい、こういうふうに思います。

○議長（中畑恒雄） 武井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ５番、森井秀明議員。

（５番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○５番（森井秀明議員） 早速質問に入らせていただきます。

つい先日、住宅行政審議会において市民が傍聴できるよう規約ができ、公式に認められました。たいへん素晴らしいことだと思います。市民に開かれた行政をと訴えている市長の下で、はや５年がたちます。私も開かれた行政をという意向に賛同しており、積極的に取り組んでいくべきだと思っております。

そこで、率直に伺いますが、審議会を含め庁内で行われている会議において、市民の傍聴の可否について現状をお教えてください。また、まだ公式に認められていないものについては、今後傍聴できるよう取り組むという考えでよろしいのでしょうか、市長の見解をお願いいたします。

次に、財政状況が厳しい今、本市がこの危機を乗り越えるために必要なのは知的財産の活用であると思います。そして、まずその知的財産をフルに活用できるよう、アイデアや発想を出せる環境づくりが必要ではないでしょうか。

そこで、お尋ねしますが、市職員がアイデアを出すことができる規定があると聞きますが、その名称、内容、活用状況をお教えてください。また、これからの市職員は企画制作やプレゼンテーションをだれしも行えるようにならなければならないと考えます。それぞれの課や係で常々独自にアイデアや発想が出せるよう、この制度を利用して企画コンテストを行うことはできないでしょうか、市長の見解をお聞きます。

また、知的財産は市民からも得ていくべきだとも考えます。市長は常々市民の声をと訴えております。市長への手紙などは、その気持ちが反映されたよい政策の一つかと思います。しかしながら、いまだに市政と自分との間に距離を感じられている市民が多いように見受けられます。

そこでお尋ねします。市民がいつでも参加できる懇談会・懇話会的なものをつくっていくべきかと思いますが、いかがでしょうか。社会的地位、年齢、住まいなども関係なく、立場を超え、人数制限もなく、だれもが自由な発想の下で話すことのできる会合です。もう既にそのような会が小樽市にもあるかと思いますが、現状とこうした会合に対する市長の見解をお伺いいたします。

環境整備について質問をします。本市にとって自然を守っていくことは、市民生活の向上や観光の発展などの面から欠かせないことと思います。洞爺湖の湖畔では環境整備のため、湖畔に入場する際に手数料を取っているところがあるそうですが、そのような形で何らかの料金を取っている湖や国定公園、海岸線などは全国にどれほどあり、どのような形で料金を徴収しているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、今月１日、長崎県佐世保市において女兒が同級生に殺害されるという非常に痛ましい事件が起きてしまいました。亡くなられた児童のめい福をお祈りするとともに、遺族の悲しみに心が痛みます。この事件の動機として、インターネット上のチャットにおけるトラブルが原因の一つと報道されています。現在、本市の学校現場においても、パソコン、インターネット等のＩＴ教育が導入されてきておりますが、この事

件を受けた段階で、教育委員会の受け止め方と今後の対応についての見解をお聞かせください。

また、インターネット上では、R18指定など、子どもたちが見ないように防ぐのがたいへん難しいと聞きますが、教育委員会ではどのように対応しているのでしょうか、あわせて伺いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 森井議員のご質問にお答えいたします。

まず、庁内で行われている会議の市民の傍聴についてであります。現在、住宅行政審議会のほか、都市計画審議会などの一部の附属機関や教育委員会などで市民の傍聴が原則として可能となっております。また、附属機関などの性格により、非公開としてのものもありますが、現状としては、その他大多数のものは市民の傍聴を想定していないものと思われます。今後は審議会などにつきましては、市民の傍聴の可否について議論し、支障のない限り傍聴を可能とする方向での取組を指示したいと考えております。

次に、市職員の提案に関する規定についてであります。平成10年に小樽市業務改善提案規程から、小樽市職員提案規程に改定をしております。規程の内容につきましては、市政全般について職員の自由な発想による提案を広く求めることを目的としております。提案が提出されますと、小樽市職員提案審査委員会を開催し、審査を行い、特に優秀と認める提案者を最高5万円相当の金品で褒賞することとなっております。また、活用状況は、現在までに4件の提案があり、うち1件が1万円相当の褒賞を受けております。平成13年度には職員へ規程内容を解説した文書を配布し、制度の周知を図ってきたところであります。

次に、企画コンテストというご提言でございますが、アイデアや発想の多くは、それぞれの職場において日ごろの業務改善の場で出され、検討を重ね、実施されているものと考えております。また、職場を超えた議論や、提案を出しやすい場も必要であると考え、庁内LANに財政健全化ネット会議室を設けることや、私への直接の提案を受けるために、職員へ電子メールアドレスを公開しております。今後ともご提言の趣旨を踏まえ、提案制度の活用をさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、市民がいつでも参加できる懇談会・懇話会の創設であります。市政の推進に当たりましては、多くの市民のご意見を伺うために、審議会や委員会への市民委員公募や、地域別懇談会などの開催などを行っております。また、市民参加型の懇談会や会議等は、これまでも地場産業振興会議や地域経済活性化会議、さらには都市計画マスタープラン策定に係る地域懇談会など、各分野において開催されてきており、市民からさまざまなご意見やご提言をいただいているところであります。さらに、今年の3月には、国の都市再生モデル調査事業の一環として開催しましたまちづくり懇談会では、市民と企業と行政が協働により、「美しいまちの再生」をテーマに、まちづくり戦略を話し合う場が設けられ、市民主体の都市再生への動きが始まったものと思っており、参加者からもまちづくり懇談会の継続要望が強いことから、今年度も開催に向けて検討中であります。今後も、このような市民・企業・行政が一体となった懇談会や懇話会の開催については、手法も含め、さらに検討していきたいと考えております。

次に、海岸線などの環境資源を利用するものからの利用料などの徴収をし、環境整備を行っている事例がありますが、本市では現在のところ、全国の事例については把握しておりません。また、全道市長会に照会

しましたが、そのような事例調査は行っていないとのことであります。海岸線などは、基本的に国民の自由に使用に公開されるもので、国民が自由に利用でき、利用を希望する者を排除できないという性質を持っており、不法投棄された廃棄物処理に要する費用負担を課すことについては、利用者の理解が得られにくいものと考えております。

なお、洞爺湖の事例につきましては、観光振興を目的としたキャンプ地の維持管理費や、水上バイク利用者にあっては、管理小屋やブイなどの維持管理のために、洞爺村や観光協会で構成する洞爺村地区湖畔レジャー対策協議会が環境維持費として徴収しているとのことであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 森井議員のご質問にお答えします。

佐世保市での事件についてですが、子どもが安心して生活する場であるはずの学校において、このような事件が発生したことはたいへん痛ましいことであり、まことに衝撃的なことでありました。家庭において子どもがネット上の会話、チャットを行うなど、インターネットが急速に普及し、モラルに関する問題が見られることから、学校を通して保護者に注意喚起をいたしたいと考え、6月9日の小学校長会議で指導いたしました。学校教育においては、情報社会で正しい行動がとれるようにするための情報モラルの育成が緊要な課題であり、インターネットへの書き込みや会話などの在り方をはじめ、情報モラルにかかわる教員研修等を充実させ、対処いたしてまいります。

また、子どもがホームページを閲覧するに当たっては、制限を加えるフィルタリングソフトを採用しております。このソフトでは、戦争、暴力や性的な事柄などの有害情報のかなりの部分について閲覧制限ができますが、コンピュータ教室等における教師の指導に万全を期してまいります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

○5番（森井秀明議員） 幾つか再質問をさせていただきます。

私は、学生をインターンで受け入れて、議員インターンシップという形で、議員がどのような仕事をしているのかということをお見せしたりとかするときがあるのですが、そのようなときに、審議会とか、そのようなところで傍聴を促すことがあるのですが、今までも傍聴させてくださいという話をする、それぞれの会議で、まずちょっと待ってくださいという言葉が常々入ります。私は、審議会とは、市長の下で市民の方々が集まって話をする場であると考えているのですけれども、公募によって選ばれた方は審議の委員として中でお話するのですが、選ばれない方は傍聴をするのに、まずその規約を先につくらなければいけないというのは、とても不思議だなと思っておりました。審議会というのはそういう性質を持っているものだ自分自身は思っている、それぞれの審議会の中で傍聴を許可する、どうするというお話ではなくて、審議会そのものを小樽市としてすべて傍聴できるように考えていかなければならないのではないかと、私自身は考えているのですけれども、その点について市長の見解をお願いします。

また、この質問において、審議会を含め庁内で行われている会議というような話もさせていただきました。少し極端な話ではありますが、私は、市民が庁内をどこでも出入りして、市役所内でどこで会議がされてどんな話をしているのかとか、そういうのが見られてもいいくらいではないかというふうに思っています。つまりは、市民に庁内がどんどん親しまれていくべきではないかというふうに考えております。これは

少し考えは極端ですけれども、それくらい親しまれるべきではないかなと思っていますので、どの会議においてもある程度、非公開とか、まだ庁内で話ししている最中なので、表には出せませんということではなくて、そういう事前の原案とか、そのようなものでも、市民の方から要望がある場合は公開してもいいのではないかなと、私自身は考えております。これについてもあわせて見解をお願いします。

また、先ほどの企画制作やプレゼンテーションは自分自身が行えなければならないと思うのですが、私のように言いたいことを言ったりとか、私の強いようなタイプですと、こういう企画、このような小樽市職員提案規程のようなものを利用してどんどん提案していくことをやっていこうと思うのですが、なかなかプレッシャーが強かったり、何と言われるかわからないとか、怖いとか、そのような方とかもいるのですが、そういう方でも能力の高い方というのはたくさんいらっしゃると思うのです。その方々がアイデアを出せるような場というものを定期的につくっていくことが大事ではないかなと思いましたが、コンテストという話をしました。これも先々考えてみたいというようなお答えをいただいているのですけれども、改めて見解をお願いしたいと思います。

また、懇談会の話なのですけれども、昨日、山口議員より自治基本条例の制定についてというお話もしていましたが、私自身もその考えにたいへん賛同しております。あまりこういう細かい具体例を出したくないのですが、今回、例えばごみの減量化に対する有料化に伴ってお話もされていますが、市長の方から諮問をして、審議会を通して答申が出ているのですけれども、諮問をした時点で、既に減量化に伴って有効な施策として有料化がどうだというような話から入っております。本来であれば、まず減量化というものは何があるのかということで、たくさんアイデアを出すべきではないかと私自身は思っております。ですので、市長から何か提案される前に、市民からほかにどのようなものがあるのかということ聞き出すために懇談会、懇話会等があるのは、本来であればよろしいのではないかと考えております。現在、小樽のまちづくりの懇談会が都市再生モデル事業に伴って行われておりますけれども、このような会がもっともっと増えていくということが、市民の参加のしやすい行政であったりとかという形になっていくのではないかと考えております。これもぜひ改めて見解をお願いしたいと思います。

環境整備についてなのですけれども、私、洞爺湖へ行ってお話を聞いてきましたけれども、洞爺湖ももちろん国定公園になっていて、もともとは市民という人が自由に出入りできる場所であり、いろいろなところから出入りして規制するような場所ではもともとなかったところを、やはりそういう環境整備とか、又は水上バイクとかというようなお話もありましたが、騒音とかに対する対処ということでいろいろな機関に問いかけて、こういう形をとれないかということで出入り規制をして、それに対して環境整備の手数料を取っているというような話を聞きました。オタモイとか天狗山、赤岩の登山道もそうですし、蘭島、銭函等、これだけ環境背景に守られた小樽市だと私自身は思っていますので、先ほど不法投棄の話もありましたけれども、そういうことに対する対応方法として、なかなか全国でもまだまれに見る内容ではあるかもしれないのですが、小樽市独自で環境整備の手数料とか、そういう背景とかをつくっていくべきではないかなと思っていますので、こちらでも改めて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝彦） 最初に、審議会等の傍聴ですけれども、先ほどもお答えしましたように、たくさん

審議会がありますので、すべて公開されているというわけではございません。あとは審議会の性格にもよりますけれども、先ほど申し上げましたように、市民の傍聴の可否について、じゅうぶん審議会で議論してくださいというふうに指示をしたいと思っています。

それから、庁内で行われている会議の傍聴ですけれども、これも庁内で行われている会議という、いろいろな種類があります。どの部分のことを言われているのかちょっとわかりませんが、庁内の単なる事務打合せの会議から始まりましていろいろな会議がありますから、これもすべて公開というのはなかなか難しいのではないかと。ですから、庁内で行われているどういう会議とある程度特定してもらわないと、庁内で行われている会議すべてということになりますと数限りないわけですから、その辺をどう傍聴制度ができるかどうか、どういう会議が適当なのか、それはこれから庁内で検討しなければならないというふうに思います。

それから、職員の提案の関係ですけれども、私も職員研修の講師をしていますから、そういった折にはどんどんいろいろなアイデアなり政策提言をしてほしいというふうにお願いしています。先ほどもお答えしましたように、なかなか上がってきませんので、つい先般ジェットプロジェクトが提案した勉強会をつくって、その中で検討して、ああいう一つの提案になったわけですが、あれを一つのきっかけにしまして、今あれをベースに、また新たな小樽の発展のための施策というものを若い人方が一つ考えてくださいと、あれよりもっと一歩踏み込んだものを、少し時間をかけてみんなで検討してほしいというふうに話してありますので、これはまた広がっていくと思いますので、そういったことにまた期待もしていますし、さらに先ほど言いましたように、どういう場所が提案しやすいのか、なかなか難しいわけですが、できるだけたくさん意見が出るように持っていきたいというふうに思います。

それから、ごみの審議会の諮問の仕方という話だろうと思いますけれども、どういう諮問をするかというのは今回の場合は明確でございまして、ごみの減量化という一つの大きな目標があるわけですから、その目標とこの有料化との関係ということで諮問したわけですし、すべてを、ごみの減量化どうですか、はいという審議会に丸投げといいますか、それもなかなか実際には難しいわけですが、一つのこういうテーマを挙げて、それについてご意見をいただくといいますか、ご審議をいただくというか、そういう方向でこれからも行きたいなというふうに思います。

それから、環境整備の関係ですけれども、洞爺湖の事例がありまして、これは洞爺湖のある特定の地域だと思うのです。そういうところであれば、利用料金は徴収しやすい、管理しやすいのだろうと思いますけれども、やはり小樽のようにこれだけ海岸線が長い、さらにいろいろな観光地もある、こういう中で、ではどこをターゲットにして、そこの利用者から取るかというのは非常に難しい問題だと思いますので、その中のどこの地域を整備したり、環境美化に取り組むかというのは、全体の予算の中でやっていかざるをえないのかなと思いますので、これは今後の検討課題になっていくのかなというふうに思います。

（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ５番、森井秀明議員。

○５番（森井秀明議員） 企画制作の話で一つだけ、質問というより聞いたお話がありまして、どうしてもちょっとこのことが気になって、今話させていただきたいなと思うのですが、行政の中での仕事の意欲というか、そういう意識を高めるために自分自身は必要だなと思っていることは、システムとかという問題ではなく、やはり上司側からの歩み寄りだと思っています。

なぜかという、ある企業で、ある職員が企画を提出したときに、そんなことは常々考えているとか、又は今さらそんなことを言われてもとかというようなことで、上司から一しゅうされたりとか、そういうふうな状況になったりとかということがよくあると。それで、行政によっては上司と職員が声が届きやすいようにということで、わざわざシステムを変えて係長職の廃止とか、収入役とか助役の廃止とかをして、システムそのものをフラット化しているようなところもあるそうです。自分はそれはちょっとやりすぎではないかなというふうに思っているのですが、先々そういうふうな、小樽が今現状になっているかどうかというのは別にしても、そうではなくてもそれを怖くて言えない人とか、気の弱い人とかもたくさんいらっしゃると思うのです。そういう環境を常々整えてあげるためにも提案しやすいようなシステム、そういうことで先ほどコンテストという話をさせていただきました。なかなか規定とかがなくて、好きなときに出しなさいと言われても出せない現状があるのではないかなと私自身は思っておりますので、ぜひこういう職員提案規程のようなものをもっと利用していただけるように、もう既に平成10年から6年たっているわけです。にもかかわらず、まだ4件しか出されていないのです。ぜひこういうのをフル活用していただけるように背景をどんどんつくっていただけたらと思っております。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝彦） やはり一つには、若い人が意見を言いやすい環境づくりをどうつくっていくかということだと思います。今までもそういったことでやっておりますし、市長へのメール、これも私のところへ何件か来ています。メールですから直接会わなくてもいいわけですから、どんどん来てほしいなと思いますけれども、常に私も、若い人の意見もじゅうぶん取り上げるようにと部長会議等で言っていますので、職場の環境をどうつくっていくか、言いやすい雰囲気をつくるという、そういう雰囲気づくりも必要だと思いますので、そういった面も意を用いながら、これからも取り組んでいきたいと思えます。

○議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○28番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、デジタルデバイド、情報格差についてであります。

最近の情報化のスピードは著しく進んでおり、インターネットの利用者数は毎年右肩上がりに伸びを示しています。しかし、本市が平成14年に行った地域情報化に関するアンケート調査によりますと、市民の情報通信機器やインターネット利用は、全国平均に比べ低い状況にあります。この点についてどのように認識をされているのか、また、主な要因はどのようなものなのか、市長の見解を伺います。

情報通信機器の操作技術を身につける機会の少ない方などへの対応についてであります。できるだけ多くの市民がITの恩恵を受けることができるようにすることが大きな課題であります。これらについては地域情報化計画の中にもありますが、具体的なものとしてIT講習会の開催や市の施設などに端末機を設置するなどの取組について、現在どのように進められているのか、さらに問題点や今後の予定も含め、お示しく下さい。

また、過去に行われたＩＴ講習会について、受講人数、対象者、主な内容や情報化の推進に対する効果・課題について、どのように考えられているのか、お答えください。

昨年、パソコン相談窓口の開設、ヘルプデスクサービスが実施されましたが、ＩＴ活用のための支援サービスとして必要なことと思います。特に初めてパソコンに挑戦し、基本的な疑問や、使用上でのいろいろなトラブルで不安を抱えている方も少なくないと思われます。そこで、このサービスについて確認をしますが、相談件数、対象者、主な相談内容はどのようなものがあったのか、市民の反応としてどのような意見・要望があったのか、今後の考え方について見解を伺います。

また、最近、新聞報道の中で中高年のパソコン愛好者グループの記事がありましたが、会員数が２倍に増加し、盛況の中活動されているようですが、このようなグループとの意見交換も検討されてはいかがと思いますが、見解を伺います。

次に、行政の情報化についてであります。

行政の情報化の具体策として掲げられている中の一つに、電子メールを利用した市民相談や意見反映機能の充実があります。この内容として電子掲示板や電子会議室など、市民が気軽に質問や意見交換を行える場の開設についてであります。どのように考えられているのか、課題や問題点はどのようなものなのか、見解を伺います。

市民の意向調査の手法として、インターネットを利用したアンケート調査の導入について検討が進められていることと思います。そこで、他都市のおもしろい例がありましたので紹介します。

2002年より市民と行政をつなぐ新しいチャンネルとして、21世紀型のアンケートシステムと言われ、鈴鹿市においてメールモニター、略称して「メルモニ」がスタートいたしました。これは市民がパソコンやｉモードなどを使ってインターネット上でモニター登録をし、月に１回の行政アンケートやクイズに答えてもらうものであります。アンケート結果はリアルタイムで公式ホームページに公表し、掲示板にはひぼうや中傷を除き、意見や考え方を掲載しています。また、このシステムではなりすまし防止のために事前チェックを行い、登録者にはＩＤナンバーとパスワードを付与しています。もう一つの特徴としてはポイント制をとっており、アンケートなど入力後、ポイントがたまり、点数に応じて１年に１回図書券と交換できるシステムになっており、実費弁償という考え方とともに、一人でも多くの市民参加を促進するためということであります。

このシステムがスタートして、多くのメリットが出ているようでありました。一部を挙げますと、郵送方法と比較し、時間的に大幅な短縮ができた、また、費用については60分の１となった、携帯電話によるウェブサイト使用により、若年層や婦人層の参加を促すことができたなどであります。また、参加者からは、市のことが勉強でき、行政が身近になった、役所のイメージが変わったなどの声も出ています。行政が市民の意向を確認するときの一つのチャンネルとして有効なものと考えますので、ぜひ研究取組を検討されるよう要望しますが、見解を伺います。

次に、ＧＩＳ、地理情報システムについてであります。このＧＩＳの推進については、今までに何度も質問や提案をしましてまいりました。毎年、単年度予算の中で、地図のデジタル化及び情報化の取組が行われておりますが、それ自体はよいことだと思います。しかし、各部署別の単独的な実施になっていないかと危惧するところであります。ＧＩＳを本格的に実行するためには、大きな予算が必要であることは認識をしていますが、今年も雇用対策の一環としてデジタル化の予算が予定されているのを見るときに、やはり行政の情報

化計画の中でGISの明確な位置づけと地理情報をどのように推進していくのか、一元化に向けてどのように計画をしていくのかなどという全体計画の上に立って各セクションのデジタル化を考え、例えば単年度の予算であったとしても、有効に推進するため検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

また、現状や今後の課題、そして全体を把握し、まず計画を立案するチームづくりを提案いたしますが、あわせてお答えください。

次に、情報教育の今後の在り方についてであります。

去る6月1日、長崎県佐世保市の小学校で女子児童による事件があり、命が失われるというあまりにも痛ましい事件に大きな衝撃を受けていたところであります。先ほど森井議員も質問しておりましたが、たいへん重要な問題だと思いますので、改めて私も質問をしたいと思います。この事件の中で命の大切さを訴えてきたが伝わっていなかったとの校長先生の言葉は、心痛さえ感ずるところであります。この事件についてどのように受け止められておられるのか、教育長の見解を伺います。

さて、この事件の要因とされるインターネット上で行われていたチャットについてであります。情報化の進展で利便性が向上している半面、メール、チャットなどにおけるモラルなどの問題が以前から指摘されているところであり、私もネット上のエチケット問題として以前にも質問をさせていただきました。この問題は大人社会でも大きな問題となっており、画面上での表情のない文字だけの表現方法の中でトラブルが増加している傾向にあります。言語表現や人格形成の未成熟な子どもたちの教育環境を考えると、情報教育の今後の在り方や考え方、また、学校への具体的な対応策についてどのように考えられているのか、教育長の見解を伺います。

次に、少子化対策についてであります。

最近の少子化の傾向は急速に進んでおり、社会全体に極めて深刻な影響が考えられるところであります。国においては、次世代育成支援対策推進法が成立し、本格的にこの少子化に対する動きがスタートしたところであります。本市においても、これに関連して地域行動計画を策定するためにアンケート調査を行ったようではありますが、このアンケート調査の目的、対象件数、配布数、回収数、回収率についてお答えください。

また、調査の結果としてどのような意見があったのか、どのような傾向が見られたのか、市民の要望はどのようなものなのか、主なものについてお答えください。

さらに、この行動計画を策定するに当たり、市民の意見の反映はどのように考えられているのか、地域協議会のメンバーの中で現在対象となる子育てを実際に行っている方の参加についてどのように検討されているのか、お示してください。

今後、計画策定が進められていく中で、計画のみが目的とならないように、一つでも多くの具体的な支援策や少子化に効果のあるものをぜひ取り組んでいただきたいと強く要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、母子保健医療体制についてであります。

近年、少子化の影響により、全国的に産婦人科、小児科施設及び医師の減少が大きな問題となっております。特に小児救急の対策については、最重要課題であります。子どもを生み、育てるための保健医療体制が弱体化している状況を考えますと、未来が危ぐされるところであります。本市も同様の傾向と思いますが、これらについてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

さて、本市の状況について何点が伺います。

過去10年間の出生数の推移と、同じく過去10年間の医師数及び内訳として、小児科、産婦人科の医師数の推移、また、両科の施設数の推移についてお示しください。さらに、これらの傾向性と主な要因について見解を伺います。

次に、市内の出生数であります。直近3か年の出生数で病院別内訳として、市立小樽病院、小樽協会病院と、総数に対する割合についてお示しください。また、産婦人科の医師数も含めてお答えください。

先ほども述べましたように、産婦人科について、旧北生病院や開業医も含め大きく減少しており、市民の中には、小樽の病院ではなく札幌の病院で子どもを産みたい、あるいは実際札幌の病院で子どもを出産しましたという声も聞きます。また、市立小樽病院の産婦人科の人気はあまりよいとは言えない状況であります。

さて、この病院別の出生数についてどのように認識をされているのか、また、市立病院として今後どのような考えをお持ちなのか、見解を伺います。

次に、小児救急についてであります。

何かの本で読んだ記憶がありますが、医学的に乳幼児はただ単に大人を小さくしたものではなく、別物として見なければならないという内容のものがありません。また、先日、視察先の病院で、救急科の医師も同様なことを話されておりました。さて、核家族化が進む中で、乳幼児を持つ若い母親は不安を持ちながら子育てをされている方も多いと思います。そのため、子どもの病気やちょっとした体調変化などから、小児科や夜間急病センターの利用が多いようであります。

そこで救急体制について伺います。そもそも救急体制の1次、2次、3次救急とありますが、それぞれの内容や違いはどういうものなのか、本市の体制はどのような状況になっているのか、具体的にお示しください。また、特に小児救急についてはどのような体制なのか、現状もあわせてお答えください。

小児救急については、全国的にも大きな問題となっておりますが、小樽での課題や問題点はどのようなになっているのか、また、今後の考え方について見解を伺います。

さて、次世代育成支援を考えていくとき、この母子保健医療体制の充実や問題点の克服が、現在から将来にわたっての重要課題であり、今まで質問をしてきた内容も含め、行政だけでは解決できない問題も多くあり、時代とともに課題が変化していくことを想定するときに、今後の考え方として小樽市をはじめ保健所、医師会、病院関係者など、関連するメンバーが一つのテーブル上で同じ観点から定期的にこれらを協議できる場づくりを、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、ごみの問題についてであります。

我が国では高度成長期以降、大量生産とそれに付随して大量の使い捨てが始まり、便利な世の中になった半面、ごみという深刻な問題を抱えるようになりました。近年、そのごみの量が増加傾向にあり、全国で1年間に排出されるごみの量は約5億トンとなっています。また、自動販売機の普及とともに、缶ジュースや缶ビールが増加し、1年間に国内で排出される空き缶は実に370億本となっており、この約半数はリサイクルされず捨てられている現状にあり、大きな課題となっています。これらについてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

さて、本市では有料化の方向性が示され、リサイクルのため、資源ごみ回収の強化やごみの減量化対策を検討されていますが、今後のリサイクル施策についてどのように考えているのか、現状と実施後の具体的な数字の比較でお示しください。また、今後の課題と、リサイクル処理施設の完成までの問題点や考え方についてもあわせてお答えください。

次に、ポイ捨て、不法投棄についてであります。

近年、缶やペットボトル、たばこの吸い殻などのポイ捨てが増えている傾向を見るにつけ、残念でなりません。道路や歩道だけでなく、山中や海岸にもポイ捨てがあり、子どもたちも含めて、毎年のように、ボランティアの手によってごみの回収が進められているにもかかわらず、一向に減少しない状況にあります。また、目立たない山中に捨てられている不法投棄のごみも減少する傾向がなく、リサイクル関連の新しい法律が施行するたびに増加の傾向が見えているのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、有料化に伴って懸念されるポイ捨ての増加についてどのように考えられているのか、今後の具体的な対策はどのように検討されているのか、お答えください。また、先ほど述べました不法投棄について収集をされていると聞いていますが、処理されたごみの内容とそれにかかった経費など、平成15年度の状況についてお示してください。

さて、不法投棄についてですが、この問題は大きな問題であり、不法投棄されない環境づくりが重要とされています。同じような場所に捨てられることも多いと聞いていますが、本市の不法投棄対策はどのように実施されてきたのか、現状と今後の課題や考え方についても見解を伺います。他都市では、この不法投棄された場所を地図上に落として、ごみマップの作成をし、市民からの情報提供や防止策として利用されているようですが、検討されてはいかがでしょうか。

次に、有料化の基本的な考え方についてであります。手数料の徴収であります。市民の間では新聞情報等により関心の高い項目となっており、有料化の具体的な金額が問題となるところであります。今回の検討事項の中で1リットル当たり2円となっておりますが、これはどのように算出された金額なのか、根拠となったものは何なのか、また、1リットル当たり2円とした場合の試算では収入予定額は幾らなのか、支出金額と支出項目はどのようなになるのか、市民サービスの向上にかかる経費も含め、全体の収支状況についてどのように考えられているのかお示してください。

指定ごみ袋についてですが、5種類の量のものを検討されているようですが、その理由と他都市の例についてお答えください。また、指定ごみ袋でない袋で出された場合はどのように対応するのか、さらに指定ごみ袋に入らないもので粗大ごみとならないものは有料の処理券を検討されていますが、この件についても、処理券の張っていないものについてはどのように対応するのか、見解を伺います。

いずれにしても、有料化について市民への周知や説明については、町内会の一部の方だけを対象にするような進め方ではなく、多くの市民の方が理解できるような方法をぜひ検討してほしいと要望いたしますが、見解を伺います。

以上、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をお願いします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、情報化の推進について何点かお尋ねがありました。市民の情報通信機器やインターネットの利用率は、ともに全国平均を下回っており、特にインターネットの利用率は、年代が高くなるにつれて減少する傾向があります。また、その主な原因についてであります。通信費が高額であるとの声があるほか、本市の

場合、高齢者が多いことから、パソコン操作が難しいとの認識があるのではないかと考えられます。

次に、ＩＴ講習会の開催や端末機の設置についてであります。本年度で３回目となるＩＴ講習会につきましては、９月に開講できるよう準備を進めており、本年度は将来住民が住民の方を教えることができるよう、ＩＴリーダー養成講座を新設することとしております。また、端末機につきましては、デジタルデバイドの解消を図るために、夏ごろをめどに図書館に設置することとし、設置後の利用状況を見ながら、増設などについて検討したいと考えております。

次に、過去に行われたＩＴ講習会の内容などについてのお尋ねであります。国の事業として行われました平成13年度は、20歳以上の方を対象に、パソコンの操作技術から電子メールの送受信までを内容とした352講座に対して6,482人の受講がありました。また、市の単独事業として行った昨年度は、初歩のパソコン操作などを五つのステップに分けた講習を年齢制限は設けずに開催し、36講座に対して666人が受講しました。各講習ともほぼ定員を満了し、アンケート調査によりまして、住民のＩＴに関する知識、操作技術の習得に効果があったと認識しており、あわせて継続開催を希望する方が多くありました。

次に、ヘルプデスクサービスであります。講習会受講者のほかに一般の市民の方からも相談を受け付け、439件の相談がありました。相談内容につきましては、操作方法やインターネットなど、講習内容を再確認する内容のものが多くありました。また、今後につきましては、ＩＴリーダー養成講習を受講された方々などの協力をいただきながら、継続して開設できるよう検討したいと考えております。

次に、パソコン愛好者グループとの意見交換であります。このグループとはこれまでも必要に応じて連絡を取り合っていますが、今後も意見交換などを進めて、本市における地域情報化の推進に反映してまいりたいと考えております。

次に、市民意向調査の手法として、インターネットを利用したアンケート調査の取組についてであります。鈴鹿市の例としてお話がありましたが、今後この鈴鹿市の事例なども研究し、市民の意見を広く効率的に集約する手法にインターネットを活用することができないか、研究してまいりたいと思います。

次に、ＧＩＳについてのお尋ねであります。今年度は500分の1の地番図をデジタル化し、将来的にはこれを基図として庁内で共有することによって、事務の効率化を進めてまいりたいと思います。

また、統合化に向けましては、今後ＧＩＳ推進のための共通仕様の作成を検討し、庁内各部で新たなシステムを構築する場合の基準にしたいと考えており、この作成に当たっては、庁内に横断的な組織を設置するなどして関係部局の意向を反映させ、一元化を図ってまいりたいと思います。

次に、少子化対策について何点かご質問がありました。

まず、次世代育成支援対策に伴います地域行動計画のニーズ調査の関係であります。アンケート調査の目的でございますが、現役子育て世代の意向や生活実態を把握し、そのニーズを行動計画に反映させるために実施したものであります。本市におきましては、ゼロ歳から小学6年生までの児童1万2,490名から1,770名を抽出し、その保護者に記入いただき、1,198通、67.7パーセントの回収率でありました。現在、集計作業を進めている段階であります。意見や要望には、各施設の利用時間や子どもが病気となった場合の対応など、今後検討の必要な課題があると考えております。

次に、市民意見の反映であります。さきの策定会議の中で、次世代育成支援行動計画市民協議会を設置することといたしました。この協議会は、現場の声を計画に生かしたいとの観点から、子育てに携わる幼稚園・保育所・学校の関係者、育児サークルや子育て支援ボランティアで活動している方、さらに一般公募に

より子育て中の方々を委員として17名で構成し、今月末をめどに立ち上げたいと考えております。また、今月から、小樽市のホームページに行動計画の専用ページを設け、情報提供を行うとともに、計画策定へのご意見やご要望を求めているところであります。

次に、行動計画の在り方についてであります。この計画は、国の指針においても具体的な目標の設定を求めています。市といたしましても、計画策定に当たりましては、折り返し点を迎えた小樽市エンゼルプランの成果と課題を総括し、アンケート結果や市民協議会の意見を踏まえ、具体的な計画にしたいと考えております。

次に、母子保健医療体制について、産婦人科の施設及び医師数の減少傾向であります。これは少子化等により患者数が減少し、病院経営の環境が悪化する中でやむをえない部分もあると考えております。一方、安心して子どもを生み、育てるための保健医療体制として、小児科における救急と時間外診療のニーズが高まっていることも事実であります。これを受けまして、今回の診療報酬改定において小児科の夜間・休日又は深夜の診療に係る特例加算が新設されたほか、都道府県単位での小児救急電話相談事業も本年度から開始されることとなっております。本市においても医師会や公的病院との協議により、小児救急の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、出生数の推移であります。平成5年の1,088人に対し、平成14年が945人、医師数は平成6年末の350人に対し、平成14年末が376人であり、科別の内数は平成14年末で小児科が25人、産婦人科が12人です。施設数の推移は、小児科標ぼう施設が平成6年度末の43か所に対し、平成15年度末が30か所、産婦人科が平成6年度末の9か所に対し、平成15年度末が6か所です。この10年間で人口減少8パーセントに対して、出生数は13パーセントの減少であり、少子化傾向が強まったものと考えられます。また、医師の総数は26人増加していますが、小児科・産婦人科の施設数はいずれも3分の2程度に減少しており、これは開業医の高齢化による休診・廃止が主な要因と考えられます。

次に、直近3か年の出生数であります。病院ごとの内訳は里帰り出産があるため、小樽市の出生数950人前後を上回っているという前提でお答えをいたします。病院ごとの出生数は平成13年度、市立病院が179人、協会病院が874人、平成14年度、市立病院が191人、協会病院が866人、平成15年度、市立病院が226人、協会病院が854人、割合は市立病院が2割弱、協会病院が8割強であります。医師数は、15年度末で市立病院が2人、協会病院が4人です。

次に、市立病院での出生数であります。協会病院との比較では相当開きがあると認識しております。なお、この理由につきましては、施設の老朽化など環境的なものも大きいと考えております。今後、患者がさまざまな情報を基に病院を選ぶ傾向はますます強まっていくものと考えていますし、市立病院も、市民はもとより後志の基幹病院として信頼され、安心と安全な医療を提供していくために、環境面にも配慮し、職員が一丸となって、よりいっそう取り組んでまいらなければならないと思っております。

次に、小樽市の救急体制であります。1次救急は、小樽市内の初期対応診療機関として夜間急病センターと休日の在宅当番医によっており、いずれも小樽市医師会に委託しております。入院が必要な重篤な患者を転送する2次救急体制として、病院群輪番制をとっております。2次救急の圏域は後志支庁全域であり、市内の七つの病院と市外の三つの病院に委託しております。さらに専門的な治療を要する患者につきましては、3次救急体制として、道央圏では24時間の救命救急センターとして、国立札幌病院と市立札幌病院が設置されております。小児救急につきましては、かかりつけ医に相談することを勧めておりますが、かかりつ

け医を持っていない、また、不在の場合、1次救急としての夜間急病センターの内科医が初期対応することとなります。1次救急で対応できない重篤な患者につきましては、病院群輪番制に参加している市立小樽病院又は協会病院に2次転送することとなります。1次救急の夜間急病センターに小児科専門医が配置されていないことが課題となっておりますが、1次、2次の病院間の協力態勢を充実させることにより、問題の解決を図ってまいりたいと思っております。

次に、医療関係者が協議する場づくりであります。平成14年度に保健所が事務局となって設置した小樽市公的病院等懇話会が四半期に一度定例的に開催されており、院長及び事務局長が一堂に会する会議として感染症対策の策定等に寄与してきたことから、ご提案の母子保健医療体制についても、今後この協議課題に加えるよう、会議の構成員に提案をしてみたいと考えております。

次に、ごみ問題について何点かご質問がありましたが、初めにジュースやビールなどの缶がリサイクルされずに捨てられている現状についてということですが、これまで私たちは豊かさや便利さを求めて、たくさんの資源やエネルギーを使用して、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルを過ごしてきました。平成14年度に北しりべし廃棄物処理広域連合で実施したごみ分析によると、缶、瓶、ペットボトル、新聞、プラスチックなどの資源物がごみ全体の中の約40パーセント、1万7,000トンも混入していることがわかり、そのうち、市が資源物として回収した量は854トンという現状から考えますと、私は、本市にとってごみの減量と資源化は、早急に取り組まなければならない課題であると思っております。

また、新ごみ焼却施設の規模への影響、ごみ処理費の負担軽減、資源の有効利用による環境保全、地球温暖化の防止、廃棄物埋立処分場の使用期間の延命化などを考えますと、今後、本市においては、資源物の収集拡大や排出抑制など多種多様なごみ減量化施策を打ち出さなければならないものと考えております。

次に、資源化の現状と有料化実施後であります。ごみ有料化実施とあわせて、市では資源物収集品目の拡大や収集回数増、資源物回収ボックスの設置、集団資源回収などへの支援、家庭でできる生ごみのたい肥化に伴う助成などのほかに、市民へのごみ減量意識向上のための啓発活動を行いながら、リサイクルに向けて推進してまいりたいと考えております。現在、資源物を収集している品目は、缶、瓶、ペットボトル、紙パック、蛍光灯、電球、筒型乾電池の6品目であり、平成14年度の収集量は854トンであります。有料化実施後は、燃やすごみとして多く出されている新聞、雑誌、書籍、段ボール、菓子箱のような紙製容器包装や、燃やさないごみに含まれているトレーなどのプラスチック製容器包装、さらにはスプレー缶の6品目を新たに資源物として拡大することにより、平成17年度においては約5,350トンの資源化量になるものと考えております。平成18年度以降においては、資源化のいっそうの促進を図り、平成21年度には8,151トンの資源化を目標に進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の課題とリサイクル処理施設の完成までの問題点や考え方ですが、市民はごみを出さない、ごみはできるだけ資源にするなど、ごみ減量化に向けた意識の向上と、徹底したごみと資源の分別などの実践、事業者においては商品の包装の簡素化などに取り組むなど、それぞれの役割を果たすことにより、目標とするごみの減量化が図られるものと考えており、市民の皆さんや事業者の方々のご協力をお願いしたいと考えております。

また、新聞などの紙類、トレーなどのプラスチック類については、現在の天神リサイクルセンターで処理できない資源物ですが、これらを資源物として収集拡大することは、ごみ減量化がいっそう図られるとともに、市民の負担が軽減されることから、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設するリサイクルプラザ

が供用開始する平成19年度までの間は、紙類やプラスチック類を圧縮こん包する施設を有する市内の業者に処理を委託することで、資源化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て、不法投棄についてのお尋ねであります。初めにポイ捨て対策であります。快適な生活環境を維持する上で、ポイ捨て対策は各自治体にとって憂慮すべき問題となっております。このため北海道におきましては、空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定し、違反者に対する罰則も本年4月から施行されておりますので、市といたしましても道条例を踏まえながら、広報おたるやホームページなどを活用したモラルの向上や巡回パトロールの強化などに努めてまいりたいと考えております。

また、有料化に伴うポイ捨ての増加懸念であります。巡回パトロールの強化のほか、地域の環境美化協力員制度の創設により、地域の環境美化やステーションの良好な管理に、市民の協力を得ながら取り組んでまいりたいと思います。

次に、平成15年度の不法投棄されたごみの処理経費などについてであります。環境部が把握しております市内の不法投棄された主なものとしては、家電リサイクル法が適用されているテレビなどの家電4品目が約500台、タイヤが約2,400本、バッテリー約500個、その他粗大ごみやさまざまな雑ごみとなっております。また、処理経費などについてであります。環境部の不法投棄対策経費としては、監視パトロールの人件費や車の維持費、また、処理経費などを含めて、年間約500万円支出しております。

次に、不法投棄対策と今後の課題や考え方であります。不法投棄対策としては、これまで広報おたるなどで意識啓発を図るほか、平成13年度からは監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見と処理、また、投棄者の特定や指導に努めてまいりました。今後につきましては、よりいっそうの意識啓発に努めるほか、監視パトロール車と監視員の増員を図り、不法投棄の防止に取り組んでまいりたいと思います。

次に、ごみマップを作成し、市民へ情報提供したらどうかというご提案であります。不法投棄されやすい場所は自家用車での通行が可能で、夜間人通りが少ない管理の難しい場所に集中しており、これをマップで市民に提供することにつきましては、情報収集などの面で有用とは思いますが、逆に不法投棄場所を特定し、悪用されるのではないかと危ぐする意見もあり、今後、他都市の実施例などを参考にしながら研究していきたいと思います。

次に、有料化の基本的な考え方でご点かご質問がございましたが、初めに指定ごみ袋の手数料を1リットル当たり2円程度としたこととありますが、廃棄物減量等推進審議会から、「手数料は道内他都市の金額も考慮しながら、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものとする必要がある」との答申をいただいたことから、道内の有料化実施14市中10市が有料指定ごみ袋の手数料を1リットル当たり2円としていること、また、減量効果も出ていることから、これらを参考にしたものであります。

また、手数料の収入見込みであります。平成14年度から有料化を実施し、本市と有料化の手法が類似しております函館市を参考に算出したところ、指定ごみ袋とごみ処理券の手数料が、合計で3億6,000万円程度と見込まれるところであります。

次に、有料化に伴い増加する経費の内容であります。現在のところ、ごみ袋・処理券の作成費と取扱店への委託料などの経費で9,000万円程度、資源物の収集拡大に伴う収集や処理にかかる経費で1億2,000万円程度、祝日収集や資源物回収ボックスの設置などの市民サービスの向上施策経費で3,000万円程度、不法投棄などの監視・指導体制の強化に1,000万円程度の経費が見込まれ、総額で2億5,000万円程度となるものと考えております。なお、有料化による歳入は、主に資源物の収集拡大や市民サービスの向上施策の経費に充て

ることとしていることから、今後、市民の皆さんのご意見をいただきながら、使途についてはさらに検討してまいりたいと思っております。

次に、指定ごみ袋の種類であります。審議会の答申では、「世帯の人数や構成員の年齢などにより排出が異なることから、ごみの量に応じた指定ごみ袋の選択ができるように、袋の大きさは5種類程度とする必要がある」とありまして、また、新たに資源物の収集品目を拡大し、収集回数を増やすことなどにより、家庭から出されるごみ量の減少が見込まれることから、答申の趣旨にのっとり、ごみに応じた指定ごみ袋の選択ができるよう、5リットル袋をはじめ10リットル、20リットル、30リットル、40リットルの5種類としたところであります。なお、道内で有料化を実施している14市では、指定ごみ袋の種類は5種類が1市、4種類が2市、3種類が3市、2種類が8市となっております。

次に、指定ごみ袋やごみ処理券を使用しないで出されたごみの対応であります。基本的には収集しないこととし、出されたごみについては収集しない理由を記載したシールを張って、次回に適正に出されるよう指導してまいりたいと考えております。また、事前の市民への説明などにおいては、ごみの出し方をわかりやすく説明するとともに、「ごみの分別ハンドブック」や「地区別収集カレンダー」を作成し、啓発に努めてまいります。なお、ごみステーションにおけるごみの出し方などを指導していただくために、町会等の協力を得て、地域環境美化協力員制度を創設することを考えております。

次に、有料化についての市民への周知や説明方法であります。今回お示しました基本的な考え方については、広報おたるや市のホームページなどを通して広く周知を図るとともに、町会や事業者、消費者団体などと懇談会を開催しながら、市民の皆さんの意見や要望を聞いてまいりたいと考えております。また、いただいたご意見やご要望を整理して、今後の具体的な取組に反映をしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 高橋議員のご質問にお答えします。

まず、ご指摘の佐世保市大久保小学校の事件についてですが、子どもが安心して生活する場であるはずの学校において、このような事件が発生したことはたいへん痛ましいことであり、まことに衝撃的なことであります。心身に大きな変化の生まれる思春期は、気持ちが不安定となりがちであります。自立への歩みを始める大切な時期であります。インターネットが普及し、子どもたちにとってネット上の会話、チャットが身近な存在になりつつあります。その中で、便利さの裏に隠れた怖さについても対応が必要であると考えます。コンピュータ教室においては、ホームページを閲覧するに当たって制限を加えるフィルタリングソフトを設けておりますが、家庭でのホームページ利用については、改めて保護者に注意喚起をいたしたいと考え、6月9日の小学校長会議で指導いたしました。とりわけ学校においては、情報社会で正しい行動がとれるようにするための情報モラルの育成が緊要な課題であり、インターネット等におけるコミュニケーションの在り方をはじめ、情報モラルにかかわる教員研修等を充実させ、対処いたしてまいります。

○議長（中畑恒雄） 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時45分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行します。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 一般質問をします。

初めに、家庭ごみ有料化の問題について伺います。市長は小樽市廃棄物減量等推進審議会から答申を受けて、来年4月から家庭ごみの有料化を実施する意向です。ごみ処理手数料としての歳入を3億6,000万円程度と設定した根拠と、ごみ袋1リットル当たり2円に設定した根拠は何か、お答えください。

次に、ごみ排出量について伺います。ごみ排出量を平成21年度までに平成14年度比26パーセント減らし、1人1日616グラムにする計画です。14年度道内の主な有料化実施市の1人1日当たりの可燃・不燃ごみは、函館市531グラム、室蘭市560グラム、伊達市539グラムですが、小樽市は、広域連合の資料で17年度は764グラム、19年度は646グラムと他市より多く、さらに21年度以降は616グラムから減りません。1人当たりの排出量を他市に比べ多く設定している理由、また、平成21年度以降減量しない理由をお答えください。

次に、設備投資と維持運営費の重荷の問題です。我が党は広域化によるごみ焼却には反対ですが、北しりべし廃棄物処理広域連合議会で、土地購入、焼却施設、リサイクルプラザ等の予算が可決されました。今後、施設建設にかかわる小樽市分の起債償還額と施設維持費は15年間で61億円、また、それ以下でも大きな負担になりますが、市民1人当たりの額をお示しください。

大型焼却炉でダイオキシンを出さないようにするためには高温で燃やさなければならず、一定のごみ量が必要です。広域連合の資料によると、21年度以降、家庭の可燃ごみ1人1日当たりの量はほぼ同量、事業系ごみも焼却炉稼働後、毎年同量の1万8,500トンになっています。事業系ごみの減量目標をなぜ立てないのですか。家庭ごみも大型焼却炉維持のため、むしろ可燃ごみを増やさなければならないという実態が全国的に起きています。そのために手数料を払わなければならないという矛盾が起きます。広域化はさらなる手数料の値上げにならないのか、また、真のごみ減量ができるのか、お答えください。

また、環境省は、廃プラスチックを燃えるごみとして、地方自治体に要請する方針を打ち出しておりますが、これに対する見解をお示しください。

次に、手数料収入は資源物収集拡大や祝日収集等市民サービス向上経費に充て、残りの1億1,000万円は今後の資源化や市民サービス向上施策に充てるほか、19年度供用開始のリサイクルプラザの維持管理費に充てるとしています。しかし、リサイクルプラザは有料化の2年後供用開始なのに、なぜ先行して手数料を取るのですか。また、供用開始になっても維持管理費は7,000万円、残り4,000万円は利益として一般財源に繰り入れる算段なのですか、お答えください。

市民サービスの点で伺います。

資源物の分別拡大をしていくに従い、分別の判断が難しくなります。ひとり暮らしの高齢者などへはどのような手だてをとって覚えていただくのですか。また、地域のごみステーションの新設の問題もあります。冬期は、高齢になると遠くのステーションへごみを持っていくのは大変です。坂道で転倒して骨折した人もいます。現在はステーション設置は町会に任せていますが、それでは解決できないこともあります。今後、ごみステーション増設要望がある場合どうするのか伺います。

現在、全世帯の5割が、祝日、またその振替日は収集していないということです。祝日収集や冬期間収集困難地区の対応強化は市民要望も強く、また、環境衛生上からも早急に実施しなければなりません。しかし、

有料化しなければサービスの向上ができないとして市民に負担を押しつけるのは、行政責任を放棄するものではないですか、お答えください。

次に、有料化で真にごみ減量になるのかの問題です。

第1はリバウンドの問題です。現在、全道でも多くの自治体で有料化を行っています。有料化の前年は駆け込みでごみ量が増え、有料化直後は確かにごみは減っています。よく引き合いに出される伊達市は平成元年に有料化になり、有料化2年目に自己搬入以外のごみ量は6,388トンと、前年よりも減少し、最低値を示しました。しかし、その後ごみが増え、12年後の平成14年度には7,129トンと、11.6パーセントも増え、トレーまで燃やすごみにしています。また、函館市は、14年度に可燃・不燃ごみを有料化し、プラスチック製容器を分別収集した結果、前年度より大幅に減りましたが、15年度は、また14年度の107パーセントに増えています。内容を見ると、可燃ごみは減少したものの、不燃ごみは110パーセントに増えているのです。東京都日野市でも平成12年に有料化して、減量効果が上がったとして全国的に有名になりましたが、最近は不燃ごみが増えて問題になっています。こうした傾向は全国各地で見られる現象ですが、小樽市でも同様のことが考えられるのではないですか、いかがですか。また、有料化はお金を出せばいくらでもごみが出せることにもなり、積極的にごみを減らそうという、ごみ減量の意識が鈍る傾向が生まれませんか。

第2は、不法投棄や自家焼却等、住民のモラルハザードを招く問題です。さきに述べた函館市では、一般廃棄物で有料化後、670件、対前年比64パーセントも増えています。室蘭市でも14年度まで減少してきましたが、15年度から、また前年より7パーセント増えています。小樽市では、14年度と15年度を比較すると、家電で62台、処理困難物等は739個も増え、そのほか雑ごみも増える傾向にあります。有料化後の不法投棄はどれくらい増えるかと予測していますか。有料化の結果、隣のまちに捨てたり、川や山林に捨てるのは全国の実態ですが、有料化のため増える不法投棄に予算をとるという悪循環では、真のごみ問題の解決にならないのは明白ではありませんか。また、現在、小樽市で、自家焼却は30か所程度と聞いておりますが、その対策をお示してください。自家焼却は有料化により、また増えることはじゅうぶん予想されます。このように有料化はモラルハザードを招き、ごみ減量の障害にさえなるものではありませんか、いかがですか。

次に、家庭ごみ収集手数料徴収は地方自治法の趣旨に反するという問題です。手数料は消費税と同様、逆進性があり、低所得者にとってつらいものがあります。現在の消費のしくみの中で企業側に発生抑制を厳しく求めない限り、いくらごみを減らそうとしても限界があります。しかし、生きていかなければならない。生きることに手数料を課すことになります。地方自治法では、住民票の手数料のように、特定のサービスに対してのみ手数料を徴収できると定めていますから、家庭ごみの手数料徴収は法の趣旨に反するものではありませんか。ごみに受益者負担を求めるべきではありません、いかがですか。

次に、資源化の問題について伺います。

平成21年度までに14年度の9.6倍を目標にして、有料化によって分別収集拡大に要する経費は年間1億2,000万円の計画です。これまでの資源化の収集処理経費は、11年度285トンで4,208万円、12年度786トンで8,339万円、13年度830トンで9,435万円、14年度854トンで9,298万円と、資源化するほどに負担が大きくなり、自治体の財政を圧迫しています。全国の自治体ではこのような資源化貧乏現象が起きていますが、どのようなお考えですか。根本原因は、容器包装リサイクル法によって最も費用のかかる資源ごみの収集・運搬・保管の費用を自治体に負担させているからです。とりわけ小型のペットボトルを解禁にしたため、量は増えるばかりで、小樽市においても分別収集を始めた平成12年度105トンから15年度148トンに増えています。現在

の容器リサイクル法は拡大生産者責任が問われていないため、自治体に負担が押しつけられており、それを有料化で住民に負担をかぶせるやり方は本末転倒です。環境省は分別収集、保管費用を一部メーカー側に負担させることを今後の検討課題としているということですが、来年は容器包装リサイクル法見直しの年です。国に拡大生産者責任を強く要求するべきです。また、法改正の推移を見ないで有料化を急ぐ理由は何なのか、改めて伺います。

次に、どうすれば減量化できるのか伺います。

まず、家庭ごみの組成を見ると、燃やすごみの35パーセントは生ごみです。市では段ボール式生ごみたい肥化を進め、市民の関心も強いようです。市民の努力や協力も得ながら、さらに生ごみを減らす施策で可燃ごみは減量できると思いますが、生ごみの減量の目標、期限、方策についてお示しください。

ごみ減量は発生抑制が第一です。事業者の協力はどこまで得られるのか伺います。リユースについても具体策をお示しください。また、ヨーロッパではリターナブルになっているペットボトルについては、国に意見を上げていますか。

次に、ごみ減量に成功した自治体から学ぶことについてです。道内でも、また、全国でも、有料化せず減量に成功している自治体はありますが、どんな施策を学び、研究したか、よく見えませんのでご説明ください。

次に、市民アンケートについてです。

審議会では、いろいろごみ減量について話し合い、他の自治体へ視察にも行ったということです。しかし、市としてどれだけ市民の意見や声を聞いたのでしょうか。ごみ減量のためにどんな方法があるのか、どのような努力をしているかなど、もっと市民から学ぶものもあるはずです。アンケートをとって意見集約をしたらいかがでしょうか。ごみを減らすためには、市民との協働は言うまでもないことです。集団資源回収、フリーマーケット、リサイクルショップなどにもっと気軽に参加できるような支援策と、そのほかにどのような施策を考えていらっしゃいますか。そして、いろいろな施策を先進自治体から学び、小樽市に取り入れ、市民との協働でもっと多くの実践をするべきです。それもしないで有料化はごみ減量の方策であるとの結論は拙速ではありませんか。先に有料化ありきではなく、ごみ減量の有効的施策を真剣に検討し直すべきです。市民に大きな負担をかぶせるごみ有料化はやめるべきです。お答えください。

次は、市民のための公共事業拡大について伺います。

小泉内閣の構造改革の下で、建設業界の不況は深刻になり、公共工事の削減で、受注競争の激化による中小零細企業への仕事減、労働者の賃金単価の切下げなど、厳しい情勢が進行しています。建設就業者はバブル経済直前を100万人近く上回っており、今後、建設業界から大量の離職者が発生し、地域経済を揺るがすような大問題になる可能性があると、経済学者からも指摘されています。小樽市の場合も投資的経費、土木事業費は減る一方で、2002年度は2000年度の約53パーセントに落ち込んでいます。石狩湾新港のマイナス14メートルバース建設など、むだな公共事業を削減するのは当然ですが、不況のときこそ市営住宅の建築・補修、学校の改築・改修など、市民生活や教育環境整備に必要な事業を行うことは雇用の確保につながり、不況対策にもなるのではないのでしょうか。市長の見解をお示しください。

公営住宅に入りたいと希望する市民は後を絶ちません。昨年度は、52戸の募集に対して1,445人も申込みがあり、また、桂岡や最上B、オタモイなど、老朽化し、トイレもいまだに水洗化されず、お風呂もない生活をしている世帯は592もあります。また、特定目的住宅は、昨年度445件の申込みに対し、募集は47戸のみで、

いつ入れるかわかりません。身障者の方で床が傾いている家に住んでいるのに、4度も落選している人はがっくり肩を落としています。特定目的住宅は今後どれだけ増やす予定ですか。

市営住宅は今年度オタモイ地区に2棟105戸を建築し、今後、築港地区に道営住宅2棟150戸建築に伴い、現若竹道営住宅を市営住宅に改修の計画ですが、これらの事業はいつから始まりますか。これによりどれだけの住宅難が解消されるのか、また、今後の公営住宅建築の計画をお示してください。

2005年度からストック総合活用計画を立てていますが、民間借り上げの対象と戸数などをお示してください。

また、市長は、4月28日の定例記者会見で、オタモイ地区の二百数十戸に対して、開発局や日銀の宿舍を借り上げたり、買うことも含めてやらなければならないと思っていると話されていますが、B団地建築後は市営住宅建築の計画は難しいということでしょうか。

次に、学校施設改修要望は、今年度も小中学校からたくさんの項目が出されておりますが、どこまで実施されるのか、具体的にお示ください。

また、学校適正配置計画では、朝里小学校への通学区域を変え、豊倉小へ通学を認める方針ですが、豊倉小学校のグラウンドは現在基準面積に大幅に足りません。適正配置の目的は教育環境整備向上だとしています。それであればグラウンドの拡張をすべきでありますし、学校設置者である市長は、適正配置に関係なく、子どもたちが伸び伸び活動できるように広くすべきではありませんか、いかがですか。

次に、住宅改修助成制度について伺います。

長期化する不況、公共事業の削減の中で、中小零細建設業者に仕事と雇用を確保するために、住宅改修に助成制度をの声が広がり、現在57市区町で制度が創設されています。京都府京田辺市では、2002年度から2年間の時限つきで、不況対策緊急支援助成事業として住宅改修助成制度を始めました。30万円以上の住宅改修と修繕について、工事費の10パーセントから上限10万円までの助成で、1,000万円の予算で実施したところ、147件の申込みがあり、122件に助成、完成工事額は2億1,340万円と、20倍の経済波及効果がありました。このように仕事を起こし、雇用拡大、経済効果に有効な住宅改修助成制度の創設をぜひ行っていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

次に、市立小樽病院における救急医療体制について伺います。

市立病院の新築問題がなかなか進展しない中であっても、救急医療の実施は多くの市民の声です。2002年3月、市立病院新築検討懇話会が統合新築に向けて提言を行っておりますが、その基本理念の一つに、いつでも、どのような状況にも対応できる救急医療を実践し、高度な近代医療を提供することによって、市民の期待にこたえていかなければならないと述べています。救急医療の実施は提言で述べているように、市民の最も高いニーズであり、また、市立病院の使命でもあります。現在、市が委託している夜間救病センターは、ここに駆けつける人は、ここ3年間を見ても年間1万人を超えております。そのうち2次転送になった患者数は、15年度は727人となっておりますが、市立病院へ転送されたケースは何件になっておりますか。また、市立小樽病院における時間外診療人数は、13年度4,095人、14年度3,976人、15年度3,280人と多く、やはり救急の役割が求められているということではないでしょうか。夜間急病センターは、とりわけ東部地域からは市立小樽病院を望む声が大いなのですが、15年度の夜間救急車出動は2,741件のうち、銭函管轄は226件、朝里管轄は356件、このうち急病センターへ搬送の最長所要時間は銭函管内31分、朝里管内33分となっています。小樽病院へ搬送すればもっと速く対応できます。また、タクシーで急病センター往復は経済的にも負担がかかります。1日も早い開設をと市民は強く願っています。統合・新築の際の救急医療体制について、医師会

とどこまで話し合いが進んでいるのでしょうか。また、新築のめどが立たなくても、救急体制は市民要望にこたえ、始めるべきだと思いますが、いかがですか。

次に、公立高校間口削減の問題です。

道教委は17年度、後志第1学区で1間口削減の方針を出し、対象校は小樽潮陵高校とも聞いております。そうだとすれば、小樽は公立の普通科が少なく、普通科進学志望者が多いのに、削減されると子どもや父母にまた不安が募ります。6月10日には、小樽市議会、教育関係の方々がそろって道教委へ陳情に行っておりますが、どんな話し合いだったのでしょうか。

今、全国では、小中学校の30人学級が広く進められております。ところが、高校はいまだに40人学級というのは遅れた教育行政であると思います。進学率が2003年度で97.1パーセントと、ほとんどの子どもが高校へ行く今日、受験競争で選別され、行きたい学校へ行けないという異常さはなくさなければなりません。高等学校の適正配置計画は見直すべきではありませんか。

いずれにしても、1間口減という案が示されております。今後、市も率先して間口削減反対運動など強めていかなければならないと思いますが、どのような取組を考えているのか伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 新谷議員のご質問にお答えいたします。

家庭ごみ有料化に関連して何点かご質問がありましたが、初めに指定ごみ袋の処理手数料を1リットル当たり2円程度としたこととありますが、廃棄物減量等推進審議会からは、「手数料は道内他都市の金額も考慮しながら、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものとする必要がある」との答申をいただいたことから、道内有料化実施市の14市中10市が指定ごみ袋については1リットル当たり2円であり、減量効果も出ていることなどを参考としたものであります。

また、3億6,000万円の収入見込みであります。指定ごみ袋とごみ処理券の合計額であり、平成14年度から有料化を実施し、本市と有料化の手法が類似している函館市を参考としたものであります。

次に、今後のごみ排出量の目標数値であります。有料化実施を予定しております平成17年度においては、資源化の拡大や排出抑制により、ごみ排出量が、北しりべし廃棄物処理広域連合における広域計画の予想量と比較しますと、さらに減るものと考えております。

また、平成21年度における1人1日当たりのごみ排出量の目標数値を、道内の有料化実施市に比較して多いのではという質問であります。各実施市においては有料化の手法がそれぞれ違うこともあり、比較は難しいところではありますが、本市におきましては、平成14年度実施したごみ質調査で、ごみに含まれる資源物潜在量の50パーセントを資源化することを目指してごみ排出量を算出し、平成21年度においては1人1日当たりのごみ排出量を616グラムとしたものであります。

次に、平成21年度以降の減量化・資源化の目標数値であります。目標数値の達成には大変な努力を必要とすることから、その数値の維持を基本として、今後の減量化・有料化施策の効果などを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザに係る市民負担額であります。施設建設に係る一般財源及び起債元利償還額として約69億円、供用開始から平成33年度までの15年間の施設維持管理費として、今後内容精査により変更もありますが、見積額に消費税を加え、約64億円を見込んでおります。これらの合計約133億円に対して、本市の負担額は約116億円と見込まれ、平成16年3月末の本市の人口14万5,674人を基に算出いたしますと、市民1人当たりの額は約8万円程度となります。

なお、施設の運転管理に伴う人件費につきましては、現在、運転管理体制の在り方を検討中であることから、施設の維持管理費約64億円には含まれておりません。

次に、事業系ごみの減量目標であります。本市においては事業系ごみの資源化の促進と埋立処分場の延命化の観点から、平成12年7月に事業系ごみの埋立処分手数料を有料化するとともに、段ボールなどの紙類のほかに、缶・瓶・金属類については市の埋立処分場への搬入規制を行い、その結果、平成11年度の事業系ごみ量4万8,545トンが平成13年度には1万9,792トンと、大幅にごみが減量したところであります。しかし、事業系のごみ排出量は経済活動による影響を大きく受けることから、増減することもあり、ごみの減量目標を設定することは難しいものと考えておりますが、平成14年度に実施したごみ分析によると、事業系ごみの中には資源物となる段ボールやアルミ缶などが依然として混入している状況にあることから、事業者の協力を得ながら、さらに分別の徹底を進め、段ボールなどの資源物潜在量の50パーセントを資源化ルートに回すこととしたものであります。この結果、平成19年度以降の事業系ごみ排出量については1万8,500トンとしたところであります。

次に、焼却炉維持のため、広域化はさらなる手数料の値上げにならないかとの質問であります。北しりべし廃棄物処理広域連合が建設します焼却炉はストーカ式となっており、ごみの季節変動があっても安定して処理できることや、ごみ量が減少しても、重油などを加えずに、ごみの持つエネルギーだけで処理できることなどから、ごみ量変動の影響は少ないものと考えております。また、ごみ量が減少すれば、維持管理費に係る経費も少なくて済むことから、本市としては積極的にごみの減量化・資源化施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境省が廃プラスチックを燃えるごみとして地方自治体に要請するとの方針に対する見解であります。環境省は、全国的にひっ迫した埋立処分場の現状と焼却施設におけるダイオキシンのじゅうぶんな安全対策などにより、廃プラスチックを燃えるごみとする方針を打ち出し、中央環境審議会で議論することとしております。本市においては、焼却施設の建設についての地元町会との協議の中で、町会からはダイオキシンが発生しやすいとの不安から、廃プラスチックは燃やさないごみとしてほしいとの要請があり、これを受けて広域連合で建設する焼却施設では、基本的にごみを入れた袋以外のプラスチックは燃やさないこととしたところであります。このため、今後、本市における廃プラスチックは、容器包装は資源化し、それ以外の廃プラスチックの取扱いは、現行どおり燃やさないごみとして取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、有料化の実施時期であります。廃棄物減量等推進審議会からは有料化は早期に実施すべきとの答申をいただきましたので、今後市民の理解を得ながら、平成17年4月から実施したいとしたものであります。

また、有料化による歳入の使途としては、「できる限りごみや環境に関連した市民サービスの向上に充てていただきたい」との答申をいただきましたので、現在試算しております経費では、主に資源物の収集拡大や祝日収集などの市民サービス向上施策に充てることとしておりますが、今後市民からのご意見・ご要望をお聞きした上で、さらなる市民サービスの向上施策や資源化施策に充てるほか、リサイクルプラザの維持管理

費や運転管理を行う人件費に充てることを検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者などへの分別の周知方法であります。資源物収集品目を拡大することにより、ごみの分別区分や資源物の出し方などが大きく変化することから、ごみの分け方と資源物の個別の出し方などを詳細に説明した「ごみ分別ハンドブック」などを作成し、高齢者にも容易に分別などが理解できるように工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、冬期間のごみステーションであります。有料化の実施に伴う市民サービス向上施策の一つとして、冬期間の収集困難地区の対応強化を考えており、今後、冬期間の降雪や路面凍結などにより収集が困難となっている地区については、夏期間に準じた方法でごみが排出できるよう、順次収集体制を強化するほか、高齢者への冬期間ごみ出し対応策として、新たなステーションの設置要望などがあったときは、地元町会ともじゅうぶん協議をしてまいりたいと思っております。

次に、市民サービスの向上施策についてであります。廃棄物減量等推進審議会からは、「家庭ごみの減量化と資源化の推進は早急に取り組まなければならない課題であることから、家庭ごみの有料化は早期に実施すべきものと考えます」とあるほか、「市民サービスの向上にじゅうぶん配慮していただきたい」との答申もいただいておりますので、今回答申の内容を踏まえて、市としての基本的な考え方をまとめ、お示ししたところであり、祝日収集や冬期間収集困難地区の対応強化についても、答申の趣旨に沿った施策であるものと考えております。

次に、有料化でごみ減量化が進むかというご指摘ですが、有料化を実施した自治体では、当初大幅に減量となったごみが、数年後に住民の分別意識などが一時的に弱まることなどから、増加する例はありますが、有料化実施前のごみ量に比較しますと減少していることから、当初の減量化、資源化の目的は、有料化施策により達せられているものと考えております。本市におきましても、有料化施策の実施後に市民の減量化、資源化意識が低下しないよう、市民の協力を得ながら啓発、指導を徹底して行ってまいりたいと考えております。

次に、有料化はごみ減量の意識が鈍るのではないかというご指摘ですが、廃棄物減量等推進審議会の答申では、「有料化はごみに対する市民一人一人の意識が高まり、自主的にごみの減量に取り組む契機となるほか、資源化の促進が期待できることから、ごみ減量化の有効な方策の一つである」としております。本市においては答申の趣旨にのっとり、有料化後においても市民の減量意識が低下しないよう、減量化に向けた意識啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有料化後の不法投棄であります。有料化により、現在不法投棄が目立つ家電製品や粗大ごみに加え、家庭から出される雑多なごみの不法投棄が懸念されるところであります。不法投棄の量を予測することは困難ですが、不法投棄対策として監視パトロールの強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ有料化の一方で、不法投棄対策に経費をかけるのは悪循環で、ごみの問題の解決にならないというご指摘ですが、有料化は市民意識の向上によるごみ減量化と資源化の促進、さらには市民サービスの向上など、ごみ問題の課題に向けた取組の一環として行うものであります。一方、有料化に伴う不法投棄につきましては、広報誌やホームページなどを通して市民意識の啓発に努めるとともに、監視体制の充実・強化を図り、不法投棄を防止することで、有料化によるごみ減量効果を引き出すことが大切であると考えております。

次に、ごみの野外焼却であります。昨年度では、市民からの通報や巡回パトロールにより36件の野外焼

却指導を行いました。監視員は不法投棄の巡回時に野外焼却の発見と指導もあわせて行っておりますので、ごみ有料化に際しては、パトロール車の増車と監視員の増員による監視体制の強化を図ることで、市民からの通報に対し速やかに対応するとともに、野外焼却の早期発見と指導に努めたいと考えております。

次に、有料化はモラルハザードを招き、ごみ減量の障害になるのではないかとのご指摘がありますが、市としては広報誌やホームページ、さらには町内の回覧板などや懇談会、地区別説明会などを通して、ごみの有料化や減量化施策の必要性についての市民意識の啓発に努めるとともに、不法投棄や野外焼却に対して監視パトロールの強化を図り、ごみ減量化の意識を低下させないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみ処理手数料の徴収は地方自治法の趣旨に反するのではないかとのご指摘がありますが、手数料の徴収については地方自治法第227条第1項に、「特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」とありますが、昭和41年1月28日の金沢地方裁判所判決の判例によりますと、「一般家庭から徴収される清掃手数料も特定個人のためになされる報償的性質を有する手数料と解する」とありますので、地方自治法の趣旨に反することはないものと考えております。

また、有料化は市民意識の向上による減量化の推進などを目的としているものであり、自主的にごみの減量化に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できることから、ごみ減量化の有効な方策の一つであると考えております。

次に、資源化を進めることは自治体の財政を圧迫することという指摘がありますが、現行の容器包装リサイクル法においては、市民は分別排出に協力、市町村は分別収集、事業者は再商品化と、それぞれの役割を分担し、取り組むこととしております。小樽市においては、現在、缶・瓶・ペットボトルなどを分別収集し、法に基づき分別収集や圧縮保管に要する経費について負担をしており、現行制度では今後資源物の拡大などにより、さらに費用負担が増加するものと思っております。

次に、容器包装リサイクル法の改正の推移と有料化についてであります。平成7年の法施行当初から、容器包装を製造する事業者などが製品がごみとなった後まで一定の責任を果たす、拡大生産者責任を義務づける法の内容になっていないことや、市町村に分別収集を義務づけ、費用負担をさせていることなどに対し、全国市長会などが法改正を求める要望を毎年行っているところであります。容器包装リサイクル法は施行当初から10年を経過した後、検討を加え、必要な措置を講ずることとなっており、本市においても今後の法改正に向けた動きに期待しているところであります。

平成14年度に実施したごみ分析によると、缶、瓶、ペットボトル、新聞、プラスチックなどの資源物がごみ全体の中の40パーセント、1万7,000トンも混入しており、そのうち市が資源物として回収した量は854トンという現状から考えますと、本市にとって、ごみの減量と資源化は早急に取り組まなければならない課題であると思っております。

さらに、新ごみ焼却場の規模への影響、ごみ処理費の負担軽減、資源の有効利用による環境保全、地球温暖化の防止、廃棄物埋立処分場の使用期間の延命化などを考えますと、ごみ有料化は資源物の収集品目の拡大や収集回数が増などのごみ減量化施策とあわせて、平成17年度から実施したいと考えております。

次に、生ごみ減量の目標などについてであります。現在、市では生ごみ減量化施策として家庭でできる「段ボール式生ごみたい肥化」の助成を行っております。平成15年度は200人のモニターを実施し、モニター結果では、3か月のモニター終了後も続けている市民が76.7パーセントもいることがわかり、生ごみ減量化施策として有効であると考え、平成16年度からは基材を助成することといたしました。平成16年度はたい肥

化の基材300個の希望者を募集したところ、650個の応募があり、生ごみ減量化に向けた市民の意識を大切にするために、応募者全員に基材を配布したところであります。また、「段ボール式生ごみたい肥化」は生ごみの減量が目に見えてわかり、できたい肥は家庭菜園などで利用することができ、さらには家庭で行えることから、ごみ減量意識が向上する契機となるほか、子どもの環境教育にも役立つものと考えております。現在、市では生ごみの減量目標を特に定めておりませんが、当面、「段ボール式生ごみたい肥化」の基材の助成を継続して実施することにより、生ごみの減量化を進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量に伴う事業者の協力とリユースについてであります。現在、市ではエコショップ認定制度を立ち上げており、環境に優しい店をエコショップとして認定しており、認定されたスーパーやコンビニエンスストアなどにおいては、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルなどの取組が行われているところであります。一方、製造加工業者においては、製品の設計段階から、ごみの発生抑制やリサイクルを考えた製品をつくり、販売業者は、レジ袋の削減をはじめ商品の包装の簡素化や商品の容器を減らす工夫などをしておりますが、今後、商店街や事業者団体などの懇談会の中で、繰り返し使用できる容器の引取り、買物袋の持参の呼びかけ、レンタルかごやポイント制度の導入によるレジ袋の削減、また、ごみの発生抑制としてトレー、紙パックなどの資源物の店頭回収、包装の簡素化などに努めることについての協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、繰り返し使用できる容器としてのペットボトルについてであります。現行の容器包装リサイクル法においては、ビール瓶などの繰り返し使用できる容器は対象外となっており、法に基づいて集められたペットボトルは破砕などの前処理後、リサイクルすることが基本となっております。循環型社会を形成するための原則は、最初にごみの排出を減らし、次に資源の再使用を行い、最後にリサイクルを進めることでありますので、全国市長会は、国に対してはペットボトルも含めたリターナブル容器の普及・拡大について毎年要望しているところであります。

次に、有料化しないで減量化に成功している自治体の例についてであります。道内では富良野市が、昭和63年から農業廃棄物を中心にリサイクルを進めており、特に平成13年度からは、埋めない、燃やさないごみ処理を目指し、資源物の収集品目を14品目とした結果、平成14年度にはごみ処理量の90パーセントを超える資源化を行っています。道外の例としては、水俣市が水俣病を教訓とした環境保全運動の取組の結果、水俣方式と言われる分別収集が確立し、平成5年度から資源化に取り組み、平成12年度では23種類のステーション方式による資源物収集を行い、ごみ処理量の22パーセントを超える資源化を行っています。また、政令指定都市では名古屋市が、平成11年1月に西地区の埋立事業中止により、ごみの非常事態宣言を行い、全市において缶・瓶・ペットボトル・紙パックのほか、紙類・プラスチック類の資源物を収集拡大し、その結果、平成10年度に比較して平成12年度では、可燃・不燃のごみ量が約23パーセント減少し、逆に資源物が約3倍となっております。これらのことから、資源物の収集品目を拡大することがごみを減量化することになると思われますが、聞くところによりますと相当大きな資源化経費を必要としているとのことであり、本市においては、審議会の答申にありましたごみの減量に取り組む契機となることとあわせ、資源物の収集拡大や市民サービスの向上などの経費に充てるため、有料化をする必要があると考えております。

次に、市民のご意見やアンケートによる意見集約であります。昨年11月に市民の代表で構成された廃棄物減量等推進審議会において、減量化施策と有料化について9回にわたりご審議をいただき、内容については市のホームページなどに掲載し、市民に周知を図っております。また、本年の3月12日における審議会答

申の概要についても、広く市民にご意見をいただくため、広報おたる、ホームページに掲載しております。さらに、今回お示しした基本的な考え方についても、広報おたるなどを通じて同様に周知を図ることとしているほか、今後、町会や事業者、消費者団体などとの懇談会を通じて、ご意見やご要望をいただきながら、必要があればアンケートによる意見集約の実施も検討し、今後の具体的な取組に反映させてまいりたいと考えております。

なお、アンケートについては、昨年11月に環境に優しい小樽市民ルール推進会議が行いました地球温暖化等に関するアンケート調査の中でも、ごみ減量化や資源化、有料化に関するご意見が寄せられましたので、その内容について審議会の参考資料とさせていただいております。

次に、市民との協働で行えるごみ減量化施策であります。集団資源回収への参加、フリーマーケットやリサイクルショップの活用のほか、市が情報提供する不用品交換情報の活用や段ボール式生ごみ堆肥化の実践、資源回収団体が開催する研修会への参加、出前講座によるごみについての学習などが挙げられます。ごみの減量は市民のごみ減量に対する意識向上が大切でありますので、今後とも広報誌や市のホームページなどを通して意識啓発を図るとともに、市民との協働施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量化の方策を見直し、有料化をやめるべきとのご指摘であります。廃棄物減量等推進審議会からは、本市のごみ処理状況の現状を踏まえて、減量化の具体的施策と「有料化はごみに対する市民一人一人の意識が高まり、自主的にごみの減量に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できることから、ごみ減量化の有効な方策の一つであると考えます」との答申をいただき、これを踏まえて、今回基本的な考え方をまとめました。また、家庭ごみの減量化と資源化の推進は、早急に取り組まなければならない課題であることから、市民の皆さんのご理解を得ながら、平成17年4月からの有料化の実施に向けて、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、市の公共事業についてであります。これまでも建設事業は生活基盤の整備や都市機能の充実など、市民福祉の向上と市勢の発展のため、その時々必要性を検討して行っていました。また、一方で、公共事業が経済対策としての側面も持つものと認識しております。雇用確保策や不況対策は、市独自の施策だけではその効果にも限界がありますが、緊急雇用対策交付金事業を活用するなどして取り組んでいるほか、市発注工事は地元最優先を心がけ、国や道の事業などにつきましても、機会あるごとに地元への発注を要請して、市内での雇用と受注量確保に努めております。厳しい財政状況を踏まえて、現在事業を厳選しているところであり、今後も一定程度の事業量の縮減は避けられないものと考えますが、そのような中でも、住民生活に密接に関連する臨時市道整備事業や計画的な公営住宅の建替え、施設カルテによる公共施設の計画補修などにより、一定程度の事業量は確保されるものと考えております。

次に、特定目的住宅であります。母子世帯や老人世帯等が優先的に入所できる特定目的住宅は、その入居希望者が多数いることから、平成14年度に入居戸数の見直しを行い、一般公募戸数とのバランスに配慮し、全体管理戸数の3割程度まで引き上げることといたしました。現在、新築住宅については、当初から特定目的住宅の戸数を3割程度確保しておりますが、既存住宅については、その割合が3割に満たないときには、一般公募の入居者が退去した後、その住宅の入居募集を特定目的住宅とすることで調整を行っております。今後とも、特定目的住宅の戸数確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、築港地区に建設予定の道営住宅と、それに伴う小樽市に事業主体変更される若竹道営住宅の事業スケジュールですが、初めに築港道営住宅については、今年度基本計画の策定と実施設計を行う予定で

あり、早ければ今年度中の着工となるものと聞いております。

次に、若竹住宅につきましては、築港道営住宅の完成後、現入居者に移転をしていただき、その後、事業主体変更により、住宅が市に移管されますので、その段階で改修に向けての建物調査を行い、事業のスケジュールを具体的に決定することとなります。これらの事業により築港道営住宅では、150戸程度が新築となるとともに、現若竹住宅の管理戸数である178戸については、改修することにより、居住水準が改善された住宅が確保できますので、公営住宅の供給が拡大できるものと考えております。また、今後の公営住宅の建築計画につきましては、平成17年度に策定する公営住宅ストック総合活用計画で定める予定となっております。

次に、借り上げ公営住宅であります。今後の公営住宅の整備に当たりましては、直接建設方式や買取り方式ばかりではなく、借り上げ方式についても検討しなければならないものと認識しており、平成17年度に策定する公営住宅ストック総合活用計画において検討してまいりたいと考えております。

次に、オタモイB住宅以降の市営住宅の建築計画であります。来年度策定する公営住宅ストック総合活用計画に基づき行ってまいりますので、その中で良質な住宅や住環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、豊倉小学校のグラウンドであります。平成14年施行の小学校設置基準の運動場面積に対して不足していることは承知しておりますが、このグラウンドの2面は校舎に囲まれ、他の2面は市道大正新線と文治沢川に接しておりますので、グラウンドの拡張は地形的にたいへん難しい現状でありますので、ご理解願いたいと思います。

次に、住宅改修助成制度であります。本市におきましては住宅の建設、改修に対する支援策として、「若年者向け共同住宅建設費補助制度」「小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度」などを実施しているところであります。これらの制度は一定の実績を上げており、経済波及効果も伴っておりますので、新たな制度の創設は難しいものと考えております。

次に、市立小樽病院での救急体制であります。平成15年度に夜間急病センターから市立小樽病院へ2次救急で転送されたケースは116件でありました。今後とも、2次救急に対応する病院群輪番制病院としての役割を果たしてまいります。

次に、医師会との話し合いであります。医師会の医療福祉関連問題検討委員会と市立病院の両院長、両副院長、事務局長との間で、4月に第1回目の話し合いを行っており、今月中に第2回目の話し合いを行う予定となっております。新市立病院における救急医療につきましては、小樽市・後志全域の救急医療体制にかかわる問題でありますので、医師会の協力を得なければならないことが多くあります。今後、話し合いを重ねる中で、同検討委員会の意見をよく伺い、具体的な救急医療体制について判断をしてまいりたいと考えております。

なお、現病院での1次救急の対応につきましては、不採算であります救急医療部門を二つの施設で運営することは財政的に困難でありますので、ご理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校施設改修要望についてであります。毎年予算編成に当たり、各学校から要望が提出されており、昨年は9月にその内容を取りまとめたところであります。このうち緊急を要する松ヶ枝中学校外壁一

部補修など17件は、平成15年度中に改修を終えております。平成16年度は、幸小学校のキューピクル受電施設や桂岡小学校のプール補修工事など、23件の改修を実施する予定であります。今後も各学校の要望については緊急度、優先度等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、公立高校間口削減についてですが、6月10日に市長、議会、その他教育関係者で道教委に陳情を行い、小樽における公立高校普通科の現状、とりわけ進路希望では高校普通科を希望する生徒が多数を占め、市外からの入学者も多いこと、さらに今後学区改正により、従来の1～3学区が後志全区になることにより、受験生の流動化が予想されるので、その志望動向が見えるまで現状間口を維持し、間口削減は行わないよう要請してきたところであります。道教委は後志全区で平成17年度は233名の中学卒業生の減少に伴い、適正配置計画により、後志全体で2間口程度の削減は必要と考えているが、このたびの陳情の趣旨も見て、慎重に検討したいとしており、その動向について注視してまいります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再質問いたします。

最初に、家庭ごみ有料化の問題ですけれども、丁寧にお答えしていただきましたけれども、一つ答弁漏れというか、しっかりお答えしていただいていない点があります。それは、有料化が17年、そしてリサイクルプラザの供用開始が19年です。この空白でもなぜ供用開始2年前に手数料を取るのかということで、明確なお答えをしておりません。それが答弁漏れのまず第一です。

それから、続いてですけれども、今、私が質問をつくったときに、北しりべし廃棄物処理広域連合で出した資料に基づいて質問をつくったわけです。ところが、その資料によりますと、資源ごみを除く可燃・不燃ごみの1人1日排出量は、16年から18年度まで全く同量の764グラムです。しかし、今答弁していただきましたそれより減ると、それは当然です。各地の自治体で実際に減っていますから、そうなのです。本当に減量するのであれば、環境部として独自に目標をつくってしかるべきですが、それも持たずに21年には616グラムと、広域でつくった数値に合わせております。それなのに有料化を先行させているのは本当におかしいと思います。広域と数字が違うということは、新たな問題が生じることになりませんか。

それから、昨年12月の予算特別委員会での資料によりますと、ごみ有料化をしている主な市の年間1人当たりの負担額は函館市2,368円、室蘭市2,204円、伊達市1,918円です。小樽市は歳入3億6,000万円ですから、先ほどのどなたかへの答弁で1人当たり2,400円と言ったのですけれども、16年度の人口で割りますと2,507円にもなります。分別収集拡大や市民サービス向上に係る経費は2億5,400万円程度で、人口で割り返せば、1人当たり1,769円にしかありません。私は有料化には反対ですけれども、廃棄物減量等推進審議会の答申でも、歳入はごみ環境に関連した市民サービス向上のために充てていただきたいと述べていますが、そのことに矛盾はいたしませんか。

それから、リバウンドの問題です。室蘭市の状況も資料を手に入れましたが、平成10年度有料化の年は767グラム、11年は553グラム、12年度565グラム、13年度593グラムと増えております。このことから、有料化が必ずしもごみ減量に結びつかないというのは、各地の実例が物語っております。審議会が留萌市に視察に行った際、有料化効果はさほど見られないと留萌市の側から説明がありました。改めて有料化してどこまでごみが減るのか伺います。

それから、生ごみ減量化についてですが、可燃ごみの一番のウエートを占める生ごみは、焼却するにして

も水分が問題になります。生ごみの思い切った資源化、たい肥化が必要だと思いますけれども、確かに市民に段ボールのたい肥化ということで、それはそれでいいと思うのですけれども、もっと大きな目標を持たなければなりませんし、その目標を持つことによって市民に対する働きかけ、啓もうや指導も違ってくると思います。また、生ごみを出さないという食生活も工夫できます。こういうことが本当の市民サービスではないかと私はと思いますが、生ごみ減量の目標をきちんと立てなければ減量は進みません。目標を明確に出すべきだと思います。

次に、自治体の取組として水俣市の紹介がありました。私も調べましたが、確かに一生懸命皆さんやっています、徹底した分別で、資源ごみは純度が高くて、ほかの自治体よりも高い価格で業者に引き取られているということですが、その収益は、地区ごとに排出量に応じて助成金として還元されているということです。また、分別するだけでは減量が進まないために、家庭になるべくごみになるものを持ち込まないことや、家庭で使い続けたリサイクル商品の購入を勧めるなど、市民協働として平成9年にごみ減量助成連絡会議を発足させ、翌年には市内の大型小売店舗4店と食品トレーの廃止申合せを締結し、65品目のトレーの販売を禁止しました。さらに、11品目を追加して、定期的に監視を行っているということです。平成11年には環境グランプリを受賞したということですけれども、このように何年もかかって減量に努力をしている自治体があるわけです。こういうようなさまざまな自治体の例を取り入れてやってみたらいかがですか。まず先に有料化ありきではなく、ごみ減量にいろいろ取り組んで、それでもだめなら、その後よく市民と意見を交換し合って、検討しても遅くないのです。なぜそんなに急ぐのでしょうか。

それから、前後しますけれども、ごみ袋の値段は函館市を例にしているということですが、先ほど一人一人の排出量が違うのではないかとということで、手法が違うということでしたけれども、手法が違うと言いながら函館市を例にしているわけですね。ほかの自治体は、伊達市は1リットル1.5円、根室市は1リットル1.6円、2円未満です。小樽市が2円にする根拠が明確ではありません。有料化には反対ですけれども、2円でなくてもいいのではないのでしょうか。それから、1人当たりの経費も他市より多く、ごみ袋の値段も高くするというのは、有料化を盾に市民負担を必要以上に求め、赤字財政に貢献しようということではないでしょうか。

それから次に、公共事業の問題です。住宅の問題ですけれども、これから特定目的住宅を増やしていくということですが、14日に締め切った6月の特定目的住宅、手宮公園団地は、1戸に対して115人という恐ろしいほどの数字が出ております。便利のよい中心部に入りたいと願うのは当然ですし、ましてや身障者の方は病院に行くのも中心部がよいわけですから、今後、一般住宅もあいたところは優先と言いますが、もう少し明確に数字を出すべきではないかと思います。

それから、築港地区に道営が150戸の予定ですが、現在住んでいる178戸の方28世帯が余ってしまうのです。この方々はどうするのでしょうか。まだ実施には時間がありますから、北海道に対して最低でも178戸分確保するように要望すべきではないでしょうか。

それから、住宅改修助成制度ですが、これは各地の自治体で実施済みで、経済効果が非常に大きいということが証明されているわけです。国会で2004年度の予算審議で我が党の西山とき子参議院議員がこの問題で質問した際に、国土交通省住宅局長は、木材、ガラスなどの生産資材に加えて、関連の機械、エネルギー、輸送などを含めて約2倍近い生産誘発効果があると言われております。それで、地域経済の活性化も認めているわけです。実際、京田辺市では、10万円でもリフォームの決心がついて、この制度で時期を早め

たり、決めたりする人が61パーセントもあるということです。小樽市は財政が大変だから何もしないというのでは、ますます税収が少なくなると思います。あまり多くの予算をとらなくても制度化できますし、小樽市の場合は住宅総数の54パーセントが持家ですから、市民も助かるし、経済活性化にも役立つこの制度を難しいと言わないで、せめて検討ぐらいしてはいかがでしょうか。ということで、再質問といたします。

○議長（中畑恒雄） 広範多岐にわたりますから、答弁漏れのないように理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝廣） 最初に、1番目にありました有料化、19年にリサイクル施設が完成するのに何で17年から有料化するかという話ですけれども、サービスの方は祝日収集とか、それから収集困難地区の対応とか、こういったものが17年から先行して実施していきたいということでございますので、この点はご理解願いたいと思います。

その他のごみ関係につきましては、環境部長からお答えします。

特定目的住宅の関係でございますけれども、確かに非常に競争率が高いということは聞いております。そんなこともあるものですから、先ほどのご質問にもありましたように、あいている国なり道なりの官舎を有効活用できないかと、そんなことも視野に入れて検討したのですけれども、なかなかいろいろな規制がありまして、そう簡単ではないという話もあるものですから、これはもう少し国なり道なり、あるいはまた、日銀とも話をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解願いたいと思います。

それから、築港の道営については現在150ということ言っていますけれども、今はいろいろまだ最終の詰めをやっています、できれば178に近づけるということで話をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、京田辺市の修復助成の関係ですけれども、これはよく研究させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 環境部長。

○環境部長（安達栄次郎） 私も答弁漏れのないように努めたいと思いますけれども、新谷議員から言われました最初の16年から18年のごみの排出量、これが広域化計画とは違うと、小樽市独自のものをということでございますけれども、広域化計画をつくった時点では、あの計画の中にありますように、このごみの減量化施策、資源化施策については、小樽市として最大限努力をしていかなければならない。そういった一つの中で、有料化についても検討をするという記述があったわけでございます。ただし、これについてはまだその時点では有料化をするということではございませんので、16年、18年については通常の中の努力目標としてのごみの処理量であつただろうというふうに思っております。今、私どもといたしましては、本年の3月の審議会の答申をいただきまして、基本的な考え方をまとめ、またその中で改めてごみ有料化を実施したいとしている17年から18年、さらにはまた、21年までの目標に向かっての数字ということの中で、このごみ減量が進むということを前提とした、一定の数字を先ほど説明させていただいたというふうに思っております。

それから、指定袋の市民負担額、あるいはまた、この歳入との関係でございますけれども、これにつきましても市民1人当たりの年間2,400円といえますのは、函館市を参考にしながら、函館市が実際にどの程度の袋の枚数を使っているのか、市民の皆さんが買い求めているのか。それはまた、リットルごとの袋の内訳も

私どもは聞いてございます。そういったものと、小樽市がこれから収集しようとしたときに、市民の皆さん1世帯当たりがどういう袋を使うのかといったようなことを勘案した中で、函館市を参考に出させてもらったわけですが、そういった中で年間2,400円であったというふうに考えてございます。

また、この歳入の使途につきましては、当然、この審議会からもありましたように、また、先ほど市長からも説明しましたように、やはり市民サービスの向上施策だとか、あるいはまた、資源化のよりいっそうの推進のための経費に充てるということで、今回は基本的な考え方の中に幾つかの施策を打ち出したわけですが、これにつきましては、また今後、市民の皆様方のご意見やご要望を聞きながら、これに加えてさまざまな施策に支出をしていきたいと。ただ、その中で、さらにもしその経費に余力があるようであれば、それにつきましては平成19年度から供用開始するリサイクルプラザの維持管理経費だとか、あるいは維持管理に伴う人件費だとか、そういったものに充てていきたいという趣旨で答弁させていただいたものと思っております。

それから、リバウンドとの関係でございますが、先ほど室蘭市の例で詳しくご指摘を受けたわけですが、確かに私どもが知っている限りでは、道内や、また全国の各都市の中でも、有料化もこういったリバウンド現象が起きているというふうには聞いてございます。しかし、私どもといたしましては、ただ単に有料化をすればよいということではなくて、私どもが今回お示しましたように、あわせて資源物の品目の拡大なり収集回数の増、あるいはまた市民の皆さんに対する徹底的な普及啓発、指導と、こういったことを通しまして、やはりこの有料効果がなくならないように最大限の努力をしていくということが必要だろうということを述べてございます。そういった意味では、リバウンドにならないように今後とも努力をしていきたい。ただ、この室蘭市におきましても、仮に一定程度リバウンドしたとしても、有料化を実施する前よりも、これは確実に減っているという状況であろうかというふうに思っております。

それから、先ほど留萌市の例が見られたわけでございます。今ここに資料がないので具体的に申し上げられませんが、たしか留萌市の担当者の方からは、当時はこの留萌市がごみの処理施設といったものをつくったときに、非常に大きな財政負担があるので、むしろこの財政負担を考慮して有料化にしたということで、何かその中では減量化を目的にしたものではないというふうに私どもは聞いておりました。そのことが一担当の係長の言ったことですので、留萌市の姿勢かどうか、私は確証を持てませんが、そういったことの話の中でそういったお話が伝わったかのように思っております。私どもとしては、留萌市の経過については、また一つの参考にさせていただいたところでございます。

それから、生ごみの目標については、もっとより具体的に大きな目標を持つべきではないかというところでございますが、これにつきましては私どもは平成15年から、市民が参加できる段ボールによる生ごみのたい肥化といったことにモニターとして取り組んだわけでございます。そして、今年度はもう2年目にして、200個から約650個の申込みがあったということで、相当の宣伝といえますが、広まりがあったのではないかとこの推移を見ながら、市民が参加できるような、そういう生ごみの減量目標といったものを立ててまいりたいと、このように思っております。

それから、水俣市の例を出しながら、このごみ減量化についてはさまざまな施策、それから長い時間をかけてここまで達成したと、大変な努力だったということでございますが、もちろん本市におきましても、この有料化はあくまでもごみ減量化の施策の一環であって、そのことだけがごみ減量化につながるものではな

いわけですから、あわせてその水俣市の例なども参考にしながら、さまざまな施策を展開しながらごみのよりいっそうの減量化、資源化に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、函館市は2円であり、伊達市は1.5円ということでのごみ袋の1リットル単価でございますけれども、これにつきましても、古い時代から有料化を実施している都市というのは、だいたい1.5円でございますけれども、やはり函館市や室蘭市など、最近この有料化をした都市につきましても、またさらに今回有料化を実施しようとする帯広市、江別市についても、都市部については一応2円を設定しているようでございます。これにつきましては、循環型社会形成推進基本法だとか、さまざまなリサイクル法の施行など、あるいはまた、環境保全対策のための施設整備の経費などで、市町村が相当大きなこのごみ処理に対して財政負担といったことが伴っているのではないかというふうに思っております。そういった意味で、最近のところについては2円ということでございますし、また、小樽市におきましても、そのごみ減量効果だとか、あるいは今後の施設の財政負担、こういったことにもいろいろなことを将来的にわたって考慮した場合には、当然やはり2円程度は市民の皆様方のご理解も得られる数字ではないかということで、2円程度として設定をさせていただいたところであります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

○20番(新谷とし議員) 再々質問をいたします。

今、環境部長の答弁で、ごみの有料化は、ごみ減量の有効な一つの手段で、そればかりではないということをおっしゃいました。そして、生ごみのたい肥化のことで、一、二年はこれからかかるだろうということで、まだまだ市として取り組まなければならないことがあるのに、こういうことを先にしないで有料化を先行させるということ自体おかしいと思うのです。

それで、先ほど市長が3億6,000万円引く2億5,000万円、1億1,000万円ですね、これをサービスに使うと言ったけれども、こんなに使うのですか、どうなのでしょう。やはり供用開始されるリサイクルプラザ、19年からです。その前にこんなに何で経費が必要なのか、全くわかりません。もう一度明快にお答え願いたいと思います。

それから、一番の有料化の目的は、今おっしゃいました財政難を乗りきるということです。既に前に策定した行政改革大綱でも有料化ということが言われておりましたから、やはりこれは市民の負担を求めて財政難を乗りきる何物でもないと思います。そういうことで、私たちは有料化にはもう反対です。もっともっといろいろなことをやってから検討し直すべきだと思います。それで、今聞きました1億1,000万円、サービスの何に使うのかお答えください。

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 環境部長。

○環境部長(安達栄次郎) 新谷議員の再々質問にお答えいたしますが、今私が言いましたように、こういうごみの有料化というのは、いわゆるごみの減量化、資源化の施策の一つと、一環としてやると。まだほかにも、例えば資源物の収集拡大だとか、そういうさまざまな施策もあわせて行っていくということでございます。ですから、有料化が後であるとか、先であるとかと、こういうことではなくて、あわせて実施することが、やはりこういう相乗効果といいますか、そういった意味での効果を持つものではないのかなというふ

うに思っております。

それから、1億1,000万円の問題についてでございますけれども、再三説明をさせていただいておりますが、私どもとしては袋の製作費とか、資源物の収集品目の拡大や収集回数の増加とか、市民サービスの向上のために相当の経費を必要とする。たまたま今は計算上で、そういう1億1,100万円という数字が一応ありますけれども、これについてまた、さらに精査をしなければならないというふうに思っております。

しかし、一方で、平成19年度で供用開始するリサイクルプラザにつきましては、先ほども説明いたしましたように、まだ今後維持管理経費についてはこれからですけれども、毎年7,000万円程度の規模の維持管理費、あるいはまた、運転管理計画の中では、この施設運転費、操作員に41人程度の人員が必要ではないのかと、こんなことを考えていった場合には、やはり2億円もしくは2億円前後の維持・管理・運営費といったものがかかってくるのではないかというふうに思っております。そういった意味で、それらの経費をすべて賄うということではなくて、現時点でそういったもののお金があったとしても、そういったものが要するに平成19年度になったときには、わずか1年や2年の間で費消されてしまう程度のお金だというふうに私は思っております。そういった意味でこの経費が今段階で何に使うのか、かにに使うのかということには必ずしも当たらないのではないかというふうに思っております。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） わかりますけれども、何か質問、答弁漏れありましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 今の二つですよ。二つとも答弁したような気がするのですけれども。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 1億1,000万円のその内容について、さっぱりわからないではありませんか。それに、リサイクルプラザの維持費は7,000万円と言っていましたでしょう。19年にならないのに、なぜ来年から1億1,000万円多くとるのか、この中身がさっぱり見えないのです。もう一度説明してください。

○議長（中畑恒雄） なかなか今日は懇切丁寧にご答弁なさったような気がするのですが、再々質問までいきまされたけれども、今ちょっと新谷議員の理解と理事者の理解が合わないというお話ですけれども、時間の関係で、これは詰めて予算特別委員会がいよいよ明日からやるわけですから、どうぞそのときにやっていただきたいと、私からのお願いです。

新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

○4番（上野正之議員） 本日、5項目11点ほどについて質問をいたします。

まず初めに、新しい財政健全化計画の策定期間の件ですが、市長は国の動向を見た上で、できるだけ早く示したいと申しておりますが、いつごろになるでしょうか。

また、16年度のたいへん厳しい予算計画を基にスタートして、3か月になろうとしております。19億円の赤字解消をどのような財政方針の下で行おうとしているのか、市長の率直なご所見をお伺いいたします。

次に、介護老人保健施設と小樽市社会福祉施設等整備審査委員についてお尋ねいたします。

介護老人保健施設のベッド数を増やす整備計画が決まったとのことですが、小樽市の枠は何床でしょうか。また、事業者の選定方法については、小樽市社会福祉施設等整備審査委員会によって選ばれるとお聞きしておりますが、昨年の特別養護老人ホームの選定に当たっては、新聞等でいろいろ批判がありましたが、今回はどのように改善されましたか。また、選定手続の進行状況と今後のスケジュールはどのようになっているのか、お答えください。

次に、市は小樽市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方をまとめられましたが、これについてお尋ねいたします。

基本的な考え方では、平成21年度までの家庭ごみ減量化目標を掲げており、減量化目標に向けた具体的な減量化施策を進めるほか、減量化施策の一つとして、平成17年4月からの家庭ごみを有料化することの検討を行いたいとありますが、有料化は市民の暮らしにかかわる重要な施策であることから、市民のじゅうぶんな理解と協力が必要であると考えます。今後、この基本的な考え方にある減量化施策と有料化の方法について、市民の理解と協力を得るためにどのような取組を行っていくのかお聞きします。

また、基本的な考え方では、有料化施策とあわせて、祝日収集や冬期間収集体制の対応強化などの市民サービス向上施策が挙げられているが、家庭ごみの有料化実施に伴って、不法投棄の増大やごみステーションにおいてごみの出し方が守られないような事態が生じることも考えられることから、不法投棄の監視強化、ごみステーションの管理、指導対策にもしっかりと取り組んでいただきたいと思うものであります。お答えください。

次に、通勤列車の件でお伺いいたします。

小樽発札幌及び千歳空港行きの朝の電車の快速化と最終電車の1便遅い運行を、市が先頭に立って、市民とともにJRにお願いしたらいかがでしょうか。特に最終便を遅らせることによって、7月にオープンいたします屋台村や小樽の夜のまちへの影響が大であると思われますが、お考えをお聞かせください。

最後に、教育委員についてお伺いいたします。

過去はおおむね教育委員長を最後に委員を終えられたとお聞きしておりますが、最近は委員長を終えてから委員になっているようです。現教育委員は、教育長を省いて3人の委員長経験者です。そこには何か原因があるのでしょうか。

教育委員の任期が2期8年間の方がたいへん多いようでございますが、8年間で長期かどうかは考え次第でございます。より多くの意見や考え方を得るためには、1期4年の方がいてもよいと思います。いかがでしょうか。

また、21世紀レインボープランにおいては、教育委員を保護者の中から人選するようにと示しておりますが、小樽市においてはいかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

再質問を行う予定でしたが、ご答弁をよく熟慮して、委員会等で質問をいたしたいと思います。本日は再質問をいたしません。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 上野議員のご質問にお答えいたします。

まず、新しい財政健全化計画の策定期間でありますけれども、6月4日に閣議決定されたいわゆる骨太の方針2004の中で三位一体の改革の全体像と工程表の明示時期が今年の秋とされましたことから、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税制度がどのようになるのか、また、本市にどのような影響があるのか、その動向を見定めた上で収支の見通しを立て、計画を策定する必要がありますので、秋以降にならざるをえないものと考えております。

次に、平成16年度予算の執行でありますけれども、まず第1回定例会後に助役名で平成16年度予算執行方針を出し、予算の有効活用と経費節減に全力で取り組むよう通知をし、4月の人事異動で新たに配置した財政健全化担当を中心に、未収金対策、経費節減対策について既に着手しております。さらに、国に対して、弾力的運用が可能となった財政健全化債の北しりべし廃棄物処理広域連合負担金への導入を相談しており、具体的な金額などが決まりましたら、所要の補正をいたしたいと考えております。幸い、平成15年度決算では財政調整基金、減債基金を取り崩さずに済む見込みでありますので、それらの活用も含め、赤字額の縮減に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、約19億円という多額の赤字を一気に解消する特効薬的なものはありませんが、できることは着実に実行してまいります。

次に、介護老人保健施設と整備審査委員会であります。昨年12月1日に後志高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、平成19年度までの小樽市の介護老人保健施設の整備枠は、計画どおり100床と決定されました。

次に、社会福祉施設等の整備事業者の選定に当たりましては、昨年、特別養護老人ホームについて審査委員会を設置して対応いたしました。六つの改善すべき事項が指摘されました。第1は事業者の公募を広く周知すべきであること、第2は、審査基準や審査結果等について市民に公表すべきであること、第3は新設法人に不利な採点基準は見直すべきであること、第4は審査基準をわかりやすくすること、第5は審査委員会の公開等により、透明性を確保すること、第6は審査資料提出までの準備期間が短すぎたことであります。これらを基に、本年当初から検討し、公平性や透明性に主眼を置き、施設整備が確実に履行されるかどうか、また、入居者が安心して利用できる施設運営が図られるかどうかの観点に基づき、選定手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、具体的な手続の進行状況ですが、5月中旬に審査委員の一般市民公募と団体推薦依頼を実施し、6月1日付け広報に事業者公募記事を掲載いたしました。審査委員への市民の応募は4名であり、2名を選考中であります。開設予定事業者からの問い合わせは現在のところ4件ほどあります。今後、近く第1回目の審査委員会を開催して基本的な事項を決定し、応募の意志のある事業者に伝え、書類の提出と審査は10月を予定しております。

次に、家庭ごみ減量化についてであります。初めに市民の皆さんの理解と協力を得るための取組ですが、ごみの減量化や有料化に当たっては市民の理解と協力が最も大切なことから、広報おたるや市のホームページなどを通して、広く市民に周知を図るとともに、意見や要望を求めてまいりたいと考えております。また、各町内会との懇談会を開催するほか、事業者の団体や消費者団体などとも懇談し、ご意見、ご要望を整理して、今後の具体的な施策に反映させたいと考えております。

次に、不法投棄の監視強化やごみステーションでの管理、指導対策であります。家庭ごみの有料化により、不法投棄の増加が危ぐされることから、現在行っているパトロールによる監視体制を強化してまいりたいと思っております。また、ルールを守らないごみ出しが増えないよう、地域環境美化協力員制度を創設するとともに、職員による指導体制を強化し、ステーションでの管理、指導の強化を図ってまいりたいと考え

ております。

次に、札幌間の朝の通勤電車の快速化と最終電車の発車時刻であります。朝の電車の快速化につきましては、この間、市長への手紙や議会でのご提言などをいただき、私自身も経済界の皆さんとともに、ＪＲ北海道へ申入れを行ってまいりました。しかし、通勤時間帯にはダイヤが過密となっていること、市内の駅などには待避線がないことから、快速電車を走らせると各駅停車の本数を減らさなければならないという見解が示された経緯があります。市といたしましては、人口対策の観点もあることから、さらに課題を整理し、実現に向け、ＪＲ北海道に対し粘り強く要請をしてまいりたいと考えております。

また、最終電車の発車時刻の延長であります。従来からＪＲに対し要請しているところでありますが、小樽駅からは最終電車の利用者が極めて少ないことや宿泊客の減少への懸念などの見地から、時間の延長は難しいとの見解が示されており、現時点では難しいものと考えております。

次に、教育委員の人選であります。教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。また、平成14年１月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員の任命に当たり、年齢・性別・職業に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるよう努めなければならないという規定がされておまして、今後この趣旨を踏まえて、教育委員の選任に当たってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 上野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育委員の任期についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で１期４年とし、再任は妨げないと定められております。平成13年の地方教育行政調査によりますと、市町村の教育委員の平均在職年数は5.3年となっております。教育委員の再任に当たっては市長の意見をお聞きし、さらに本人の同意を得ております。また、教育委員長の選任は選挙によって行われ、辞任は本人の意思表示によるものであり、教育委員としての残任期間は委員として職務に当たるものとされております。

○議長（中畑恒雄） 上野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ３番、大橋一弘議員。

（３番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

○３番（大橋一弘議員） 住民自治基本条例についてお尋ねをいたします。

昨日、山口議員よりも質問がございました。地方分権一括法施行の裁量権拡大を受け、自治基本条例制定をする動きが加速しています。川崎市基本構想、二セコ町まちづくり基本条例、東京都多摩市自治基本条例、埼玉県宮代町町民参加条例と、名称はさまざまですが、市の憲法に当たるものと言えます。３月31日に制定されました多摩市の自治基本条例の附則を一部読ませていただきます。

「私たちが暮らす多摩市は太陽の光あふれる緑豊かなまちです。私たちは大切なこのまちをより暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力を合わせて、みずから築いていかなければなりません。そのためには市民が、市民の手で、市民の責任で、主体的にまちづくりにかかわることが大切です。このため、私たちは一人一人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合うとともに、だれもがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地

域社会の実現を目指し、ここに多摩市自治基本条例を制定します。」

これは市民が市政に参加するしくみや自治の基本理念をうたったものでありますが、まちづくりに市民の理解と協力を求めることと、市民の参加権利を明確化することが求められているのだと思います。札幌市も、上田市長が札幌市自治基本条例の構想私案を準備しております。地方自立の時代に小樽はどのようなまちづくりを目指すのか、市民とともに構想するまちの憲法策定の意欲を持ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、常設型住民投票制についてお尋ねします。

昨年の第2回定例会で、常設の住民投票条例制定について質問いたしました。その折、今後全国的な動向を見ながら研究していくべき課題であると認識していると答弁をいただきました。朝日新聞の調査によりますと、この1年間に住民投票は116件行われました。市長、議会、市民、いずれも一定の条件を満たせば住民投票を行う常設型住民投票条例の理解は増しており、高浜市のように住民投票条例を制定するだけではなく、多摩市自治基本条例では、住民投票制をその中に入れております。全国的な動向は大きな流れとなってくるものと思います。住民投票条例についても前向きに検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。また、今後、この問題について私たちが意見をぶつけていくのは市のどの部局になりますでしょうか。

次に、赤井川村との将来にわたる関係の在り方についてお尋ねします。

町村合併につきましては、赤井川村は当面自立と表明されております。また、小樽にとりましても、行政効率上は合併メリットはないと承知しております。しかし、私は将来、小樽市の財政健全化ができた折には合併を考慮すべきと思っております。小樽の水は赤井川から来ております。今冬の松倉山を通っての水道トンネルの雪詰まりによる断水で、初めて赤井川から水が来ていると知った市民もいます。また、赤井川村にはキロロスキー場、都市近郊農業としての小樽にない魅力があります。小樽観光に行き詰まりの兆しのある今、未来の小樽のまちづくりのスケールアップと魅力づくりのために、赤井川と何を一緒にやっていけるか、協議する場づくりに努めることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

家庭ごみ有料化に伴う施策についてお尋ねします。

資源物常時回収ステーションによる市民の直接持込みについて。空き地、道路わきへの不法投棄が増えていきます。今後分別を推進する上で、勤務の都合で収集日に出せない人や保管場所のない人への配慮も考えてほしいと思います。新潟県上越市では、常時回収ステーションを21か所設置して、朝8時から夜8時まで持込みを認めています。きめ細かい市民サービスとして、資源物常時回収ステーションの設置を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

集積場への不法持込みの監視の必要性について。指定日以外にごみを出す人がいます。このことについては監視カメラ設置の市や、戸別収集に切りかえて、近所の視線による効果をねらう市もあります。当市では美化協力員制度を採用すると聞きますが、どのような制度でしょうか。また、既に監視員制度を実行している市では、ごみの中身をチェックされているとプライバシーをのぞかれるようでとても嫌な感じがするとの報道もあります。私個人もこの制度は勘弁してほしいという感想はありますが、協力員制度はやめるとか、短期の時限性にするとか、考えられないでしょうか。また、市民の意見、意向もじゅうぶんに聞いてほしいと思いますが、市民の意見を吸い上げる方法は何かお考えでしょうか。

再質問はいたしません。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、自治基本条例についてのご質問でありますけれども、自治基本条例につきましては、みずから自治体を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的又は体系的に整備した最高の条例で、自治体の憲法とも称されております。ニセコ町のまちづくり基本条例は平成12年12月に制定され、情報共有を基本としながら、町民によるまちづくりを進めていることは認識しております。条例制定に向け、各地で意識が高まりだしているものの、地方分権などの具体的な動きに合わせ、試行錯誤を重ねている段階であると思われます。優良な条例と評価の高いニセコ町のまちづくり条例を例にとりますと、情報の共有を町運営の基本に掲げ、情報公開条例を制定し、その延長として行政運営の大もとを定めたものと聞いております。私も情報の共有は重要なことであるとの認識から、市民の皆さんの声を大切にしたい開かれた市政運営の推進を基本姿勢の一つに掲げ、行政と市民との情報共有を念頭に置き、市民と協働のまちづくりを目指しているところであります。今後さらに情報共有に努め、市民みずからがまちづくりに参加する機運の醸成を見極めながら、自治基本条例の必要性も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、住民投票制度であります。昨年の第2回定例会でも申し上げましたが、この制度自体は間接民主制を補完する制度である中で、一方では現行の地方自治制度として直接選挙制をとっていることなどの両極面、さらには大きな感情の流れを生むのではという課題もあるものと考えております。また、昨年の住民投票の実態を見ますと、市町村合併の是非や枠組み、さらには法定協議会設置などの是非を問うものでありましたので、さらに今後の全国的な動向や自治体基本条例同様に、市民意識の醸成なども見極めながら判断する必要があると思っております。なお、住民投票制についての担当部署につきましては、本年の機構改革で新たに総務部に設けた企画政策室となります。

次に、赤井川村との相互協力体制づくりでございますが、この間、赤井川村とは広域ごみ処理や広域観光、さらには国道整備促進等の期成会活動をはじめ、さきの市町村合併問題でもさまざまな協議を通して連携を図ってきております。ご提言の協議体系づくりについては、これらの活動の中から、首長、職員ともに相互交流を深めてきておりますので、今後さらに小樽市、赤井川村がともにまちの魅力を高めることができるよう、さまざまな分野において相互協力できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみ有料化に伴う施策であります。初めに資源物回収ステーションの設置は、現在、勤務などの関係で資源物を出せない人のために天神のリサイクルセンターに設置しておりますが、今回お示した家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方には、市民がいつでも資源物を出せるように、資源物回収ボックスの増設を検討することとしております。設置箇所については、市民の要望も聞いた上で、市の施設や町内会の協力を得て設置することとし、数についてもできるだけ市民が利用しやすい方向で検討してまいります。

次に、ごみステーションでのごみ出し指導の制度であります。資源物の収集品目の拡大や家庭ごみの有料化により、ごみの出し方が変わったり、資源物の収集品目が増えることなどで、当面ステーションにおいてさまざまな指導を要することが考えられることから、基本的な考え方の中で、地域の環境美化推進やごみステーションでの適正なごみ排出についての指導に協力をいただける方を地域からご推薦をいただく協力員

制度の創設を考えております。広範囲にわたるステーションでの適正なごみ排出を指導していくためには、地域の方々の協力がなければ進まないものであり、また、地域の環境に関するさまざまな問題についても、環境美化協力員を通して把握できるものと考えております。

なお、この環境美化協力員制度の在り方につきましては、町内会とじゅうぶん話し合うなど、市民の意見を聞きながら具体化してまいりたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 大橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 14番、井川浩子議員。

（14番 井川浩子議員登壇）（拍手）

○14番（井川浩子議員） 一般質問をさせていただきます。最後の質問となりますので、重複の部分がたくさんありますが、お許しをいただきまして質問に入ります。

初めに、道州制特区構想について、何点かお尋ねをいたします。

先般5月28日、高橋はるみ北海道知事は、経済財政諮問会議に道州制特区構想を提示いたしましたが、概要といたしましては、国の出先との機能統合、国からの権限や財源の移譲、規制緩和を生かした取組の推進プランを柱とした提案内容であったと聞いております。北海道の視点としては、地域特性を踏まえた住民サービスの充実や、北海道経済の活性化と自立へのステップを掲げて、子育て環境の充実、行政ワンストップサービスの推進、地域雇用環境の創造、地域一体型除雪、防災プランや外国人観光客の倍増など、九つの道州制推進プランを提示したと伺っております。

そこでお聞きいたします。この道州制特区構想の推進により、小樽市が深くかかわるプラン又は影響のあると考えられるプランをお示しください。

次に、特に統合の構想は、国の出先機関がある小樽にとりましては、人口や税収面から見ても大きな課題と言えますが、その点のお考えや今後の見込みについてもお聞かせください。

次に、国の財政諮問会議からは、国の出先機関との統合と道内分権について、1か月後に再提出するよう宿題を出されておりますが、この構想が進む中で、小樽市としては道州制の道庁案へ盛り込むプランがあるのか、また、今から道州制推進会議を通じて小樽の意向を盛り込むことが可能なのかにつきましてもお聞かせください。

次に、市税収入対策について何点かお尋ねをいたします。

市税収入は市役所が市民サービスを着実に推進するために重要な財源であります。平成14年度の市税収入は、ピーク時の平成9年度と比較して約15億円で、およそ9パーセントも落ち込んでおり、厳しい財政事情がうかがえます。特に個人市民税の落ち込みが激しく、その要因は人口減による納税義務者の減少、減税の影響や個人所得の減少によるものと思われ、法人市民税においては厳しい経済情勢もあり、企業収益の悪化による減少となっております。

そこでお聞きいたしますが、人口構成比で見ますと65歳以上が25パーセント、60歳以上が33パーセント、50歳以上で50パーセントを超えている小樽市において、今後ますます高齢化が進むと思われ、また、企業の雇用事情も厳しくなる中、まず何と申しまして人口増を目指し、かつ適正な人口構成を図ることが重要と考えますが、人口対策について今考えておられることをお聞かせください。また、将来税収増を見込めるものとして考えられる税目はないのかお答えください。

次に、介護保険制度について何点かお尋ねいたします。

介護保険制度は来年度に法制度全般の見直しをすることが決定しておりますが、その一環として、今、国が一括決定しています介護報酬を自治体が独自に決定できるしくみの導入が検討されると聞いております。これはサービスの種類を今後は広域型と地域密着型に分けて、地域密着型は自治体が一定範囲内で自由に価格設定ができるようにするものとすることです。これまで介護報酬はサービスごとの公定価格で、原則は全国一律で、利用者負担が1割、残りが保険給付となっております。このようなことから、給付費が増加すると、市民の保険料の引上げにつながるため、自治体からは全国一律の価格でなく、独自に価格を決定できる制度の実現が求められてきたところであります。

そこでお聞きいたしますが、まず小樽市の現在の介護報酬の課題についてお聞かせください。また、小樽市の福祉施設と在宅のサービスが、通所介護などの地域密着型と複数の自治体に事業者の活動がまたがる広域型に再編された場合、サービス面や価格面において、市民の皆さんにとってどのような影響があるのかお示ください。さらに、今後高齢化がますます進むと思われます。小樽市の介護保険制度の全般的な見直しを含めた見通しについて、わかる範囲でお答えください。

次に、港湾問題についてお尋ねいたします。

平成15年の小樽港の港湾取扱貨物につきましては、一昨年のフェリー敦賀便の苫小牧港への移転もあり、一定程度の減少となりますことは非常に残念であります。今年7月から、フェリー舞鶴便に2隻の高速船が導入されることにより、フェリー貨物並びに観光客などの回復、増加につながるものと大いに期待を寄せているところであります。

小樽港における物流面での振興を考えますとき、国内貨物につきましては、今後ともフェリー貨物の新規開拓など、いっそうの集荷に力を注ぐことが最も重要な課題と考えられますが、外国貿易につきましては、小樽港のロケーションを生かした、ロシアや中国など日本海対岸諸国との物流の拡大に努めることが必要であると常々思っているところであります。中でも、経済成長が著しい中国の勢いを小樽港の発展に結びつけることが当面の課題であると考えております。その意味で、一昨年開設されました中国との定期コンテナ航路には大きな期待を持って見守っておりますが、そこでお伺いいたします。この中国コンテナ航路の開設以来の主な貨物の種類並びに貨物量など、輸出・輸入の状況はどのように推移しているのかお聞かせください。

また、先日、サハリンとの旅客船が定期的に運行されるとの発表がありましたが、中国とは異なり、発展のテンポが緩やかなサハリン州をはじめロシア極東地域との経済交流は、長期的観点で地道に進めていかなければならないものと考えますが、豊富な天然資源に恵まれ、潜在的な成長力には大きなものがあると考えられます。特に近年サハリン州における石油・天然ガス開発が相当本格的に進展し、経済活動が全般的に活発化しているようにお聞きしています。今後、このようにロシア極東地域の発展を何とかして小樽港の振興につなげていただきたいと考えておりますが、現在、小樽港におけるロシアとの物流の状況はどのようになっているのか、また、今後の経済交流の見通しについてお聞かせください。

高齢者が安心して生活できる福祉施策についてお尋ねをいたします。

平成14年2月に市が実施した高齢者一般調査によりますと、世帯状況ではひとり暮らしが21.5パーセント、夫婦二人暮らしが46.6パーセント、その他の高齢者のみの世帯3.8パーセントと、調査全体で7割強が高齢者のみの世帯となっております。また、体が弱くなった場合、暮らし方では、自宅で暮らしたいが49.5パーセント、施設入所などを考えているが22.7パーセントで、その施設入所希望者の半数以上が特別養護老人ホー

ムなどの介護保険施設を考慮しており、ケアハウスを含めると、7割強が老人福祉施設などへの入所を希望しています。これらの調査結果からも、単身高齢者を含め、高齢者のみの世帯が多く、引き続き現在地域での居住を希望し、さらに今後のことを考えると、老人福祉施設への入所希望者も多いことが伺われます。坂道が多いなどの地理的条件や降雪量が多い冬期間のことを考えますと、高齢者一般調査結果からも、高齢者の施設志向が強いということが伺われます。

小樽市の高齢化率は本年の4月末で25.98パーセントと、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっており、今後もこのような増加傾向で推移するものと思われます。これらの現状を踏まえるとともに、一方では高齢者の施設志向を反映して、小樽市内における特別養護老人ホームやケアハウスの待機者が多い状況ですが、それらの施設の地域的に配置されているのは、オタモイ地区特養老人ホーム、定員100人、赤岩地区特養老人ホーム、定員80人、ケアハウス、定員50人、新光地区特養老人ホーム、定員150人、ケアハウス、定員100人となっており、銭函地区など、それらの施設のない地域の対応策も含めて、高齢者が地域で安心して住むことができるために今後どのような福祉施策をお考えなのか、お答えください。

また、平成17年度中に、新たな高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が策定されると聞いておりますが、高齢者が地域で安心して住むことができるための施策として、その計画の中でどのように反映されていくのか、お答えください。

次に、ごみの減量化について、市は昨年9月に小樽市廃棄物減量等推進審議会を設置して、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問し、今年3月に、「循環型社会形成に向けてのごみ減量化の取組については、市民・事業者・市がよりいっそう連携を強めることにより、効果的に推進していくことが大切である。家庭ごみの有料化については、ごみに対する市民一人一人の意識が高まり、自主的にごみ減量に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できることから、ごみ減量化の有効な方策の一つである」との答申を同審議会からいただいたところであります。その答申を受けて、市はごみ減量やリサイクルを推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にした上で、具体的な家庭ごみ減量化対策やごみ処理手数料の有料化の基本的考え方がこのたび示されました。限りある天然資源を効率的に使い、ごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会を形成するためには、ごみになるものをできる限り減らし、再使用にも心がけ、繰り返し使えないものは資源としてリサイクルすることが必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。ごみ減量化対策として資源物収集の拡大を図ることは有効な施策と考えており、今後、新たに資源物として収集する品目と現在収集している資源物と合わせて、合計で何品目の資源物の収集となるのか、お聞かせください。

また、町会などが行っている集団資源回収に対しては、現在、市では団体及び回収業者に助成金などの支援をされておりますが、今後、市が紙類などを資源物として収集することになりますが、ごみ減量のために集団資源回収を自主的に実施している町会などへの支援については、どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

さらに、ごみと資源物の適正な分別排出を実際に行う市民の協力なしには、ごみ減量化や資源化の推進が図れないことから、市民一人一人のごみに対する意識を高める方法の一つとして、買物に行く際に買物袋を持参するなど、レジ袋を削減するためのマイバッグ運動が多くの自治体で進められております。そのためには市民・事業者・市の三者が連携を図りながら、市民に広く周知し、レジ袋削減に対する取組を実施する時期に来ているものと考えます。市のお考えをお聞かせください。

最後に、銭函海浜地区の観光振興についてお尋ねいたします。

観光入込み客の減少については、平成12年度に実施した観光経済波及効果の計測によると、観光総消費額とその経済波及による総売上高は3,046億円であり、これは市内算出額の約3分の1に相当すると公表されておりますが、観光関連産業は、今や小樽市において基幹産業の一つにまで成長してきています。しかしながら、先月新聞報道された平成15年の小樽市観光入込客数は800万2,000人であり、依然としてたいへん多くの観光客が小樽を訪れてくださっているものの、2年連続で5パーセント強の減少となったことは、小樽観光の不安材料の一つになっているのではないのでしょうか。このことは単に観光関連産業だけにとどまらず、本市全般に影響を与えるものと思われます。市税収入が落ち込むなど、市の財政状況が非常に厳しい中で、市長としてはどのようにとらえていらっしゃいますか。

次に、銭函海浜地区の開発について、また、海水浴客は冷夏の影響により、2年連続して平成13年度の半減状態となっています。さらに、ドリームビーチでは砂浜の浸食が進み、海岸管理者の北海道が毎年大量の砂を投入して、砂浜を維持してきたところではありますが、聞くところによりますと、その砂入れも本年で打ち切られると聞き及んでおります。しかしながら、小樽観光の魅力の一つとして、海や港が挙げられることは言うまでもありません。銭函の海浜地区は海水浴場としてにぎわっているばかりでなく、ヨットやプレジャーボートなど、マリンスポーツを楽しむ方々も多く、さらに夕日が大変に美しい観光スポットとして人気の高いエリアであります。このエリアにあるドリームビーチ、サンセットビーチ、銭函海水浴場の三つの海水浴場と集客施設を連動させるなど、一大マリンスポーツレジャーランドとして開発することについて、市長はどのようにお考えでしょうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、再質問はいたしませんので、市長の明快なご答弁を期待して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 井川議員のご質問にお答えいたします。

まず、道州制特区構想について、何点かお尋ねがありました。初めに、北海道知事が、さきの経済財政諮問会議において道州制特区に向けた提案をいたしました。その中で、先ほどお話がありましたように九つの道州制推進プランを掲げておりますが、そのいずれもが、本市を含め道内各市町村とはかかわりの深いものばかりであると思っております。しかし、推進プランにおける影響という点においては、現時点では具体的な事業内容が示されていないため、どのようなメリット・デメリットがあるかは判断できない段階にあり、今後、北海道とじゅうぶんな協議をしてまいりたいと思っております。

次に、国の機関との機能等統合が与える本市への課題と今後の見通しであります。現在、本市には、総務省、法務省、財務省や国土交通省など7省庁の出先機関があり、事業所規模は異なりますが、全体として相当数の職員が勤務し、本市に在住しております。このことから、国の機関との機能等統合が人口問題や税財源への影響を与えることも予想されますが、現時点では内容が示されていないことから、今後、北海道と各省庁との協議の行方や具体的な機能統合の在り方などの情報収集に努めるとともに、北海道など関係機関との協議を進めなければならないと考えております。

次に、道州制プログラムに小樽の意向を盛り込むことができるかというご質問であります。現時点では

道州制特区構想そのものが、国と北海道との調整の段階であることから、小樽市はもとより各市町村の意向や具体的なプランについての聴取はなされておらず、今後、北海道から具体的なプランなど推進プログラムの内容提示がなされた時点で考え方を示してまいりたいと考えております。

次に、市税収入対策の観点からの人口対策であります。本市の人口は昭和39年をピークに減少し続ける中、15歳以下の年少人口と65歳未満の生産年齢人口とも減少し続ける一方で、65歳以上の人口は増加し続けております。特に社会動態から見ると、20歳から29歳までの若年者の市外流出が最も多く、この実態は、市税収入の確保はもとより、今後のまちづくりを進める上でも大きな課題の一つであると考えております。人口減少の原因は多くの要因が複合していると思っておりますが、若年者などの地元定着のためには、何よりも働く場の確保が重要と考えております。このため、新規卒卒者等を対象に、企業が仕事について説明するジョブガイダンスの開催や企業見学会、インターンシップ事業などを引き続き行うとともに、本年度は、新たに起業化を考えている方への情報提供や起業家の育成等のための支援事業を予定しております。

また、定住対策として、市営住宅の建替えや道営住宅の誘致、若年者定住促進家賃補助制度の実施のほか、新たに空き家情報の提供を目的とした空き家バンク制度の構築を検討しております。さらに、生み育てやすい環境づくりとして、産休明け保育・延長保育の実施や、地域子育て支援センターの管理・運営などとともに、本年度は新たに公立の3保育所の定員枠を合わせて50名拡大いたしました。人口対策につきましては、なかなか効果的対策は難しいものがありますが、知恵を絞り、工夫をしながら、行政ばかりではなくて、民間の活力を活用して、関係機関とも連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、将来税収増を見込める税目ですが、本市で課税しているのは個人市民税、法人市民税、固定資産税など、税の使い道が特定されていない普通税と、入湯税及び都市計画税のように、税の使い道が特定されている目的税があります。また、新たな税目としては、地方税法の規定により地方公共団体が個別に課することができる法定外普通税及び法定外目的税がありますが、課税客体、課税標準、税率、課税の公平性など多くの課題があることから、研究を続けているところであります。

なお、現在、入湯税について、利用料金が1,000円以下の施設の鉱泉浴場に入浴する者の課税免除規定の廃止に向け、関係者の皆さんと話し合いを行っているところであります。

次に、介護保険制度の見直しについてでありますけれども、最初に本市の介護報酬の課題ですが、北海道としては、積雪・寒冷や広域性に配慮した介護報酬の設定を要請しているところであります。このことが一方では介護報酬を引き上げる要素にもなり、独自に介護報酬を設定できたとしても、介護給付費の削減につながるかどうか難しい面もあります。当市では、居宅サービスと施設サービスの介護報酬の格差や利用状況が保険料を引き上げる要素となっているところがありますので、サービスの需給状況を勘案した介護報酬の水準とすることが課題であると考えております。

次に、サービスの種類の再編による市民への影響ですが、サービスの地域密着型と広域型の再編につきましては、現在、社会保障審議会介護保険部会で議論している段階であり、具体的なことはこれからであると承知しております。地域密着型の目的につきましては、地域の実情に合ったサービスを提供するとともに、市町村が一定範囲内で自由に介護報酬の価格を設定できるようにしようとするものと聞いておりますが、サービスのメニューや報酬の上限額の設定の仕方によっては、介護給付費や保険料、市町村の負担への影響も大きいと考えられるところであります。いずれにいたしましても具体的な議論はこれからであると聞いております。

次に、本市の介護保険の将来の見通しについてであります。国におきましては、制度見直しに向けた検討が平成15年5月から開始され、保険給付やサービスの利用状況、市町村の保険財政など、これまでの制度の運営状況を踏まえながら、保険者の在り方、被保険者の範囲、保険給付の水準、保険料や国庫負担の在り方などについて検討してきており、平成18年度からの実施を目指して、見直し案を本年8月に取りまとめる予定と聞いております。その中で、被保険者の拡大や障害者福祉の支援費制度との統合などが議論されており、これらの動向を見極めなければはっきりしたことは言えませんが、本市におきましては今後ますます高齢化が進み、それに伴い介護給付費が増加することが予想されております。

次に、港湾問題でありますけれども、初めに小樽・中国定期コンテナ航路の主な輸入貨物につきましては石材、靴、自転車などであり、また、輸出貨物は自動車部品、サッシ、水産品などがあります。また、コンテナ貨物につきましては、今年の5月までの前年比較で、輸入は50パーセント増となっており、20フィート換算で1,769本、輸出は63パーセント増の1,847本であり、合計52パーセント増の3,616本となっております。

次に、ロシアとの物流状況でありますけれども、小樽～ホルムスク～ワニノ定期フェリー航路におきましては、平成12年に再開したときから、昨年の貨物量は3倍近く増加しており、主な輸入貨物は製材であり、輸出貨物は建設用資材や建設用機械などとなっております。

また、サハリン州における石油・天然ガスの開発で、サハリンプロジェクトとが本格的に建設を開始しておりまして、2007年ぐらいまでにプラント建設やパイプライン建設を終了させ、その後石油や天然ガスを本格的に産出する予定となっております。それらのインフラ整備やオイルマネーは、サハリン州へ多大な経済効果を生み出すものと期待されており、今後も貨物の需要動向などを調査しながら、小樽港の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

また、今年6月には小樽～ホルムスク旅客航路が開設されまして、人的交流も今後盛んになっていくものと期待しております。

次に、銭函地区などの特養やケアハウスのない地域の福祉施策についてであります。特養などの施設の設置は、北海道全体の圏域での枠配分で行政的に決定されますが、具体的な整備に当たりましては、市の高齢者保健福祉計画などに沿って、社会福祉法人等の事業者がみずから土地の取得など施設整備の計画をして、北海道と協議し、整備していくことになります。また、施設は広域的に入所できますので、小樽市民の方が札幌等の施設に入所している実態もあります。また、地域での生活を希望される高齢者には、銭函地区にもありますけれども、デイサービスセンターや担当地区の在宅介護支援センターなどがサポートするとともに、その他の介護保険及び介護保険外サービスが利用できます。市といたしましても、地域で高齢者が安心して住むことができるよう、地域のボランティア等が地域で高齢者を支え合うシステムづくりなども進めながら、今後必要なサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

また、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画であります。次期計画は平成18年度スタートに向けて、平成17年度中に策定することとなりますが、現在、国において社会保障制度審議会などで、介護保険制度をはじめ施設の在り方を含め見直しの議論をしているところであり、それらの動向を見ながら策定することとなります。いずれにいたしましても、高齢者が地域で安心して住むためには、地域の支え合いが大切になるのではないかと考えております。

次に、ごみの減量化についてのご質問でありますけれども、初めに家庭ごみの減量化施策として、新たに資源物として収集する品目につきましては、新聞、雑誌・書籍、段ボール、菓子箱などの紙製容器包装、ト

レーなどのプラスチック製容器包装、スプレー缶の6品目を考えております。また、現在、市が資源物収集している缶、瓶、紙パック、ペットボトル、蛍光灯・電球、筒型乾電池の6品目とあわせて、市が収集する資源物の合計品目は12品目となる予定であります。

次に、集団資源回収を実施している町会などへの支援であります。現在、市では、ごみ減量及びリサイクル推進のために資源回収を実施している町会などに、1キログラム当たり5円、集められた資源を回収している業者には2円60銭の助成をしております。これらの助成はごみ減量化などの市民の自主的な活動を支援するために交付しているもので、本市の現在の助成単価は道内で一番高いものとなっております。しかし、集団資源回収を実施していない町会や、実施していても実施回数が少ない町会、団体も多いことから、未実施町会に対する集団資源回収参加への働きかけや実施回数の増などの協力を、今後とも要請してまいりたいと考えております。今後、紙類などの資源がごみとならないように、市の資源物収集日、集団資源回収日のいずれへでも出せるように、現在、町会などに行っている助成金については引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、レジ袋削減に対する取組でありますけれども、その方法としては市民は買物袋を持参する、事業者においては事業者が推奨するマイバッグを販売するなどマイバッグ運動、また、レジ袋を断るとポイントシール式で加算され、一定程度たまると買物券が交付されるなどの特典制度の導入、レンタルかごの販売、レジ袋の有料化などがあります。今後、市では、市民に対して必要としないものは受け取らないなどの環境に配慮した行動へ発展させるための啓発活動、事業者に対しては消費者が必要としないものは渡さないなど、レジ袋削減に向けた取組についての要請を行うなど、市民・事業者・市の三者が連携をとりながら、レジ袋削減に努めてまいりたいと考えております。

参考までに、市内における大型スーパー8店舗の聞き取り調査では、既に6店舗がポイント加算方式による特典制度やレンタルかごの販売を実施しております。また、レジ袋の再使用や紙袋などを持参すると購入価格から一定額を値引くという方法で、積極的にレジ袋削減に努めている事業所もあると聞いており、それぞれの事業所の特性を考慮しながら、レジ袋削減に向けた具体的な取組を進めていただきたいと思います。

次に、観光についてでありますけれども、まず観光入込客数であります。長引く景気の低迷や旅行形態が多様化する中で、本市の観光入込客数は残念ながら2年にわたり減少しているものの、依然として800万人台を維持しており、小樽人気は高く、健闘しているものと受け止めております。しかし、今後の観光振興につきましては、単に入り込み増を目標とするのではなく、長年の課題であります日帰り型から宿泊滞在型観光への移行実現によって、さらに大きな経済波及効果が生まれるものと考えております。

これらの現状を踏まえ、これからの小樽観光の在るべき姿や方向性を示すために、現在、関係団体や市民の方々に小樽市観光基本計画についての審議をお願いしており、その中から市民と行政が協働で取り組む観光振興の方策が生まれてくるものと期待いたしております。

次に、銭函海浜地区の開発でありますけれども、規模の大きい海水浴場を有するこの地区は、海水浴やマリンスポーツなどを楽しめる格好のエリアであります。しかしながら、この地区での開発行為については都市計画法上の規制があり、自然環境の保全など、さまざまな観点から検討すべき課題も多く、現時点においては難しいものと考えております。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号、第3号、第5号ないし第8号、第13号、第14号及び報告第1号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員会をご指名いたします。大橋一弘議員、森井秀明議員、菊地葉子議員、成田晃司議員、佐々木茂議員、小前真智子議員、井川浩子議員、大竹秀文議員、山口保議員、古沢勝則議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故のある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第10号ないし第12号及び第17号は総務常任委員会に、議案第4号は経常任委員会に、議案第15号、第16号及び報告第2号は厚生常任委員会に、議案第9号及び第18号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第42号及び第43号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、総務常任委員会において継続審査中の陳情第23号、厚生常任委員会において継続審査中の陳情第28号、第32号及び第36号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託替えいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月16日から6月22日まで、7日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時11分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 成 田 晃 司

議 員 斎 藤 博 行

平成16年 第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成16年6月23日

出席議員（31名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久未恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院事務局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 旭 一 夫
事 務 局 長
財政部財政課長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横田久俊議員、上野正之議員をご指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第18号並びに報告第1号及び第2号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 15番、大竹秀文議員。

（15番 大竹秀文議員）（拍手）

○15番（大竹秀文議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

老人医療助成と福祉医療助成については、今回、制度改正が提案されているが、利用対象世帯に与える影響等をどのように考えているのか。過剰な医療サービスを適正に戻すことにもなるが、医療費の自己負担の重さから、病状が悪化してから病院に行くという事態になると、保険者である市も、財政的負担が増加し、政策的には逆効果となる可能性はないのか。

医療助成の見直しに伴い、スポーツ、文化活動といった健康を維持増進するような病気予防の啓もう啓発活動を強化するなど、本来の受診抑制に向けて積極的に対策を講ずるべきと考えるがどうか。

道の重度心身障害者医療給付事業の見直しにより自己負担限度額が通院で月額1万2,000円となるが、複数の医療機関を受診される方は、たとえ還付があるにせよ、一時的な支払が多額に上ることから、札幌市では1医療機関ごとに3,000円を限度とする施策を実施すると聞く。本市の厳しい財政状況から、それは無理としても、高額医療費の自己負担限度額などのように、患者に過度な負担のないような方法を研究してもらいたいがどうか。

市は、これまで福祉施策に積極的に取り組み、独自の制度などでは他都市より秀で、一定の評価されるものもあったのではないかと。しかしながら、財政が悪化した途端、事業の廃止や受益者負担を含む縮小の方向に転じたと言わざるをえない。いわば福祉の後退となるような転換はとうてい認めがたく、各種制度の拡充施策にこそ積極的に努めるべきと思うがどうか。

OBCの市税滞納額について、市長は、議会の場においては、守秘義務があり公表できるものではないとする姿勢を貫いてきた。しかし、このたび、日経ビジネスの取材には、いとも簡単に応じている。このことに対して地方税法第22条では、滞納者名、滞納額とその一覧については調査に基づいたものではないから秘密には該当しない。また、地方公務員法第34条では、特別職の市長は適用除外であり、法的に守秘義務が課せられないという見解を示している。しかしながら、地方税法上、市長は徴税吏員であり、規制を受けるのは当然ではないのか。あくまでも市の財政状況が変わったからというのでは理由にはならず、明らかに法的な守秘義務に問われないというレベルの話ではないのではないかと。市は、あくまでも地方税法上の守秘義務規定には抵触しないとの一点張りであるが、これまでかたくなに答弁を避けてきた経過に照らせば、いわば議会に対する背信行為であることは否めないのではないかと。

道州制について、現在、議論がなされているところであるが、市は、この問題をどのようにとらえている

のか。この制度の導入に向け、本市としても、特質を生かした面で積極的に先駆的な役割を買って出るといった気概で取り組んでいくべきと思うがどうか。

事務の効率化のため、業務上で使用する土地にかかわる図面データを一本化し、GISを活用できるよう、現在、集約作業を行っているというが、その進ちょく状況はどうなっているのか。互換性のあるシステムへの移行には技術を要する部分があるとはいえ、具体的なスケジュールを策定した上で一日も早い実現化に向けて積極的に取り組むべきと思うがどうか。

市は、日帰り入浴施設を対象とした入湯税の1,000円未満課税免除規定の廃止について、関係団体等との話し合いに時間を要していると聞く。日帰り入浴は市民の楽しみであり、じゅうぶんな配慮が必要ではあるが、財政健全化に向けた増収対策であったとしても、じゅうぶん理解と協力が得られるよう努力してもらいたいと思うがどうか。

教育の担い手である教育者の資質、能力、指導力不足が全国的に問題になっている昨今、文部科学省が実施した調査では、29県で指導力不足教員に関する人事管理システムを運用して、指導力不足教員の認定をしたとのことであるが、市教委は本市の状況を把握しているのか。本市の教員が認定された場合において、教育委員会の対応はどうあるべきと考えているのか。

学校敷地内での教員の駐車状況や服装などについては、一部ではあろうが、疑問な点が見受けられる。学校において、教育に携わる職員は、子どもたちにとって模範となる存在であり、与える影響が非常に大きいことから、モラルの向上や意識の変革について、市教委としても適切な指導を行っていくべきと思うがどうか。

本市中学校においては、書写を行っていない学校もあるやに聞くが、この教科はどのように位置づけられているのか。実生活の中において必要とされる場面もあるだけに、市教委としては、早急に実態を調査、把握した上で、適切な取扱いがなされるよう指導しなければならないと思うがどうか。

通学路の安全確保について、関係部局との連携はもとより、児童・生徒の保護者をはじめとする地域住民に方策を提言していくといった積極的な態度が必要である。市教委としても、こういった認識の下、事に当たるべきと思うがどうか。

市は、市内3漁港の管理について、管理者である道から権限を委任されているが、そのうち漁港区域内の電気料の負担を含む軽易な維持管理については、平成12年の道条例の改正により委任の根拠が失われているにもかかわらず、その後も費用負担を続けている。市は、漁港などに一部受益者負担を求める考えとのことであるが、これは道に負担を求めるべきものではないのか。

改正ソーラス条約の施行に伴い、現在、ふ頭内にフェンスの設置工事が行われているが、市は、外航船客待合所の扱いをどう考えているのか。ここは来港する外航船舶の乗組員等が公衆電話や売店などを利用しているが、フェンスで立入り規制をさせると利便性が悪くなるため、便宜を図るべきではないのか。今後、小樽～ホルムスク間の定期航路の利用が高まり、ますますこういった施設の設備とサービスの充実が求められることから、利用者の立場に立った整備をすべきと思うがどうか。

児童手当法の改正により、交付対象が就学前から小学校3年生まで拡大されるとともに、今年度当初までそ及し、支給されるとのことである。これに伴う新規受給者について、市は、広報や新聞紙上を通じ周知を行い、申請され次第、随時支給するなどして対応する方針というが、対象者すべてを網羅しきれないことが懸念される。今後、じゅうぶんな周知に努め、手当を受けるべき方々に不利益が生じることがないように留意

すべきと思うかどうか。

ふれあいパスの利用に当たっては、今年度から一乗車につき100円を支払うこととなったが、パスの提示とともに毎回100円を出すのに苦勞するとの声を聞く。お年寄りの車中での両替の困難さも考慮し、プレミアムがつかなくともよいので、回数券などを発行して併用できるよう、バス事業者に要請してもらいたいと思うかどうか。

生活保護受給者の中には求職活動もせず、支給されたお金を遊興費につぎ込んでいるといった声を聞く。市としては、多くの市民からいただいた大切な税金から支出されていることを肝に銘じ、適切な執行に努めるべきと思うかどうか。

今年度、「一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしているが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を受けた厚生省通達においては、5年ごとに定めることとなっていながら、平成8年以来、策定していなかったのはずさんと言わざるをえない。これでは、ごみの広域化、有料化など重要な施策を実施してから後追いで計画を策定する結果となり、今後は適切な事務の執行に当たってもらいたいと思うかどうか。

ごみの不法投棄は、家電4品目を筆頭にトータルとして増加傾向にあると聞くが、その対策として監視パトロールを実施し既に3年が経過したが、成果は上がっているのか。また、抑止効果が期待された監視カメラは性能が低く、既に撤去したとのことだが、市は、今後の不法投棄対策をどう考えているのか。市民の意識啓発によりいっそう努めるべきであり、不法投棄の量、要する経費、罰則規定等を具体的にわかりやすく示すことが必要と考えるかどうか。

家庭ごみの有料化について、市は、廃棄物減量等推進審議会の答申に従って行うもので、手数料による歳入は資源物の収集拡大や市民サービス向上に充てていく考えというが、他の用途にも充てるつもりではないのか。ごみ減量化の一つの方策であるというならば、市民に負担をかけることなくごみの減量に成功した水俣市など、他都市の例から学んだ施策をまず行い、その後に有料化すべきかどうかを検討すべきと思うかどうか。

有料化による歳入は、資源物の収集拡大、休日収集など市民サービスの向上施策などに充てることとしているが、ごみの減量化が進み、歳入が大幅減となった場合、手数料を値上げすることにはならないのか。

ごみ減量化推進方針は、計画目標年次が平成21年度と先が長く、なおかつ数値の根拠も希薄の感があり、21世紀プランのように3年に一度の見直しを行い、数値を適切なものにしなければ、人口の減少などに見合った計画にはならないと思うかどうか。

市は、ごみの有料化によって3R、すなわちリデュース・リユース・リサイクルを促進する考えというが、有料化自体は、発生抑制、再使用についての施策とはいえないのではないか。有料化により、増加が予想される不法投棄に対する監視パトロール増強の費用や、ごみステーションでの指導をお願いする環境美化協力員の報酬など、将来にわたって支出し続けなければならない一方で、ごみの減量が成功すると収入が減少していくという矛盾が生じることになるのではないかと。有料化に伴い予想されるさまざまな懸案については、事前にじっくり検討を重ね、見切り発車となることのないよう進めてもらいたいと思うかどうか。

ごみの減量化施策として、資源物の細分化、回収ボックスの増設、地域環境美化推進員の創設などを挙げ、市民要望を取り入れながら進めていくというが、現実的に対応できるのか。これらの中には手間や費用が継続するものも予想されることから、長期的視点に立ち判断していくべきと思うかどうか。

ドリームビーチなどを含む銭函海浜地区においては、ごみの散乱や不法投棄が深刻な問題となっている。

そうした状況を打開する方策として、洞爺湖畔で実施しているような、手数料を徴し車両の出入りを規制することで、ごみの発生抑制の効果が期待できるのではないかと。海岸の管理や不法投棄の対応については、国や道が管轄する部分があるとはいえ、市としても、こうした手だての導入の可能性について積極的に検討すべきと思うがどうか。

伍助沢の焼却場予定地であった市有地については、建設部が地元住民に対し雪捨場とする旨の説明会を開催する予定であったが、市は雪捨場としての使用を見送ったため、突然説明会を中止したと聞く。現在、環境部がその土地をラジコンクラブに貸し付け、滑走路とする工事が行われているとのことであるが、地元へのじゅうぶんな説明のないまま行われたこの工事を住民は不安視している。これらは住民に対して不親切だけでなく、庁内における連絡もふじゅうぶんと言えるのではないかと。

新市立病院基本構想では、精神科病床数を108床としている。精神科は、診療報酬上、採算がとれる部門とは言えず、病床数が多ければ赤字も懸念される。病床数については、今後、慎重に検討すべきと思うがどうか。

現在、市内の街路樹は、降雪期前に枝を落とし、樹木が丸裸となるようなせん定作業を行っているが、せめて多くの観光客が訪れる市道浅草線の日銀周辺地域についてだけでも、モデルケースとして、観光客や市民が和むような景觀に配慮したせん定を行う考えはないか。市民団体との協働はもとより、市においても、建設部、経済部が連携し、まちづくりと観光の両面からの協議が必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号及び第8号につきましては、菊地、古沢両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案はいずれも賛成少数により否決、原案はいずれも賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、陳情第28号、第32号、第36号、第42号及び第43号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第5号、第7号及び第13号、報告第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、報告は承認と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 蒸し暑いようでございますので、どうぞ上着を脱いでけっこうでございます。

次に、議案第2号及び第8号に対し、菊地議員外3名からそれぞれ修正案が提出されておりますので、一括、提出者からの趣旨の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、議案第2号及び議案第8号に対し修正案を提案し、趣旨説明をします。

議案第2号平成16年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は、老人医療助成制度、福祉医療助成制度の拡充を図り、高齢者、重度障害者、ひとり親世帯、子育て世帯が医療費の心配をすることなく、生き生きと生活できることを支援し、あわせてさくら学園の民間委託に反対し、現行どおり直営を堅持するものです。

北海道の医療費助成制度の見直しには、北海道の医療助成を考える会が重度障害者医療費１割負担導入の撤回を知事と道議会に求め、その運動を支援する団体は169にも上りました。こうした声に、与党会派からも患者負担軽減の検討をするよう附帯意見が出され、道保健福祉部は検討委員会を設置しました。

小樽市の老人医療費助成制度は７月で打ち切り、ひとり親世帯の親の通院助成を非課税世帯で１割、課税世帯には３割の自己負担を求めるなど、道の医療費助成制度見直しに追隨して、一気に市独自の施策切捨てを図ったもので、認めるわけにはいきません。

地方税の改正、年金の物価スライド制による実質受給額の目減りなどなど、生活を破壊する法律がメジロ押しに高齢者、労働者世帯を襲っている中で、このたびの医療費助成制度の改悪は、必死に生きている高齢者、ひとり親世帯、子育て世帯、重度障害者にさらなる負担を強いるものです。あわせて小樽市が世代を超えて支え合う地域づくりを目指してきた積極的施策を後方に追いやるものです。

ふれあいバスに一部受益者負担が導入されて３か月。中央バスの調査でも乗車率が40パーセントも落ち込んでいます。このことから見ても、この先、ひとつき１万円近い医療費の負担は、高齢者が生き生きとした生活を送ることを困難にすることは明白です。

このたびの修正案では、道の助成制度を現行どおりに、拡充した部分は上乘せして施行することを前提に組み立てられています。道には現行どおり補助金を支出していただく。拡充部分の財源は、当面、雑入金の補正を減額して修正し、その財源としています。

札幌市議会では、北海道医療給付事業補助制度の拡充を求める意見書が全会一致で採択されました。小樽市議会としても、北海道に対しては同様な意思表示が必要です。委員会の討議でも負担増を心配する幾つかの声も聞かれました。住民の命と健康を守るためにも、我が党の提案の修正案に皆さんの賛同をお願いして、提案の趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号及び第8号は我が党提案の修正案に賛成、原案否決、議案第5号、第7号及び第13号は否決、報告第1号は不承認、陳情については、第28号、第32号、第36号、第42号及び第43号のすべては願意妥当、採択を求めて討論を行います。

まず、修正案であります。

菊地議員の提案説明でおわかりのように、この修正案は、平成16年度一般会計補正予算に対する修正案並びにこの予算修正に関連した福祉医療助成条例の一部を改正する条例案、これに対して修正を加えるものがあります。老人医療助成、母子、乳幼児、重度身体障害者の福祉医療助成の４事業は、拡充こそが必要であります。見直し、削減による制度改悪は、とうてい考えられません。

ただいまの委員長報告においても、委員会審議の要約であります。その報告で例えば次のように述べています。「医療費の自己負担の重さから病状悪化が進む。その結果、保険者である市の負担が増加、政策的には逆効果ではないか」。また、「重心医療助成の見直しで自己負担限度額が通院で月額１万2,000円、患者に過度な負担がかからない方法を研究してもらいたい」。また、「これまでの独自制度は、他都市に秀でて評価され

るものだ。財政悪化を理由に福祉後退は認められない」などであります。これら四つの事業の対象者は、言うまでもなく高齢者、乳幼児、母子、重度の身体障害者、いわゆる生活弱者であります。だからこそ審議に当たった多くの委員も心配されたのではなかったでしょうか。その弱者からです。およそ市財政悪化に責任のない、その生活弱者に対する負担強化であります。市民の願いの多くは、命と健康を守るため、この北海道と市の共同事業を何としても残してほしい、守ってほしい、この市民の声に、行政はもとより議会がどのようにこたえていくことができるのか、これが問われています。

さくら学園の民間委託については、さきの第1回定例会における鯉御殿の管理者指定において我が党の立場を明確にお伝えしておきました。自治体が果たすべき役割は何か。市民が望む方向とは何か。本来、自治体が責任を負うべき公の施設から指定管理者を指定することで、撤退放棄していく。この方向に決してくみすることはできません。

議案第5号、第7号及び第13号は、この修正案との関連において、当然否決であります。

なお、継続審査を含めて委員会付託された陳情案件のうち第23号を除く5件については、すべてその趣旨、願意において、我が党提案の修正案成立こそ求めているものであります。

最後に、報告第1号であります。小樽市税条例の一部を改正するものでありますが、不承認であります。親法の改正があった手続的なものだと承認するわけにはいきません。今回の条例一部改正の基になった地方税法改正は、もともと自民党と公明党による税制改正大綱、地方分権の推進を支える税制として提起されたものであります。しかし、その実態は、三位一体改革の看板による地方への財政支出削減、地方自治体と住民の負担で、その穴埋めを行うことが改正の中心になっています。

個人住民税の均等割を全国で一律3,000円に引き上げる、これだけでも当市の場合、約5万人以上の市民に今年度で2,500万円の増税であります。また、高齢者控除の廃止は、国税における年金控除の削減の影響も受けます。18年度から所得税課税最低限は、年金収入の場合285万円から205万円に、個人住民税は245万円に下がることになります。こうした年金収入者、高齢者への新たな課税が生活不安を広げ、高齢者いじめにつながることは間違いありません。明らかに個人住民税にねらいを定めたものであり、庶民増税であります。不承認であります。

以上であります。議員各位には我が党修正案への賛同を最後に重ねてお願いをして、討論にいたします。
(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 11番、佐々木茂議員。

(11番 佐々木茂議員登壇)(拍手)

○11番(佐々木茂議員) 自由民主党を代表して、陳情第23号には賛成、陳情第42号及び第43号については反対の討論を行います。

まず、陳情第23号小樽市幼児ことばの教室の稲穂小学校併設存続方についてであります。我が党は、議案第6号小樽市こども発達支援センター条例案に賛成の立場でありますので、陳情趣旨は統合して旧東山中学校に移転することは反対との内容であることから、今定例会に提出されました議案第6号小樽市こども発達支援センター条例案第2条に記載されている名称、位置、小樽市こども発達支援センター分室、小樽市富岡1丁目5番1号に包含されていると思われることから、今後、所管替えにより福祉部の所管となつて、稲穂小学校に設置される分室においても、今までの幼児教室のレベルを下げることなく、あわせて今まで以上

の指導が受けられるよう切望し、採択を主張するものであります。

次に、陳情第42号及び第43号につきましては、不採択の討論をさせていただきます。

今定例会に提出されております陳情第42号重度心身障害者医療給付事業の存続、拡充方について、また、陳情第43号重度心身障害者医療費助成制度の見直しの撤回と制度の充実方についてであります。陳情の願意はじゅうぶん理解いたすところでありますが、このことについて北海道が見直しを既に発表しており、さきの道議会予算特別委員会では見直しを含む平成16年度予算案が承認されてしまったことから、本市単独の施策として施行することは、小樽市の財政状況もあることから難しいことと思います。道議会予算特別委員会では、附帯意見もつけられていることから、今後の動向、実態把握に努め、必要な対策を講ずるべきであるとともに、さらなる検討をする必要があると思われます。よって、今後については推移を見守ることにして、不採択とすることとします。

以上、議員皆様の賛同をお願いしまして、討論といたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

○5番(森井秀明議員) 市民クラブを代表し、議案第2号の原案及び修正案、議案第7号、議案第8号の原案及び修正案は否決、陳情第23号、第28号、第32号、第36号、第42号及び第43号は採択の討論を行います。

陳情第23号につきましては、昨年の第4回定例会、今年の第1回定例会と述べてまいりましたが、私ども市民クラブは陳情者にお会いし、その趣旨についてお話をお聞きし、また実際に現場へもお伺いをし、調査を重ねてまいりました。各会派の皆様にも、この教室に子どもを通わせている保護者の方々の切実な思いを受け止めていただき、ぜひとも採択の態度表明をお願いしたいと思っております。

陳情第28号及び第32号につきましては、子育て世代を支援する立場から採択を主張いたします。

陳情第36号、第42号及び第43号につきましては、現時点での各種医療助成の見直しについては、時期尚早の感がぬぐえないことから採択の態度といたします。

よって、議案第2号につきましては、厳しい財政事情の中でのやりくりに対し、理解できる部分もありますが、助成制度の減額分が含まれていることから賛成いたしかねます。

また、議案第7号、第8号については、助成制度の変更でありますので否決といたします。

福祉については、何よりも市民の方々の実態をじゅうぶんに調査し、実態に見合った施策でなければならぬと考えます。今後、入札の在り方を見直すなど、事務事業を精査し、現在の財政危機を一刻も早く乗り越え、本当に困っている方々に温かい手を差し伸べられるよう、よりいっそうの努力をしていただきたく、このことを強く要望し、討論といたします。(拍手)

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○28番(高橋克幸議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、陳情第23号小樽市幼児ことばの教室の稲穂小学校併設存続方について採択を主張し、討論を行います。

幼児ことばの教室について、親の会の方々の陳情を受け、昨年、稲穂小学校に併設されている現施設について視察をさせていただきました。この施設は、稲穂小学校の改築の折、設計の段階から何回となく打合せ

を行い、関係者の意見を具体的に取り入れながら建設されたものと伺っております。このような経過をたどって完成された施設でありますから、道内においてもトップクラスの位置にあり、運用が開始されてからも各方面から視察の対象として研究される関係者が多く訪れていたようであります。

さて、昨年より、こども発達支援センターの設置に関連してさまざまな検討がされ、幼児ことばの教室についても多くの協議や議会での議論があり、我が党としても、この間、何回か質問をさせていただきました。その論点の一つとして、新たに考えられているこども発達支援センターの中に、現施設のようなレベルの高い施設を設置できるかという点がありましたが、本市の財政状況を考えると、たいへん難しい問題であると思われま

す。このような中、幼児ことばの教室のある現施設の重要性が検討され、こども発達支援センターの枠組みの中で分室として運営される方向性が示され、施設利用が確認されたところであります。また、今後の幼児ことばの教室を利用される保護者の方々に対して、相談窓口についても検討されることを伺い、さらなる関係者の努力を期待するところであります。

以上のことから、この現施設の利用については必要性を感じるところでありますので、この陳情の採択を主張し、討論いたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 17番、山口保護員。

(17番 山口保護員登壇)(拍手)

○17番(山口保護員) 民主党・市民連合を代表して、予算特別委員会に付託された議案第2号平成16年度一般会計補正予算案並びに修正案を除く各議案に賛成、報告第1号専決処分報告は承認、陳情第23号については採択を、その他の陳情については不採択の討論を行います。

鈴木助役は、第1回定例会の予算成立後、3月22日付けで平成16年度予算と財政健全化について庁達第1号を出されております。その中で「本市の財政状況は、かつて経験したことのない深刻な状況に陥り、財政再建団体への転落が危ぐされる」と前置きをされまして、「財政健全化が本市の最重要課題であり、経費節減はもちろん、この難局に当たっては職員一人一人がいっそうの危機意識を持ち、全職員の英知を結集して財政健全化への取組が重要」と決意を述べられております。

民主党・市民連合は、赤字再建団体への転落だけは何としても避けねばならないと考えております。それは、市独自で行っている福祉をはじめとする施策のほとんどが無に帰することにつながるからであります。福祉の縮小はもとより本意ではありませんが、以上の趣旨から、やむなく各議案に賛成するものであります。

次に、議案第2号及び第8号に対する共産党提案の修正案については、精神的には理解できる部分もありますけれども、歳入及び歳出について同意できかねますので、賛成はできません。

次に、報告第1号の専決処分は、市税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき平成16年3月31日に専決処分したものでありますので、承認いたします。

また、陳情第23号小樽市幼児ことばの教室の稲穂小学校併設存続方については、小樽市こども発達支援センターに統合、事業として一本化されましたが、設備については分室として稲穂小学校を活用する道が残されました。民主党・市民連合は、よりよいこども発達支援センターになるよう、引き続き注視してまいります。この立場で、私たち民主党・市民連合は、議案第6号は可決、陳情第23号は採択の立場を表明するものであります。

その他予算特別委員会に付託された陳情第28号、第32号、第36号、第42号及び第43号については、願意は理解できる部分もありますけれども、前段に述べましたように予算議案と関連いたしますので、採択には同意できません。

以上、討論いたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号及び第8号に対する修正案について、一括採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第2号及び議案第8号の原案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第28号、第32号、第36号、第42号及び第43号について、一括採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号及び第13号並びに報告第1号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長（中畑恒雄） 15番、大竹秀文議員。

（ 1 5 番 大竹秀文議員登壇 ）（拍手）

○ 1 5 番（大竹秀文議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

公立高等学校適正配置計画案により、潮陵高校の1間口削減が明らかとなった。7月に開催予定の地域別検討協議会においても、現状間口の維持を求めていくとのことであるが、市民は既に署名活動をし、自発的に要請に行くという段取りにもなっているやに聞く。市が主導し、市民の声を形にして、あきらめずに道教委に対して要請をしていく必要があると思うが、どう取り組んでいくのか。

また、この問題については、子どもたちの意見がもっと反映されるべきであり、直接子どもの意見を聞くことのできる保護者が数多く陳情に参加できれば、現状とは違うのではないか。教師も街頭で署名を呼びかけ、もっと大きな住民運動にしながら、道教委にさらに訴えていくということとはできないものか。

本年7月から教育現場に地域の声を反映させることなどを目的に、学校長の諮問機関として学校評議員制度を導入するとのことであるが、この制度が一般教員から受け入れられるかどうか疑問である。市教委としては、文部科学省が制定したものだから実施するという受け身の姿勢ではなく、児童・生徒のためにも、この制度の趣旨をじゅうぶんに生かせるよう努力してもらいたいと思う。

長崎県佐世保市の小6殺傷事件に伴って、小樽市教育委員会では各学校に対して、どのような指導を行ったか。また、この事件の背景としてメディアの影響が非常に大きいと思われるが、一例を挙げると、東京では小学5、6年生の1日のテレビの視聴が6時間との報告がある。本市においても実態調査をすべきではないのか。

小学校2校の児童を対象に、PTA行事として、子どもたちが人権意識を育て、心や身体を傷つける暴力から身を守る方法を教えるキャップ・プログラムを実施したとのことであるが、参加状況と子どもたちの反応はどうであったか。いじめに関しては、相手の気持ちが理解できたというような声もあり、有効なプログラムと考えるが、子どもたちの安全を守るためにも全校で実施するように指導していく考えはないか。

放課後児童クラブについて、待機児童が解消されたとはいえ、保護者からは有料化への反対や対象学年の拡大、時間延長、障害児の受入れといったサービス内容に対する改善要望が依然として強い。市教委は、これら課題を具体的に検討し、真の子育て支援となりうるようサービスの充実に努めてもらいたいと思う。

参議院選挙を目前に控え、立候補予定者のポスターが学校の職員室内部に掲出されている。広く公衆の出入りがない場所は掲出可能とのことであるが、学校教育の現場にこうしたものが掲出されるのは好ましくないと思うがどうか。

近年、子どもを取り巻く食生活の乱れが問題になっており、子どもの心身の発達のためにも食育の取組は重要と思われるが、本市における取組状況はどうか。学校給食においては、バイキング、セレクトメニューの導入の検討や地場産品を活用した内容の充実が図られているのか。また、学校給食展、学校給食試食会の開催状況はどうなっているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第17号、陳情第46号、第47号及び第49号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第11号及び陳情第41号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は

継続審査と決定いたしました。

その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第11号は否決、議案第17号は可決、陳情第41号、第46号、第47号、第49号は採択の討論をします。

議案第11号は、小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案です。

昨年に引き続いてのさらなる現行水準の引下げです。認めることはできません。

議案第17号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

核兵器大量破壊兵器の拡散問題をめぐって、世界の情勢は大きく動き続けています。大量破壊兵器、とりわけ核兵器やその開発技術がテロリストやテロリスト支援国家の手に渡る危険が強調され、国連やその他の多国間協議、そこでの合意に基づく査察と危機打開の努力が否定され、武力行使が強行されたのがイラク戦争でした。その後の推移は、こうした一方的な武力攻撃では、拡散問題が解決しないばかりか、犠牲と不信を増幅させ、問題解決の枠組み、平和の秩序そのものを危機にさらすことが示されました。

核拡散問題解決の何よりの障害は、核超大国アメリカがテロや大量破壊兵器拡散の脅威に対抗する手段として、あらゆる選択肢の行使を口にし、小型核の研究、開発を推し進め、地下での核実験を行っていることです。こうした核開発の強行が、他の国による核開発を誘発するという悪循環を引き起こしています。

このような動きの中で、どの国によるものであれ、どのような事情によるものであれ、新たな核兵器保有国の出現は拒否する、それが核廃絶をめぐる世界世論の大きな流れです。

2000年5月に開かれた核不拡散条約再検討委員会では、核兵器の完全廃絶を達成するという核保有国の明確な約束を全体の合意としました。その後の4年間、とりわけイラクをめぐるこの間の出来事から、世界平和と安全は、一つの帝国の武力ではなく、諸国民の協力に支えられた理性と法の力によってのみ解決されるという教訓を酌み取るべきです。1,000万人を超える人々が街頭に出て行動し、世界の大多数の政府がそれを支持したイラク反戦行動によって、それが示されています。

小樽港の非核港湾条例の制定は、来年の核不拡散条約再検討会議に向け、核兵器の全面禁止の世界世論をさらに喚起するものです。各会派の皆さんに賛同していただくよう訴えるものです。

陳情第46号です。小樽潮陵高校の間口削減案が提案されています。普通科間口が他地域に比べ、今でも少ない小樽市でのこれ以上の削減は、子どもたちから勉学への意欲を奪い去ることにつながりかねません。委員長報告でも明らかなように、配置計画の見直しをさらに求めているかなければいけません。陳情第46号の採択を主張します。

陳情第47号は、教育基本法の理念の実現を求めるものです。

教育基本法は、言うまでもなく、軍国主義と戦争に備えるための臣民づくりを目的とした教育勅語を柱とする戦前の教育政策を反省し、教育勅語にかわって教育の基本を定める根本法として制定されました。命が

軽んじられる社会風潮の中、人格の完成、個人の尊厳を基礎に、平和的な国家社会の形成者を育てることを目的に掲げる準憲法的性格を持つ教育基本法の理念の実現こそが、今、求められるものです。

陳情第49号は、放課後児童クラブの有料化に反対し、内容の充実を求めるものです。

小樽市での次世代育成支援行動計画策定のニーズ調査でも、放課後児童クラブ拡充の要求が出されています。行政における子育て支援で子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることは、少子化対策としても有効な施策です。

陳情の願意は、どれも切実、妥当です。議員の皆さんの賛同をお願いしまして、討論いたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○18番(佐々木勝利議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告のうち、議案第17号は可決、陳情第46号、第47号は採択の討論をいたします。

議案第17号は、小樽市非核港湾条例案です。

今朝早朝、イラクで拘束された韓国人1人が予告どおり殺害されたというショッキングなニュースが流れました。まずは哀悼の意を表します。

ここに至る背景を考えると、私たちは改めてイラク戦争、その問題と真剣に向き合い、平和を求めて行動に移していかなければならないと決意を新たにいたしました。

また、今日は、沖縄戦没者、民10万、兵9万と言われる戦没者の慰霊の日です。世界平和に向かって誤りのない選択が今求められていると思います。その意味で、平和な商業港を目指す小樽市の強い意思表示をするために、小樽市非核港湾条例が必要と考えます。

陳情第46号公立高等学校配置の基本指針と見直しを見直し、すべての学校で30人以下学級を実現するとともに、小樽市内の高等学校間口維持を求める意見書の提出方であります。

過日6月17日、公立高等学校適正配置計画案発表によって、小樽潮陵高校が1間口削減にあることを知ることになりました。これまでの取組から考えてみても、驚きを禁じえません。

道教委は、2005年度の適正配置計画にかかわって、来春の高校入試から通学区の見直しや普通科における推薦入試の導入をはじめとする学校裁量の拡大などの変更が予定されていることなどにより、また、中学校現場からの要望が多いことを口実に、これまでより地域別検討協議会の開催時期や配置計画の発表決定時期を早める方向で作業を進めていること。また、2000年に策定した公立高等学校配置の指針と見直しの見直しを行うため、今年度新たに検討委員会を設置することとしています。

しかし、道教委は、子どもと保護者はじめ多くの道民の反対の声に耳をかさず、拡大ありきの学区、55から26学区を強行いたしました。問題なのは、その際に指摘されていた受験競争の激化、子どもや保護者の負担増などの課題については、具体的な対応策が何ら示されていないということです。小樽の子どもたちの教育環境向上を求める多くの市民の声にこたえるためにも、陳情第46号は願意妥当であり、遅くはありません、採択することを主張いたします。

陳情第47号は、教育基本法の改定ではなく、その理念を求める意見書の採択についてであります。

改めて確認したいと思います。教育基本法は、前文において、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示しています。この理想の実現は、

根本において教育の力にまつべきだとして、教育の重要性を訴え、憲法と一体のものとして制定されました。そのために教育基本法理念として民主主義と平和主義及び個人の尊厳の尊重を掲げています。第1条では、教育の目的を人格の形成、完成、第3条において教育の機会均等を定め、第10条ではそのための条件整備を行政に求めています。しかし、今日、教育基本法改正と一体のものとして進められている義務教育国庫負担制度の見直しは、すべての子どもたちに保障されるべき教育を受ける権利を崩し、地域によって教育に格差が生まれるなど、教育の機会均等の原則が大きくゆがめられることが懸念されています。

当面している学級崩壊やいじめ、不登校、少年犯罪など課題の克服は、教育基本法を改正することで解決するものではないと思います。教育基本法の目指す理念を再確認し、その理念の実現に向けて、地域住民と教育行政が一体となって取組を進めることが今求められていると思います。国において憲法と一体をなす教育基本法を堅持して、教育の目的を達成する施策を充実させるために採択することを強く主張して、討論を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第49号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第17号並びに陳情第46号及び第47号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決、陳情は採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、議案は否決、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第11号並びに陳情第41号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

○ 3 2 番（佐藤利幸議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

銭函海浜地区周辺は、海水浴以外にもマリンレジャーやキャンプなどの目的で訪れる方が非常に多い。その活用が図られれば、本市経済にも好影響が期待できるのではないかと。現在、策定中の観光基本計画において、その在り方を位置づけるなど、しっかりとした将来展望を打ち出し、今後の施策に当たらなくてはならないと思うがどうか。

市内では、客引きの手口が巧妙化し、観光客に対する被害が非常に懸念されており、他の観光都市においてはイメージダウンとなり悪影響が急速に広がった事例もあることから見ても、これは本市にとって重要な懸案である。即効性の高い解決策を早急に確立することは困難であることは理解できるが、その対策について、市としては、今後も引き続き検討していかなければならないものと思うがどうか。

日銀短観によれば、全国的な経済動向は着実に回復傾向にあるとの見方がされているが、本市経済の現況はどうなっているのか。各種の経済動向に関連するデータからは、企業がいま一步のところではちゅうちょしているような部分も読み取れる。市としては、情報提供や融資などの面で支援策を講じるとともに、これまでにないメニューを生み出すなどの工夫も視野に入れ、バックアップしていくべきと思うがどうか。

後志管内における中小企業の自主廃業は、倒産件数を大きく上回るという調査結果が新聞報道されたが、市は、このことをどのようにとらえているのか。少なくとも税収などの面で、これら企業が本市の発展に寄与してきたことは事実であり、経営者が高齢化傾向にあることや跡継ぎが不足していることなど、難しい課題に憶することなく、その対応策に鋭意取り組む姿勢こそが行政に求められていることと思うがどうか。

今回提出された「小樽市産業動向調査報告書」は、緊急雇用対策事業を活用してまとめられたが、市外の特定業者に発注が集中する傾向にあるなど、疑問な点が見受けられる。今後は、地元業者への発注に努め、雇用創出の効果をじゅうぶんに発揮できるよう考慮し、対象事業を選定しなくてはならないと思うがどうか。

また、この種の調査については、管理職が手分けをし、対象者の声に直接触れながら自前で行う自治体もあるが、本市においても、こうした手法を検討する余地はないのか。などであります。

なお、閉会中の5月11日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港の港湾計画の変更、道央4港振興ビジョン、改正ソーラス条約による港湾保安対策について、5月28日には、苫小牧港の食肉検疫指定、小樽～ホルムスク旅客航路の開設、改正ソーラス条約の港湾保安対策に伴うゲート管理等警備経費について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第4号につきましては可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○ 議長（中畑恒雄） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時50分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ウイングベイ小樽周辺は、現在、中央バスののぼるて築港線が運行されているが、今後、道営住宅やマンションの建設が予定されることから、国道5号を走るバス本線のうちから何本かを経由させるよう、バス事業者に要望してもらいたいどうか。

また、長橋方面へ通う高校生が小樽駅前で乗りかえなければならず、不便な思いをしていることから、乗りかえしないで行ける路線を設けるよう、あわせて働きかけてもらいたいどうか。

小樽市次世代育成支援に関するニーズ調査は、回収率が高く、評価できるものである。分析については、これからとのことであるが、例えば青少年課が行っている家庭児童相談室の認知度が低く、相談件数も少ないと感じるが、周知不足なのではないか。こうした各部局が行う子どもに関する相談事業は、縦割りで行うと相談者にとってわかりづらいことから、窓口を一本化し、各所管が横断的なネットワークで対応することにより、利用しやすいものとなるよう検討してもらいたいどうか。

伍助沢の旧廃棄物最終処分場の敷地内において、使用不能の古い車両や、一昨年、石狩湾新港地区でボランティアが収集したごみが処理されずに置いてあり、いわば山間部の不法投棄と変わらぬ状況である。市は、市民にリサイクルや資源化について協力を求め、不法投棄に対して指導する立場でありながら、この状態では示しが見つからないのではないか。

また、ごみ飛散防止ネットは、既にその役目を終えていながら撤去されていないが、リサイクル活用を図るなど、市みずから模範となるべきと思うがどうか。

市は、家庭ごみの処理手数料を1リットル当たり2円とする考えというが、これは本市独自の積算ではなく、単に函館市など他都市に倣って定めたものであり、全く根拠が希薄と言わざるをえない。手数料収入のうち資源物収集拡大や市民サービスの向上などに充てた残額の使途については、平成19年度供用開始予定のリサイクルプラザ維持管理経費などに充てるとのことであるが、それまでの間は一般財源に繰り入れられる恐れがある。このままでは、市民から余分に手数料を徴収しようとしているとの疑念を抱かれると思うがどうか。特定財源である以上、単年度で歳入に対する使途を明確にすべきではないのか。

家庭ごみの有料化に伴い、市民サービス向上のための祝日収集等を行う考えとのことであるが、費用は平日に行うよりも割高になるのか。手数料収入を見込み、サービス向上施策に充てるとしても、使途についてはじゅうぶん検討し、有効な使い方をすべきと思うがどうか。

また、町内会にごみ出し指導を行う環境美化協力員をお願いするとのことであるが、どこまでの役割を担ってもらうのか。現在、収集時に行っているごみ出し指導では、不適切なごみについて、ほとんどが本人を特定できずに、最終的には回収しているとのことである。有料化後は、指定袋以外で出されるごみも想定されることから、市は、これらを放置することなく、厳格に調査できる体制を整える必要があると思うがどうか。

か。などであります。

なお、閉会中の5月6日に開催されました当委員会におきましては、平成16年北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況について報告がなされ、質疑が交わされました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第45号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、陳情第12号、第25号、第33号、第44号及び第48号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第15号及び第16号、報告第2号、請願第3号、陳情第7号及び第37号につきましては、議案は可決と、報告は承認と、請願、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第44号、第45号、第48号及び継続中の案件、請願及び陳情についてはすべて採択を求める討論を行います。

陳情第44号は、容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書提出方についてです。

現代社会におけるごみ増大の原因は、浪費の構造が日本経済のメカニズムとして組み込まれ、消費生活を便利に、コストを安くするため、排出抑制されずに使い捨て容器が増大しているためです。

現行の容器リサイクル法では、事業者及び消費者、地方公共団体の責務がうたわれておりますが、排出抑制は実効を伴わず、資源物の分別収集を進めれば進めるほど費用負担が増大して、自治体の財政を圧迫しているのが現状です。

小樽市においても、現行制度で今後資源物収集拡大をすることにより、費用負担は増加すると見込んでおります。まず、何よりも発生抑制をするために、ごみ減量先進国ドイツのように、末端、捨てるところまで製造者が責任を負う拡大生産者責任を義務づけることです。

陳情事項の第1項である収集、分別、保管の費用を製品の価格に含めることは、もちろんその分商品を値上げするというのではなく、製造者にごみにならない製品をつくるインセンティブを働かせることになるものです。第2項は、循環型社会推進法でうたわれているように、発生抑制が第一に優先されなければならず、次に、リユース、リサイクルのためのさまざまな手法を盛り込むのは当然のことです。

小樽市においても、全国市長会を通し、拡大生産者責任を盛り込んだ容器包装リサイクル法の改正を毎年行っていることから、自民、公明の会派の皆さんも国に意見書を上げるために陳情を採択していただきたいと思います。

次に、陳情第45号保育所運営費の一般財源化及び施設整備費の削減に関する意見書提出方についてです。

小泉内閣は、三位一体の改革で地方交付税、国庫補助金の大幅削減を行い、公立保育所運営費を一般財源化しました。小樽市においては、2億7,863万円の国庫補助金が削減され、大きな財政負担を強いられています。さらに政府は、2006年までの3年間で4兆円の国庫補助金を削減する方針ですから、民間保育所運営費も一般財源化されるという危ぐを抱くのは当然です。

現在、政府自身が驚いたように、少子化が思っていたより進行し、合計特殊出生率は、国1.29、小樽市は1.09と深刻な事態です。少子化対策は、国の重要施策として進めていかなければなりません。そのためにも保育所を充実させ、女性の社会進出を支援し、安心して子どもを預けられるようにすべきなのに、国庫補助金の削減は、その施策を阻害しかねませんし、一般財源化されても地方交付税が大幅に削減されては、その保障は期待できません。

児童福祉法では、児童の健やかな育成のために、地方公共団体とともに国の責任が明記されております。したがって、国は保育所運営費の一般財源化、施設整備の削減を行わず、応分の財源措置を行うべきと考えます。陳情の趣旨は、今後の補助金削減に対し、自治体など関係者の意見をじゅうぶんに踏まえ、検討することを求める意見書の採択です。

国庫補助・負担金の廃止については、地方6団体も意見があり、今年5月25日に日本武道館で地方財政危機突破総決起大会を開催し、緊急決議を上げております。その中で負担転嫁となる国庫補助・負担金の削減は断固認められない、あくまで地方の自由度を高めるものを対象に見直しを行い、税源移譲額に見合った国庫補助・負担金を原則廃止することと述べております。現在、税源移譲は、とうていそれに見合った額にはなっておりません。地方6団体のこの切実な決議も視野に入れ、自民、公明、れいめいの会の皆さんもぜひ陳情を採択していただきたいと思います。

次に、陳情第48号は、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方についてです。

現代社会の経済のひずみから、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている人たちは多数あり、今後も増加するものと考えられています。ホームレスの人たちは、公園や河川、駅舎等で起居し、食事の確保や健康面での問題を抱え、憲法で保障されている健康で文化的な生活を送ることから、ほど遠い状態にあります。

このような中、平成14年にホームレスの自立の支援等に関する施策の目標が明示され、国又は地方公共団体の責務として、目標に関する地方の実情に応じた施策の策定及び実施が位置づけられました。

国は、平成15年1月から2月にかけて、すべての市町村を対象に統一調査を実施したところ、すべての都道府県でホームレスが確認され、その数は2万5,296人にも上っています。そのうち2,000人は、個別面談をしたところ、年齢は50歳から60歳までが65.7パーセントを占め、直前の職業は、建設業関係が55.2パーセント、製造業10.5パーセント、雇用形態は常勤正社員が38.9パーセントを占めています。野宿生活に至った理由としては、仕事が減ったが35.6パーセント、倒産・失業が32.9パーセント、病気やけが、高齢で仕事ができなくなったが18.8パーセント。現在の健康状態は、体の不調を訴えている人が47.4パーセント、このうち70パーセント近くの人が治療を受けていません。自立に向けた今後の希望としては、半数の人がきちんと就職して働きたいと意思表示をしております。

ホームレス対策は、みずからの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。そのために就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保が重要です。北海道は半年、また、それ以上もストーブをたかなければならないという条件の中で、ホームレスの人たちは極めて厳しい状態に置かれております。ホームレスの放置は生死にもかかわることにもなりますから、北海道として一日も早く特別措置法にある施策の策定をする必要があると思います。人道的見地からも、陳情を採択して、北海道に意見書を提出しようではありませんか。

次に、継続中の案件、請願第3号は、家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方等についてです。

今定例会で、来年4月から家庭ごみ有料化に向けて、ごみ袋の値段や資源物収集等に係る経費など一定の予算が示されました。しかし、有料化は問題がたくさんあります。

第1に、審議会の答申を得たといいますが、まだまだ市民の声を聞いていないこと。第2に、全国の自治体の経験で実証されているように、有料化で真のごみ減量になっていないこと。第3に、発生抑制をしない限り、資源化すればするほど自治体に費用負担がかかり、それを市民に転嫁させるのは本末転倒であること。まず、国に対して、発生抑制のため企業責任を明確にする法改正を強く要求することです。第4に、有料化しないでごみ減量をしている全国の自治体の施策を実践しないのは、自治体としての役割を果たしていないこと。第5に、手数料収入が資源物収集拡大、祝日収集や市民サービス拡大に係る経費よりも1億1,000万円も多く、その使途も明確になっていないこと。したがって、ごみ袋の値段も1リットル2円の根拠もはっきりしないこと。第6に、リサイクルプラザ供用開始の前に、それに係る経費を先取りすることなどなどです。

現在、賃金カット、ボーナスなし、年金の連続引下げ、介護保険料の大幅引上げ、医療費負担増など、市民の生活は本当に大変です。この上、ごみ有料化でさらに負担をかぶせようというのでしょうか。ごみ減量に自治体として最大限の努力を払わず、審議会の答申を盾に有料化を先行させ、市民に負担を押しつけることは認められません。

その他の継続中の案件については、これまで述べてきたとおり、願意妥当、採択を主張して討論いたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

○16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表し、ただいまの委員長報告に反対、陳情第44号、第45号の採択を主張する討論を行います。

陳情第44号容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書であります。

1995年に制定された容器包装リサイクル法は、97年からペットボトルが、さらに2000年からペットボトル以外のプラスチック製容器包装、そして紙製容器包装が対象となり、現在、完全施行されております。

しかし、この法律は、成立当初から多くの問題点が指摘されておりました。それはリサイクルのための収集費用が自治体の負担となっており、そのことが自治体を、そしてごみの減量化の大きな問題になっている点があるからであります。

小樽市でも今議論されているごみの減量化、分別リサイクルの推進も、多額の税金や新たな市民の負担をお願いせざるをえないのが現状です。さらに言うならば、ごみを出さない人も、たくさん出す人も、その量に関係なく税の負担をお願いしております。このことは、ごみの減量化の努力に水を差すものです。

また、事業者にとっても、使い捨て容器を使った方が費用の負担が少なくて済み、真剣にこれを考える意欲を生じておりません。

そして、さらに一番深刻なことは、自治体にとって一生懸命リサイクルに取り組み、きめの細かい対策を立てれば立てるほどリサイクル貧乏になっていくという矛盾を持っている点であります。大量生産、大量消費、大量廃棄、使い捨ての時代から、ごみになるものをつくらない、使わせない社会へ方向を転換するためにも、そして再利用やリサイクルをいっそう進めるためにも現行の容器包装リサイクル法を見直す必要があ

ります。

そうした観点から、陳情第44号の願意は妥当と考え、採択を主張いたします。

次に、陳情第45号であります。保育所運営費の一般財源化及び施設整備費の削減に関する意見書であります。

国の2004年度予算案は、3月26日に可決、成立しました。この中で、いわゆる三位一体改革の一環として公立保育所の運営費負担金の一般財源化が行われました。国会では、一般財源化した公立保育所運営財源の自治体における確保の方法、また一般財源化したことによる保育サービスへの影響、また公立保育所のサービスを低下させない、そういった方策の確認等々が議論されました。そこにあるのは今回の一般化が保育サービスの低下につながることに對する危ぐであり、不安であります。

折しも地方財政の危機が深刻化する中、また、少子化がいつそう進む中で、保育所運営費の一般財源化は、あまりにも唐突であり、国の子育て支援策の根幹が揺らいでいると言わざるをえません。そうした観点から、保育所運営費の一般財源化について、今後、自治体を初め関係者のじゅうぶんな議論を求める意見書の採択を求める陳情の願意は妥当と考え、採択を主張するものであります。

以上のように、陳情第44号、第45号は、財政危機に苦しむ小樽市、ごみ減量化を目指しつつ市民負担の形に苦悩する小樽市の現状を、そしてその思いを反映するものと考えております。各会派の皆さんの賛成をお願いし、討論いたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第45号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第44号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第12号及び第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第3号並びに陳情第7号及び第37号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○13番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成19年度に完成予定のオタモイB住宅は、2棟105戸の建設計画だが、新オタモイB住宅や他の市営住宅に移転することができず、引き続き、現在のオタモイ住宅に居住する世帯は264世帯あるとのことである。新住宅完成後は、これらの世帯と新住宅に入居する世帯との不公平感が生じるため、今後、策定する「公営住宅ストック総合活用計画」の中に、例えば2戸分を1戸に改修し、床面積を広げたり、水洗トイレを設置するなど、既存住宅を集約して活用を図るような改善策を位置づけ、よりよい住環境の提供に向けて整備事業を推進してほしいがどうか。

おたる望洋パークタウンの第3工区は、今年の10月で宅地造成が完了すると聞く。全国各地で住宅供給公社が債務超過になる事態が生じているが、おたる望洋パークタウンの開発を三菱地所と共同で手がけている小樽都市開発公社でも、造成した土地の販売が今後思わしくなければ、同じように債務超過になる危険性も危ぐされる。第3工区については、現在の小樽の人口動態や経済状況から見て、順調な販売はなかなか困難と思われ、第4工区の工事着手については、その状況を見ながら、慎重に対応するように市として指導するべきではないか。

現在の厳しい財政状況の下、水道料金や道路占用料など税金以外の収入の確保も非常に重要となっている。税外収入の滞納対策について、水道料金滞納者対策会議の開催や税外収入確保対策会議を設置し、収納体制、収納方法などを各部で検討しているとのことである。守秘義務や各部の抱えている課題など種々の問題もあるが、今後は財政健全化の一環として、収納率の向上に向けて、例えばグループ制を活用するなど、今までにも増して全庁的に取り組む必要があるのではないか。

現在、地番図や道路図などの図面類はデジタル化されていないが、平成16年度の緊急地域雇用創出特別対策推進事業により、地番図、市道データ、公有財産などの情報をデジタル化したGIS(地理情報システム)を導入することにより、市道情報、公有財産管理などのシステムが構築されれば、今までより総合的に活用ができ、迅速に業務に対応できるようになるという。デジタル化の効果は非常に大きいため、この事業にと

どまらず、市としても、来年度以降、強力に推進していくべきではないか。

市有地のうち、例えば市道として整備されなかった残地など、民有地と接する土地を隣接地の地権者に売却できれば、財政健全化の観点からも非常に有効と思われる。これまで市では市有地の売却に向けて積極的な動きが見受けられなかったため、今後GISの導入を契機に、公有財産の正確な状況を把握し、これらの土地の実態調査を推進して積極的に処分し、収入を得ることを検討すべきではないか。

市営住宅新築によるテレビ電波障害防除工事においては、平成11年度以降、市外業者のみが請け負っている実態である。テレビの受信状態が悪くなった世帯に対する復元工事であり、住民への対応や説明に当たってじゅうぶんな知識と経験を持っていることが必要とのことであるが、工事を施工するに当たっては、特別な資格などを有しなくてもよいとのことである。地元業者が請負ができるかどうかの実態調査を行い、今後、入札に参加できるように配慮して、できるだけ市内業者に工事を発注すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号ないし第11号、第14号及び第21号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第9号及び第18号につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続中の案件の陳情はすべて採択を求める討論をいたします。

採択の理由は、これまで述べてきたとおりですが、ほとんどが道路に関するもので、とりわけ冬道の安全対策を要望するロードヒーティング敷設の陳情は、10件のうち4件になっています。小樽の地形上、道路こう配がきつく、冬期の車の運転はタクシー運転手などプロドライバーでもしばしば冷や汗をかくことがあると聞きますし、小さな事故も起きています。ロードヒーティングは、維持管理費もかかりますが、14年度は約7,000万円、15年度も相当の経費を浮かせておりますから、その予算も使って順次敷設して、市民の願いにこたえるべきではないでしょうか。

また、陳情第3号市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備も、委員会で視察をしてわかったとおり、交通量が多く、とりわけ冬道は積雪のため道幅が狭くなり、歩行者は危険です。今年度からオタモイ団地の建替え工事で大型車両の通行量も増えています。狭くて危険な歩道から順次整備するなどして、歩行者の安全確保に努めるべきです。

その他の案件についても、願意は妥当、採択を主張して、討論といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号、第6号、第8号及び第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第10号、第11号及び第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第19号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) ただいま追加上程されました議案第19号について、提案理由を説明申し上げます。

吏員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、椎野和雄氏、坂田榮子氏、中畑恒雄氏、山下勝広氏、山岸康治氏の任期が、平成16年8月31日をもって満了いたしますので、引き続き、椎野和雄氏、坂田榮子氏、山岸康治氏を、新たに、小林栄治氏、磯谷揚一氏を選任するものであります。

何とぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中畑恒雄) これより、採決いたします。

同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第16号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第16号につきましては、提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○8番(菊地葉子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号の提案説明をします。

意見書案第1号、平成16年度の北海道最低賃金引き上げ・改善を求めるものです。

2月29日の北海道新聞をらんになった方も多いと思います。道労連青年協議会が道内の最低賃金時給63

7円で1か月間生活する実験を行っているという記事です。2月1日から始め、ちょうど折り返した時点での取材記事の一部を紹介しながら提案したいと思います。最低賃金で法定労働時間を働いた場合の収入は15万5,560円、家賃、携帯電話料、所得税等を差し引いた3万5,190円の賃金で、夫婦2人でのスタートです。スーパーで米10キロと納豆、キムチなどを購入し、少しの量でごはんをたくさん食べられるおかずを選んだなど、苦労が忍ばれるものでした。外食、カラオケ、飲み会には一切参加せず、10日間を残して残金は5,288円。予想外の支出に挙げられているのが風邪を引いたときの医療費ですから、現行の最低賃金ではおちおち風邪も引いていられないというのが現実です。早急な改善が求められます。

意見書案第2号、憲法の平和的、民主的原則を擁護するものです。

憲法改正の矛先は、戦争はしない、軍備は持たないと決めた憲法第9条に向けられています。これまで有事法制、イラク派兵法など海外に自衛隊を派兵するためのさまざまな法律がつくられてきましたが、憲法第9条がしっかりと、海外では戦争しない、その歯止めになってきました。

これまでも述べてきましたが、憲法第9条は、かつての日本が引き起こした侵略戦争の犠牲と反省の上につくられた、世界に誇るべき宝です。

アメリカでは、第9条の会がつくられたり、スペインでは憲法第9条の碑が建てられている、それらのことから見るができます。生存権、男女平等、国民主権など、すぐれた条項を守り、国づくり、世界平和に生かすことこそが、今、求められていることです。

意見書案第3号は、障害者等医療費助成制度凍結に関するものです。

医療費助成の削減は、重度心身障害者の健康に害を及ぼすばかりか、受診抑制が命にかかわる事態になりかねない、北海道保険医会からもそのように指摘されています。何よりも生活費を自分で稼ぎ、自立している人たちにとって、通院費だけでも年10万円を超える負担は大きな打撃です。

こちらも北海道新聞、今月13日の記事からですが、「重度心身障害者、道が医療費助成削減。重い負担、自立を圧迫」という記事です。この中で、障害を持った方が「障害者なら、だれでも一度は、自分はこの世に必要な人間なのではないかと考える。働くことでそんな悩みから解放される。働くことと自立生活は生そのもの。それを支える助成を削減しないでほしい」この訴えに行政は真剣に耳を傾けるべきではないでしょうか。

意見書案の第4号は、介護保険等の福祉充実にに関するものです。

財務省の諮問機関である財政制度審議会は、2005年度予算編成に関する建議の中で、社会保障費の抑制を打ち出しました。介護保険制度では、利用者の自己負担率を若年者の医療保険の自己負担率の水準までの引上げを提案しています。

社会保障の給付と負担の在り方の問題点は、少子高齢化による現役世代の負担増にあるものではありません。税金の使い方の道として、社会保障費の割合が低すぎるのが大きな要因です。同時に、ヨーロッパ諸国と比べても大企業による応分の負担がされていないことも問題です。

日本では、公共事業に40兆円、社会保障に29兆円と、税金の使われ方が逆立ちしています。ヨーロッパ並みに大企業分負担を増やし、税金の社会保障費への配分を見直すこと、国民の消費能力を高める方向で経済を立て直すことが大事な課題です。

意見書案第5号は、米英軍によるイラク捕虜虐待問題の全容解明に関するものです。

メキシコのグアダハラで開催された第3回欧州連合・ラテンアメリカ首脳会議では、米国によるイラク

人虐待を強く非難するグアダハラ宣言が採択されています。58か国の首脳が合意した宣言では、「イラクの収容所で拘束者に対して行われた虐待という事実」に憎悪を覚える。こうした虐待は、ジュネーブ条約をはじめとする国際法に違反する。あらゆる虐待、拷問その他の非人道的待遇を強く非難する」と述べています。無法なイラク戦争を無批判に支持し、憲法の精神を踏みにじってイラクに自衛隊を派遣した唯一の根拠、人道的支援も、このような虐待を見逃すならば、地に落ちたと言わざるをえないのではないのでしょうか。

以上提案しまして、各会派の皆さんの賛同をお願いして、説明を終わります。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

(17番 山口保議員登壇)(拍手)

○17番(山口保議員) 提出者を代表しまして、意見書案第6号、2004年度の北海道地域最低賃金引き上げ・改善を求める意見書について、提案説明を行います。

全国的に自動車、デジタル家電を中心に、北米や中国向け輸出の拡大など、景気回復の兆しが見えてきたと言われております。

しかし、本道経済は、バブル経済崩壊後、およそ10年にわたる暗く長い不況から脱することがいまだできておりません。昨年の道内の雇用状況は最悪の域を脱しきれておらず、年間失業率は6.7パーセントと過去最悪を記録しております。また、労働者の雇用形態も経済のグローバル化に伴う企業業績中心の経営の強化や株主中心主義的な経営への変化が急速に進み、正社員が次々と削減をされ、パートや派遣、契約など低賃金の不安定雇用へと置きかえられております。

不安定雇用労働者は、今や全国で1,508万人となり、全雇用労働者の3割を超えるまでになっていると言われております。こうした雇用不安は、社会不安をも引き起こしかねない不安定な社会状況を内包しており、戦後私たちが営々と築いてきた良質な社会秩序が音を立てて崩れようとしております。60万人と言われるパート、臨時、派遣、契約などで働く労働者の賃金を左右する北海道の地域別最低賃金は、2年連続で据え置かれ、正規労働者の賃金据置き要因の一つともなっております。

個人消費の冷え込みは、本道の景気回復の足かせとなっております。消費冷え込みを解消するためにも、道内労働者の賃金と大きなかわりを持つ北海道最低賃金の引上げ・改善は必要であると考えます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、意見書案第1号ないし第6号について、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

(19番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○19番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表して、我が党提案の2004年度の北海道地域最低賃金引き上げ・改善を求める意見書案第6号について、賛成討論を行います。

北海道の雇用状況は、ただいまも述べられましたように、2004年3月末現在で、道内完全失業率は6.1パーセントで約19万6,000人という記録を示しておりますが、そこからの好転の兆しが見えてまいりません。

このような情勢の中で、北海道の低賃金の不安定雇用の広がり、道民の暮らしを困難にし、消費の冷え込みに拍車をかけている原因になっております。

道内では、現在、パート、臨時、派遣、有期契約などで働く労働者60万人の賃金を左右する北海道地域最

低賃金の引上げ及び改善は、道民の暮らしを立て直すかなめとなることと思って疑いません。にもかかわらず、北海道の最低賃金は2年連続して時給637円に据え置かれてまいりました。

したがって、道内の景気回復にとって、個人消費の増大は欠かせないものであり、道内に働く労働者の賃金と大きなかわりを持つ北海道地域最低賃金引上げの必要は、今さら申し上げるまでもありません。

よって、意見書にもありますように、関係機関に対して2004年度の北海道地域最低賃金の引上げ及び改善を要望することは当然であり、全会派の賛同をお願いし、私の意見書案第6号の賛成討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第5号に賛成の討論を行います。

意見書案第1号は、北海道の最低賃金引上げと改善を求めたものであります。

一昨年、昨年度と、北海道最低賃金は時給637円のまま据え置かれてきました。1か月20日間でフルタイムで働いても10万1,920円。この金額では、生活保護基準さえ下回り、労働者の生計費の最低基準まで無視されてしまいます。働いても暮らしていけない賃金、これこそ引上げ改善が急務であります。

菊地議員が趣旨説明で紹介した最賃生活実験の続編であります。実験に挑んだ小樽出身の出口青年は、「仕事から帰っても趣味さえ楽しめない。仕事の能率も下がり、会社にとってもマイナスだ」このように言っています。「最低限の生活を保障した生活保護扶助費より低額なのは全くおかしい」と話しています。現在、出口青年の暮らす札幌市の場合では、夫婦2人で16万7,000円、扶助費の方が断然高くなってしまいます。「これでは子どももつくれる。最低賃金を何とかしたい」このように出口青年は痛感したそうであります。

第2号です。憲法の平和的、民主的原則の擁護を求めるものであります。

憲法の改正をめぐる論点、焦点は、何といたっても自衛隊を軍隊として認知し、公然と海外派兵できるようにしたい、つまり憲法第9条の改正、改悪であります。この9条のもともとの政府解釈は、第1項では直接の自衛権までは否定していない、しかし第2項で一切の軍備を持たないとしている結果、自衛隊も含めて一切の戦争はできない、こういうものでありました。1946年、憲法法案を審議した議会での、これは吉田首相の解釈であります。

当時政府は、「新しい憲法の話」という冊子を出版し、その中で国民に呼びかけています。本件意見書案の是非を検討する上でたいへん大事なことだと思いますので、紹介いたします。「今度の憲法では、日本の国が決して二度と戦争をしないように二つのことを決めました」このように言って、戦力の放棄と戦争放棄について説明し、その中で次のように続けています。「皆さんは、決して心細く思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません」。有名な一節であります。この時代、今の時代、見失っているものはいったい何であったのか、心の奥深くこの一節が響いてくるのではないのでしょうか。

第3号は、重度障害者医療助成事業の見直し、この凍結を求めるものです。

最大の問題は、国全体が弱者切捨ての方向に向かっていることであります。自治体の医療費助成が多ければ多いほど国民健康保険への国庫負担は減らされていきます。だからといって、自治体は財政難を理由に削減すべきではありません。何よりも命と健康にかかわる制度改悪を障害者自身や、その関係団体などの理解

を得ることもしない、このような態度は、自治体本来の役割放棄と言われても仕方のないものであります。

10月実施、一方的な見切り発車はしないでほしい、この声を道に届けていただきたい。こうした願いを小樽の議会は聞き入れること、どうしてもできないのでしょうか。

第4号、介護保険等の福祉充実に関する意見書であります。

財政制度審議会は、平成17年度予算編成の基本的考え方について、この中でその各論、社会保障の項において、次のように言っています。「年々増加する社会保障関係費の抑制を図ることは最大の構造問題だ」と指摘しつつ、「17年度予算編成に当たり、社会保障関係の自然増は許されない」と強調しています。中でも介護の項においては、自己負担割合の見直しで利用者の自己負担率を2割から3割へと引き上げていくとしています。もともと介護保険が医療保険制度に依存したしくみである以上、それが当然だという立場でありますから、こうした建議、方針は当然のことと言えば当然のことであります。

さらに生活保護の項では、ことさら受給者のモラルハザードや一般の低所得者との逆転現象などを強調し、適正な引下げ、母子加算等の見直しなどを行うとしています。

社会保障制度とは何か、その問いかけの一片もなく、そこにあるのは、ただ財政運営の立場、露骨なコスト主義、歳出抑制の方向だけであります。こうしたときであるからこそ、憲法第25条に基づき、真の社会保障制度についての働きかけが求められているのではないのでしょうか。我が党は、こうした財政制度審議会の方向には断じて反対であります。残念ながらこの意見書案には、どうやら自民党の皆さん、公明党の皆さん、れいめいの会の皆さん、賛同いただけないようであります。

それでは、ぜひお尋ねしておきたいと思います。あなた方は、介護保険利用料が3割負担まで引き上げられる、こうした方向に賛成されるのでしょうか。

第5号であります。米軍のイラクにおける虐待問題の解明を求める意見書です。

当議会は、イラク問題の重要な節目で、例えば平成14年第3回定例会における国連を中心にした平和秩序を求める意見書、さらには平成15年第1回定例会におけるイラク問題の平和解決を求める意見書というように、全会派共同で小樽メッセージの発信に努めてきました。ご承知のとおりであります。

本件意見書案は、このイラクにおける米占領軍兵士によるイラク人拷問虐殺事件の真相解明を求めるものであります。5月10日、衆議院有事法制特別委員会において川口外務大臣は、「戦時の捕虜や傷病者の処遇などを定めたジュネーブ諸条約に違反する可能性がある」とこのように認識を示し、「米国に対して遺憾であることを伝えた。ブッシュ大統領も謝罪している」とこのように述べています。しかし、その後の経過を見ると、けっきょく政府は、その対応は米国任せでしかありません。こうした重大な問題を不問にすまま、自衛隊が今、その米軍が指揮権を握る多国籍軍、連合軍の一員として参加させられようとしています。その先は、残虐行為の共犯者となる道でしかありません。

意見書案に関する討論は以上であります。いつも思うことではありますが、議会の付託されている案件のうち市民から負託された陳情や請願、そしてこうした意見書案件ほど、議会の在り方や議員の背負う役割の重さを実感させられることはありません。議員各位がこれらの案件に賛同いただけるよう重ねてお願いして、討論にいたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし第4号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号及び第6号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において両件に対する可否を採決いたします。

両件につきましては、いずれも否決と採決いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時53分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 横 田 久 俊

議 員 上 野 正 之

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成 1 6 年小樽市議会第 2 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１６年１月～４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成１６年第１回定例会において採択と決定した陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

陳情第２０号「経営支援特別資金の継続方について」が第１回定例会で採択されたことにより、平成１６年４月１日から経営支援特別資金の融資要件を下記のとおり見直して継続いたしました。

１ 融資限度額の引下げ

融資限度額を５００万円から３００万円に引下げました。

２ 相保障の禁止

当資金の融資を受けた企業代表者は、当資金の融資の保証人になることができないようにしました。

３ 納税確認範囲の拡大

納税確認の範囲を申請人の市民税直近１年分から、申請人と保証人ともに市道民税、固定資産税・都市計画税の現年度を含め４年度分に拡大しました。

４ 損失補償割合の見直し

市の損失補償割合を８０％から６０％に変更しました。

陳情者へは、平成１６年５月２１日に上記見直しを含めた経営支援特別資金について説明しました。

以 上

平成16年度の北海道最低賃金引き上げ・改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

北海道の雇用状況は、昨年 1 - 3 月に「道内完全失業率8.1パーセント・23万人」という最悪を記録し、そこからの好転の兆しは見えず、この春卒業する大学生、高校生の就職内定率は50パーセントにとどかずの厳しさです。この高失業を背景に「賃金破壊」が進み、低賃金の非正規、不安定雇用が歯止めなく広がっています。

企業のリストラで相対的に賃金の高い正規労働者が削減され、パート、臨時、派遣、有期契約など低賃金の不安定雇用へ置き換えられています。03年の総務省調査では、不安定雇用労働者は全国1,508万人となり、全雇用労働者の3割を超えています。15歳から34歳までの学生、専業主婦を除く「フリーター」は417万人もいます。この人達の圧倒的多くが最低賃金で働いています。

深刻な失業状況と低賃金の不安定雇用の広がりは、道民のくらしを困難にし、消費を冷え込ませる原因になっています。道内で60万人に及ぶと思われるパート、臨時、派遣、有期契約などで働く労働者の賃金を直接左右する北海道最低賃金の引き上げ・改善は、道民のくらしを立て直す要となるものです。

中央最低賃金審議会は昨年、地域別最低賃金改定目安について「引き上げ額の目安は、各ランクとも0円」と答申し、それを受けて北海道の最低賃金は、1円も上がらず2年連続して「時給637円」に据え置かれました。

時給637円の北海道最低賃金は、1か月20日、フルタイムで働いても101,920円にしかならず最低賃金法第1条の「労働者の生活安定・労働力の質的向上・公正競争の確保と国民経済の健全な発展」に寄与するとの目的にかなうものになっているかが問われていること。平成14年度の北海道常用男性労働者の「所定内給与額298,000円(月平均労働時間168時間)」から割り出される「時間額1,774円」、北海道常用女性労働者の「所定内給与額203,600円(月平均労働時間163時間)」から割り出される「時間額1,249円」と比較しても「時給637円」はあまりに低いこと。「時給637円」が、生活保護基準の「札幌市127,599円・旭川市116,228円(18歳単身世帯主・03年4月1日改定)」を下回っており「労働者の生計費」の最低基準が無視されていること。人事院標準生計費は「単身者平均(消費支出)122,120円・非消費支出(税・社会保険料)加算で153,749円」であり、最低賃金での生活がこの北海道でどれほど大変なものかは明らかなこと。などから見て「働けば生活していける最低賃金」に引き上げ、改善が必要です。よって、下記のとおり要望します。

記

- 1 「平成16年度北海道地域最低賃金」を日額表示、月額表示の最低賃金も示し「時間額1,000円以上・日額7,400円以上・月額15万円以上」とすること。
- 2 少なくとも生活保護法に基づいて決定されている18歳単身者の生活保護費を最低賃金の下回らないようにすること。
- 3 全国一律最低賃金制度を確立すること。
- 4 北海道最低賃金審議会の審議は、労働者の意見と生活実態を反映し、意見陳述を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

憲法の平和的民主的原則を擁護する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

近年、現行の日本国憲法について、「制定後60年近くもたつのに変えないのはおかしい」と、改憲を求める動きが強まっています。

しかし、日本国憲法は、戦争放棄はもちろん、国民主権でも基本的人権でも、国民の暮らしの保障でも、世界的にも先駆的な内容を持つものとして、私たち国民が21世紀を平和で豊かに暮らしていく上で、かけがえのない羅針盤だということがますます明白になっています。

憲法第9条の平和条項が、国連憲章が掲げる国際紛争の平和的解決の精神にも合致するものとして、多くの国々で注目され評価されているのはその表れです。いま、アメリカのイラク侵略戦争が泥沼化して破たんを深め、国際紛争の平和的解決に徹する日本国憲法こそその力を発揮できるときです。

また、憲法は国民主権を定め、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と規定しています。

憲法第25条は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、「社会保障の向上」が国の責任としています。憲法第13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の規定は、環境権、プライバシー権の根拠にもなって働いています。

まさに、日本国憲法は、21世紀の国づくりに生かしていくべき宝です。憲法を急いで改定しなければならない理由は何一つありません。

よって、政府と国会が、いまの危険な改憲の動きに反対し、現行憲法の平和的民主的原則を守り抜くために確固とした立場と態度をとるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

障害者等医療費助成制度凍結に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	菊 地	子
	同	斎 藤	博 行
	同	北 野	義 紀

道は、財政難を理由にして、重度障害者、母子世帯、乳幼児、老人の 4 事業での医療費助成制度の見直し（非課税世帯に限る。原則 1 割負担など）による予算削減を 3 月議会で決めました。これに対して障害者、難病患者は、これでは医療を受ける機会が制限されると悲鳴をあげています。

しかし、与党の自民、公明両党は、負担軽減を知事に申し入れるとともに、道保険福祉部は検討委員会を設置しました。これらは 10 月 1 日実施の前提自体が大きく揺らいでいることを示すものです。

障害者など関係者は「今日の制度見直しが実施されれば、定期的な医療サービスを受けている障害者にとって安心して医療を受けられなくしただけでなく、生存権そのものが脅かされる深刻な事態になる」と不安の声をあげています。

生命と健康にかかわる制度改悪について関係者の理解と同意を得ないまま、一方的に実施するのでは説明責任を果たしたとはいえません。

よって道においては、10 月実施は凍結するとともに実効ある医療費負担軽減策をとるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 6 月 23 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 16 年 6 月 23 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

介護保険等の福祉充実に係る意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	菊 地	子
	同	斎 藤	博 行
	同	北 野	義 紀

財務省の諮問機関である財政制度審議会は5月17日、2005年度予算編成に関する建議を提出しました。

この中で、「社会保障費の抑制」を「最重要課題」と位置づけ、従来にもまして強調し、今秋から見直し論議が本格化する介護保険制度では、現在1割の自己負担割合を「若年者の医療保険の負担率水準まで引き上げることで均衡を図るべきだ」として医療保険と同じ3割に引き上げることを提案しています。

しかも介護のコスト意識を喚起し、一定額以下は給付対象から除外する「免責」の導入を求めています。現在の1割負担ですら、受けるべき介護サービスの利用制限となり、生活能力・水準の後退が懸念されているのに、2～3割水準に引き上げられることは、安心できる介護保険制度に逆行するもので、断じて許されません。

また、建議は、生活保護では母子家庭に対する加算を廃止し、補助率を75パーセントから引き下げ国の関与を縮小するよう促しています。しかし、生活保護制度は憲法第25条に基づく生存権を保障すべき国家的責任にかかわるもので、これを後退することはすべきではありません。

政府は、憲法第25条に基づき、介護保険や生活保護など福祉の充実こそ図るよう、要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

米英軍によるイラク捕虜虐待問題の全容解明に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

米英軍によるイラク捕虜および民間人に対する拷問・虐待疑惑が国際問題・社会問題になっています。米国防長官が議会で陳謝しましたが、真相解明は拒んでいます。

電気ショックで拷問、連日の殴打、砂漠で食事抜きに尋問、女性を裸にしてビデオ撮影、軍用犬をけしかけ重症を負わすなど、次々と虐待行為が明るみにでています。

1949年のジュネーブ捕虜条約13条は、捕虜に対する人道的待遇を定め、ジュネーブ文民条約32条は虐待を禁止し、人道的待遇を詳細に規定しています。また、1977年の同条約追加議定書76・77条は女性と児童への保護を定めています。

イラクにおける米英軍の行為は、国際的人道規範に違反・抵触する恐れがあります。

よって本議会は、虐待問題についての全容解明を進めるとともに、今後このようなことのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

2004年度の北海道地域最低賃金引き上げ・改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森	井	秀	明
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	斉	藤	陽	一良

全国的に景気が回復傾向にあるといわれておりますが、本道経済は個人消費の伸び悩み、観光客数の減少など、依然厳しい状況が続いております。また、道内の雇用状況をみても、昨年の年間完全失業率は6.7パーセントと過去最悪を更新しており、改善の兆しが見えておりません。

このような中、北海道の地域別最低賃金は2年連続で据え置かれ、最賃が大きく関係するパート・派遣・契約等の労働者の賃金はもちろんのこと、道内勤労者の賃金据え置き要因の一つにもなっており、本道の消費冷え込みに拍車をかけております。

道内の景気回復にとって個人消費の増大は欠かせないものであり、消費冷え込みを解消するためにも、道内勤労者の賃金と大きな関わりを持つ北海道最低賃金の引き上げは必要であります。

よって、関係機関におかれましては、2004年度の北海道地域最低賃金の引き上げ・改善を図るよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

北方領土問題の解決促進に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	大	橋	一	弘
	同	森	井	秀	明
	同	菊	地	葉	子
	同	佐々木	勝	利	
	同	秋	山	京	子

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、今日もなおその返還が実現しておりません。

昭和20年、当時のソ連邦が不法占拠して以来、50数年間の永きにわたり希望と落胆の交錯する中、北方四島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を超え、一日も早くこの問題が解決されることを熱望しております。

これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきましたが、戦後59年を迎えた今、返還実現の目標を目指し、全国民がよりいっそう運動の盛り上がりを図り、この問題の解決に向けて、政府はこれまで以上の強力な外交交渉により、日本国民の永年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と、日ソ平和条約を締結し真の日ソ友好関係を確立するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上	野	正	之
	同	森	井	秀	明
	同	井	川	浩	子
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	斉	藤	陽一	良

長引く不況とリストラの進行によって雇用不安が拡大しています。そして、年金・医療・介護など社会保障制度の給付削減と負担増によって生活不安もいっそう高まっており、自殺者が年間で 3 万人を超えるという深刻な事態も生まれています。

政府は、平成11年から 3 年間「緊急地域雇用特別交付金」制度を実施し、平成14年度からさらに 3 年間「緊急地域雇用創出特別交付金」制度として継続しました。この交付金制度によって、地方自治体が失業者のさしあたっての就労の場をつくってきており、実績と具体的政策効果は明らかであります。

しかしながら、この交付金制度は本年度末までが期限とされています。

この交付金制度の実施初年度である平成11年度の全国の完全失業率は 3 パーセント台でありましたが、昨年度(平成15年度)は 5 パーセント台に悪化しており、とりわけ北海道は今年 1 ～ 3 月の完全失業率が 6.9 パーセントと全国でも最も深刻な地域のひとつとなっています。

地方財政が大きな困難をかかえているもとで、来年度以降この交付金制度が廃止されるならば、地方自治体の雇用・失業対策に重大な影響が生じるばかりでなく、地域経済にも否定的な影響を及ぼすこととなります。

よって、政府においては緊急地域雇用創出特別交付金制度を平成17年度以降も延長し、予算規模の増額と制度の内容改善を図るよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 6 月 23 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 6 月 23 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

寒冷地手当見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上 野 正 之
	同	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	小 前 真智子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

人事院は、本年度の勧告で寒冷地手当の抜本見直しを行う方針を固め、4月19日には、寒冷地手当の支給対象地域の見直し案を明らかにしました。しかし、この見直し案は、寒冷積雪地の生活実態や地域の実情を全く顧みないものであるばかりか、寒冷地手当制度の意義さえ否定するものであります。

寒冷地手当は、寒冷積雪地に働き、生活するものにとって欠くことのできないものです。しかも、支給対象者が公務員労働者だけでなく、多くの民間企業労働者、農協など団体職員、政府・地方自治体関連職員など多数が準拠しており、見直しの影響は計り知れないものがあります。

さらに、この見直しによって地域経済にも大きな打撃を与えることは必至です。地域経済は長引く不景気により疲弊しており、寒冷地手当の見直しによる消費縮小が地域経済のさらなる悪化に結びつくことが懸念されます。

よって、政府及び人事院においては、本年度の人事院勧告や給与改定に当たっては、このような事情をじゅうぶんに配慮し、現在の寒冷地手当制度や支給水準を維持するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	大	橋	一	弘
	同	大	畠		護
	同	菊	地	葉	子
	同	佐々木	勝	利	
	同	秋	山	京	子

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところではありますが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっています。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われましたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるをえず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾であります。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来しています。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところではありますが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要であります。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求めます。

記

- 1 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等をじゅうぶん踏まえ、その所要総額を確保すること。
特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
- 2 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 3 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
- 4 三位一体改革に当たっては、全体像と行程表を早急に示し、地方公共団体の意向をじゅうぶん尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

各種イベントにおける「ごみゼロ・省エネ化促進法(仮称)」の早期制定を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	護
	同	吹田	友三郎
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

現在、我が国で開催される見本市、文化行事、スポーツなど各種イベントの事業規模は年間 4 兆 5,000 億円(平成 13 年、社団法人日本イベント産業振興協会調べ)に上り、GDP(国内総生産)の約 1 パーセント弱に相当します。会場では多くのごみが出され、紙や電気などの資源が大量消費され、環境に大きな負荷を与えている状況にあります。

近年の地球環境問題への関心や自然との共生に対する認識が高まるなか、各種イベントの実施に当たっては、廃棄物を抑制しつつ、環境と調和し、環境に配慮した取組が求められています。さらに、地球温暖化の進行を背景に省エネの推進が非常に重要な課題の一つになっています。

一部の自治体では既に、イベント開催における取組に関し、「エコイベントマニュアル(環境に配慮したイベント開催システム)」を作成して(1)資料は希望者だけに配布し、持ち帰らない人の資料は回収し、リサイクルする(2)ごみの分別収集の徹底(3)公共交通機関や自転車による来場を呼び掛けるなど、さまざまな工夫でごみゼロ、省エネ化に取り組んでいます。こうした取組を民間にも波及させ、全国的に広げるため、各種イベントのエコ化、グリーン化、省エネ化を促進するための法整備を講ずる必要があります。

今後、政府として、循環型社会形成推進基本計画の着実な推進、環境意識のさらなる浸透を図るなど、いっそうの充実を図るためにも、国が主催する行事から、省資源・省エネの推進、ごみの発生を抑える仕組みづくり等のガイドラインの作成・実施などを図るとともに、全国の各種イベントにおいても実施させていくようにすることが重要であります。

よって、国及び政府に対し、GDP の約 1 パーセント弱にのぼる各種イベントのごみゼロ・省エネ化を推進する「ごみゼロ・省エネ化促進法(仮称)」の早期制定を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 6 月 23 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 6 月 23 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

介護予防対策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠護
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	北野義紀
	同	高橋克幸

我が国は、団塊の世代が65歳以上になる今後10数年の間に、急速に人口の高齢化が進みます。そうした中で、目指すべき社会の姿は「元気な高齢者が多い社会」であり、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らせる社会を築くことが重要な課題であります。

ところが、平成12年4月の介護保険施行後の状況をみると、スタート時の要介護認定者が約218万人から平成15年10月には約371万人へと約7割増加し、高齢者に占める要介護認定者の割合も当初の10パーセントから15パーセントへと上昇しています。特に看過してならないことは、軽度の認定者の増大(全体の伸び率70パーセントに対し、要介護度1 115パーセント、要支援90パーセントの増加)と、軽度の人ほど重度化している割合が高いということであります。

こうした観点から、高齢者が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、これまでも力が入られてきた健康増進・疾病予防の更なる拡充・強化と併せて、要介護状態にならないようにするための介護予防策がいっそうの重要性を増しています。

介護保険制度は施行後5年を目途として制度全般に関する必要な見直し等を行うこととされていますが、その際、現行制度における要支援や要介護度1の軽度の方々の健康増進策の強化を図るとともに、認定外の虚弱の方々を要介護状態にさせないよう新たな介護予防サービスを創設するなど、介護予防対策に全力を上げるべきであります。

さらに、政府においては、我が国の高齢化のピーク時を視野に入れて、「介護予防10か年戦略(仮称)」を立て、全国の市町村に介護予防サービス拠点を整備するとともに、効果のある介護予防プログラムを開発するなど、介護予防対策の更なる拡充を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

若年者雇用政策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

近年、若者の働き方は多様化し、特に定職を持たず、様々な職業を渡り歩くフリーターの数が増加傾向にあります。内閣府の「国民生活白書」（平成15年度版）によると、フリーター数は2001年時点で417万人（15～34歳）に達しています。自らの夢の実現のためにフリーターを選ぶ人もいますが、正社員を志向しながらやむをえずフリーターになる人も7割を超え、という指摘もあり、大きな社会問題になっています。

フリーターであることは生き方の問題として、決して悪いと決めつけることはできませんが、民間の研究機関の調査によれば、フリーターをずっと続けた場合の生涯賃金は正社員の約4分の1、年金受取額では正社員の半分以上という試算もあります。

フリーターを続けることは、生涯において大きなデメリットやリスクをもたらすことは明らかです。また、社会全体としても、フリーターの増加は、我が国の経済成長を阻害する要因になるとも指摘されています。

若者の雇用情勢は依然として厳しいものがあり、政府においては「若者自立・挑戦プラン」の強力な推進を図るとともに、さらに、学校教育の段階からの職業教育の充実や、進路・就職への連携、また、生涯にわたる職業能力習得に対する支援対策の強化などを図り、フリーターなど若年者の雇用問題の解決に、全力で取り組むよう要望します。

記

- 1 「若者自立挑戦プラン10か年戦略」の策定を実施すること。
- 2 学校におけるキャリア教育を支援するため「キャリア教育推進協議会」を各都道府県の教育委員会のもとに設置すること。また、高等学校における進路・就職指導において、商工会議所等と連携し、企業などからの人材を学校に派遣すること。
- 3 英国で実施されている、生涯にわたる能力開発の新たな仕組みとして、パソコン等を活用して様々な場所で職業教育プログラムを気軽に受講できるシステムを創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

30 人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を改定することに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 茂
	同	佐々木 勝利
	同	秋 山 京 子

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、全ての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、義務教育費国庫負担法は、その第1条で、「この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民の全てに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」と定めています。また、昨年施行55周年を迎えた教育基本法は、その第10条において、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであること」また、その考え方を基礎に「教育行政は必要な諸条件の整備確立を行うこと」を定めており、この理念・精神がじゅうぶんに達成されるべく教育行政の不断の努力が求められています。

政府は1985年度以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、また、今国会では教職員給与費の退職手当・児童手当相当分の一般財源化が決まるなど、地方自治体へ負担転嫁とそれに伴う教育費の圧縮が深刻になっています。

さらに、財務省は過去20年間にわたり学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示してきましたが、総務省も学校事務職員給与費の一般財源化の前倒し実施を主張しており、これを契機に義務教育費国庫負担金の全額一般財源化が決まることも危ぐされます。

しかし、憲法の要請するところである義務教育の水準の維持向上と教育の機会均等が国の責任において確保されるべきであることはいうまでもありません。現在、政府が検討中の、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引き下げは、我が国の義務教育を支える国と地方の基本的な役割分担を損ね、地方自治体の財政をいっそうひっ迫させることとなります。また、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大しており、教育費の公費負担がいっそう求められているにもかかわらず、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながることは避けられません。また、深刻化するいじめ・不登校等の問題を解決するためには、30人以下学級を基本にした学級編成と養護教諭・学校事務職員の全校配置などゆとりある教職員定数配置が必須となっており、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度や私学助成の増額などが引き続き重要です。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担法を堅持するとともに、学校事務職員の身分保障を図ること。
- 2 ゆとりある教育の実現のため、30人以下学級を基本とした学級編成を早期に行うこと。
- 3 教科書の無償制度を継続し、私学助成の確保といっそうの充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日

小樽市議会

季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

北海道は、積雪寒冷という厳しい気象条件のもと、冬期間の産業活動に著しい制約を受けるため、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者は建設業を中心に16万3千人を数え雇用労働者の7.0パーセントを占めていますが、そのほとんどが冬期間に離職を余儀なくされている状況にあることから、これら季節労働者の雇用の安定を図ることは本道にとって極めて重要な課題であります。

このため、国の通年雇用安定給付金制度とあわせて、北海道は新たに「季節労働者対策に関する取組方針」を策定し主体的取組強化を通じ、季節労働者の雇用の安定と通年雇用化を促進していくこととしております。

そこで、通年雇用安定給付金制度につきまして、本道季節労働者の雇用の安定と通年雇用化の促進のみならず地域経済の安定にも大きく寄与するなど、極めて重要な制度であることから、平成16年度から実施される制度の見直しに当たって、季節労働者の雇用の安定、社会的セーフティーネットとの観点から、次の事項について実現されるよう要望いたします。

記

- 1 季節労働者の切り捨てにならないよう通年雇用安定給付金制度における激変緩和及び弾力的運用を図ること。
- 2 円滑な冬期技能講習実施のため冬期技能講習助成給付金制度の弾力的運用を図ること。
- 3 今後の季節労働者対策を検討するため道内関係団体を含めた協議の場を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

認可外保育所の保育料を消費税非課税扱いとすることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	護
	同	吹田	友三郎
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

現在、国では待機児童ゼロ作戦を推進し、国を挙げて待機児童解消に取り組んでいます。

また、本道においても、認可保育所の整備を続けるとともに、独自の保育策として、認可外保育所、共同保育所などの小規模な非認可保育所は、0歳児や長時間保育など、独自の事業が待機児童解消のための有効な政策として機能していることは、国も認めているところです。

平成16年4月1日からの改正消費税法の適用によって、認可外保育所を運営する多くの事業者が消費税課税事業者となり、利用する保護者の消費税負担の増あるいは事業者負担増となります。認可外保育所といえども児童福祉法に定める認可保育所に準じた施設であり、負担増は利用に対する影響が懸念されることになります。

よって、国におかれては、次世代育成支援対策を推進し保育施策の充実を図る国の施策とも照らし、公的役割を果たしている認可外保育所の保育料を消費税非課税扱いとするよう税制度の改正を行うことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月23日
小樽市議会

議決年月日	平成16年6月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成16年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成16年6月7日～平成16年6月23日（17日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成16年度小樽市一般会計補正予算	H16.6.7	市長	—	—	—	—	H16.6.7	可決
2	平成16年度小樽市一般会計補正予算	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
修正案 第2号	平成16年度小樽市一般会計補正予算 に対する修正案	H16.6.23	議員	—	(予算)	(H16.6.18)	(否決)	H16.6.23	否決
3	平成16年度小樽市老人保健事業特別 会計補正予算	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
4	小樽市地方港湾審議会条例の一部を 改正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	経済	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
5	小樽市知的障害児通園施設条例の一部 を改正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
6	小樽市こども発達支援センター条例 案	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
7	小樽市老人医療助成条例の一部を改 正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
8	小樽市福祉医療助成条例の一部を改 正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
修正案 第8号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改 正する条例案に対する修正案	H16.6.23	議員	—	(予算)	(H16.6.18)	(否決)	H16.6.23	否決
9	小樽市道路占用条例及び小樽市都市 公園条例の一部を改正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	建設	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
10	小樽市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	総務	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
11	小樽市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	総務	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
12	小樽市火災予防条例の一部を改正す る条例案	H16.6.7	市長	H16.6.15	総務	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
13	公の施設の指定管理者の指定につい て	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
14	不動産の処分について	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	可決	H16.6.23	可決
15	工事請負契約について[廃棄物最終処 分場浸出水処理施設増設工事]	H16.6.7	市長	H16.6.15	厚生	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
16	町の区域の新設及び変更について	H16.6.7	市長	H16.6.15	厚生	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
17	小樽市非核港湾条例案	H16.6.7	議員	H16.6.15	総務	H16.6.21	否決	H16.6.23	否決
18	工事請負契約について[公営住宅建替 工事]	H16.6.15	市長	H16.6.15	建設	H16.6.21	可決	H16.6.23	可決
19	小樽市吏員懲戒審査委員会委員の選 任について	H16.6.23	市長	—	—	—	—	H16.6.23	同意
報告 1	専決処分報告（小樽市税条例の一部 を改正する条例）	H16.6.7	市長	H16.6.15	予算	H16.6.18	承認	H16.6.23	承認
報告 2	専決処分報告（損害賠償額につい て）	H16.6.7	市長	H16.6.15	厚生	H16.6.21	承認	H16.6.23	承認
意見書案 第1号	平成16年度の北海道最低賃金引き上 げ・改善を求める意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	否決
意見書案 第2号	憲法の平和的民主的原則を擁護する 意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	否決
意見書案 第3号	障害者等医療費助成制度凍結に関す る意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	否決
意見書案 第4号	介護保険等の福祉充実に関する意見 書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	否決
意見書案 第5号	米英軍によるイラク捕虜虐待問題の 全容解明に関する意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	否決
意見書案 第6号	2004年度の北海道地域最低賃金引き 上げ・改善を求める意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	否決
意見書案 第7号	北方領土問題の解決促進に関する意 見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第 8 号	緊急地域雇用創出特別交付金制度の 延長・改善を求める意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 9 号	寒冷地手当見直しに関する意見書 （案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 10 号	地方分権を確立するための真の三位 一体改革の実現を求める意見書 （案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 11 号	各種イベントにおける「ごみゼロ・省 エネ化促進法(仮称)」の早期制定を求 める意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 12 号	介護予防対策の拡充を求める意見書 （案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 13 号	若年者雇用政策の拡充を求める意見 書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 14 号	30 人以下学級実現等教育予算の充 実を求め、義務教育費国庫負担法を 改定することに反対する意見書 （案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 15 号	季節労働者の雇用と生活安定を求め る意見書（案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
意見書案 第 16 号	認可外保育所の保育料を消費税非課 税扱いとすることを求める意見書 （案）	H16.6.23	議員	—	—	—	—	H16.6.23	可決
その他会 議に付し た事件	財政の健全化について（総務常任委 員会所管事項）	—	—	—	総務	H16.6.21	継続 審査	H16.6.23	継続 審査
	経済の活性化について（経常任委 員会所管事項）	—	—	—	経済	H16.6.21	継続 審査	H16.6.23	継続 審査

（ ）内にある修正案第 2 号及び第 8 号は、平成 16 年 6 月 18 日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
46	「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直し、すべての学校で30人以下学級を実現するとともに、小樽市内の高等学校の間口維持を求める意見書提出方について	H16.6.14	H16.6.21	不採択	H16.6.23	不採択
47	「教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書」の採択方について	H16.6.14	H16.6.21	不採択	H16.6.23	不採択
49	放課後児童クラブの有料化に反対し、内容の充実要請方について	H16.6.14	H16.6.21	不採択	H16.6.23	不採択

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方等について	H16.3.1	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
25	市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方について	H15.12.10	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反对方について	H16.3.3	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
44	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方について	H16.6.9	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
45	「保育所運営費の一般財源化及び施設整備費の削減」に関する意見書提出方について	H16.6.10	H16.6.21	不採択	H16.6.23	不採択
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査

4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H16.6.21	継続審査	H16.6.23	継続審査

予算特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	「小樽市幼児ことばの教室」の稲穂小学校併設存続方について	H15.12.9	H16.6.18	採 択	H16.6.23	採 択
28	乳幼児医療費拡充方について	H15.12.10	H16.6.18	不 採 択	H16.6.23	不 採 択
32	母子家庭医療助成の現行どおりの継続方について	H15.12.10	H16.6.18	不 採 択	H16.6.23	不 採 択
36	各種医療助成制度（老人・重度心身障害者・乳幼児・母子）の医療助成削減反対方について	H16.3.3	H16.6.18	不 採 択	H16.6.23	不 採 択
42	重度心身障害者医療給付事業の存続・拡充方について	H16.6.1	H16.6.18	不 採 択	H16.6.23	不 採 択
43	「重度心身障害者医療費助成制度」の見直しの撤回と制度の充実方について	H16.6.8	H16.6.18	不 採 択	H16.6.23	不 採 択